

# 経済社会の構造変化を踏まえた税制の あり方に関する論点整理

平成 27 年 11 月  
税 制 調 査 会

# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1部</b>	
今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理 .....	3
I. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的見直しの必要性 .....	
1. 個人所得課税を巡る経済社会の構造変化 .....	3
2. 資産課税を巡る経済社会の構造変化 .....	4
3. 税制の構造的見直しの必要性 .....	4
II. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方 .....	
1. 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点から の所得控除方式の見直し .....	5
(1) 若年層・低所得層を取り巻く負担の現状と経済社会の構造変化 .....	5
(2) 所得控除方式の見直しにあたっての考え方 .....	6
2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控 除」の重要性 .....	8
(1) 「所得計算上の控除」と「人的控除」の役割 .....	8
(2) 働き方の多様化等と「人的控除」の重要性 .....	9
3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築 .....	10
(1) 老後の生活への備えを巡る環境変化 .....	10
(2) 働き方・ライフコースに影響されない公平な制度の構築 .....	11
4. 地域の公的サービスを支える個人所得課税のあり方 .....	11
5. 個人所得課税改革の意義 一社会的なセーフティネットの再構築と経済の 成長基盤の強化 .....	13
III. 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方 .....	
1. 資産課税を巡る経済社会の構造変化 .....	14
2. 相続税の見直しにあたっての考え方 .....	15
(1) 資産再分配機能の適切な確保 .....	15
(2) 「老後扶養の社会化」の進展を踏まえた遺産の社会還元 .....	16
3. 贈与税の見直しにあたっての考え方 一格差の固定化防止を図りつつ、資 産移転の時期の選択により中立的な制度の構築 .....	17
4. 固定資産税の見直しにあたっての考え方 .....	17
IV. 今後の検討にあたって .....	
(参考資料) .....	18
	20

## 第2部

### 我が国経済社会の構造変化の「実像」について

～成長基盤と生活基盤の再構築に向けて～ ..... 37

I. 我が国経済社会の構造変化の「実像」の特徴 ..... 37

1. 若年層を中心とする低所得化と少子化、家族モデルの変容 ..... 37

2. 会社・家族のセーフティネット機能の低下と新たな課題  
～生活基盤が脆弱化するリスク～ ..... 38

3. 生産年齢人口の減少と人的資本形成の阻害  
～成長基盤が損なわれるおそれ～ ..... 39

II. 今後への視点 ～今後の税制等の諸制度のあり方を考えるための視座～ ..... 39

1. 希望すれば誰もが結婚し子どもを産み育てられる生活基盤の確保 ..... 40

2. 就労等を通じた社会とのつながりの回復 ..... 41

3. 経済力を踏まえた再分配機能の再構築 ..... 41

III. 結びにかえて ～成長基盤と生活基盤の再構築に向けて～ ..... 42

(参考) 我が国経済社会の構造変化に関する諸データや有識者からヒアリングの  
概要 ..... 45

I. データから見えてくる我が国経済社会の構造変化の概要 ..... 45

1. 人口構造の変化 ..... 45

2. 経済・産業構造の変化 ..... 49

3. 家族の変化 ..... 50

4. 働き方の変化 ..... 53

5. 家計・再分配の変化 ..... 56

II. 有識者からのヒアリングの概要 ..... 103

## はじめに

本年 6 月 30 日に閣議決定された「骨太方針 2015」（「経済財政運営と改革の基本方針 2015」）において、税体系全般にわたるオーバーホールを進める中で、「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てるにより経済成長の社会基盤を再構築する」との方向性が示された。また、税制の構造的な見直しについて、政府税制調査会を中心に具体的な制度設計に速やかに着手することとされた。

当調査会は、これに先だって、平成 26 年 11 月にとりまとめた「一次レポート」（「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」平成 26 年 11 月 7 日・税制調査会）において、「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性について指摘した。さらに、働き方の多様化等を踏まえ、より深く検討を行うべき課題を示した。「骨太方針 2015」の方向性は、当調査会の問題意識とまさに軌を一にするものである。<資料 1>

当調査会は、経済社会の構造変化の「実像」を把握し、「一次レポート」で示した問題意識をさらに発展させるべく、諸データの分析や有識者からのヒアリングを行った。こうした取組を通じ、この四半世紀の間に、人口減少やグローバル化が進展する中で、働き方や家族のあり方、所得・資産の分布等の面で、無視しえない大きな構造変化が生じていることが確認された。若い世代に光を当て、「成長基盤」と「生活基盤」を再構築するとの基本的な視点から、税制をはじめとする社会システムを改革していくことが不可欠である。

こうした状況認識の下、個人所得課税や資産課税について、制度の沿革を振り返り、国際比較を行うことを通じ、その構造的特徴を把握するとともに、社会保険料を含めた負担構造の推移の分析や国際比較を行うなど、課題を浮き彫りにするための多角的な議論を重ねた。

本論点整理は、これまでの審議を踏まえ、第 1 部において、中期答申に向けて議論を進めていくにあたっての検討課題を整理するとともに、第 2 部において、税制をはじめとする諸制度について検討するための基礎として、この四半世紀の間の我が国経済社会の構造変化の「実像」を把握し、その特徴とそこから導き出される視点を示したものである。当調査会としては、本論点整理を契機として、税制にとどまらず、経済社会を支える様々な制度や政策のあり方にについて幅広い検討がなされることを期待したい。

# 第 1 部

## 第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

### I. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的見直しの必要性

#### 1. 個人所得課税を巡る経済社会の構造変化

個人をとりまく社会環境は、この四半世紀の間に、大きく変化した。経済・産業のグローバル化等を背景として、年功賃金・終身雇用の正社員を核とする日本型雇用システムは維持できなくなってきた。若い世代においても非正規雇用が拡大し、ライフサイクルの中で賃金水準の上昇を享受できない人々が増加しており、会社が提供してきた従来のようなセーフティネット機能が低下している。また、家族を形成する経済的余裕のない若年層も増加しており、家族がいても十分な経済力がなく、お互いの生活を支えることができない場合が増えるなど、家族のセーフティネット機能も低下している。若年層・低所得層が意欲を持って働き、安心して結婚し子どもを産み育てることができるようとする観点から、所得再分配機能の重要性が高まってきている。

女性や高齢者の就労の拡大、正規雇用の多様化、転職機会の増加等、働き方が多様化している。自営業主の中でも商店主や農家等のような伝統的な自営業主が減少し、請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっている。働き方の違いによって不利に扱われることのない中立的な制度を構築する必要がある。このような見直しは、個人が多様な働き方や起業形態を通じて能力と個性を発揮できる環境を整備することにもつながる。

高齢化の進展等により、公的年金の給付水準については、中長期的な調整が行われていく見込みとなっており、また、公的年金を補完することが期待されてきた企業年金についても、就労形態や勤務先企業によって実施状況が異なっている。会社や家族のセーフティネット機能が低下し、生涯を通じたリスクが高まっている中、現役世代が老後の生活等に備えるための自助努力を行うことに対する支援が重要となっている。

## 2. 資産課税を巡る経済社会の構造変化

この四半世紀の間、経済のストック化の進展に伴い、金融資産の蓄積が進む一方、その分布は一部の高齢者に偏在しており、相続を機会に高齢世代の資産格差が次世代へ引き継がれる可能性が高まっている。さらに、今後の人口動態の変化を踏まえれば、少子化の更なる進展等により、こうした可能性は一層高まっていくことが見込まれる。このため、資産格差が次世代における機会格差につながらないよう、資産再分配機能の重要性が高まっている。また、これまで家族が支えてきた老後の扶養を公的な社会保障制度の充実により社会的に支える、いわゆる「老後扶養の社会化」が相当程度進展している。

他方、高齢化の進展により、相続人自身も高齢者となる、いわゆる「老老相続」が増加している。これに伴い、相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択により中立的な制度を構築することが重要となっている。

## 3. 税制の構造的見直しの必要性

上に述べた変化は、この四半世紀の間に生じた経済社会の構造変化の一部に過ぎないが、その影響は極めて大きく、税制の構造に踏み込んだ抜本的な見直しが必要となっている。今後、まずは個人所得課税及び資産課税を中心に中期的な税制のあり方について検討を深めていくこととしたい。

なお、消費税、法人課税については、大きな改革の方向性が既に示されており、着実に取組を進めることが当面の課題となる。消費税については、「社会保障と税の一体改革」の一環として、社会保障財源化されるとともに、平成26年4月に税率が5%から8%に引き上げられ、平成29年4月には10%への引上げが予定されている。法人課税については、当調査会がとりまとめた「法人税の改革について」（平成26年6月・税制調査会）を踏まえ、企業の「稼ぐ力」の向上を後押しすべく、課税ベースの拡大と併せた実効税率の引下げによる「成長志向の法人税改革」が進められている。数年で法人実効税率を20%台まで引き下げるを目指し、今後とも改革を着実に推進する必要がある。

## II. 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

### 1. 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し

#### (1) 若年層・低所得層を取り巻く負担の現状と経済社会の構造変化

個人所得課税については、消費税の創設（平成元年施行）を含む昭和62・63年の抜本的税制改革において負担軽減を実施した。さらに、平成6年の税制改革において、中高所得層を中心に所得水準の上昇に伴う負担累増感を緩和する観点から、税率構造について大幅な累進緩和が行われた。

この見直しは、当時、

- ・ 我が国における所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化していたこと
- ・ 年功序列の下で収入が勤続年数に応じて増加していくサラリーマンが一般的であったこと

を踏まえて行われたものであったが、結果として所得再分配機能が低下したことは否めない。その後、最高税率の引上げや給与所得控除の見直しなどが行われたものの、現在の累進構造は、平成6年以前と比べると緩やかなものとなっている。

社会保険料については、被用者は報酬比例方式で一定所得水準での頭打ちがあるとともに、自営業主等は定額となっている。この結果、社会保険料の負担構造は所得が高いほど負担率が低くなる、いわゆる逆進性を有している。また、個人所得課税における課税所得の計算上、社会保険料は所得控除されるため、社会保険料負担の増加は税負担を軽減する効果があるが、その効果は適用税率が高いほど大きい。このような負担構造の下、平成6年以降、高齢化の進展や社会保障関連施策の充実に伴い社会保険料負担が順次引き上げられてきている。

これらの結果、平成6年の税制改革から現在までの約20年間において、個人所得課税・社会保険料を合わせた実効負担率は、低所得層において増加する一方、高所得層において低下している。また、昭和62・63年の抜本的税制改革以来の四半世紀の間で見ると、低所得層における負担の増加と中堅所得

層以上の負担減が生じている<sup>1</sup>。<資料2、3>

一方、平成6年の税制改革以降の約20年間において、若年層・低所得層を取り巻く経済社会の状況は大きく変化した。若年層における非正規雇用の増加等により所得格差が拡大し、所得再分配機能の重要性が高まっていることに加え、「片働き世帯」に代わって「共働き世帯」が主流となり、子どものいない世帯が増加するなど、人々の働き方や家族のあり方を巡る状況も大きく変化している。

## (2) 所得控除方式の見直しにあたっての考え方

若年層・低所得層を取り巻く変化は、労働市場の変容や社会保険料負担の増加など、複数の政策分野にまたがって生じている。若年層を中心とする低所得層の働く意欲を阻害せず、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しするためには、社会保障制度、労働政策等の関連する制度や政策との連携を含めた総合的な対応を検討することが必要である。

その一環として、個人所得課税については、所得再分配機能の回復を図り、経済力に応じた公平な負担を実現するための見直しを行う必要がある。また、「一次レポート」は、「結婚して夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性を踏まえつつ、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点から、配偶者控除の見直しを軸とする5つの選択肢を提示した。生活を支えるために夫婦共に働く世帯の増加を踏まえ、これらの選択肢についてさらに検討を深める必要がある。今回、経済社会の構造変化の「実像」を把握してきた中で、所得格差の拡大が家族を形成できる人とできない人の分断を生んでいるとの指摘もあった。今後の検討にあたっては、家族の形成を社会全体で支えるという視点も重要な要素となっている。その際、「ひとり親世帯」や単身の低所得者も存在することから、世帯の多様性を踏まえた丁寧な議論が必要である。

(参考) 「一次レポート」においては、働き方の選択に対して中立的な税制の構

---

<sup>1</sup> 日本の社会保障給付は、公費により賄われている割合が高く、その多くが公債発行に依存している。このため、日本の個人所得課税・社会保険料負担は、日本と同様に広く国民一般を対象とした社会保険方式の公的医療制度を持つドイツやフランスと比べれば、低水準に抑えられていることにも留意する必要がある。

築にあたっての選択肢として、①配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充、②配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充、③いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充、④いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充、⑤「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充、を提示した。

個人所得課税の所得再分配機能の回復を図るために、税率構造の見直しと課税ベースの見直しの双方が考えられる。しかし、国・地方を合わせた個人所得課税の最高税率は既に55%に達している。最高税率の見直し等による限界税率の引上げについては、人の移動がグローバル化していることや、労働供給の阻害要因となるおそれがあることに留意が必要である。所得控除方式<sup>2</sup>を採用している諸控除を見直し、税負担の累進性を高めることを通じて、低所得層の負担軽減を図っていくことを中心に検討すべきである。<資料4、5>

所得控除方式による諸控除のうち「人的控除」は、納税者の家族構成などの事情に応じ、一定水準までの所得には課税しないこととするための機能を果たしている。同時に、所得控除なしで税率を適用する場合と比べると、実効税率(所得に対する税額の割合)の低下幅が低所得者ほど大きくなるなど、税負担の累進性を確保する機能も有している。他方で、適用される限界税率が高い高額所得者ほど軽減される税額が大きくなることから、所得再分配機能を高める観点から、所得控除方式に代わる制度のあり方についても検討を行う必要がある。<資料6>

諸外国の個人所得課税においても、我が国と同様に、納税者の家族構成などの事情を踏まえつつ、一定水準までの所得には課税しないという考え方が採られているが、それを実現するための方式は一様ではない。例えば、①課

---

<sup>2</sup> 我が国の個人所得課税においては、個人の様々な事情を踏まえた税負担能力(担税力)の減殺に対する斟酌や各種の政策上の配慮を行うため、課税対象となる所得を計算する過程で一定の金額を所得から控除する所得控除方式が採用されている。所得控除をその性格に応じて大別すると、①基礎控除、配偶者控除、扶養控除等の人的控除、②災害等や疾病に伴う一定金額以上の支出による担税力の減殺を調節するための雑損控除、医療費控除、③社会保険料などの負担に着目した社会保険料控除等、④政策的な目的に基づく寄附金控除、生命保険料控除といった類型が挙げられる。

税所得の一部にゼロ税率を適用することにより税負担を求めないこととする方式（参考1）、②一定の所得金額に最低税率を乗じた金額を税額から控除することにより税負担を軽減する方式（参考2）といった例が見られる。また、③所得控除方式の下においても、控除額に一定の上限を設け、所得の増加に応じて控除額を遞減・消失させる方式を採用している例も存在する（参考3）。これら的方式の下では、ゼロ税率及び税額控除の場合には、所得水準にかかわらず一定の税負担の軽減がなされ、遞減・消失型の所得控除の場合には、高所得層の税負担軽減額が制限されるため、我が国の所得控除方式と比べ、より累進的な税負担の構造を実現することが可能となる。<資料7、8>

（参考1）ドイツ、フランス等の諸外国においては、所得控除方式の基礎控除が存在しない一方、課税所得の一部にゼロ税率を適用する制度が導入されている。

（参考2）カナダにおいては、基礎控除等の人的控除について、一定の所得金額が設定され、この額に最低税率を乗じた金額を税額から控除する仕組みが採用されている。こうした仕組みは、当該一定の所得金額が、最低税率が適用される所得のプラケットの範囲内であれば、ゼロ税率と同様の効果がある。

（参考3）アメリカの人的控除やイギリスの基礎控除においては、所得控除の仕組みとしたままで、控除額に一定の上限を設け、所得の増加に応じて控除額を遞減・消失させる仕組みが採用されている。

今後、これらの諸外国の例も参考にしつつ、所得控除方式を探っている諸控除のあり方について、それぞれの控除の性格や経済社会の構造変化も踏まえ、見直しの要否や、見直し後の新たな制度の基礎となる考え方を含めて幅広く検討していく必要がある。

## 2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

### （1）「所得計算上の控除」と「人的控除」の役割

我が国の個人所得課税においては、所得はその源泉や性質に応じて10種類

の所得区分に分けられ、原則として、それぞれ必要経費や所得の種類に応じた「所得計算上の控除」を差し引いた上で合計し、この合計金額から、「人的控除」等の所得控除を行って、課税所得を計算する仕組みとなっている。「所得計算上の控除」は、所得の稼得に要する必要経費の概算控除としての性格を有するとともに、所得の種類ごとに負担調整を行う機能を有している。

我が国においては、シャウプ勧告を受けた昭和 25 年の税制改正において、納税者の個人的事情に適合した課税を実現する等の観点から、基礎控除、扶養控除といった「人的控除」の拡充が図られたが、当時の財政状況等を踏まえて小幅なものに止まった。その後、年功賃金・終身雇用を核とする日本型雇用システムの下で、給与所得者が増加し納税者の大半を占めるに至る中で、個人所得課税の負担軽減を行う際には、「所得計算上の控除」に著しく依存した見直しが行われてきた。一方で、「人的控除」は、累次の税制改正において拡充してきたものの、所得水準の伸びほどには拡充されてこなかった。その結果、我が国の個人所得課税においては、税負担の調整に際して「人的控除」の果たしている役割が比較的小さなものに止まっている。

## (2) 働き方の多様化等と「人的控除」の重要性

他方、我が国における働き方については、非正規雇用の増加に伴う若年就労の不安定化等に止まらず、正規雇用の多様化、退職金も含めた賃金形態の多様化、転職機会の増加等、様々な面で多様化している。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が高まっていることも指摘されており、給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れています。<資料 9、10>

また、非正規雇用の増加により所得格差が拡大しており、家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増えているとの指摘もあるなど、家族のセーフティネット機能が低下している。

これらの変化を踏まえると、個人所得課税における税負担の調整のあり方としては、所得の種類ごとに様々な負担調整を行うのではなく、家族構成などの個人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の重要性が高まっていると考えられる。税負担の調整における「人的控除」の役割を高めるとともに、そのあり方を所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から見直していく必要がある。今後、このような観点から、

「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していくべきである。その際、様々な経済社会の構造変化を踏まえ、それぞれの控除の役割を見直すとともに、できる限り簡素な制度を構築するという視点も重要なである。<資料 11>

(参考) 主要諸外国の個人所得課税について見てみると、総じて言えば、税負担の調整における人的控除の役割が大きい。

- ・ アメリカにおいては、原則として勤労性の所得を含む全ての所得を一体的に総合課税の対象とした上で、全ての類型の収入に関し統一的に用いることのできる概算控除・人的控除が設けられている。イギリス・カナダにおいては、同様の総合課税の下、人的控除を主体とする税負担の調整が行われている。
- ・ ドイツ及びフランスにおいては、給料や公的年金に関し、実額の概算等の性格を有する特別の控除が存在するが、その額は比較的小額に止まっており、基本的には人的控除等で税負担の調整を行っている。

### 3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

#### (1) 老後の生活への備えを巡る環境変化

高齢化の進展に伴い貯蓄率が低下する中、我が国の経済の成長基盤を維持するためには、個人金融資産を効率的に活用する必要性が増している。また、公的年金の給付水準について中長期的な調整が行われていく見込みとなっている中、会社や家族のセーフティネット機能も低下しており、生涯を通じて個人が低所得に陥るリスクが高まっている。公的年金を補完することが期待されてきた企業年金についても、実施する企業が減少し、特に中小企業においては、企業年金を実施できない企業が多いのが実情である。このため、厚生年金被保険者の6割以上が企業年金に加入できていない。また、働き方が多様化する中で、自営業主の中にも使用従属性の高さという意味では雇用者に近い者の割合も増加している。このような中で、現役時の働き方や勤め先の違いが老後所得の格差に影響しているとの指摘もある。企業年金制度自体の見直しに加えて、就労形態や勤務先企業にかかわらず、公平に自助努力を支援する必要性が増している。

## (2) 働き方・ライフコースに影響されない公平な制度の構築

老後の生活に備えるための個人の自助努力に関連する現行の税制上の仕組みとしては、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆるNISAなどの金融所得に対する非課税制度のほか、企業年金・個人年金等に関連する諸制度が存在する。これらの制度は、就労形態や対象となる金融商品に応じて利用できる制度が細分化されており、個人の働き方やライフコースによって、受けられる税制上の支援の大きさが異なっている<sup>3</sup>。このため、金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に、幅広く検討していく必要がある。

<資料 12~14>

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた体系的な課税のあり方について、公平な税負担の確保や、高齢化の進展、貯蓄率の低下等の構造変化を踏まえた検討が必要である。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

金融所得に対しては、他の所得と分離して比例的な税率で課税するとともに損益通算の範囲を拡大する金融所得課税の一体化の取組が進められてきた。今後とも、グローバルに移動する資本から生じる所得に対して累進的な税負担を求めるることは難しいことも踏まえ、金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要がある。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意することが求められる。<資料 15>

## 4. 地域の公的サービスを支える個人所得課税のあり方

人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行し、また、働き方が多様

---

<sup>3</sup> 平成27年度税制改正案においては、個人型確定拠出年金の加入可能範囲の拡大（国民年金の第3号被保険者、公務員、企業年金加入者が加入可能となる。）等が盛り込まれているが、引き続き、就労形態や勤務先企業の企業年金等の実施状況によって個人が受けられる支援の程度が異なる状況が続いている。（現在、関連法案（確定拠出年金法等一部改正法案）が国会審議中）

化し家族のセーフティネット機能が低下するという社会状況の変化がある中、若年層・低所得層が意欲を持って働き、安心して結婚し子どもを産み育てることができる社会を構築するためには、その基盤として、地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠である。

このため、地方税である個人住民税を考える場合、若年層・低所得層の税負担への配慮等の観点から個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体が住民サービスを提供することが社会的セーフティネットにおいて重要な位置を占めていることを踏まえたその財源の適切な確保という観点が極めて重要である。この観点から考えると、税源の偏在性が小さく税収が安定的な、地方自治を支える基幹税としての個人住民税の果たす役割は、今後とも重要である。

個人所得課税の再分配機能の回復を図り、税負担の調整のあり方を再構築する観点から控除のあり方を全体として検討するにあたっては、所得税における控除のあり方と併せて、個人住民税における控除のあり方も検討課題となる。その際には、個人住民税が比例税率であることから各種方式の選択による税負担調整の効果に制約があることに加え、上に述べたような個人住民税の果たすべき役割を踏まえた検討を行う必要がある。また、検討にあたっては、マクロでの財源確保と併せて、個人住民税の税収の地域間の格差を拡大しないようにするといった視点も重要である。

個人住民税は、地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分担するという独自の性格（地域社会の会費的性格）を有しており、このような性格から、幅広い納税義務者から一定額の税負担を求める均等割が存在し、また、比例税率である所得割においても低めの課税最低限が設定されている。税負担の調整のあり方の再構築の観点から個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、課税最低限等については、個人住民税においては地域社会の会費的性格から広く住民が負担すべきであることを踏まえ、納税義務者数の減少を招かないように留意すべきである。<資料 16～19>

さらに、様々な社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税制度における課税・非課税の別や、その合計所得金額、基礎控除後の総所得金額等などが広く用いられていること、また、個人住民税制度における非課税限度額の基準が生活保護基準額を勘案して設定されていることなど、社会保障制

度と個人住民税制度が実質的にリンクしていることにも留意が必要である。今後、個人住民税制度における基準等の見直しを具体的に検討するにあたっては、マイナンバー制度の導入により所得把握の精度向上が見込まれることも踏まえつつ、社会保障制度との整合性も念頭に置いた対応が必要となると考えられる。<資料 20、21>

## 5. 個人所得課税改革の意義 — 社会的なセーフティネットの再構築と経済の成長基盤の強化

この「基本的な考え方」が目指す個人所得課税の改革は、若年層を中心とする低所得層の働く意欲を阻害せず、安心して結婚し共に働きつつ子どもを産み育てることができる生活基盤を確保するため、経済力に応じ必要な負担を求めようとするものである。また、働き方が多様化する中で、個人がどのような働き方を選択しても有利不利が生ずることなく、意欲的に働き、家族を形成し、老後の生活に備え、最大限に能力と個性を発揮できる社会環境を整備するものである。

このような改革は、若年層・低所得層のみならず、経済力のある層を含め、国民が安心して暮らせる社会的なセーフティネットを再構築し、経済の成長基盤を強化していくとの意義がある。具体的には、

- ① 現在の我が国社会においては、経済と労働市場を巡る環境変化により、会社や家族のセーフティネット機能が低下し、今は順調な人生を送っている経済力のある層についても、失業や病気等をきっかけとして低所得に陥るリスクが大きくなっている。所得再分配機能を高めることは、経済力がある者も含む社会全体のセーフティネットを充実させ、社会の安定性の維持につながる。
- ② 若年層・低所得層の活力を維持していくことは、将来の社会保障制度の持続可能性を高める上でも不可欠である。壮年層にとっては、自らが高齢者となったときに社会保障をはじめとする公的サービスを支えていくのは現在の若年層である。その活力を維持することは、壮年層にとっても将来に備えるセーフティネットとして重要である。
- ③ 若年層を中心とする低所得層の働く意欲を阻害しないことは、経済の活

力を維持することにつながる。また、個人が等しく機会を得て最大限に能力と個性を発揮できる社会環境を整備することは、経済全体の生産性の向上にもつながる。さらに、若い世代に経済的な余裕がないことが、子どもを産み育てることをためらわせる要因ともなっていることも踏まえれば、個人所得課税の改革は、社会全体にとって、経済の成長基盤を強化し、人口減少問題に対応していく上で重要である。

- ④ 所得再分配機能を高めることは、所得の格差が子どもへの教育投資に影響を与えること等を通じて、世代を超えて格差が継承・固定化することを防ぎ、人的資本の蓄積の向上を通じて潜在成長力を高め経済の成長基盤の強化につながるものと考えられる。

(参考) OECD報告「格差と成長」(2014)

- ・ 格差は、社会的に不利な状況に置かれている者の教育機会と技能開発を損ない、これは経済成長を妨げるだけでなく、格差の固定化につながるおそれがある。
- ・ OECD諸国の中 1990 年から 2010 年の 25 歳～64 歳人口 1 人あたりの GDP 成長率を分析すると、ジニ係数の 3 ポイントの上昇は、当該成長率を毎年 0.35%ずつ、過去 25 年間で累積的に 8.5%低下させている。

今後、個人所得課税の改革について、このような意義を念頭に置き、「骨太方針 2015」で示された税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行うとの観点から、検討を深めていくことが必要である。

### III. 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

#### 1. 資産課税を巡る経済社会の構造変化

この四半世紀を見ると、経済のストック化の中で、家計資産における金融資産の額が著しく増加しており、特に、高齢者世帯ほど資産蓄積が多く、家計資産の格差も高齢者世帯において顕著となっている。その一方で、現役世代にとっては、世帯収入の減少により、所得の一部を貯蓄し、資産を形成し

ていくという道が細くなっていることがうかがえる。<資料 22>

また、高齢化の進展により、相続人自身も高齢者となるいわゆる「老老相続」が増加している。「老老相続」では、相続時点で既に相続人自身の資産形成が相当進んでおり、相続財産が相続人の生活基盤を形成するという意味合いは従来に比して一層薄れてきている。<資料 23>

さらに、今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持・形成に寄与することとなっている。このため、相続によって次世代の一部に引き継がれる資産には、「老後扶養の社会化」を通じて蓄積されたものという側面もある。

次の四半世紀の人口動態の変化を見ると、死亡者数は増加を続けることから、今後、相続による大規模な世代間の資産移転が発生することが見込まれる。他方、出生率の低下により相続人の数は年々減少してきており、今後もそうした傾向が続くものと見込まれるため、相続人の取得する一人あたり財産額はさらに増加していくと考えられる。これらを踏まえると、相続を機会に高齢世代内の資産格差が次の世代に引き継がれる可能性が一層増してきている。<資料 24、25>

また、地域別の人団について、この 15 年間でみると、三大都市圏では増加する一方、地方圏では減少しており、次の 10 年間ではほぼ全ての都道府県で減少し、高齢化もさらに進展する見込みである。<資料 26、27>

地価については、10 年前は全ての都道府県で下落していたが、足下の三大都市圏平均では、住宅地、商業地ともに上昇を継続し、地方圏平均では、住宅地、商業地ともに下落率が縮小している。今後、人口減少の進展等に伴う地価の変動が見込まれる。<資料 28>

## 2. 相続税の見直しにあたっての考え方

### (1) 資産再分配機能の適切な確保

相続税については、主にバブル期における地価の上昇等に伴い、負担軽減の観点から基礎控除の引上げや税率構造の緩和、居住及び事業の承継等に配慮した各種特例の拡充が行われ、さらに、平成 15 年度税制改正では最高税率

の引下げを含む税率構造の緩和が行われた。一方、地価の下落に伴った見直しが行われてこなかったことから、相続税の負担は大幅に緩和され、その資産再分配機能は大きく低下していた。

こうした中、「社会保障と税の一体改革」の一環として、税制全体としての再分配機能の回復を図るため、資産課税についても見直しを行うこととされた。そこで、平成 25 年度税制改正では、相続税の資産再分配機能を回復させるため、基礎控除については、物価・地価が現在と同程度であった昭和 50 年代後半と実質的に同水準まで引き下げるという考え方で見直しが行われた。また、税率構造についても、より高額の遺産取得者を中心に負担を求めるという考え方で見直しが行われた。

このような経緯を踏まえると、今後の相続税のあり方については、

- ① この四半世紀の間の経済社会の構造変化の中で、平成 25 年度税制改正が企図した、資産再分配機能の回復という所期の目的が果たされたか、
- ② 将来の人口動態の変化等も見据えた上で、資産格差が次世代における機会格差につながらないよう、資産再分配機能が適切に確保されるか、との観点から、平成 25 年度税制改正の影響をよく見極めながら、検討していくことが必要である。

## (2) 「老後扶養の社会化」の進展を踏まえた遺産の社会還元

上に述べたとおり、充実した社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与している。また、「老後扶養の社会化」に伴い増大した社会保障給付は、公費により賄われている割合が高く、その多くが公債発行に依存している。これらを踏まえると、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税の対象の範囲のあり方について、なお検討していくことが考えられる。

また、税を通じた再分配だけではなく、遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せずに、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要である。

### 3. 贈与税の見直しにあたっての考え方 — 格差の固定化防止を図りつつ、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築

贈与税については、相続税の課税回避を防止する観点から、相続税に比べて高い税負担水準が設定されてきた。しかし、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期が大幅に遅くなつたため、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となつた。このため、平成15年度税制改正において、相続税・贈与税の一体化措置である相続時精算課税制度が導入された。

直近では、デフレ脱却・経済再生を早期に実現するという観点から、高齢者が保有する資産の早期移転を促すため、时限措置として各種の非課税措置が設けられている。これらの措置は、資産が子・孫といった家族内のみに非課税で承継され、格差の固定化につながりかねない面もあることから、今後、期限の到来を見据えて、見直しを行っていく必要がある。

その際、高齢者の資産保有が増加し、「老老相続」が一層進んでいる現状を踏まえると、贈与税については、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について、相続税との関係も含め、さらに幅広く検討していく必要がある。

### 4. 固定資産税の見直しにあたっての考え方

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とし、その保有と市町村の行政サービスとの間の受益関係に着目して、毎年経常的に課税される財産税であり、税源の偏在性が小さく税収が安定的な市町村の基幹税である。

土地に係る固定資産税については、バブル期の地価の上昇等を背景として、公的土地区画整理事業の均衡化・適正化を図るため、平成6年度の評価替えにおいて、地価公示価格の7割を目途として宅地の評価を実施するとともに、各宅地の評価額の上昇割合にばらつきが生じたことから、税負担が急増しないよう、なだらかな負担調整措置や住宅用地の課税標準の特例措置の拡充等が講じられた。その後、地価が大きく下落する中で、平成9年度税制改正において、

負担水準の均衡化をより重視した負担調整措置が導入され、平成 18 年度税制改正では、負担水準が低い宅地について均衡化を促進する負担調整措置の見直しが行われた。また、平成 24 年度税制改正において、住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置が段階的に廃止された。<資料 29>

このように、負担水準の均衡化・適正化を図ってきた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展したが、一部ばらつきが残っており、課税の公平の観点からさらに促進することが必要である。

今後、人口減少、高齢化が進展していく中、市町村が住民サービスを提供するために必要となる財源として、個人住民税だけではなく、固定資産税について、その負担の公平を図りつつ安定的に確保していくことが重要であり、さらに幅広く検討していく必要がある。

#### IV. 今後の検討にあたって

今後の中長期的な税制のあり方については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力、阻害しないものとすることが重要である。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、国境を越えて移動する所得に対する課税には限界があり、その中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していかなければならない。近年、国民負担に占める社会保険料、消費税の割合は増加しており、個人所得課税及び資産課税において税負担の累進性を高めることで低所得層の負担軽減を図り、再分配機能を果たす重要性が増している。

国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない。個人が自らの能力を高め、多様な働き方や事業への参画を通じて所得水準を向上させていくような環境を作り上げていくことが重要である。また、社会保険料負担の増加を踏まえ、税負担と社会保険料負担を一体のものとして考える必要がある。社会保険制度をはじめ、社会のセーフティネットとなる各種制度のあり方を再構築する必要があることも忘れてはならない。税制のみならず、教育再生や成長戦略の実行、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策との連携を含め、総合的な対応が必要である。

社会保障制度における給付等の基準として、個人所得課税に係る合計所得金額や税額等を用いている例があるなど、個人所得課税の制度は、所得情報の把握・提供を通じて社会保障制度の基盤となっている。この点を含め、個人所得課税が地域の住民や国民に対するサービスを支える役割を果たし続けることが重要である。働き方の多様化等を踏まえた個人所得課税のあり方に関する今後の検討は、税制以外の各種制度についても働き方の多様化等を踏まえた見直しを検討するための土台となるものである。

今後、本論点整理を踏まえて議論を深めていくにあたっては、税制を簡素化し、納税者の利便性や予測可能性の向上を図り、国民が安心して円滑に納税できる環境を整備するという視点が重要である。また、租税回避行為の防止に向けて、制度・執行の両面を通じて適切な対応をとっていくことが、税制に対する納税者の信頼を高め、公平な税制を実現する上で不可欠である。

個人所得課税及び資産課税等の改革については、論点が多岐にわたり相互に関連していることから、理論的・技術的な観点も含め深度ある検討が求められる。また、家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、「一次レポート」でも触れたとおり、幅広く丁寧な国民的議論を期待したい。当調査会としては、本論点整理を踏まえ、中期答申に向けてさらに検討を深めていくこととしたい。

# (参考資料)

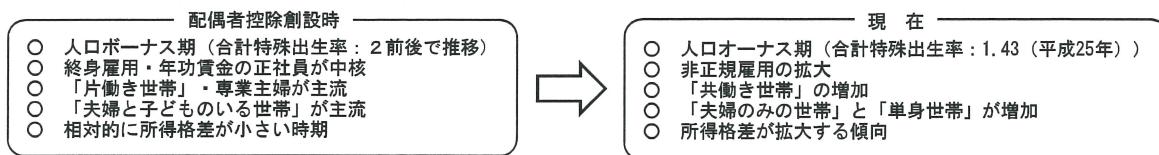
## 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要

資料1

平成26年11月  
政府税制調査会

### 1. 配偶者控除創設以来の社会・経済の構造変化と税制上の配慮の見直し

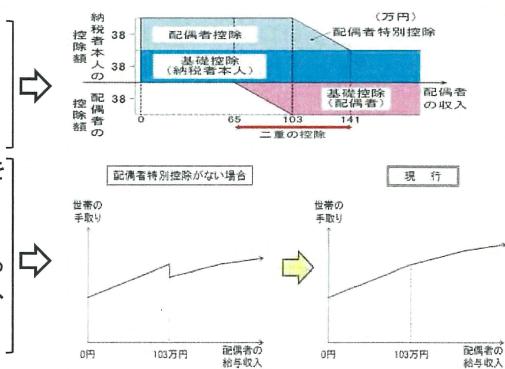
- 所得税においては昭和36年（1961年）に、夫婦は相互扶助の関係にあって一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、扶養控除から分離する形で配偶者控除を創設。



- 若い世代においても非正規雇用の比重が高まり、所得の低い層を中心に、経済的な理由で結婚ができない、結婚しても片働きでは十分な世帯収入が維持できない、子どもを産み育てる余裕がないといった状況。  
⇒「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。

### 2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

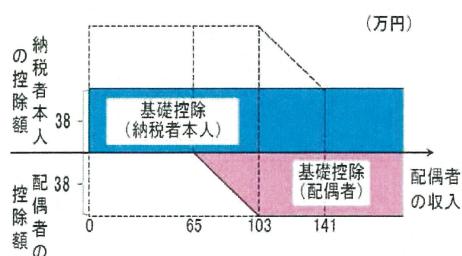
- 現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。
  - ・ 共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘。
  - ・ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘。
  - ・ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘（いわゆる103万円の壁）。
  - ・ これについては、配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないか、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されているとの指摘。



### 3. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢と論点

いずれの選択肢についても検討すべき論点が存在しており、また、これら以外の選択肢もあり得ることから、今後、十分な国民的な議論と検討が必要。

#### 選択肢A-1・・・配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充

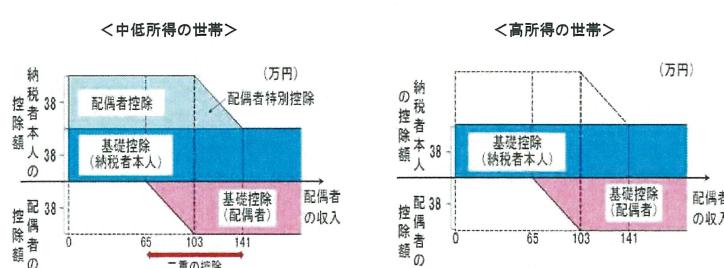


- 配偶者の収入により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

#### 【主な論点】

- ・ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。
- ・ 「片働き世帯」・「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

#### 選択肢A-2・・・配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充



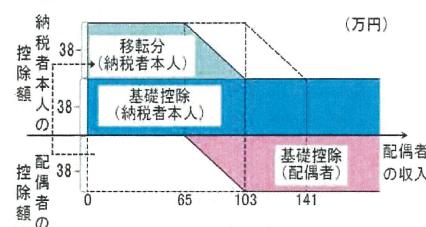
- 配偶者控除の適用に納税者本人の所得に応じた制限を設ける。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

#### 【主な論点】

- ・ 中低所得の世帯において、現行の配偶者控除が存続し、引き続き配偶者の働き方によって納税者本人の控除額が影響を受けることとなる。
- ・ 高所得の納税者に対して配偶者控除の適用に所得制限を設ける場合には、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないか。

## 選択肢B－1　・　いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充

### 〈所得控除額のイメージ〉

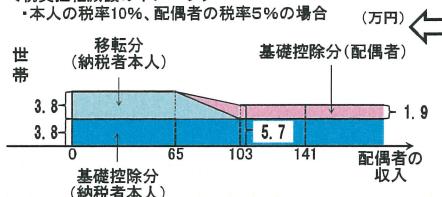


- いわゆる二重の控除によるアンバランスを解消し、中立的な税制に近づけるため、配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（いわゆる「移転的基礎控除」）とすることにより、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる控除の合計額が一定となるようとする。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

### 【主な論点】

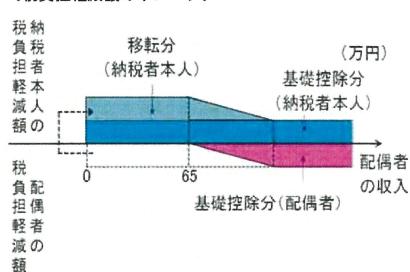
- ・ 夫婦別産制の下では、世帯単位で税負担を捉える考え方に基づくこの選択肢よりも、むしろ個人単位課税を維持すべきではないか。
- ・ 基礎控除を所得控除制度としたままで移転的基礎控除の仕組みを導入する場合、夫と妻で適用される税率が異なるときには配偶者の就労に対し抑制的な効果が働き中立性が確保されない場合もあることについてどう考えるか。
- ・ 「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に子どものいない低所得の「パート世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

### 〈税負担軽減額のイメージ〉



## 選択肢B－2　・　いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充

### 〈税負担軽減額のイメージ〉

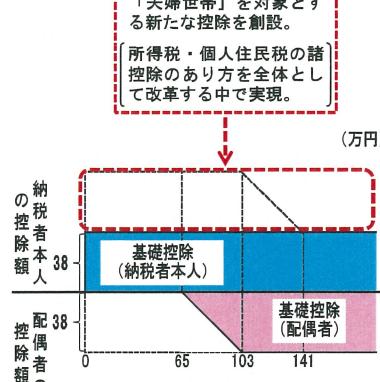


- 移転的基礎控除の導入とあわせ、基礎控除を税額控除化することにより、配偶者の収入によらず控除により夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるようとする。これにより、働き方の選択に対して中立的な税制とするとともに、所得再分配機能の回復を図る。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

### 【主な論点】

- ・ 再分配機能を回復するために基礎控除を税額控除化するのであれば、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないか。

## 選択肢C　・　「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充



- 配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に対し、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から新たな控除を創設する。新たな控除は配偶者の収入にかかわらず適用されることとし、働き方の選択に対して中立的な税制とする。あわせて、子育て支援の拡充を行う。

- 「夫婦世帯」においても、働き方や所得水準などの状況は様々であることから、新たな控除を創設する場合には、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から全般的な負担調整の検討が必要。

「夫婦世帯」、「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。

### 【主な論点】

- ・ 税負担能力への配慮や税負担の公平性の観点からは、高所得の「夫婦世帯」にまで新たな控除を適用する必要はないのではないか。（この場合、高所得の「専業主婦世帯」・「パート世帯」は負担増となる。）
- ・ 税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないか。
- ・ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてどう考えるか。

## 4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

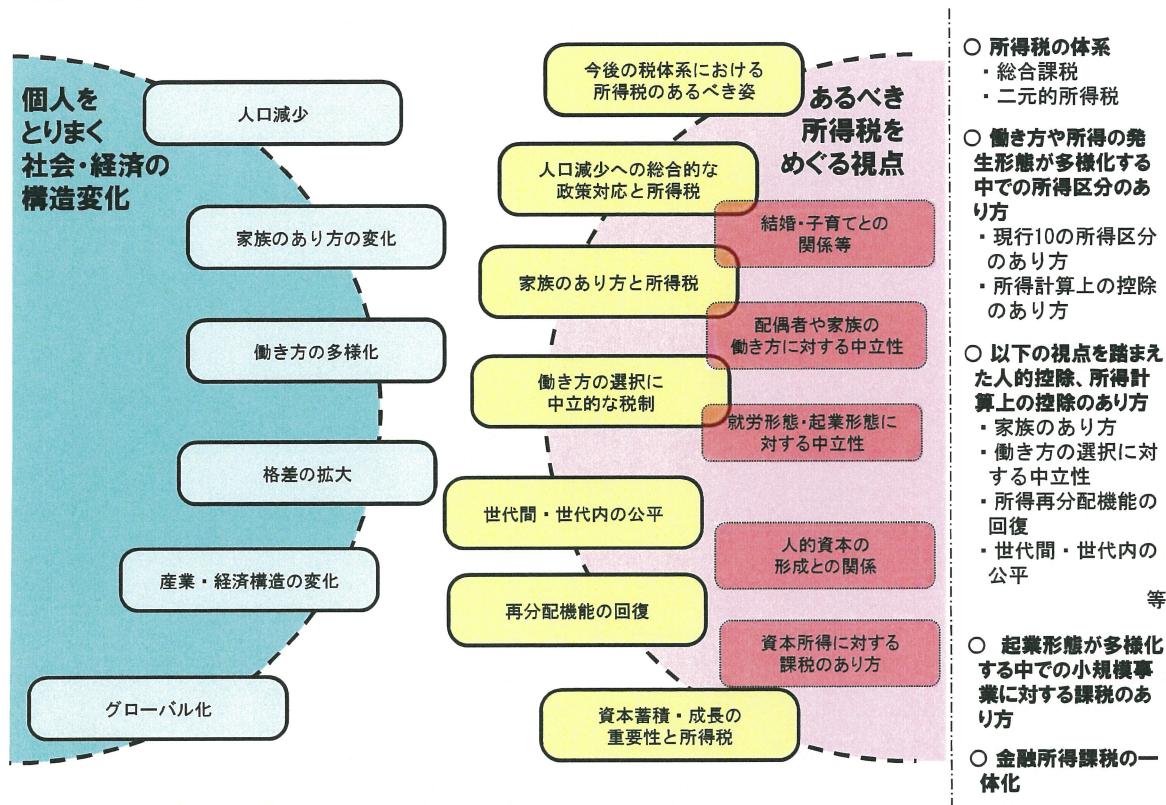
- 上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。
- 今回の見直しは、これから社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行なうことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行なっていく必要。
- なお、配偶者の働き方の選択に対しては、社会保険制度や企業の配偶者手当制度による世帯の手取りの逆転現象がより大きな影響を与えているため、こうした制度についても十分検討を進めることを強く求めたい。

(注1) 社会保険制度では、配偶者の給与収入が130万円を超えると、被保険者本人の被扶養配偶者からはずれることとなり、配偶者自身に社会保険料負担が発生する。

(注2) 配偶者手当については、配偶者の収入が一定額以下（39%の企業が103万円以下、16%の企業が130万円以下）の場合に支給する企業が多い。

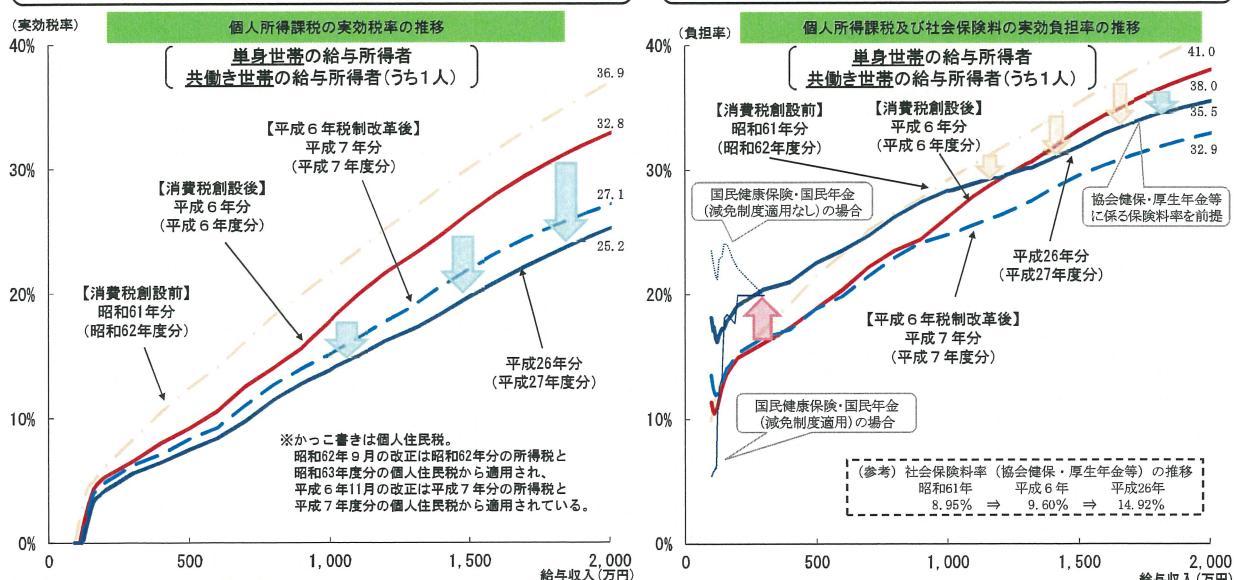
## 5. さらなる個人所得課税の改革について

- 社会・経済の構造変化の実像を改めて把握しながら、所得税・個人住民税のあり方について、幅広い観点から検討を進める必要。



資料2 個人所得課税及び社会保険料の負担の推移

- 昭和62・63年の消費税の創設(平成元年)を含む抜本的税制改革において、個人所得課税の負担軽減を実施した結果、平成元年以降、全ての所得階層で実効税率が大幅に低下。
- 平成6年秋の税制改革において、所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化しているとの認識の下、収入が勤務年数に応じて増加することに伴う税負担の累増感を緩和することを目的として、平成7年分以降の個人所得課税について、税率構造の累進緩和等を進めたこと等により、中堅所得層以上の負担が大幅に軽減。
- このような個人所得課税の見直しや社会保障給付の増大に伴う社会保険料負担の増加により、平成6年分から平成26年分にかけて、社会保険料負担を含めた実効負担率は、低所得層において大幅に増加する一方、高所得層において低下。
- 抜本的税制改革以来の四半世紀間をみると、低所得層における負担の増加と中堅所得層以上の負担減が生じている。

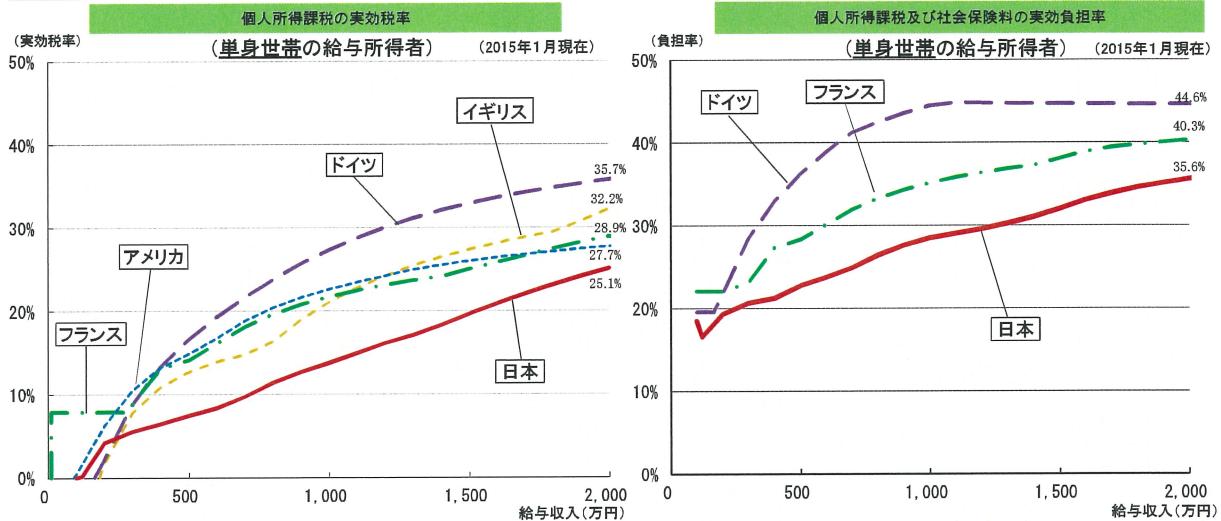


## 主要国における個人所得課税及び社会保険料の負担の比較

- 単身の給与所得者について、個人所得課税の実効税率は、課税最低限に近い低所得層を除き、主要諸外国より低い水準であり、主要国の中では最も緩やかな累進構造となっている。

- 社会保険料負担を合わせた実効負担率は、日本と同様に社会保険方式をとっているドイツ、フランスと比べて低い水準。低所得層の負担率は、ドイツ、フランスに近いのに対し、中高所得層の負担は低く抑えられており、負担構造の累進性は主要国中、最も緩やかになっている。

※ 社会保険料負担を含む実効負担率の比較にあたり、イギリスでは医療に税方式が採用されていることやアメリカでは広く国民一般をカバーする公的な医療保険制度が存在しないことから比較の対象としていない。



(注1) 個人所得課税には、日本については所得税、個人住民税(所得割)及び復興特別所得税が含まれる。アメリカについては連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府(郡・市等)により所得税が課されるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税(算出税額の5.5%)が含まれる。フランスについては所得税及び社会保険料(一般社会税等; 所得税とは別途、収入に対して定率(合計8%)で課される)が含まれる。なお、同国では、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、所得に対して0%~4%(5段階)の高額所得に対する所得課税が課される(ただし、上記図中においてはこれを加味していない)。各国において負担率を計算するに当たっては、様々な所得控除や税額控除のうら、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、アメリカの勤労税額控除や代替ミニマム税、イギリスの勤労税額控除(全額給付措置)等の措置は考慮していない。

(注2) 社会保険料は、日本については被用者の全国健康保険協会管掌健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率、ドイツ・フランスについては被用者に一般的に適用される保険料率を用いて計算している。  
(備考) グラフ中の数値は、給与収入2,000万円の場合の実効税率・負担率。両貨換算レートは1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準・裁定外為替相場: 平成27年(2015年)1月中適用)。

## 所得税における税負担の調整

- 所得税負担の累進性は、主に「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせによって実現。

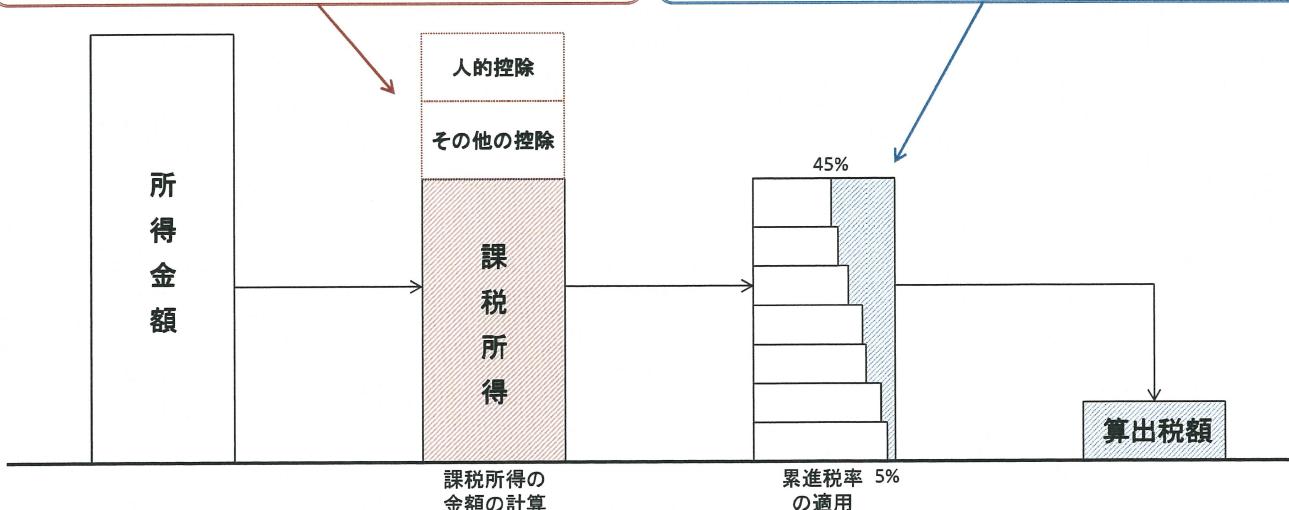
- 「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌や他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。

- 所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

- その上で、「課税所得」に対して累進税率を適用することで累進的な税負担を実現。

(現行: 5%~45%の7段階)

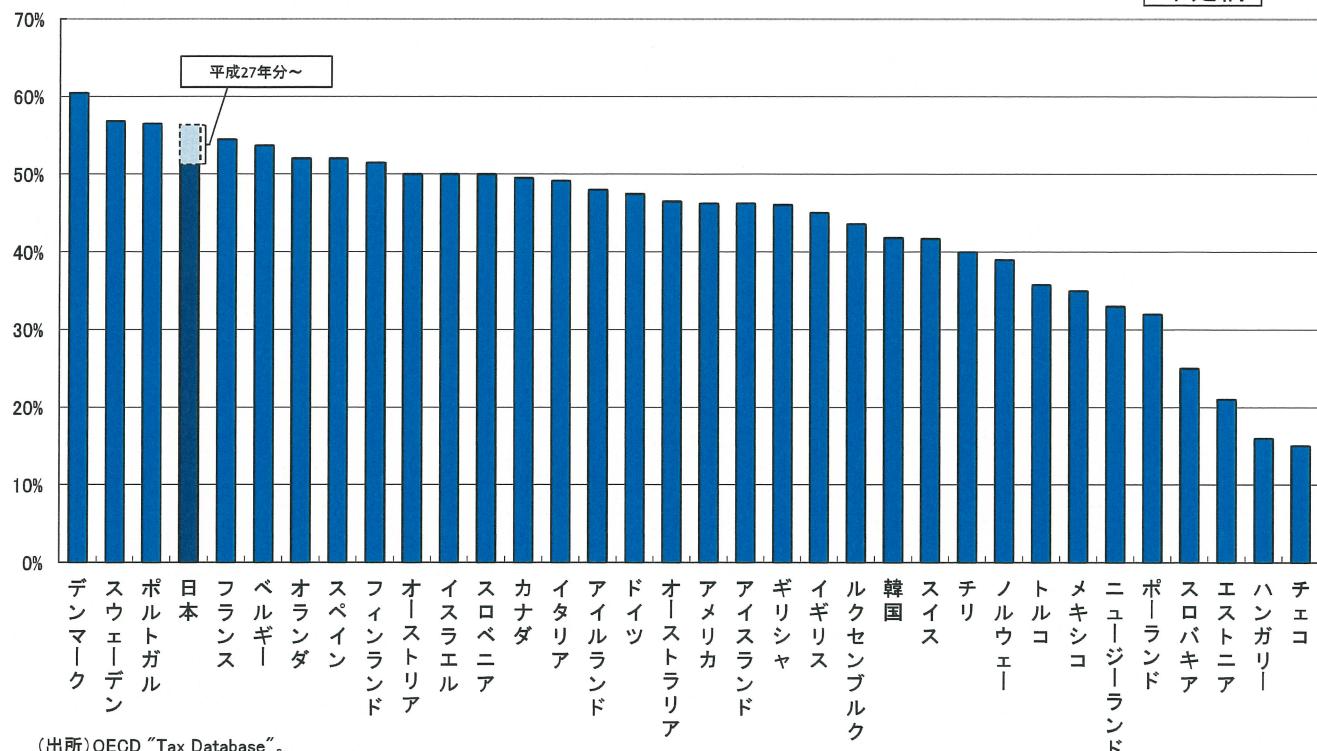
- 所得控除の適用は、同じ税率が適用されるブレケットの中で税負担の累進性を確保する役割も果たしている。



OECD諸国における個人所得課税の最高税率

資料5

未定稿



(出所)OECD "Tax Database"。

(注1)各國とも2014年1月時点の税率を記載。

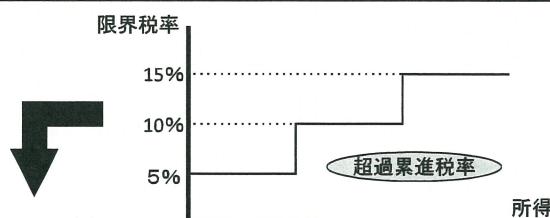
(注2)日本の個人所得課税の最高税率については、復興特別所得税(基準所得税額の2.1%)を加味したもの。また、2015年分(平成27年分)からは、所得税の最高税率引上げにより55.95%となっている。

(注3)フランスにおいては一般社会税(7.5%)及びこれの負担調整のための所得控除、社会保障債務返済税(0.5%)、高額所得に対する所得課税(4%)を加味した数値となっている。

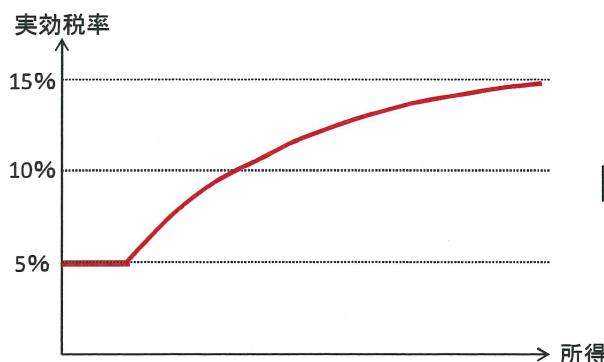
資料6

超過累進税率の下での所得控除・税額控除等の効果(イメージ)

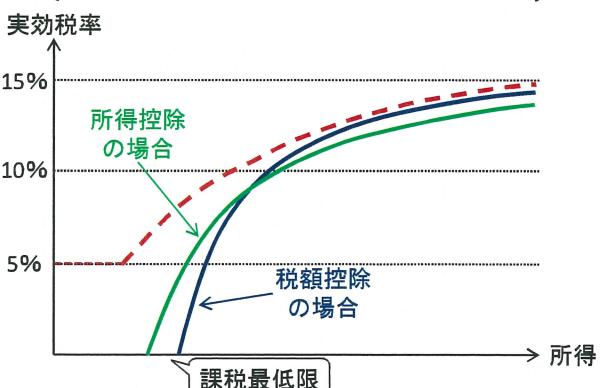
- 累進税率の下では、所得控除は、課税最低限を画するとともに、税負担の累進性を強める効果を有する。
- 所得控除の額に平均税率を乗じた額の税額控除とした場合、所得控除と比べて、課税最低限は上昇し、低所得者に対する税負担軽減効果は大きくなり、より累進的な税負担の構造となる。



控除なしで累進税率が適用される場合

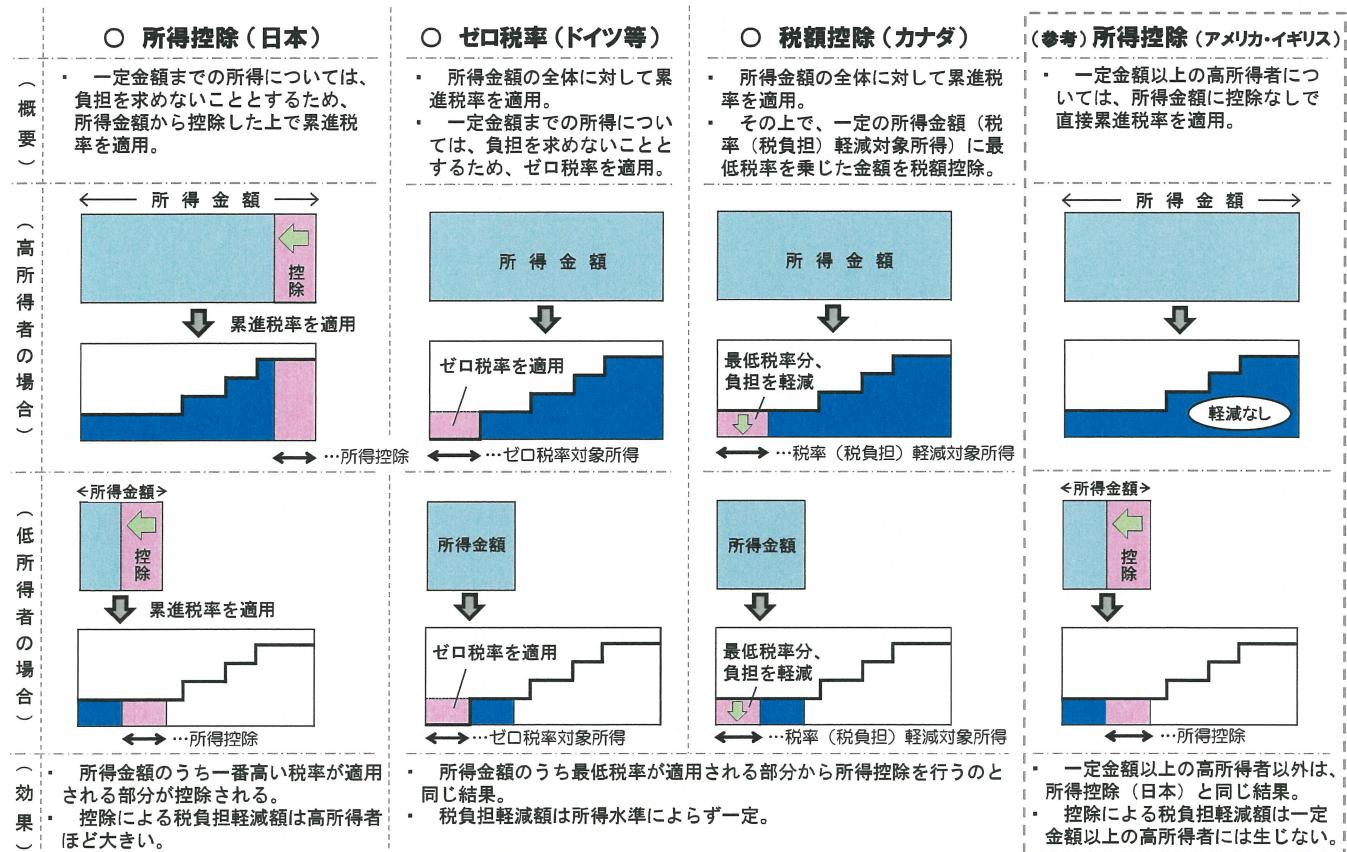


所得控除(または税額控除)がある場合



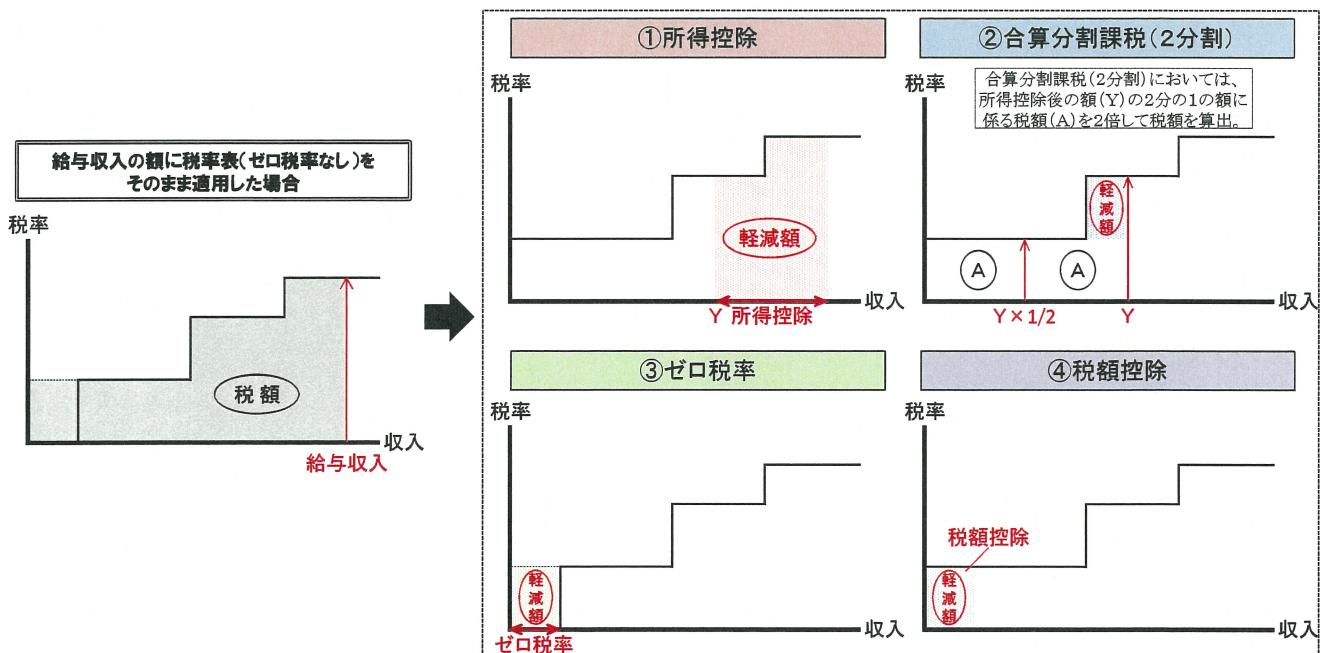
※ ゼロ税率でも同様の効果を持ち得る。

「一定金額までの所得については税負担を課さない」とこととするための仕組み



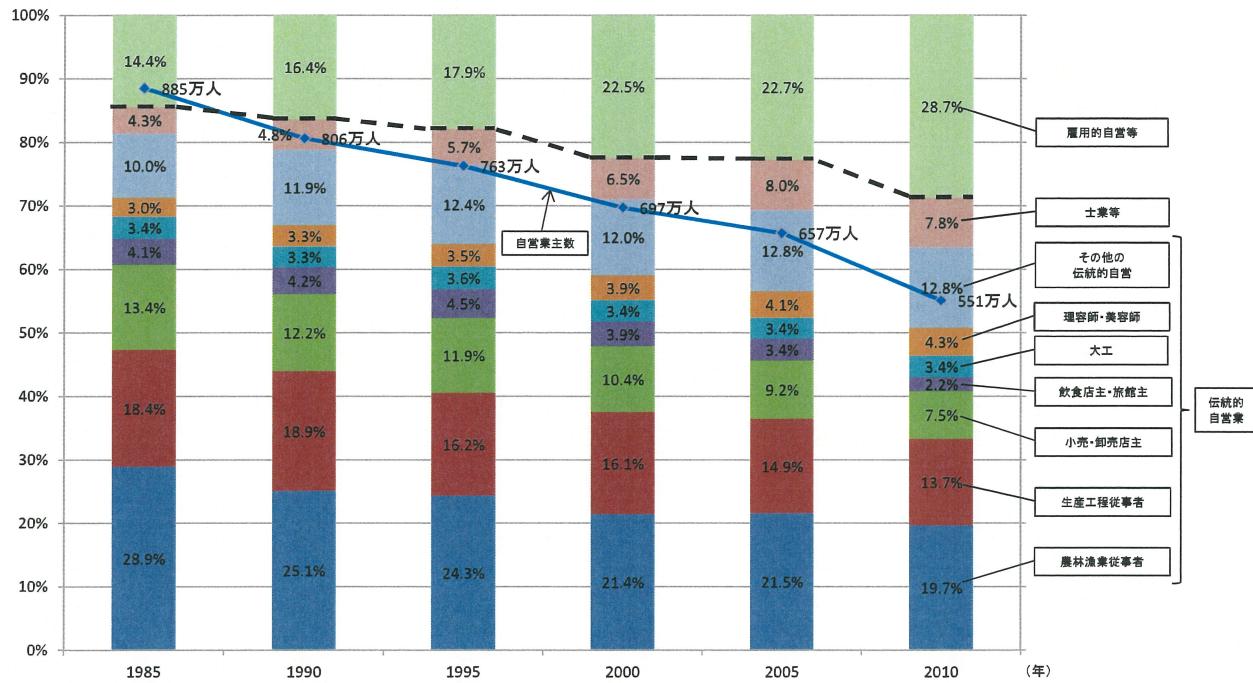
所得税における負担調整制度の効果(イメージ)

- 主要諸外国における所得税の負担調整制度としては、①所得控除、②合算分割課税、③ゼロ税率及び④税額控除が存在。
- 給与収入の額に税率表(ゼロ税率なし)をそのまま適用した場合の税負担額と比較すると、①～④の諸制度によって税負担額が調整されることとなるが、どの制度を用いて税負担を調整することとしているかは各国によって異なる。



(注)「②合算分割課税」と「③ゼロ税率」が両方適用される場合、「②合算分割課税」にゼロ税率の影響が一部含まれる点に留意。

- 自営業主を職種別でみると、農林漁業従事者、生産工程従事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員など、使用従属性が高く雇用者に近い、いわゆる「雇用的自営等」の割合が増加している。

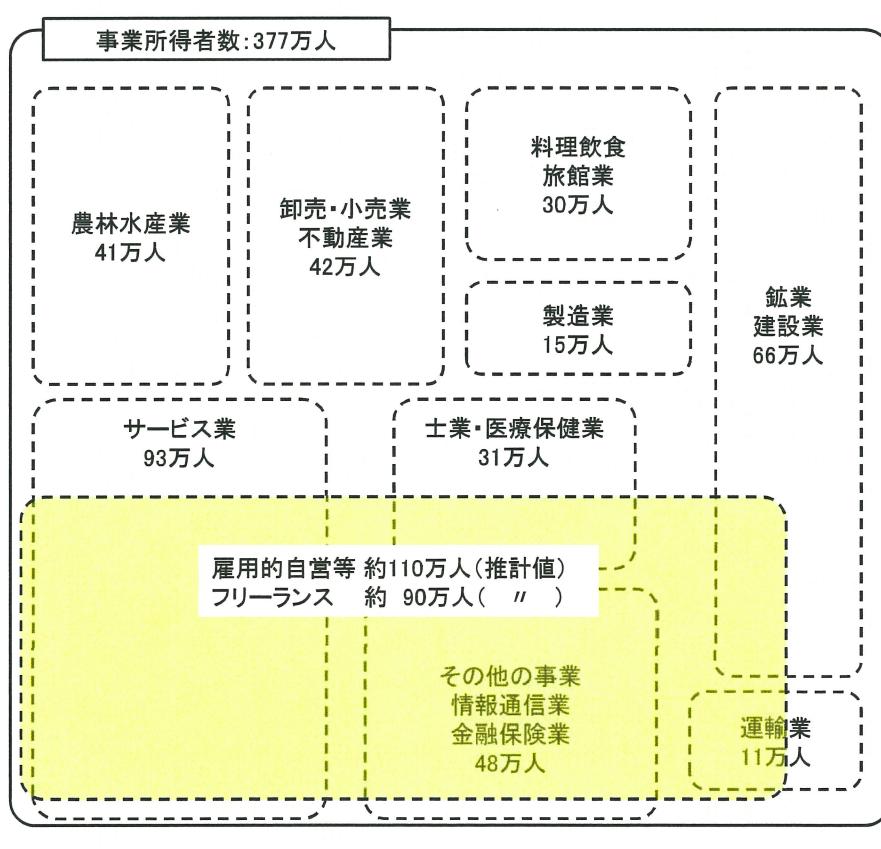


(出所)総務省「国勢調査」

(注1)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士、税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

(注2)「自営業主」は、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及び「家庭内職者」。

### 事業所得者と「雇用的自営等」等との関係(イメージ)



#### ○事業所得者数 377万人

〔税額あり:162万人  
還付: 83万人  
税額なし:132万人〕

(出典)国税庁「国税庁統計年報書(平成25年分)」

(注1)「事業所得者」とは、所得税の申告等を行った個人のうち、事業所得の金額が他のいずれの所得の金額よりも大きい人をいう。  
(注2)「税額」とは、申告納税額をいう。

#### ○「雇用的自営等」である事業所得者の人数(推計値)

約110万人

(備考)「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性(労働者性)の高い自営業主が多く含まれる職種をいう(山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料))。

(注)上記の人数は「雇用的自営等」の個人業主数(約158万人)(総務省「国勢調査」)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。

#### ○「フリーランス」である事業所得者の人数(推計値)

約90万人

(注)リクルートワーク研究所「フリーランス調査」(2015年)における「フリーランス」の人数(約127万人)に事業所得者比率(※)を乗じて算出。

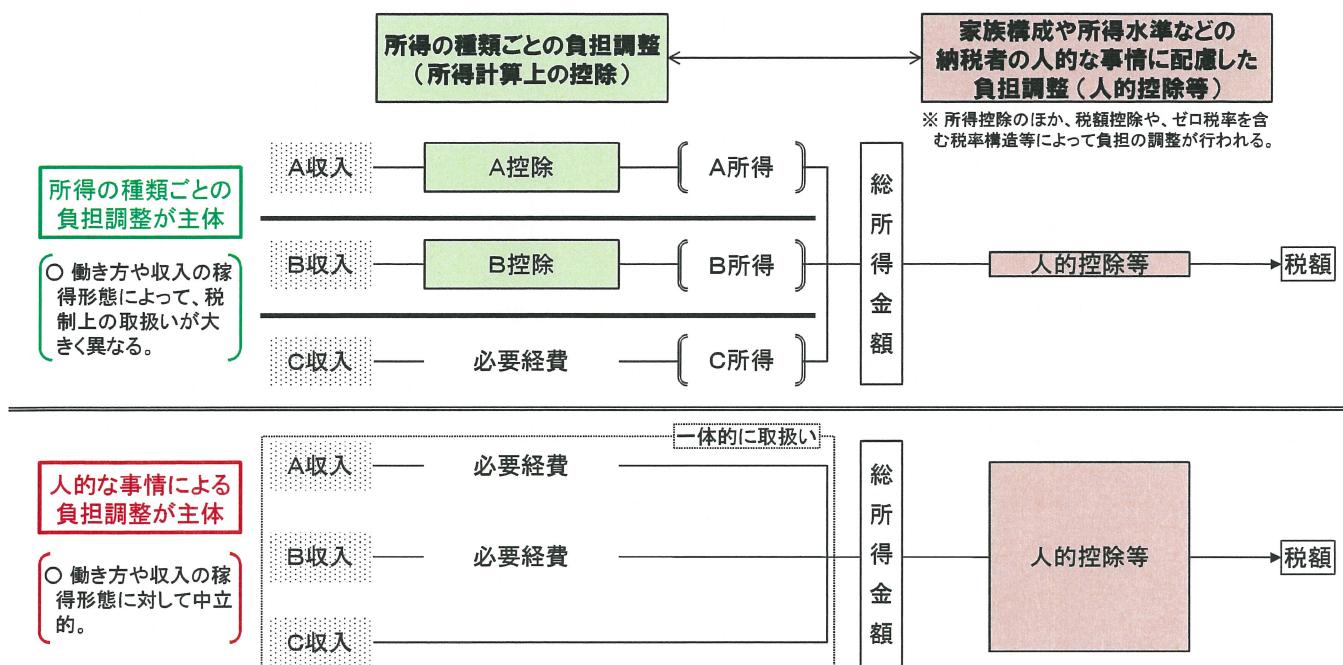
「フリーランス」とは、①個人事業主としての収入が主体、②誰も雇用していない、③農林水産業・小売業・飲食業・運送・包装業・土木/建設業以外、④実店舗を保有していない、という条件を満たす18歳以上の男女とされている。

(※)事業所得者比率とは、自営業主数(551万人)に占める事業所得者数(377万人)の割合(68.4%)をいう。

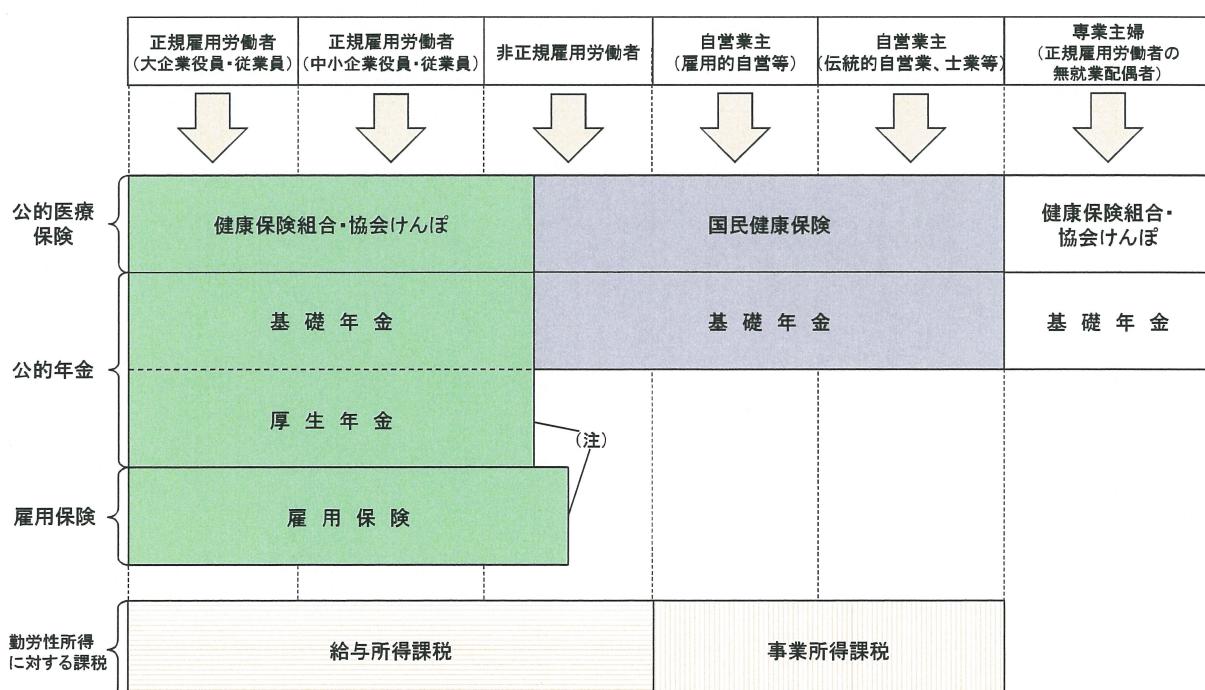
## 税負担の調整のあり方(イメージ)

## ○ 税負担の調整に当たっては、

- ・各類型の所得の合算前に、働き方等に応じた所得の種類ごとの負担調整(所得計算上の控除)を行うことが主体となる場合と、
- ・合算後に、所得の種類と関係なく、家族構成などの個人的な事情に配慮した負担調整(人的控除等)を行うことが主体となる場合が存在。



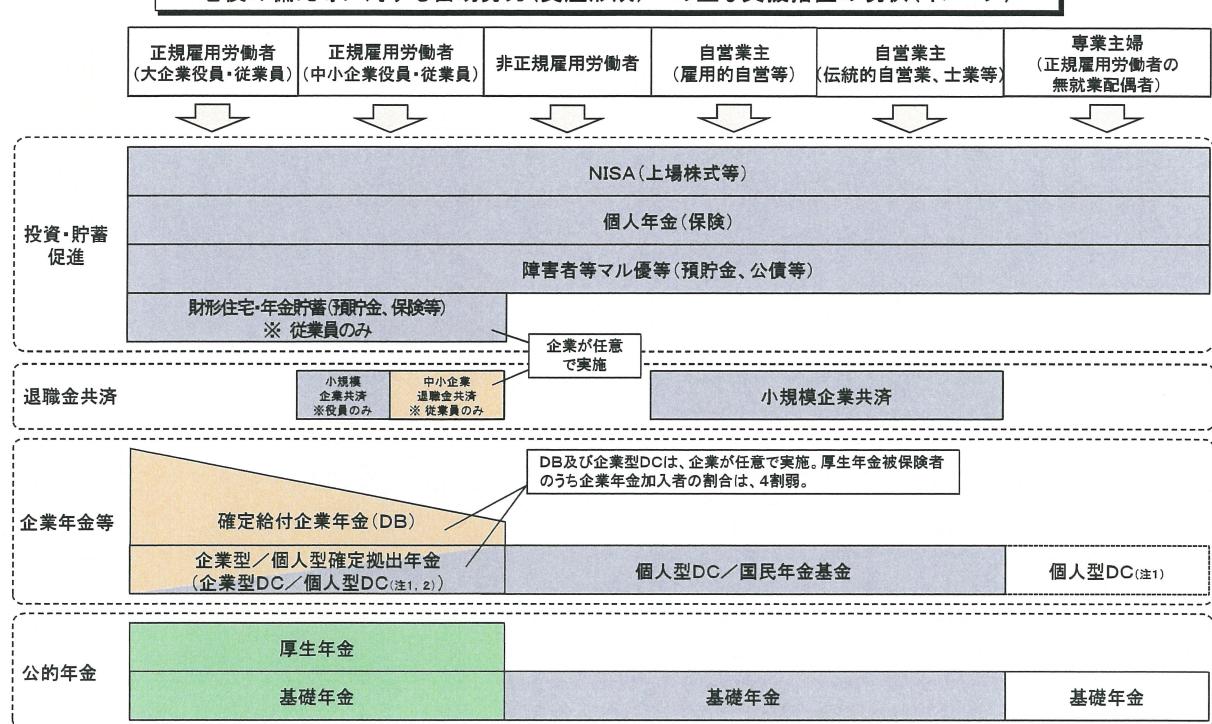
## 就労形態等ごとの社会保障制度・税制の適用関係(イメージ)



(凡例)社会保障制度については、事業主拠出、本人拠出の別に応じて以下のとおり色分けしている。ただし、雇用保険のうち労災保険部分は全額事業主負担であることに留意。

事業主拠出・本人拠出(折半)	本人拠出	本人拠出なし
----------------	------	--------

(注)週所定労働時間が正規雇用労働者の4分の3(週30時間)以上の場合、被用者保険(医療:健康保険組合・協会けんぽ、年金:厚生年金)の被保険者となる。また、2分の1(週20時間)以上で、31日以上の雇用見込みがある場合、雇用保険の被保険者となる。

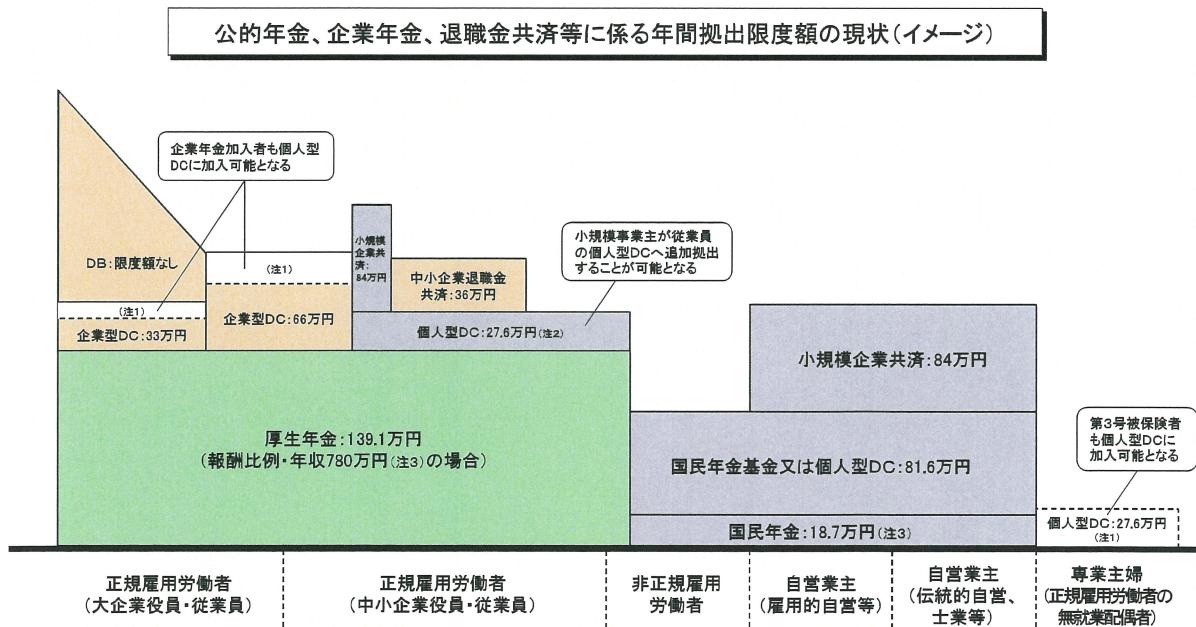


(凡例)老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの	本人拠出なし
----------------	----------------	---------------	--------

(注1)現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

(注2)現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。



(凡例)老後の備え等に対する自助努力(資産形成)への支援について、税制上の措置が講じられている主なものを掲げた。色分けの分類は以下のとおり。

事業主が(主に)拠出するもの	事業主拠出・本人拠出(折半)	本人が(主に)拠出するもの
----------------	----------------	---------------

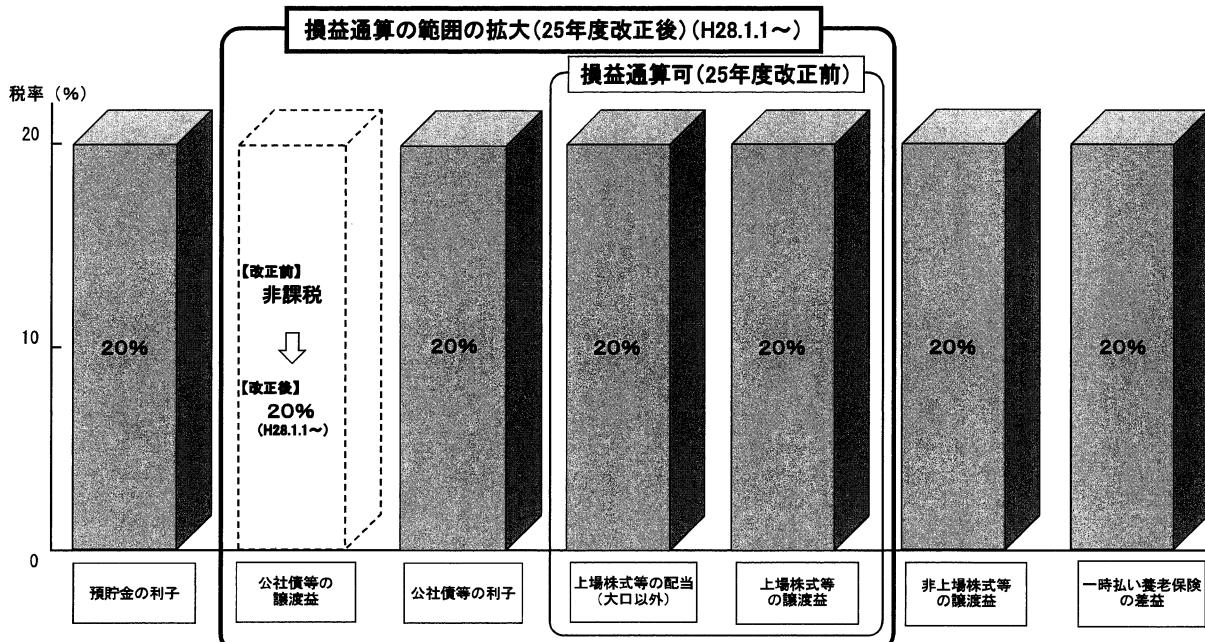
(注1)現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金加入者、公務員等共済加入者、第3号被保険者について個人型DCへ加入できるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

(注2)現在国会で審議中の確定拠出年金法等一部改正法案において、企業年金の実施が困難な小規模事業主(従業員100人以下)については、従業員の個人型DCに係る拠出限度額の範囲内で事業主が追加拠出を行えるようになることとされている(平成27年度税制改正案)。

(注3)大多数(概ね9割)の民間サラリーマンをカバーする標準給与として、企業型DCの拠出限度額を設定する際に用いられている額。なお、国民年金及び厚生年金の保険料については、平成27年度末時点の保険料・率を基にしている。

## 金融所得課税の一体化

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注1) 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。

(注2) 税率20%の内訳は所得税15%、住民税5%である。

## 税制抜本改革法（抜粋）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

(平成24年8月22日法律第68号)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

**第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律**

(平成二十一年法律第十三号)附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

**二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。**

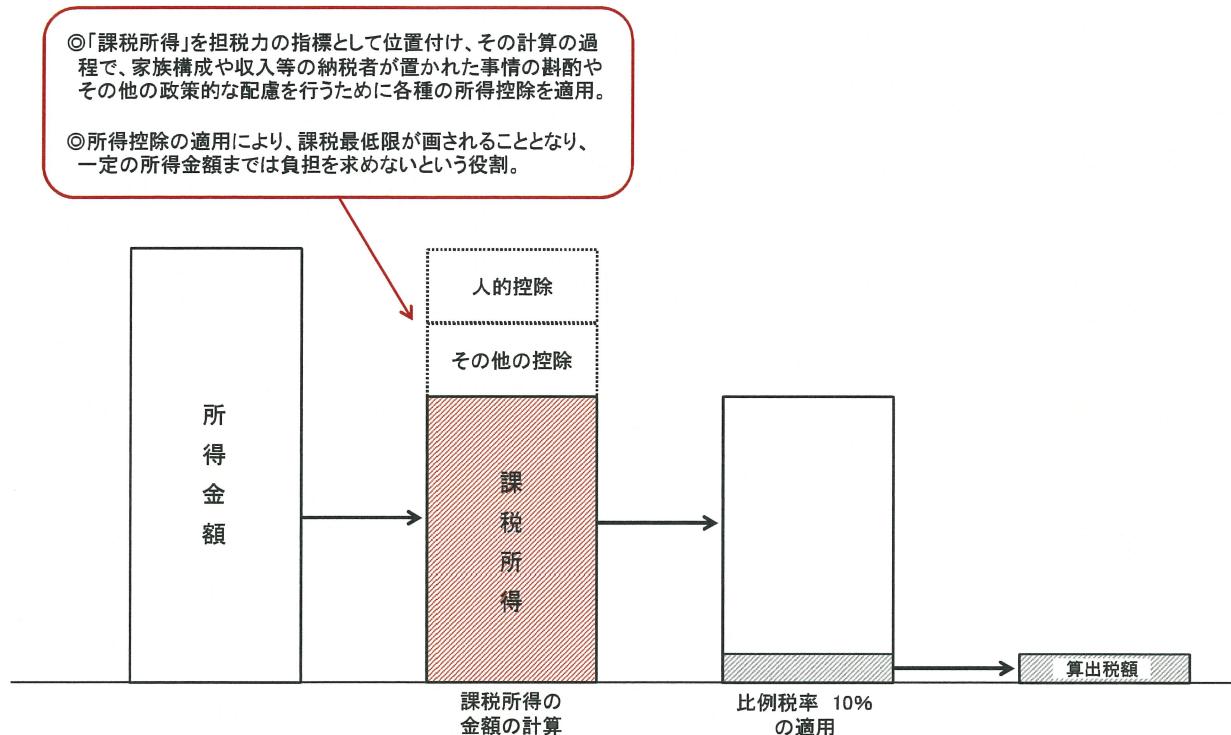
**二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格** ((2)において「地域社会の会費的性格」という。)を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

(1) **税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率(一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。)とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。**

(2) **諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。**

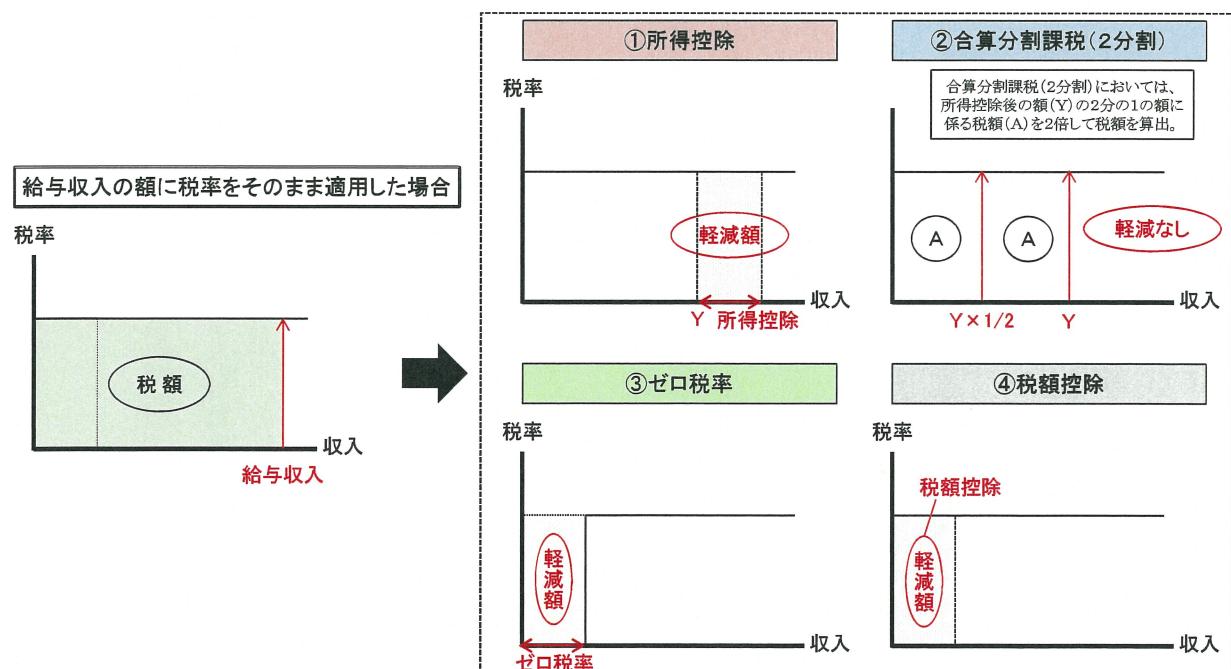
## 個人住民税における税負担の調整

◎個人住民税の税負担の調整は、主に「控除のあり方」によって実現。



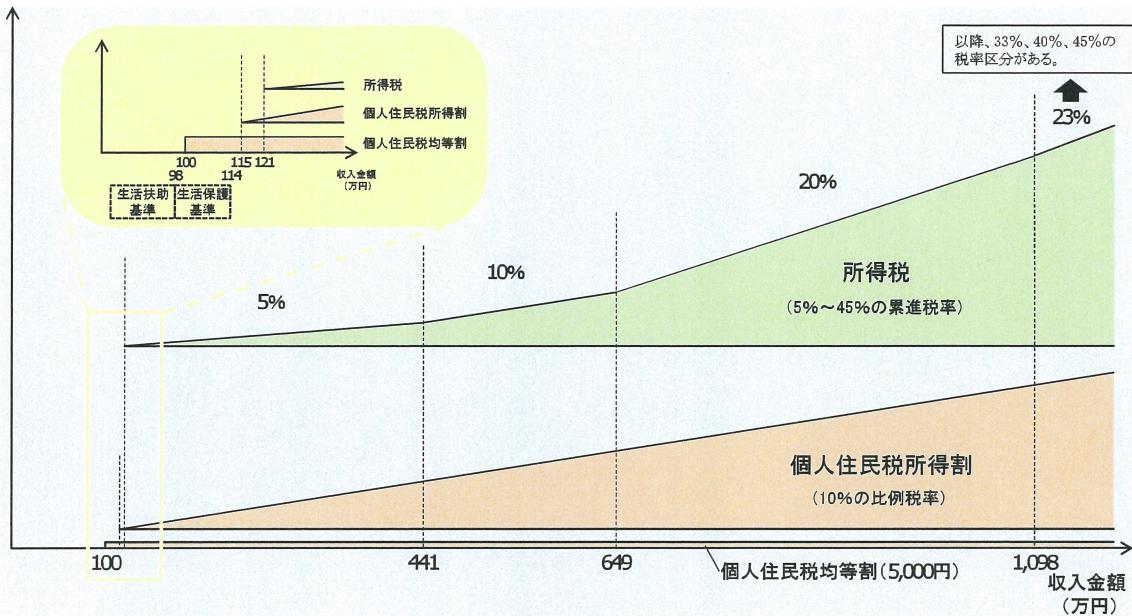
## 所得課税(比例税率)における負担調整制度の効果(イメージ)

- 我が国における個人住民税は比例税率となっており、この比例税率における所得課税の場合は、負担調整効果の観点から見れば、①所得控除、③ゼロ税率、④税額控除については、いずれも同じ効果となる。また、②合算分割課税(2分割)については、そのこと自体による負担調整効果は生じない。



### 収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)

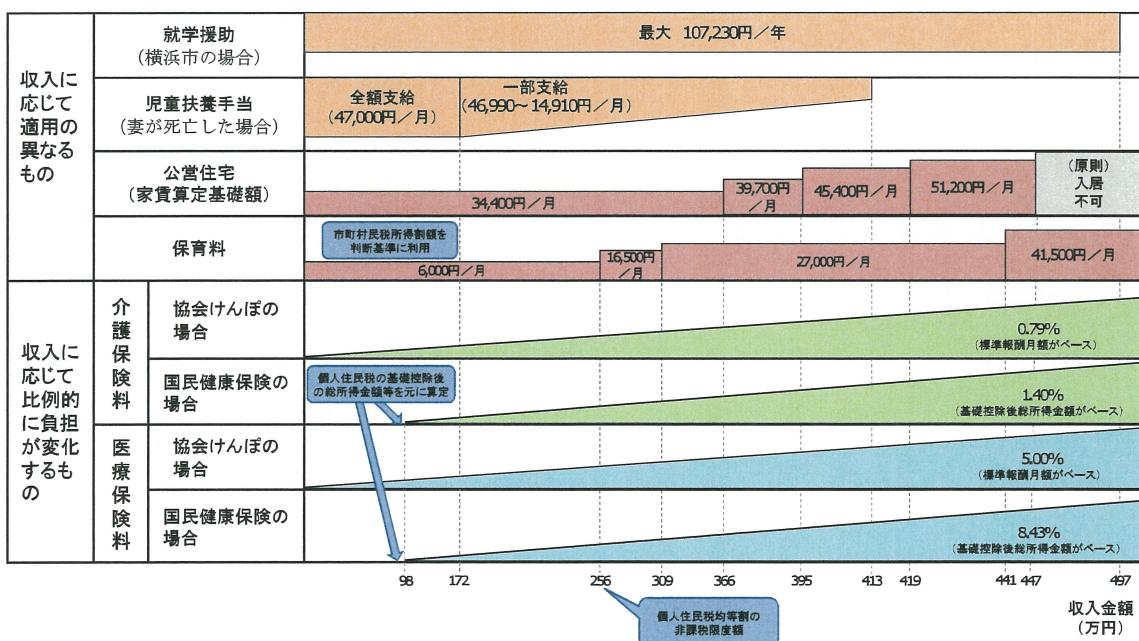
#### 税負担



(注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。  
 (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地一、VII区の例。  
 (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。  
 (注4) この他、復興特別所得税がある。

### 所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(1/2)

#### 給与所得者のケースのイメージ



(注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。

(注2) 平成27年4月時点ベースで作成。

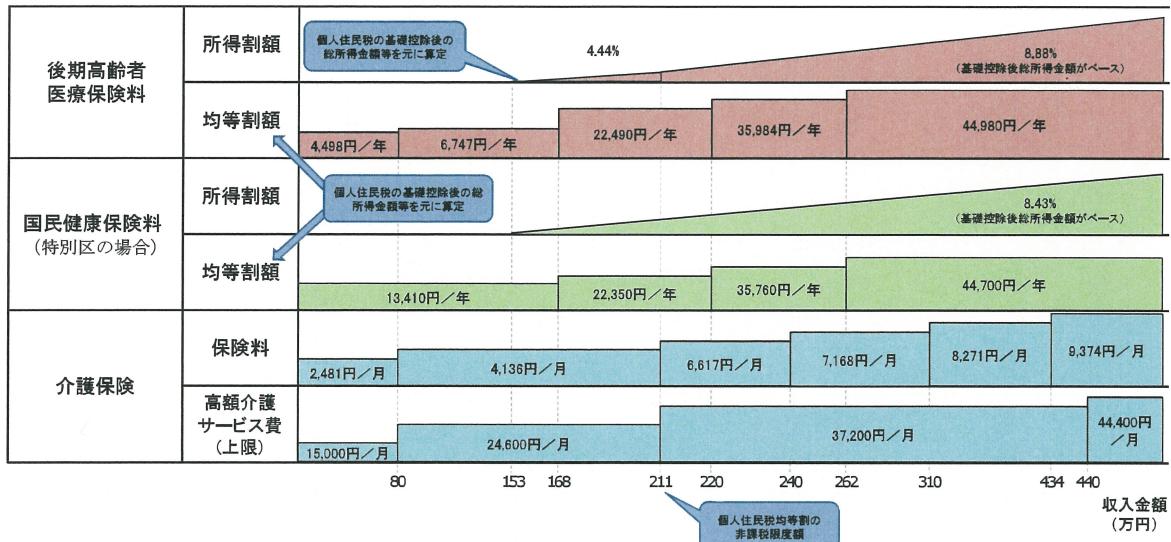
(注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。

(注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。

このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円／年、医療分:44,700円／年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

## 所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等(2/2)

### 公的年金等受給者のケースのイメージ



(注1) 夫70歳以上(年金収入のみ)、妻70歳以上(年金収入80万円)、子なしのケース。図表の収入金額は夫の年金収入を示す。

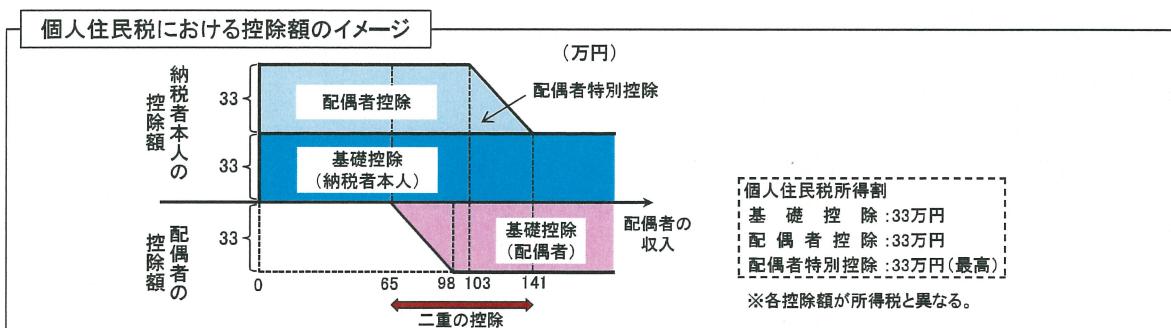
(注2) 後期高齢者医療保険料は、夫婦ともに75歳以上の場合。

(注3) 平成27年4月時点ベースで作成(高額介護サービス費については、平成27年8月時点ベース)。

- 社会保障制度等には収入等に応じて負担が変化するものがあり、これらの制度を運用する地方団体等は個人住民税のかからない者であっても収入等を把握する必要。
- 負担額の判断基準として市町村民税所得割額を用いているもの(保育料)や、個人住民税の基礎控除後の総所得金額等を用いているもの(国保料・後期高齢者医療保険料)等がある。

資料21

### 働き方の選択に対して中立的な税制(個人住民税)



### 非課税限度額制度

⇒ 一定の所得金額以下の者については、個人住民税を課税しない独自の制度

$$\text{所得割} > \boxed{\text{基本額}} + \boxed{\text{加算額}}$$

$$\text{所得金額} \leq 35\text{万円} \times \text{世帯人員数} + 32\text{万円}$$

(注1) 所得金額は、給与所得者の場合、収入金額から給与所得控除を引いた後の金額  
 (注2) 世帯人員数は、本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数  
 (注3) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算  
 (注4) 均等割の非課税限度額もあり、基本額35万円及び加算額21万円に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

### 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(抄)

(平成26年11月 政府税制調査会)

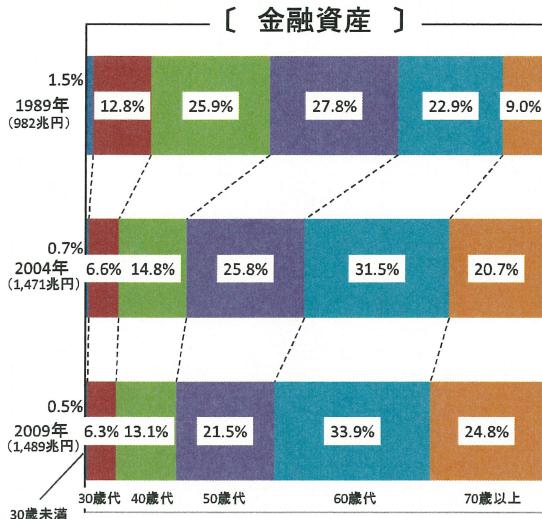
#### 4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

- (3) 諸控除のあり方の検討にあたっては、個人住民税において独自に設けられている非課税限度額制度との関係についても検討が必要となる。また、様々な社会保険や福祉の制度の適用基準等に、所得税や個人住民税が非課税であることやその課税所得額が用いられていることにも留意が必要である。

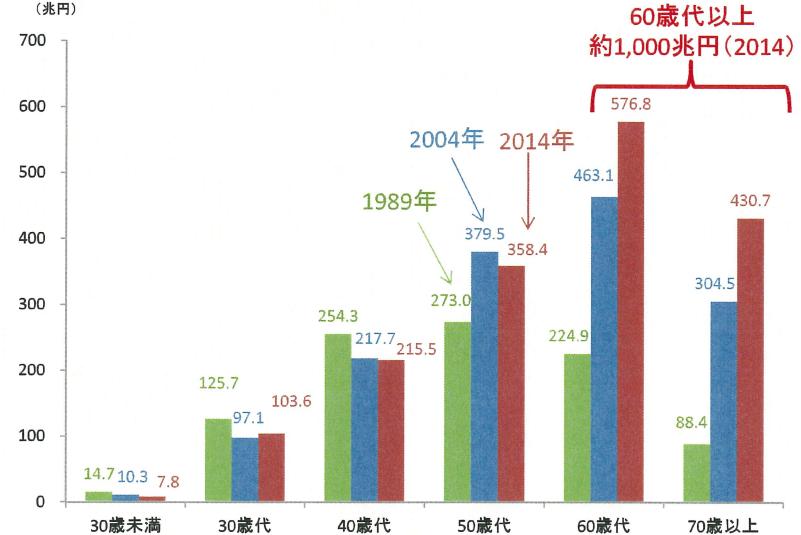
## 年代別 金融資産保有残高について

- 年代別の金融資産残高をみると、この20年間で60歳代以上の保有割合はほぼ倍増。
- 足元では、個人金融資産約1,700兆円のうち、60歳代以上が約6割（約1,000兆円）の資産を保有。

### 年代別金融資産残高の分布の推移



### 年代別金融資産保有総額（兆円）



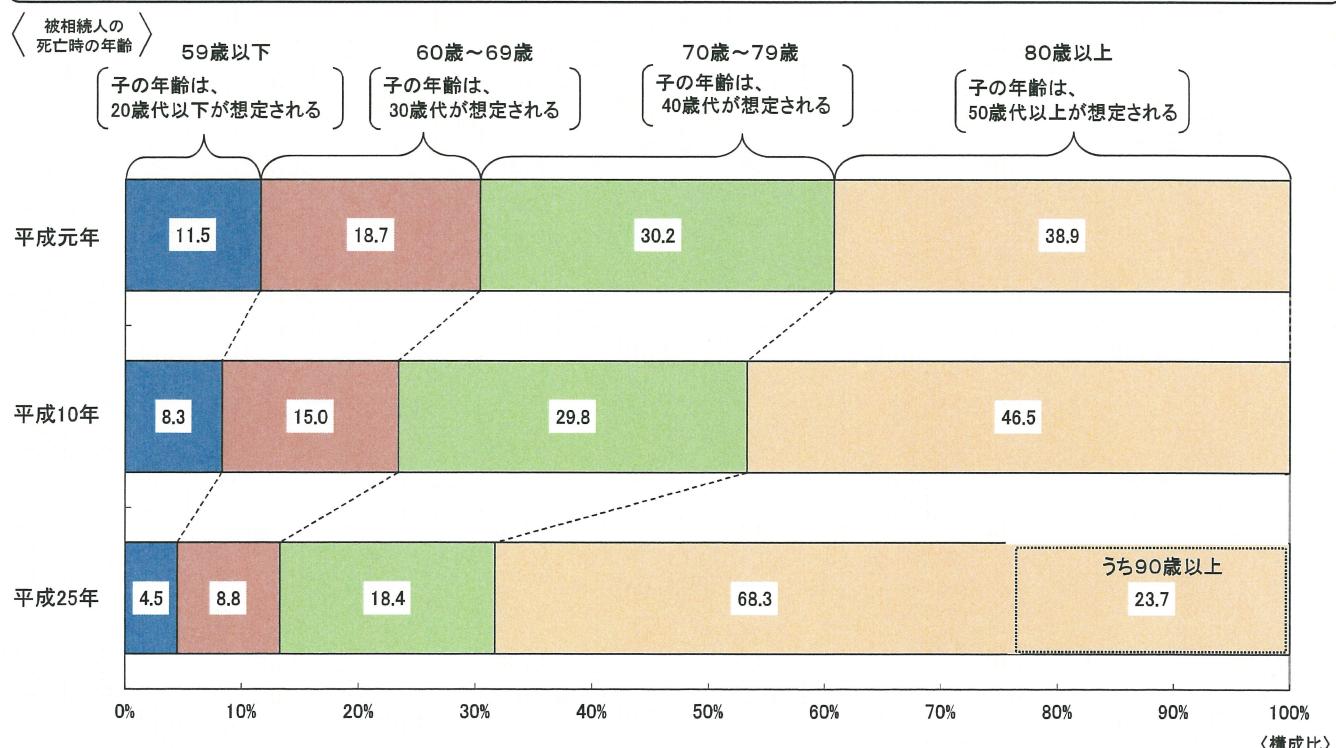
（出所）総務省「全国消費実態調査」（二人以上の世帯）、日本銀行「資金循環統計」

（注）「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金・生命保険・損害保険の掛金・株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

（注）日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

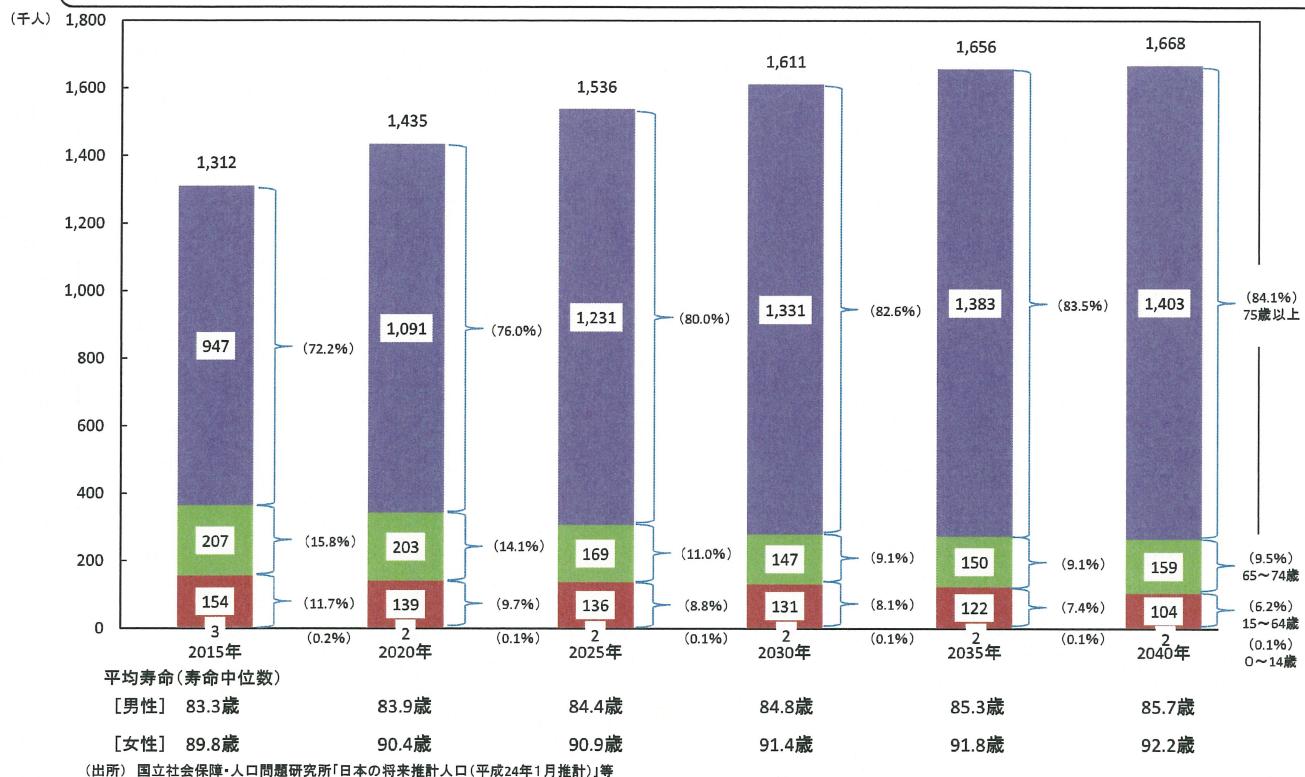
## 相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

- 被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。



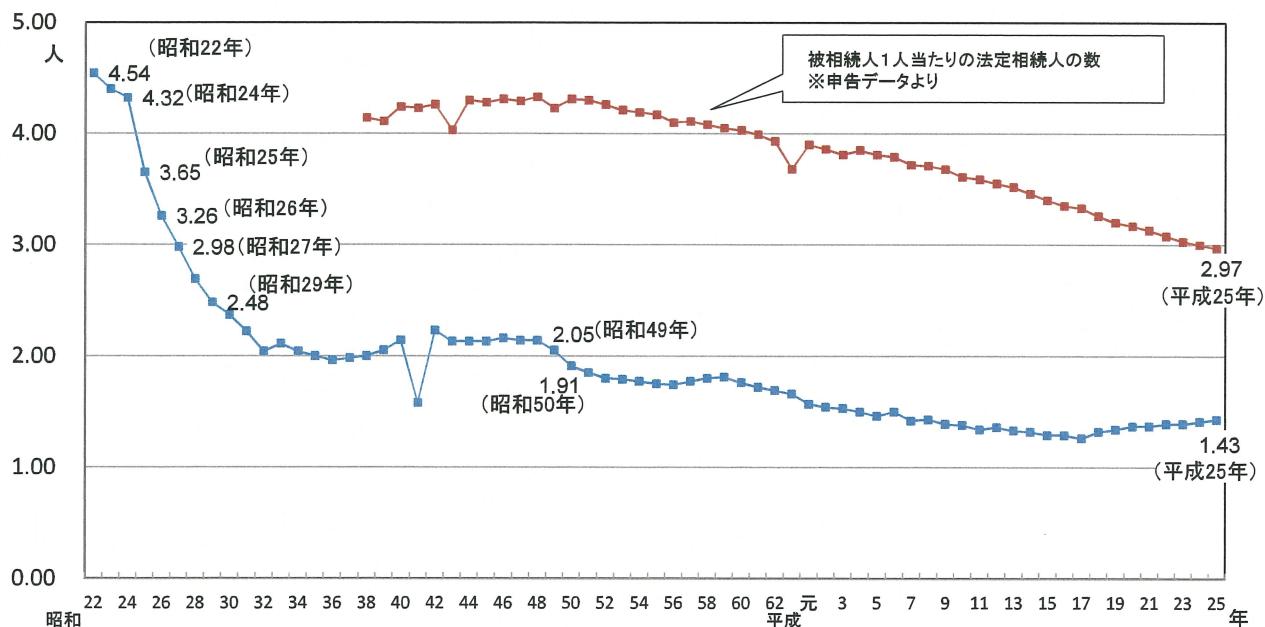
## 死亡者数に占める高齢者の割合

- 死亡者数は今後2040年にかけて大幅に増加。
- 死亡者数に占める75歳以上の割合は、72.2%(2015年)から84.1%(2040年)に上昇。



## 合計特殊出生率及び法定相続人の数の推移

- 少子化の進展により、被相続人1人当たりの平均法定相続人の数は2.97人に低下。



資料26

## 都道府県別の人団変化(平成7年度→平成22年度)

市町村の状況(22年/7年(増減率))

	全国	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
特別区	12.3	-	-	12.3	-	-	-	-	-	-	-
政令市	7.0	8.9	5.1	13.0	3.4	-	3.0	5.8	-	5.9	-
中核市	1.9	▲ 7.8	▲ 2.0	5.1	6.5	1.5	2.1	▲ 0.0	2.4	1.3	-
特例市	2.7	-	▲ 3.0	6.3	4.1	▲ 2.3	1.4	▲ 6.6	-	▲ 6.6	-
その他の県庁所在市	0.1	-	▲ 0.0	-	▲ 0.3	-	-	0.6	▲ 1.5	▲ 3.7	4.7
その他の市	▲ 0.3	▲ 6.4	▲ 8.2	4.4	3.9	▲ 3.4	0.8	▲ 6.5	▲ 8.1	▲ 5.3	11.2
町村	▲ 5.2	▲ 13.1	▲ 8.8	▲ 2.8	2.7	▲ 3.5	▲ 6.1	▲ 10.6	▲ 10.3	▲ 3.1	10.1
全国	2.0	▲ 3.3	▲ 5.0	7.1	3.9	▲ 1.9	1.3	▲ 2.7	▲ 4.8	▲ 1.6	9.4

(単位: %)



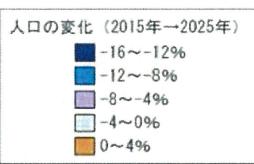
(単位:万人、%)

	7年	22年	22年/7年 (増減率)	
北海道	569	551	▲ 3.3	
青森県	148	137	▲ 7.3	
岩手県	142	133	▲ 6.3	
宮城県	233	235	0.8	
秋田県	121	109	▲ 10.5	
山形県	126	117	▲ 7.0	
福島県	213	203	▲ 4.9	
茨城県	296	297	0.5	
栃木県	198	201	1.2	
群馬県	200	201	0.2	
埼玉県	676	719	6.4	
千葉県	580	622	7.2	
東京都	1,177	1,316	11.8	
神奈川県	825	905	9.7	
東北	新潟県	248	237	▲ 4.6
宮城県	112	109	▲ 2.7	
石川県	116	117	▲ 0.9	
福井県	83	81	▲ 2.5	
山梨県	88	86	▲ 2.1	
長野県	219	215	▲ 1.9	
岐阜県	210	208	▲ 0.9	
静岡県	374	377	0.7	
愛知県	687	741	7.8	
三重県	184	185	0.7	
滋賀県	129	141	9.6	
京都府	263	264	0.2	
大阪府	880	887	0.8	
兵庫県	540	558	3.4	
奈良県	143	140	▲ 2.1	
和歌山县	108	100	▲ 7.2	
鳥取県	61	59	▲ 4.3	
島根県	77	72	▲ 7.0	
岡山県	195	195	▲ 0.3	
広島県	285	286	▲ 0.7	
山口県	156	145	▲ 6.7	
徳島県	83	79	▲ 5.6	
香川県	103	100	▲ 3.0	
愛媛県	151	143	▲ 5.0	
高知県	82	76	▲ 6.4	
福岡県	493	507	2.8	
佐賀県	88	85	▲ 3.9	
長崎県	154	143	▲ 7.6	
熊本県	186	182	▲ 2.3	
大分県	123	120	▲ 2.8	
宮崎県	116	114	▲ 3.5	
鹿児島県	179	171	▲ 4.8	
沖縄県	127	139	9.4	
全国	12,557	12,806	2.0	

(出所) 総務省「国勢調査」

資料27

## 都道府県別の将来推計人口の変化(平成27年(2015年)→平成37年(2025年))

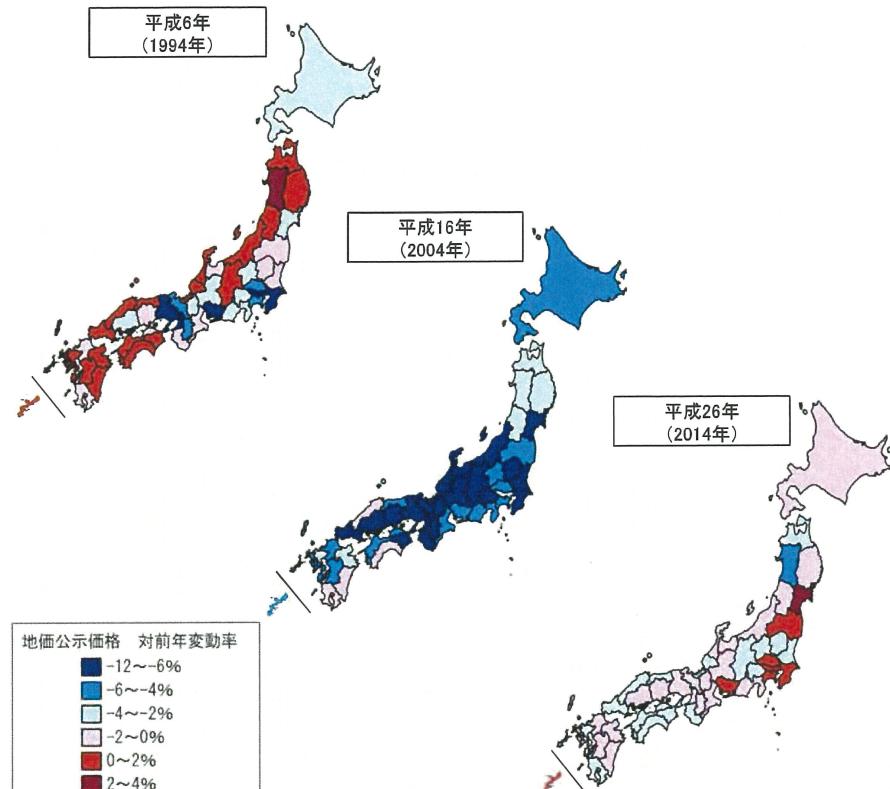


(単位:万人、%)

	27年	37年	37年/27年 (増減率)
北海道	536	496	▲ 7.5
青森県	131	116	▲ 11.0
岩手県	127	114	▲ 10.0
宮城県	231	221	▲ 4.1
秋田県	102	89	▲ 12.7
山形県	112	101	▲ 9.9
福島県	191	178	▲ 6.9
茨城県	292	276	▲ 5.4
栃木県	187	187	▲ 5.4
群馬県	197	186	▲ 5.7
埼玉県	721	699	▲ 3.0
千葉県	619	598	▲ 3.3
東京都	1,335	1,318	▲ 1.3
神奈川県	915	901	▲ 1.5
新潟県	230	211	▲ 8.1
富山県	106	98	▲ 7.3
石川県	115	110	▲ 4.9
福井県	78	73	▲ 6.8
山梨県	84	78	▲ 7.4
長野県	209	194	▲ 7.3
岐阜県	204	191	▲ 6.3
静岡県	370	348	▲ 5.8
愛知県	747	735	▲ 1.6
三重県	182	171	▲ 5.9
滋賀県	142	140	▲ 1.5
京都府	261	250	▲ 4.4
大阪府	881	841	▲ 4.5
兵庫県	553	527	▲ 4.8
奈良県	137	128	▲ 6.6
和歌山县	96	87	▲ 9.6
鳥取県	57	52	▲ 8.3
島根県	68	62	▲ 9.5
岡山県	191	181	▲ 5.3
広島県	283	269	▲ 4.8
山口県	140	128	▲ 8.8
徳島県	76	69	▲ 9.2
香川県	97	90	▲ 7.2
愛媛県	138	127	▲ 8.2
高知県	73	65	▲ 10.3
福岡県	505	486	▲ 3.8
佐賀県	83	77	▲ 6.4
長崎県	137	125	▲ 8.8
熊本県	178	167	▲ 6.2
大分県	117	108	▲ 6.5
宮崎県	111	103	▲ 6.7
鹿児島県	165	152	▲ 7.7
沖縄県	141	141	0.3
全国	12,860	12,061	▲ 4.7
3大都市圏	598	578	▲ 3.0
その他の地域	170	159	▲ 6.5

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

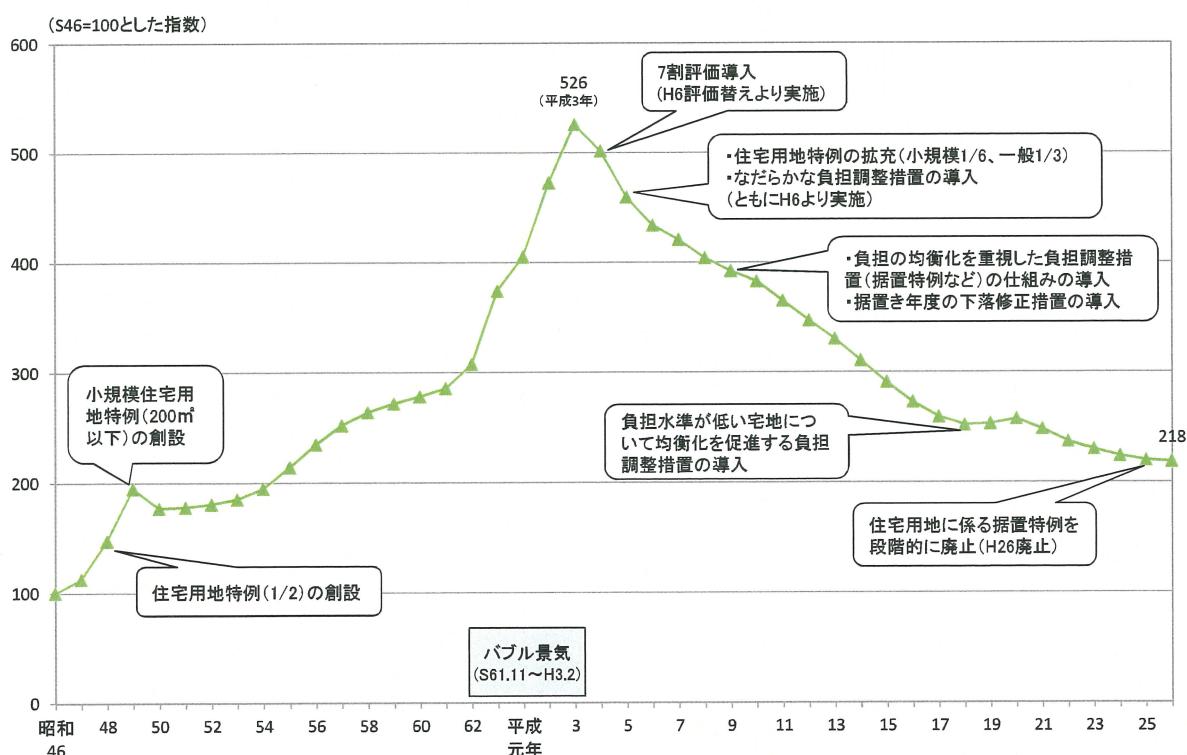
## 都道府県別 地価公示価格対前年変動率(住宅地)



(出所) 国土交通省公表資料

	6年	16年	26年
北海道	▲ 2.4	▲ 4.9	▲ 1.0
青森県	0.5	▲ 2.5	▲ 4.0
岩手県	1.3	▲ 2.8	▲ 0.9
宮城県	▲ 3.1	▲ 6.8	2.5
秋田県	2.2	▲ 3.7	▲ 4.7
山形県	0.8	▲ 3.8	▲ 1.8
福島県	▲ 0.2	▲ 5.5	1.2
茨城県	▲ 1.8	▲ 7.5	▲ 2.5
栃木県	▲ 1.6	▲ 6.8	▲ 2.5
群馬県	▲ 2.7	▲ 6.0	▲ 2.8
埼玉県	▲ 5.0	▲ 5.1	0.3
千葉県	▲ 7.9	▲ 7.0	0.0
東京都	▲ 11.4	▲ 3.1	1.4
神奈川県	▲ 5.7	▲ 5.0	0.6
新潟県	0.5	▲ 7.0	▲ 2.0
富山県	▲ 1.1	▲ 8.8	▲ 0.7
石川県	0.0	▲ 8.7	▲ 1.9
福井県	0.0	▲ 6.3	▲ 2.6
山梨県	▲ 2.3	▲ 9.5	▲ 2.7
長野県	0.9	▲ 7.1	▲ 2.3
岐阜県	▲ 3.4	▲ 7.5	▲ 1.4
静岡県	▲ 3.8	▲ 6.0	▲ 1.1
愛知県	▲ 6.1	▲ 4.8	1.1
三重県	▲ 1.7	▲ 5.4	▲ 1.7
滋賀県	▲ 3.8	▲ 6.5	▲ 0.3
京都府	▲ 5.5	▲ 8.2	▲ 0.6
大阪府	▲ 6.3	▲ 7.7	▲ 0.2
兵庫県	▲ 7.4	▲ 6.5	▲ 0.4
奈良県	▲ 4.7	▲ 8.8	▲ 0.5
和歌山县	▲ 1.9	▲ 6.2	▲ 3.5
鳥取県	1.7	▲ 4.9	▲ 3.7
島根県	0.6	▲ 0.9	▲ 2.7
岡山県	▲ 0.5	▲ 7.0	▲ 1.3
広島県	▲ 2.8	▲ 6.2	▲ 1.8
山口県	1.0	▲ 6.1	▲ 2.7
徳島県	1.9	▲ 6.8	▲ 3.2
香川県	▲ 1.3	▲ 5.2	▲ 3.4
愛媛県	0.0	▲ 4.9	▲ 2.4
高知県	0.1	▲ 1.5	▲ 3.0
福岡県	▲ 0.6	▲ 5.2	▲ 0.3
佐賀県	1.0	▲ 2.5	▲ 3.4
長崎県	2.1	▲ 5.6	▲ 2.0
熊本県	1.1	▲ 5.2	▲ 0.6
大分県	1.3	▲ 2.7	▲ 1.8
宮崎県	0.4	▲ 0.9	▲ 1.5
鹿児島県	▲ 0.1	▲ 1.5	▲ 3.1
沖縄県	0.5	▲ 6.0	0.1
全国	▲ 4.7	▲ 5.7	▲ 0.6

## 地価公示 年別指数推移（全国平均（全用途）：昭和46年を100）



(出所) 国土交通省公表資料

## 第 2 部

## 第2部 我が国経済社会の構造変化の「実像」について ～成長基盤と生活基盤の再構築に向けて～

ここでは、税制をはじめとする諸制度について検討するための基礎として、この四半世紀における我が国経済社会の構造変化の「実像」を把握すべく行ってきた、諸データの分析や有識者からのヒアリング<sup>1</sup>を踏まえ、経済社会の構造変化の「実像」の特徴とそこから導き出される視点を整理している。

### I. 我が国経済社会の構造変化の「実像」の特徴

#### 1. 若年層を中心とする低所得化と少子化、家族モデルの変容

バブル経済が崩壊した1990年代以降、この四半世紀における我が国経済社会の構造変化を鳥瞰すれば、人口構造の変容と、円高トレンド下におけるグローバル化・ICT化が同時に進行し、これにより、家族の「かたち」や人々の働き方などが大きく変容し、「若年層を中心とする低所得化と少子化のスパイラル」ともいべき状況が現出した。

グローバル化・ICT化による企業間・地域間競争の激化と国内産業のサービス化、流通構造の変化が進む中で、円高下における国際競争力の維持や生産性の向上を図るため、企業は賃金を抑制し非正規雇用比率を高めてきた。その結果、足下では正規雇用の増加や賃金上昇など雇用情勢の改善が進んでいるものの、この四半世紀で見れば、若年層を中心とする世帯の低所得化や雇用の不安定化が生じ、未婚化・晩婚化や出生行動の変化を通じて少子化が進んだ。また、税・社会保障等を通じた受益と負担の構造を見ると、若年層は負担超過幅が拡大している一方、高齢者層では受益超となっている。

賃金の抑制や非正規雇用の増加は、激変する経済環境の下にあって、個々の企業にとっては企業経営上の合理的な行動であった。しかし、これが、全体としては、「若年層を中心とする低所得化と少子化のスパイラル」といった状況を

---

<sup>1</sup> 諸データの分析や有識者からのヒアリングについては、「参考」でその概要をまとめている。

生み、名目賃金の減少等を通じて、マクロ経済をデフレ化させるなど、「合成の誤謬」ともいべき状況を招いたことは否めない。さらに、そうしたデフレが、企業による更なる賃金の抑制等を招くといった悪循環が生じた。

家族の「かたち」も、高度成長期に形成され定着した標準的家族モデル（夫婦子2人、夫が仕事、妻が家事育児を担う）に代わって、「一人世帯」や「夫婦のみの世帯」が増加するとともに、夫がサラリーマンの世帯においては共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回るようになった。また、「ひとり親世帯」や「親と成人した未婚の子世帯」なども増加している。こうした中で、正社員と専業主婦から成る標準的家族モデルを主たる前提として形成された企業や社会の諸制度は、必ずしも現状に対応したものではなくなってきた。

## 2. 会社・家族のセーフティネット機能の低下と新たな課題

### ～生活基盤が脆弱化するリスク～

1990年代以降、リストラに加え、非正規雇用の増加や雇用の流動化により、年功賃金や終身雇用に基づく会社の生活保障機能（会社のセーフティネット）が低下した。

少子化や未婚化等により家族が少ない、あるいは全くいない者が増加するとともに、老後における子どもとの同居の減少や付き合い方の希薄化など、家族とのつながりも弱まっている。高齢化や非正規雇用の増加等により家族の構成員の経済力も低下してきており、家族のもつ本来的な支え合い機能（家族のセーフティネット）が低下してきている。

少子高齢化に伴う過疎化や、隣近所との関係が希薄な都市部への人口集中等を背景に、地域コミュニティの支え合い機能に頼ることも難しくなってきていく。

こうした中、再分配機能を有する諸制度（公的セーフティネット）は、正社員と自営業主を主たる対象として形成され、現役世代から高齢世代への所得移転が中心となっており、非正規雇用の増加や若年層の低所得化、高齢世代内の経済格差などの新たな課題が生じている現状に十分に対応しうるものになっていない。

このため、学卒後不本意な形で非正規雇用になった場合のみならず、正規雇

用であっても、失業や病気等をきっかけとして一旦意図せざるライフコースに陥った場合には、家族にも、会社にも、公的制度にも十分に守られないまま、貧困に陥りそのまま老後を迎えるといった「貧困化リスク」に晒されるようになっている。昨今、「下流老人」といった言葉が注目されるのも、潜在的に生活基盤が脆弱化するリスクが強く意識される社会状況の反映であると考えられる。

### 3. 生産年齢人口の減少と人的資本形成の阻害

～成長基盤が損なわれるおそれ～

経済成長を支える生産年齢人口が減少トレンドに陥っている中、結婚・出産に踏み切る経済的余裕がなく、家族を形成することができない若者の増加もあり、少子化が進行している。生産年齢人口の減少を補う形で、女性や高齢者の就労が進んできているものの、依然として多数の就業希望者が存在するなど、多様な人材が十分に活かされていない。

非正規雇用比率の高まりは、教育訓練の機会が限られた労働者を増やすことにより、特に若者を中心に人的資本の形成を阻害しかねない。非正規雇用は成果が報酬や待遇につながりにくいことから、労働者の創意工夫や生産性を高めるインセンティブも働きにくい。

さらに、世代を超えた低所得化の連鎖や格差の固定化が進めば、社会の活力が一層低下するおそれもある。

1990年代初以降、イノベーションの創出やその成果の活用の遅れ等により生産性の伸び悩みがみられる。生産年齢人口が減少する中で、人的資本の形成や個々人の能力の発揮による生産性の向上が進まなければ、我が国の潜在成長力が低下し、我が国経済の成長基盤が損なわれかねない状況となっている。これは成長戦略の観点からも、大きな課題になりうる点である。

### II. 今後への視点 ～今後の税制等の諸制度のあり方を考えるための視座～

以上のように、我が国の経済社会は、地域間のばらつきを有しつつ、「若年層を中心とする低所得化と少子化のスパイラル」が進行し、生活基盤と成長基盤

が脆弱化しつつある。今こそ、将来の成長の担い手である若い世代に特に光を当てて、経済の成長基盤を再構築することが求められる。安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しするとともに、格差が固定化せず、若者が意欲を持って働き、努力する者が報われるといった社会の実現を目指すことこそが喫緊の課題である。また、産業構造の変化により、人口の流出が続く地方圏においても、生活基盤を確保しやすくなるよう後押しすることが重要である。

こうした問題認識に立って、今後、税制のみならず社会保障制度を含めた関連する諸制度のあり方を総合的に検討するにあたっては、以下のような視点が特に重要となる。

## 1. 希望すれば誰もが結婚し子どもを産み育てられる生活基盤の確保

若年層における非正規雇用の増加や低所得化が家族を形成することへの障害となっており、少なくとも夫婦で働けば子どもを産み育てられるだけの生活基盤を確保するといった視点が重要である<sup>2</sup>。また、「ひとり親世帯」の増加や単身の低所得者の存在など、世帯の状況は様々であり、その状況に応じたきめ細かい対応も求められる。こうした中、長時間労働等の正社員の無限定な働き方や家事育児の女性への偏り等の意識や慣行を是正するとともに、保育環境の整備を進めること等により、仕事と家庭の両立を可能とすることが求められる。同時に、税制等の諸制度が社会慣行に与える影響も含め、働き方の選択に対して歪みを与えることがないように、働き方に中立的な制度を構築するとともに、後述の再分配機能を再構築するといった点も重要になる。

こうした取組により、生活基盤が確保され、家族が形成できることは、家族のセーフティネット機能を再構築することになると同時に、人口減少の抑制や女性の就労拡大等を通じて、経済の成長基盤の強化にもつながる。

---

<sup>2</sup> 日本創成会議の提言（「ストップ少子化・地方元気戦略」（平成26年5月8日））では、「30代後半で500万円（夫婦）以上の収入が「安定的」に確保されていることが目標」とされている。

## 2. 就労等を通じた社会とのつながりの回復

若年層において、若年無業者や、本人が望まない形での非正規雇用が増加するとともに、高齢者層においても、若い頃からの不安定な仕事や生活の結果、生活に困窮し、社会的に孤立する者も増加している。これは、いわゆる「社会的排除 (social exclusion)」と言われるように、就労等を通じた社会とのつながりが希薄化しつつあることを示唆するものである。

こうした状況の下では、若年無業者等の職業的自立に困難を抱えている人への包括的な支援はもとより、若者や女性、高齢者を含め、多様な人材が、自らのライフスタイルやニーズに応じて働くことができ、どのような働き方であっても、その努力が報われるようになるといった誰もが社会に参加しうる環境の整備が特に重要である。このためには、非正規雇用者の待遇の改善や、希望する者の正規雇用への転換、「多様な正社員」の一層の普及、起業を含めた雇用者以外の働き方の環境整備等を図るとともに、個々人が働き方の違いによって不利に扱われることのない中立的な制度を構築することが求められる。

こうした取組は、個々人の生活基盤の安定・強化とともに、家族形成を可能とすることを通じて、家族のつながりの回復にも資すると考えられる。また、地域におけるコミュニティ機能強化の取組とも相俟って、個々人が社会での居場所を持つことにもつながる。

こうした取組は、個々人の能力と個性の発揮や、人的資本の形成を可能にし、成長基盤の強化にもつながる。今後、健康寿命が延伸し、ロボットやA Iをはじめとする技術革新が進展するにつれ、人々の働き方はより知識集約的で、時間や場所に捉われないものになっていくことが予想される。こうした将来を踏まえれば、個々人がその事情に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、その努力が報われる環境を整えていくことが一層重要になるとを考えられる。

## 3. 経済力を踏まえた再分配機能の再構築

就労や家族形成を通じた生活基盤の確保に加え、生涯を通じたリスクに対しては、公的な再分配施策が重要な役割を担っている。若年層の低所得化や高齢世代内の経済格差など、再分配施策を取り巻く課題が変化してきている中で、

誰が困っているのかを改めて問い合わせし、セーフティネット機能を新たな視点で考える必要が生じてきている。このため、年齢ではなく、所得や資産など経済力を踏まえた制度とし、再分配機能を高めることが必要である。まさにこうした観点から、すべての世代が年齢ではなく負担能力に応じて負担し支え合う仕組みを目指して、「社会保障と税の一体改革」が進められており、今後も、こうした方向で、再分配機能を有する諸制度の改革を進めていく必要がある。

再分配機能を高めることは、経済力がある者も含む社会全体のセーフティネットを充実させ、社会の安定性の維持につながる。若年層・低所得層の活力を維持することにより、将来の社会保障制度の持続可能性を高めることにもなる。若い世代に経済的な余裕がないことが、子どもを産み育てるためらわせる要因ともなっていることも踏まえれば、人口減少問題に対応していく上でも重要である。さらに、世代を超えて格差が継承・固定化することを防ぎ、人的資本の蓄積の向上を通じて成長基盤の強化にもつながる。

一方で、公的年金の給付水準について中長期的な調整が行われていく見込みとなっており、公的年金やそれを補完する企業年金に加え、企業年金に加入できない者も含めた老後に備えた自助努力を支援する必要性が増している。

### III. 結びにかえて ~成長基盤と生活基盤の再構築に向けて~

以上は、当調査会として、この四半世紀に生じた経済社会の構造変化の「実像」の一端についてできる限りの接近を試み、そこから導き出される視点を一つの試みとしてとりまとめたものである。今後の税制のあり方を検討するにあたって、これを十分考慮に入れる必要がある。

いうまでもなく、税制は、公的サービスの財源を安定的に賄ううるものでなくてはならない。同時に、経済社会を支える重要なインフラストラクチャー（基盤）の一つとして、その時々の経済社会構造を基礎として構築されるべきものである。このため、「公平・中立・簡素」の三原則をふまえつつ、経済社会の構造変化に対応した不断の見直しが必要である。

こうした中、これまで見てきたように、我が国経済社会は、この四半世紀の間、大きな構造変化を遂げてきた。今こそ、税制の構造改革（オーバーホール）に着手すべき時である。ここで指摘した構造変化の「実像」を十分踏まえつつ、

①成長基盤の構築に寄与するとともに、②年齢ではなく経済力を重視した世代内・世代間の公平性を確保し、生活基盤を下支えするといった観点から、思い切った税制改革がなされるべきである。

一方で、我が国経済社会の構造変化は広範にわたることから、こうした税制改革を行うことに加え、社会保障制度を含めた関連する諸制度における総合的かつ整合的な対応も求められる。

最後に、我が国経済社会の来し方行く末について、ここで整理をきっかけとして、個人、企業、NPOをはじめとする国民各層において議論がなされ、コンセンサスが形成されていくことを期待したい。

加えて、こうしたコンセンサス形成を通じて、直面している経済社会の大きな構造変化に立ち向かい、次の明るい時代を切り開くべく、政府のみならず国民各層において、成長基盤と生活基盤を持続可能なものに再構築していくための各般の主体的取組が進められることを願ってやまない。

## (参考) 我が国経済社会の構造変化に関する諸データや 有識者からのヒアリングの概要

### I. データから見えてくる我が国経済社会の構造変化の概要

#### 1. 人口構造の変化

##### (1) 少子化の進展とその要因 ~未婚化、晚婚化、晚産化~

- 我が国の合計特殊出生率<sup>1</sup>は、1947～1949 年の第 1 次ベビーブームにおいては 4 を超えていたが、1950 年以降急激に低下し、1957 年には 2.04 となった。その後、1970 年代半ばまで人口置換水準<sup>2</sup>近辺で推移したが、1974 年に再び人口置換水準を下回ると、2000 年代にかけてほぼ一貫して低下した。2005 年の 1.26 を底として、足下では上昇傾向にあり、2014 年には 1.42 となっているものの、人口置換水準を下回る水準が続いている。<資料 1-1>
- 出生数は、第 1 次ベビーブームにおいて 260 万人を超えていたが、その後、1950 年代後半にかけて大きく減少し、200 万人を割り込んだ。1970 年代にかけては増加に転じ、第 2 次ベビーブーム（1971～1974 年）の際は 200 万人を再び回復した。しかしながら、これを境に、その後はほぼ一貫して減少を続け、2014 年には 100 万人にまで減少している。
- こうした 1970 年代以降の出生数の減少・合計特殊出生率の低下は、親となる年齢層の人口減少に加え、結婚行動や夫婦出生行動の変化が影響しているものと考えられる。即ち、未婚化・晚婚化により結婚する者の割合が縮小とともに、晚婚化や晚産化もあり夫婦が持つ子どもの数が減少しており、これが出生数の減少・合計特殊出生率の低下につながっている。  
これら未婚化、晚婚化、晚産化などの実態を具体的に見ていく。
  - 未婚率は、男性は 1980 年代以降、女性は 1990 年代以降大きく上昇している。例えば、男性の生涯未婚率<sup>3</sup>は、1960 年に 1.3% だったのが、

<sup>1</sup> 「合計特殊出生率」とは、15～49 歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数に相当する。

<sup>2</sup> 「人口置換水準」とは、母親世代の女性が等しい数の娘世代の女性を産み残すための出生の水準であり、人口規模を維持するのに必要な水準（静止粗再生産率）。人口置換水準は死亡率等によって変動し、我が国では、1947 年以降総じて低下傾向にあり、2013 年においては 2.07。

<sup>3</sup> 「生涯未婚率」とは、50 歳時の未婚率であり、45～49 歳と 50～54 歳の未婚率の単純平均により算出。

2010年においては2割を超えており、未婚化が進んでいる。<資料1-2>

	1960年	2010年
男性(30~34歳) :	9.9%	→ 47.3%
男性(45~49歳) :	1.4%	→ 22.5%
男性(生涯未婚率) :	1.3%	→ 20.1%
女性(30~34歳) :	9.4%	→ 34.5%
女性(45~49歳) :	2.1%	→ 12.6%
女性(生涯未婚率) :	1.9%	→ 10.6%

- 平均初婚年齢は、1970年代以降、男女ともに上昇傾向にあるが、1990年代半ば以降、その上昇ペースは速まっている。2014年においては男性の平均初婚年齢が31歳超となるなど、晩婚化が進んでいる。<資料1-3>

	1960年	2014年
男性 :	27.2歳	→ 31.1歳
女性 :	24.4歳	→ 29.4歳

- 独身でいる理由を見ると、結婚できない理由として、「適当な相手にまだめぐり会わない」に続いて、「結婚資金が足りない」を挙げる者が多く、近年、特に男性において、その割合が増えている（1992年20.6%→2010年25.4%）。<資料1-4>
- なお、20~30歳代の男性について年収別の婚姻状況を見ると、年収が300万円未満の場合、20歳代・30歳代ともに既婚率が10%を下回り、年収300万円以上の既婚率（25~40%弱）と比較して、大きな開きがある<sup>4</sup>。また、結婚生活をスタートさせるに当たり必要だと思う夫婦の年収については、20~30歳代の9割以上が「年収300万円以上」と回答している。<資料1-5>
- 平均出産年齢は、1970年代以降上昇傾向にあり、晩産化が進んでいる。特に、第1子の平均出産年齢を見ると、近年、晩産化のペースが速ま

<sup>4</sup> 内閣府「結婚・家族形成に関する調査報告書」（平成22年度）。なお、同調査は、「既婚者」を比較対象に、「未婚者」の結婚や家族形成についての意識や状況を分析・検討することを目的としており、20~30歳代の「未婚者」と同年代の「結婚3年以内の既婚者」のみを調査対象としている。

っており、2014年においては30歳を超えていた（1960年25.4歳→2014年30.6歳）。<資料1-6>

- 夫婦が理想とする子どもの数や予定する子どもの数を見ると、1990年頃を境に減少してきているとはいえ、ともに2人以上で推移している。他方、実際の子どもの数は2人未満で推移しており、希望と現実に乖離が見られる。
- 理想の子どもの数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる者の割合が最も多く、1982年と比較すると、その割合は増えている（1982年46.3%→2010年60.4%）。また、雇用形態別に結婚・出産の状況を見てみると、非正社員は、正社員と比較して結婚している割合が低い。希望する子どもの数、実際の子どもの数は、男女双方が正社員の場合に最も多く、希望する子どもの数と実際の子どもの数の乖離は、特に男性が非正社員の場合に大きくなっている。<資料1-7、8>
- このように、経済的な要因が結婚行動や夫婦出生行動に影響を与えていた可能性がうかがわれる。後述する若年層の雇用・所得環境の厳しさが、未婚化、晩婚化、晚産化、実際の子どもの数の減少などを通じて、少子化に影響を与えているものと考えられる。

## （2）総人口・生産年齢人口の減少～「人口減少社会」に突入～

- 戦後、日本の総人口は増加を続けてきたが、2008年の12,808万人をピークとして減少に転じ、日本は「人口減少社会」に突入した。総人口の減少傾向は今後も長期にわたって続き、2065年には8,136万人にまで減少することが見込まれている<sup>5</sup>。<資料1-9>
- 社会の「稼ぎ手」・「支え手」である生産年齢人口（15～64歳）は、総人口のピークに先駆けて1995年にピークを迎え、2000年代以降、ペースを速めながら減少している。2065年には、ピーク時の8,717万人と比べて半減となる、4,113万人にまで減少することが見込まれている<sup>5</sup>。生産年齢人口の減少は、潜在成長力への下押し圧力となり得る。

---

<sup>5</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）：出生中位・死亡中位」。

- 地域別の人口を見ると、自然増減の要因である合計特殊出生率では、近年、一貫して、最高が沖縄県、最低が東京都となっている。他方、社会増減の状況として三大都市圏の転入・転出超過数を見ると、1960年頃（高度経済成長期）においては、三大都市圏とも大きく転入超過となっていたが、その後は東京圏のみ大きく転入超過となっている。人口変化（1995年→2014年）については、全国的に政令市等の規模が大きい団体で人口が増加し、一般市（政令市、中核市及び特例市以外の市）や町村で人口が減少している傾向がある。<資料1-10～12>

### （3）生産年齢人口割合の低下と高齢化率の上昇

#### ～「超高齢社会」、「人口オーナス期」に突入～

- 生産年齢人口が総人口に占める割合（生産年齢人口割合）は、1950年代から1970年代にかけて上昇した後、一旦低下し、1990年代にかけて再び上昇に転じた。しかし、1990年代前半をピークに再び低下を始め、今後も、そのペースを緩めながらもほぼ一貫して低下を続けることが見込まれている（1990年代前半70%弱→2065年50%程度）。<資料1-13>
- 他方、65歳以上人口が総人口に占める割合（高齢化率）は、1950年代以降、一貫して上昇し、2010年には23%に達した。今後も継続して上昇することが見込まれており、2065年には40%を超える見込みである。
- 生産年齢人口割合が上昇し、いわゆる「人口ボーナス期」であった1950年代から1970年代にかけては、高度経済成長を遂げた時代でもあった。他方、1990年代半ば以降は、生産年齢人口割合が低下する、いわゆる「人口オーナス期」に突入しており、現役世代により負担がかかっていくおそれがある。

### （4）経済循環構造の変化 ～稼ぎ手が減少する中で～

- 賃金・俸給総額は、1990年代後半まで増加した後、生産年齢人口が減少する中で、趨勢として減少傾向にある。家計の可処分所得についても、1990年代を境に趨勢として減少傾向にあるが、その減少幅は賃金・俸給総額ほどではない。年金給付等の社会給付が家計の可処分所得を下支えする形となっている。また、家計最終消費支出については、1990年代後半まで増加した後、家計貯蓄の減少（取り崩し）もあり、微増で推移している。<資料1-14～16>

	1980 年	1995 年	2013 年 (対 1995 年)
賃金等	: 164 兆円 → 310 兆円 → 285 兆円 (▲26 兆円)		
うち賃金・俸給	: 116 兆円 → 232 兆円 → 207 兆円 (▲25 兆円)		
可処分所得	: 157 兆円 → 302 兆円 → 288 兆円 (▲14 兆円)		
家計最終消費支出	: 130 兆円 → 273 兆円 → 286 兆円 (+13 兆円)		
貯蓄(純)	: 28 兆円 → 32 兆円 → ▲0 兆円 (▲33 兆円)		

- このように、現在の経済循環は、「稼ぎ手」である生産年齢人口の減少などに伴い賃金・俸給総額が減少する中、年金給付等の社会給付と家計貯蓄の減少によって、家計の最終消費支出が下支えされるという脆弱な構造となっている。また、家計貯蓄の減少は、将来の資本ストックの成長を阻害する可能性がある。

## 2. 経済・産業構造の変化

### (1) グローバル化・I C T 化の加速・深化

- 世界の商品・サービスの輸出額(対GDP比)は、1990年代以降増加傾向にあり、特に2000年代に増加ペースが加速し、1980年代の20%弱から、2013年には30%近くにまで上昇している。また、世界の対外直接投資残高(対GDP比)は、1980年代以降増加傾向にあるが、特に1990年代後半と2000年代半ばにおいて増加ペースが加速し、1980年の5%弱から、2014年には30%を超える水準にまで上昇しており、グローバル化の加速・深化が進行している。<資料2-1>
- 日本に限って見ても、貿易(輸出入合計額の対GDP比)、サービス貿易(受取支払合計額の対GDP比)、対外・対内直接投資残高(対GDP比)のいずれをとっても、1980年代と比べて大幅に増加しており、同様にグローバル化の加速・深化が見て取れる。<資料2-2、3>
- また、インターネットやスマートフォンの普及など、I C T 化も近年急速に進んでいる。インターネットは、この10年あまりで地球的規模で急速に浸透し、世界のインターネット人口は、2001年の5億人から、2015年には32億人近くとなる見通しである。世界のスマートフォンのユーザー数も、近年、急速に増加し、2017年には25億人となり、全携帯ユーザーの5割近くにまで達すると見込まれている。<資料2-4>

## (2) グローバル化に伴う競争の激化と経済のサービス化の進展

- 上に述べたようなグローバル化の加速・深化に伴い、企業間・地域間競争が激化している。また、産業別のGDP構成比・就業者割合は、ともに、第1次、第2次産業が減少傾向にある一方、第3次産業が大幅に増加しており、産業構造・就業構造のサービス化が進展している。<資料2-5、6>

第3次産業の産業別GDP構成比 :	1975年 55.9%	→ 2013年 74.3%
第3次産業の産業別就業者構成割合 :	52.1%	→ 2010年 72.2%

- 次のデータに示されるように、こうした経済のグローバル化に伴うアジアの新興国などとの市場競争の激化や、サービス業の拡大が、労働者側のニーズ(4. 参照)とも相俟って、非正規雇用比率を上昇させたと考えられる。

- 産業別に正規雇用・非正規雇用の割合の変化(1997年→2012年)を見てみると、サービス業を中心として、製造業も含む全ての産業において非正規雇用の割合が上昇している。<資料2-7>
- 企業が非正規雇用を活用する理由として、グローバル競争の激化等を背景に「人件費の節約」を挙げる企業が最も多い。なお、「仕事の繁閑に対応」や「景気変動の雇用調整に備える」がこれに続くほか、「高齢者雇用への対応」を挙げる企業も増えている。<資料2-8>

## 3. 家族の変化

### (1) 家族類型の多様化・小規模化～一人世帯の主流化～

- 1970年代に「高齢者がいる世帯」の5割以上を占めていた「三世代世帯」は、その後一貫して割合を減らし、代わりに1980年代にかけて、いわゆる戦後の「標準モデル世帯」ともいえる「夫婦と子供世帯」が増加した。1990年頃になると、少子化や高齢化、未婚化や晩婚化などを背景に、「夫婦と子供世帯」は減少し、高齢者を含む「一人世帯」や「夫婦のみの世帯」、「ひとり親と子供世帯」が増加した。2010年には、「一人世帯」が「夫婦と子供世帯」を抜いて世帯数の最も多い類型となり、家族類型の「多様化」に加えて、「小規模化」が進んできている。<資料3-1、2>

(単位：世帯)	1970年	1995年	2010年
夫婦と子供世帯 :	1,247万 (41.2%)	1,501万 (34.2%)	1,444万 (27.9%)
一人世帯 :	614万 (20.3%)	1,124万 (25.6%)	1,678万 (32.4%)
夫婦のみの世帯 :	297万 (9.8%)	761万 (17.3%)	1,024万 (19.8%)
ひとり親と子供世帯 :	174万 (5.8%)	308万 (7.0%)	452万 (8.7%)

※括弧書きは割合。

- 次に、世帯主が高齢者（65歳以上）の世帯の家族類型について詳しく見ていく。

- 高齢化を背景に高齢者世帯の数が増加する中で、「一人世帯」の増加が著しく（1980年88万世帯（20.4%）→2010年479万世帯（30.0%））、特に都市部で増加率が高い傾向にある。また、1980年代と比べると、「夫婦のみの世帯」や「夫婦と子供世帯」もその割合を増やしている。  
＜資料3-3、4＞
- 高齢者の「一人世帯」を男女別で見ると、女性による「一人世帯」が高齢者の「一人世帯」の7割を占める。高齢者の「一人世帯」の配偶関係については、男女ともに「死別」が大宗を占めるが、「未婚」や「離別」の割合も上昇傾向にある。特に男性においてその傾向が顕著であり、「死別」の割合が1980年の66.6%から2010年には42.3%まで低下する一方、「未婚」は5.6%から20.0%に、「離別」は12.6%から22.0%にそれぞれ上昇している。  
＜資料3-5＞
- 高齢者の子どもとの関係に係る意識調査を見てみると、将来子どもとともに同居する意向を持つ高齢者の割合は、現在、子どもとともに同居している、別居しているにかかわらず、1995年から減少している。また、老後ににおける子や孫との付き合い方について、より密度の薄い付き合い方が良いと考える高齢者の割合が増えている。こうした高齢者の意識の変化が、その世帯類型の変化にも影響を与えていていると考えられる。  
＜資料3-6＞

- 他方、高齢者世帯における「夫婦と子供世帯」の割合の増加は、主に「親と成人した未婚の子」という世帯の増加によるものと考えられる。その背景には、未婚化や晩婚化の進展に加え、親と同居する未婚者は失業率が高いことなどから経済的な要因があると考えられる。<資料3-7>
- 世帯主が若年層（30歳未満）の世帯を見てみると、2000年頃を境として、世帯数が減少している（2000年601万世帯→2010年483万世帯）。その背景には、少子化による若年層の人口減のほか、経済的な要因などから親と同居する未婚者の割合が増えていることがあるものと考えられる。<資料3-7、8>  
また、世帯類型については、未婚化・晩婚化・晩産化などにより「夫婦のみの世帯」や「夫婦と子供世帯」の割合が低下し、若年世帯の4分の3が「一人世帯」となるなど、小規模化が進んでいる。

## （2）共働き世帯数の増加と女性を取り巻く環境

### ～女性による就労の拡大、非正規雇用を中心に～

- 共働き世帯数は年々増加している。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、共働き世帯数と専業主婦世帯数が拮抗し、1997年以降は共働き世帯数が専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向はますます鮮明となり、2014年には、**共働き世帯の割合は60%にまで上昇した。**<資料3-9>
- これは女性の労働力率<sup>6</sup>にも表れている。女性の労働力率は、1970年代半ばにかけて低下した後は上昇傾向にあり、いわゆる「M字カーブ」は緩やかになりつつある。また、結婚前に就業していた女性のうち、結婚後も就業を継続する女性の割合は増加傾向にある。<資料3-10、11>
- 共働き世帯の就業形態を見てみると、「夫フルタイム・妻フルタイム」の世帯数は1990年代をピークに減少傾向にある一方、「夫フルタイム・妻パートタイム」の世帯数が増加し、2000年代以降は「夫フルタイム・妻フルタイム」の世帯数を上回って推移している。また、1990年代以降、女性の正規雇用者数がほぼ横ばいで推移する中、女性の非正規雇用者数が増加しており、女性による

<sup>6</sup> 労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られている。

就労の拡大は非正規雇用が中心となっている。その一因として、家事や育児の負担が妻に偏っていることが考えられる。<資料 3-12~14>

- 共働き世帯について、夫の所得階級別に妻の所得分布を見ると、総じて、妻の所得は半分以上が150万円未満に分布している。その背景には、女性の場合、家事や育児をしながら働かなくてはならないケースがあるということもあるが、女性パートタイム労働者の4人に1人が就業調整をしている実態<sup>7</sup>を踏まえると、制度的な要因や心理的な要因も影響しているものと考えられる。<資料 3-15>
- なお、先に見たように、今後も生産年齢人口の減少が続くと見込まれる中では、労働力の確保が課題となる。非労働力人口となっている女性、即ち子育て等により就業を諦めている女性のうち、可能であれば就業したいと考えている女性が約300万人<sup>8</sup>いることを踏まえると、女性の就労の更なる拡大が重要となる。<資料 3-10>

#### 4. 働き方の変化

##### (1) 就業構造の変化～女性・高齢者による就労の拡大と「雇用者化」の進展～

- 1990年代にかけて、生産年齢人口が増加する中で就業者数も増加した。他方、1995年をピークに生産年齢人口が減少を始めると、就業者数も減少傾向に転じた。ただし、生産年齢人口の減少幅（▲893万人）に比べ、就業者数の減少幅は小さく（▲106万人）、女性や高齢者による就労の拡大が労働供給を下支えしている。<資料 4-1～4、資料 3-10>

	1955年	1995年	2014年 (対 1995年)
生産年齢人口 <sup>9</sup> ：	5,517万人	→ 8,697万人	→ 7,804万人 (▲893万人)
就業者数	： 4,090万人	→ 6,457万人	→ 6,351万人 (▲106万人)

<sup>7</sup> (独)労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」(平成22年)。

<sup>8</sup> 15歳以上の女性に占める、可能であれば就業したいと考えている女性の割合と、実際の就業者の割合の差は、都市部で大きくなっている。<資料 3-16>

<sup>9</sup> 1955年は総務省「国勢調査」、1995年及び2014年は総務省「労働力調査(基本集計)」。

- 就業者の内訳を見ると、1955年当時は、自営業主等（自営業主＋家族従業者）の数が雇用者数を上回っていたが、その後、**自営業主等の数は減少し**、一方で、**雇用者数は1990年代にかけて大きく増加した後も増加傾向を維持しており**、「**雇用者化**」が進展している。特に女性の場合、1955年頃は家族従業者数が女性就業者数の半分以上を占めていたが、大幅に減少し（1955年902万人→2014年136万人）、代わりに雇用者数が大きく増加しており（同531万人→同2,436万人）、「雇用者化」の進展が顕著に見られる。

	1955年	1995年	2014年 <sup>10</sup> (対1995年)
雇用者数	: 1,778万人	→ 5,263万人	→ 5,595万人 (+332万人)
自営業主数 +家族従業者数	: 2,312万人	→ 1,181万人	→ 724万人 (▲457万人)

- 雇用者が勤める企業等の従業者規模別に雇用者の分布を見てみると、1980年代から2012年にかけて、非正規雇用を中心に、300人以上の企業等に勤める雇用者の割合が上昇している。一方で、従業者規模が299人以下の中小の企業等に勤める雇用者の割合は、低下してきているとはいえ6割強となっており、引き続き高い割合となっている。<資料4-5>
- また、役員については、近年、従業者が「1人」や「2～4人」の小規模企業等の役員を務める者の割合が増加している。

## （2）「雇用者」の就労形態の変化～非正規雇用の増加・雇用の流動化～

- 1980年代以降、雇用者数が増加傾向にある中で、**非正規雇用者数が大きく増えており**、**非正規雇用比率は、1984年の15.3%から2014年には37.4%にまで上昇した**。なお、2004年から2014年にかけての非正規雇用者の増加数（398万人）のうち、**6割は60歳以上の男女による増加**、**3割は59歳以下の女性による増加**であるが、59歳以下の男性においても非正規雇用者数が増加している。<資料4-6>
- 高齢者（65歳以上）、女性、若年（25～34歳）の男女それぞれ見ても、1990年代と比べて、非正規雇用比率は上昇しているが、**特に若年男性については**、人口減もあり雇用者数が減少傾向にある中で、**非正規雇用者数が概ね増加傾向**にあり、非正規雇用者のうち、「正社員として働く会社がなかった」とする、いわゆる**「不本意非正規」**の割合は4割に上っている。<資料4-7～10>

<sup>10</sup> 雇用者数と自営業主等の数の合計人数は、就業形態不詳がいるため、就業者数と一致しない。

- 非正規雇用者について、生活を賄う主な収入源を見てみると、男性については、「自分自身の収入」を主な収入源とする者が8割前後と大宗を占め、その傾向は以前から変化はないが、「親の収入」を主な収入源とする者の割合が概ね増加傾向にある（2003年7.7%→2014年12.0%）。女性の場合、「配偶者の収入」を主な収入源とする者が6割程度で推移する一方、「自分自身の収入」を主な収入源とする者も3割程度で推移している。<資料4-11>
- 正規雇用者と非正規雇用者の賃金を比較すると、正規雇用者は長期雇用を前提とした「年功賃金」により、勤続年数に応じて賃金が上昇するのに対し、**非正規雇用者は、年齢などによらない「横ばい型」の賃金体系**となっている。特に39歳以下の賃金を見てみると、正規雇用者の平均年収は、20歳代前半で約290万円、20歳代後半で約360万円、30歳代前半で約420万円、30歳代後半で約490万円である一方、非正規雇用者の平均年収は、それぞれ約220万円、約240万円、約270万円、約280万円となっており、正規雇用者に比べて概ね6割程度の水準となっている（2014年）。<資料4-12>
 

また、賃金以外にも、非正規雇用者は、**雇用期間が有期であったり、教育訓練の機会が限られたりするなどの特徴**が見られる。<資料4-13>

このような非正規雇用者の特徴を踏まえると、**世帯の主たる稼ぎ手が非正規雇用者である場合には、貧困化のリスクが高まる**と考えられる。
- 他方で、2013年以降は、特に15～34歳の年齢層において「非正規から正規」への移行が「正規から非正規」への移行を上回って推移しており、**足下では雇用情勢の改善が見られる**。<資料4-14>
- また、**近年では、正規・非正規の二項対立ではなく、働き方が無限定な正社員に対して、職種や労働時間、勤務時間などが限定された「多様な正社員」制度を導入する動き**が見られる。2013年においては、職種限定の正社員制度を導入する企業は4割弱、労働時間限定や勤務地限定はそれぞれ2割程度に上っている。<資料4-15>
- 一般労働者<sup>11</sup>の転職の動向を示す「転職入職率」<sup>12</sup>は、5～29人規模の企業では、1990年代以降、長期的に低下傾向にあるものの、これらを含む中小企業

---

<sup>11</sup> 一般労働者とは、常用労働者のうち「パートタイム労働者」又は「短時間労働者」以外の者。

<sup>12</sup> 一般労働者の転職入職率＝（一般労働者の転職入職者／1月1日現在の一般労働者数）×100。転職入職者とは、入職者（調査対象期間中に事業所が新たに採用した者をいい、他企業からの出向者・出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除く。）のうち、入職前1年間に就業経験のある者。ただし、「内職」や1か月未満の就業は含まない。

は総じて 10% 前後の高い水準で推移している。他方、1,000 人以上の**大企業**における「**転職入職率**」は、1990 年代には 4 % を下回っていた時期もあったが、その後上昇し、2000 年代半ば以降は 6 % 程度で推移しており、**一般労働者**の**雇用の流動化**が進んでいる。<資料 4-16>

転職入職者の賃金は、非正規雇用者の賃金に似て、年齢に応じて上昇する傾向が弱いという特徴が見られる。<資料 4-17>

- なお、賃金分布の推移（男性労働者）を見てみると、足下では回復傾向にあるものの、下位層（第 1 十分位<sup>13</sup>）や中位数の賃金は 1990 年代と比べて低下傾向にある。<資料 4-18>

### (3) 自営業主像の変容

#### ～伝統的自営業の減少と「雇用的自営」の存在感の高まり～

- 自営業主等（自営業主＋家族従業者）の数は、1955 年以降、ほぼ一貫して減少傾向にあり、2014 年には、1955 年と比べて 3 分の 1 となる 724 万人にまで減少している。その背景には、就業形態の「雇用者化」に加え、小規模事業者<sup>14</sup>の法人化や自営業主の高齢化などがあると考えられる。<資料 4-19～21>

- 自営業主を職種別に見てみると、1980 年代以降、「農林漁業従事者」や「生産工程従事者」、「小売・卸売店主」といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、「建築技術者」、「S E」、「保険代理人・外交員」など、**使用従属性**が高く**雇用者**に近い、いわゆる「雇用的自営」の割合が増加しており、自営業主像は 1980 年代と比べて大きく変容してきている。<資料 4-22>

## 5. 家計・再分配の変化

### (1) 若年層と高齢者の家計 ～低所得化が進む若年層、ばらつきのある高齢者～

- 若年世帯と高齢者世帯を比べると、概して、若年世帯は収入、資産<sup>15</sup>ともに少ない一方、高齢者世帯は、収入は若年世帯とほぼ同水準であるが、資産は多

<sup>13</sup> 第 1 十分位とは、賃金の低い者から高い者へと一列に並べて、低い者から数えて全体の 10 分の 1 番目に該当する者。

<sup>14</sup> 小規模事業者とは、常時雇用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業は 5 人）以下の法人又は個人業主。

<sup>15</sup> 貯蓄現在高から負債現在高（住宅・土地のための負債を除く）を控除した純資産。実物資産・貯蓄現在高と負債現在高ベースで比較しても、若年世帯の「純資産」が少なく、高齢者世帯の「純資産」が多い傾向は同じである。

い。高齢化が進む中で、資産を多く保有する高齢者世帯の割合が増加している。

<資料 5－1、2>

- 「二人以上の世帯」について、若年世帯<sup>16</sup>、壮年世帯<sup>17</sup>、高齢者世帯<sup>18</sup>における年間収入の分布の変化（1994 年→2009 年）を見てみると、**若年世帯**においては、**雇用・所得環境が厳しいことを背景に**、世帯数分布が最も多い年間収入階級（最頻値）が 400～500 万円から 300～400 万円に変化するとともに、400 万円未満の世帯割合が増加し、400 万円以上の世帯割合が減少しており、**収入が全体的に低下している**。  
他方、壮年世帯、高齢者世帯においては、世帯数分布が最も多い年間収入階級は、それぞれ 600～800 万円、300～400 万円で変化は見られない。<資料 5－3>
- 若年世帯と高齢者世帯における貯蓄現在高の分布については、1994 年から 2009 年にかけて、ともに大きな変化は見られない。**若年世帯**では貯蓄現在高 450 万円未満の世帯が 8 割近くを占め、**貯蓄が少ない一方で、高齢者世帯**では 3,000 万円以上の世帯が 23.9%いる一方、450 万円未満の世帯も 17.0%いるなど、**ばらつきが大きい**。<資料 5－4>
- 高齢者世帯における年間収入と貯蓄現在高の関係を見てみると、年間収入が多い／少ない層ほど、貯蓄現在高が多い／少ない傾向にあり、2009 年においては、年間収入 400 万円以上かつ貯蓄現在高 3,000 万円以上の世帯割合が 17.2%である一方、年間収入 300 万円未満かつ貯蓄現在高 450 万円未満の割合も 8.1%であるなど、経済力に大きなばらつきがあることが確認できる。なお、1994 年と比較しても、分布の構造に大きな変化は見られない。<資料 5－5>
- 高齢者世帯について、年間収入階級別に、主な年間収入ごとの世帯分布を見てみると、年間収入 600 万円未満では「公的年金・恩給」を主な収入とする世帯が 8～9 割を占めるが、年間収入 600 万円以上では、「勤め先収入」や「家賃・地代、利子・配当金」等を主な収入とする世帯の割合が増加する。<資料 5－6>

---

<sup>16</sup> 世帯主の年齢が 30 歳未満。

<sup>17</sup> 世帯主の年齢が 30～59 歳。

<sup>18</sup> 高齢者夫婦世帯（夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの世帯）。

- 次に、「一人世帯」について、若年世帯<sup>19</sup>、高齢者世帯<sup>20</sup>における年間収入の分布の変化（1994年→2009年）を見てみると、**若年一人世帯**は、「二人以上の世帯」と同様、**収入が全体的に低下**している<sup>21</sup>。
 

他方、高齢者一人世帯は、社会保障制度の充実などを背景に、年間収入200～300万円の世帯割合が増加し、100万円未満の世帯割合が減少している。

また、「一人世帯」の男女別に年間収入の分布を見ると、若年・高齢者ともに、女性の方が収入が少ない傾向にある。<資料5－7、8>
- 「一人世帯」の貯蓄現在高の分布の変化（1994年→2009年）は、**若年一人世帯**においてはほとんど変化は見られず、貯蓄現在高200万円未満の世帯割合が75%程度となっており、引き続き**貯蓄は少ない**。
 

**高齢者一人世帯**では、貯蓄現在高1,500万円以上の世帯割合が増え（26.9%→33.0%）、次に世帯割合が多い300万円未満でもその割合が増加しており（23.3%→25.7%）、**貯蓄現在高のばらつきが顕著**になっている。

なお、「一人世帯」の貯蓄現在高の分布を男女別に見ると、若年・高齢者ともに、低貯蓄の世帯割合は女性より男性の方が高く、若年一人世帯においては、貯蓄現在高200万円未満の世帯割合が男性では80.2%であるのに対し、女性は68.7%、高齢者一人世帯においては、300万円未満の世帯割合が男性では32.3%であるのに対し、女性は23.2%となっている。<資料5－9、10>
- 最後に「ひとり親世帯」の年間収入の分布の変化（1994年→2009年）を見てみると、世帯数分布が最も多い年間収入階級が200～300万円から200万円未満に変化するなど、**全体として収入の低下が見られる**。また、貯蓄現在高の分布の変化については、世帯数分布が最も多い貯蓄現在高階級が450万円未満であることに変化はないが、その割合は58.4%から68.9%に増加しており、**貯蓄の減少が見られる**。<資料5－11>

## (2) ジニ係数と相対的貧困率

### ～ジニ係数は若い世代内では微増、高齢世代内では低下～

- 所得のジニ係数<sup>22</sup>は、統計によって水準にばらつきがあるものの、再分配後の所得で見たジニ係数は、2000年代前後以降、概ね横ばいで推移している。

---

<sup>19</sup> 30歳未満。

<sup>20</sup> 1994年については60歳以上、2009年については65歳以上。

<sup>21</sup> 若年一人世帯において、年間収入200万円未満の世帯割合の増加が見られないが、これは、収入が少ない若者は一人世帯を維持することができず、親元で暮らすことが多いことが一因であると考えられる。<資料3－5>

**年齢別のジニ係数**については、**高齢世代**は、勤労所得のある者とない者が混在していること等により、構造的に若い世代より高いが、**社会保障制度の充実**などにより、0.4近かった1970年代・80年代から大幅に低下し、0.3強程度となっている。他方、**若い世代**については、0.2～0.25の間で推移しているが、1970年代と比べて微増傾向にある。<資料5-12～14>

- **相対的貧困率**<sup>23</sup>は、所得のジニ係数と同様、統計によって水準にばらつきがあるが、年間収入の少ない高齢者（特に単身高齢者）や母子家庭の増加などを背景に、**長期的な傾向**としては概ね緩やかに上昇している。<資料5-15>
- **資産のジニ係数**は、**所得のジニ係数**に比べて高い傾向にある。住宅・宅地資産のジニ係数は1989年以降下傾向にある一方、貯蓄現在高のジニ係数は、貯蓄現在高200万円未満の世帯割合が1994年と比べて増加傾向にあることなどを背景に、漸増している。<資料5-16、17>  
なお、主要な資産の一つである土地の価格は、三大都市圏平均では上昇傾向にある一方、地方圏では依然として下落が継続しているものの下落幅は縮小傾向にある。<資料5-18>

### (3) 再分配面での課題

#### ～従来の再分配施策は現役世代から高齢世代への所得移転が中心～

- 年齢階層別に、税・社会保障等を通じた受益と負担の構造を見てみると、**現役世代**（20～59歳）においてはネット負担超となっており、特に20～39歳においては、1994年と比べて2015年のネット負担が上昇している。他方、**高齢世代**（60歳以上）はネット受益超となっており、1994年と比較しても変化は見られない。<資料5-19>
- 収入階層別の受益と負担の構造を見てみると、社会保険料等の負担により、現役世代のうち、総収入2,000万円以下の世帯においては、税・社会保険料全体の負担は総収入にかかわらず概ね同程度となっている。  
また、**現役世代**については、総収入400万円以下の世帯においてのみ、ネット受益超となっている一方、**高齢世代**では、総収入1,200万円以下の世帯において、ネット受益超となっている。<資料5-20>

<sup>22</sup> ジニ係数は、所得分配等における不平等度を表す指標で、0に近いほど所得分配等が均等であり、1に近いほど不均等であることを示している。

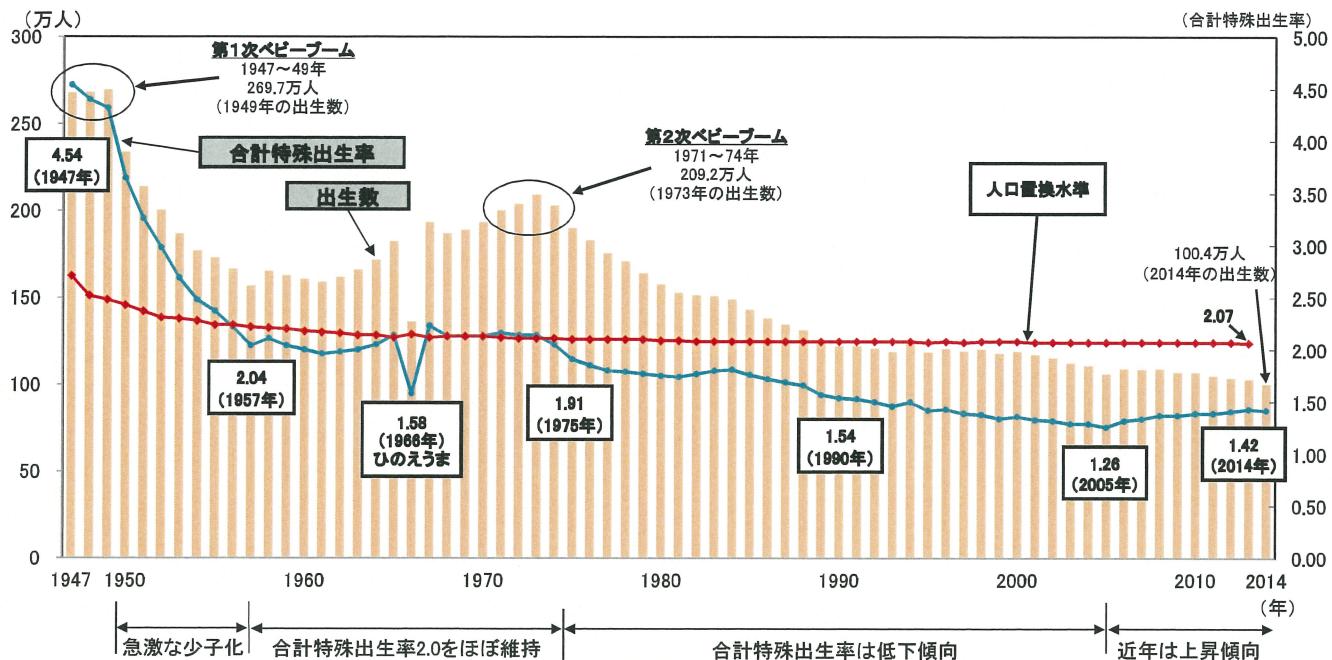
<sup>23</sup> 相対的貧困率は、貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額）に満たない世帯員の割合であり、相対的に所得の低い層の比率を示している。

- 金融資産保有状況別の受益と負担の構造については、現役世代では金融資産残高にかかわらずネット負担超となっているのに対し、高齢世代では金融資産残高にかかわらずネット受益超となっており、特に、資産残高が多い方が年金等の受益が大きく、ネット受益超が大きい傾向にある。<資料5-21>

## 出生数及び合計特殊出生率の推移

資料1-1

- 合計特殊出生率は、2005年に底を打ち、近年は上昇傾向にあるものの、1974年以降、人口置換水準を下回る水準が続いている。

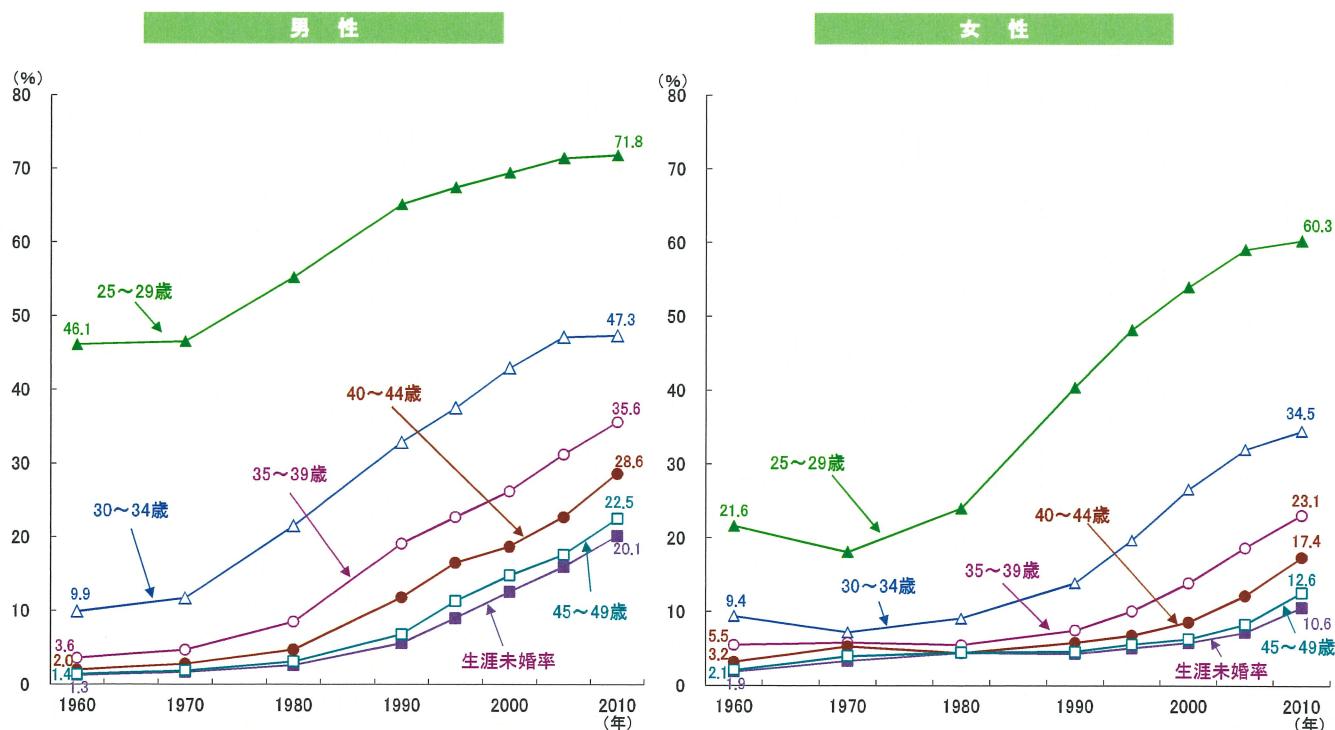


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」、厚生労働省「人口動態調査」  
 (注1)「合計特殊出生率」とは、15～49歳の女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ど�数に相当する。  
 (注2)「人口置換水準」とは、母親世代の女性が等しい数の娘世代の女性を産み残すための出生の水準であり、人口規模を維持するのに必要な水準。

## 年齢階級別未婚率の推移

資料1-2

- 日本の未婚率は上昇傾向にあり、男性は1980年代以降、女性は1990年代以降、未婚率が大きく上昇。

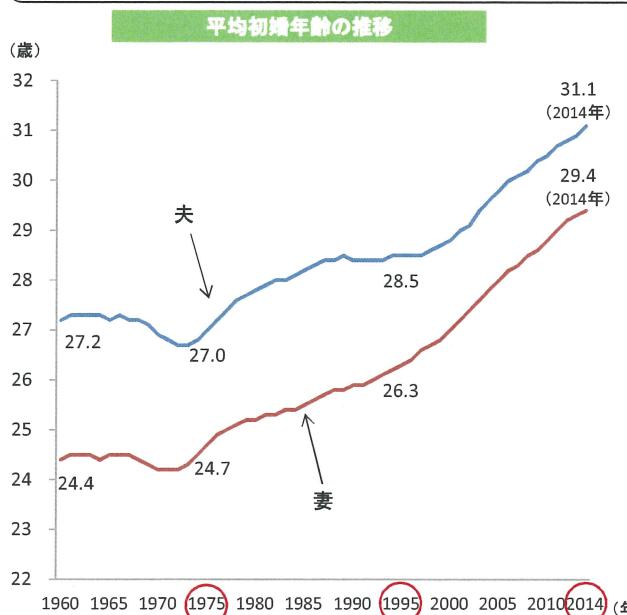


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」  
 (注)「生涯未婚率」とは、45～49歳と50～54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率。

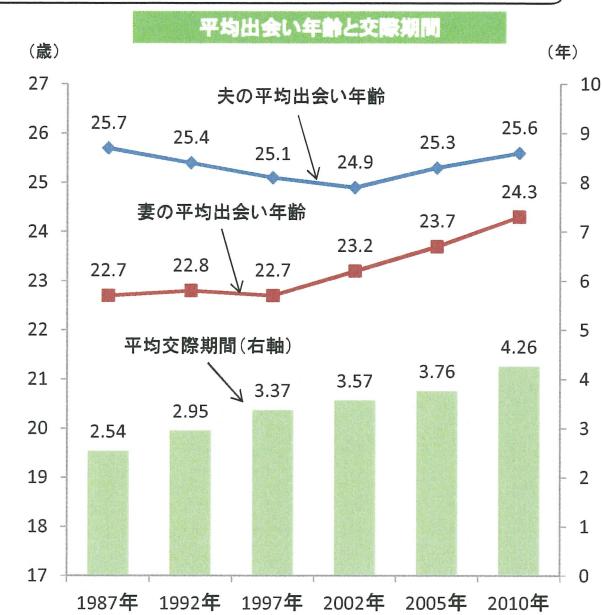
## 平均初婚年齢、平均出会い年齢及び交際期間の推移

資料1-3

- 平均初婚年齢は、1970年代以降、夫・妻ともに上昇傾向にあるが、1990年代半ば以降、その上昇ペースは速まっている。
- 男女の平均出会い年齢は主に女性で上昇しており、平均交際期間も伸びている。



(出所)厚生労働省「人口動態調査」

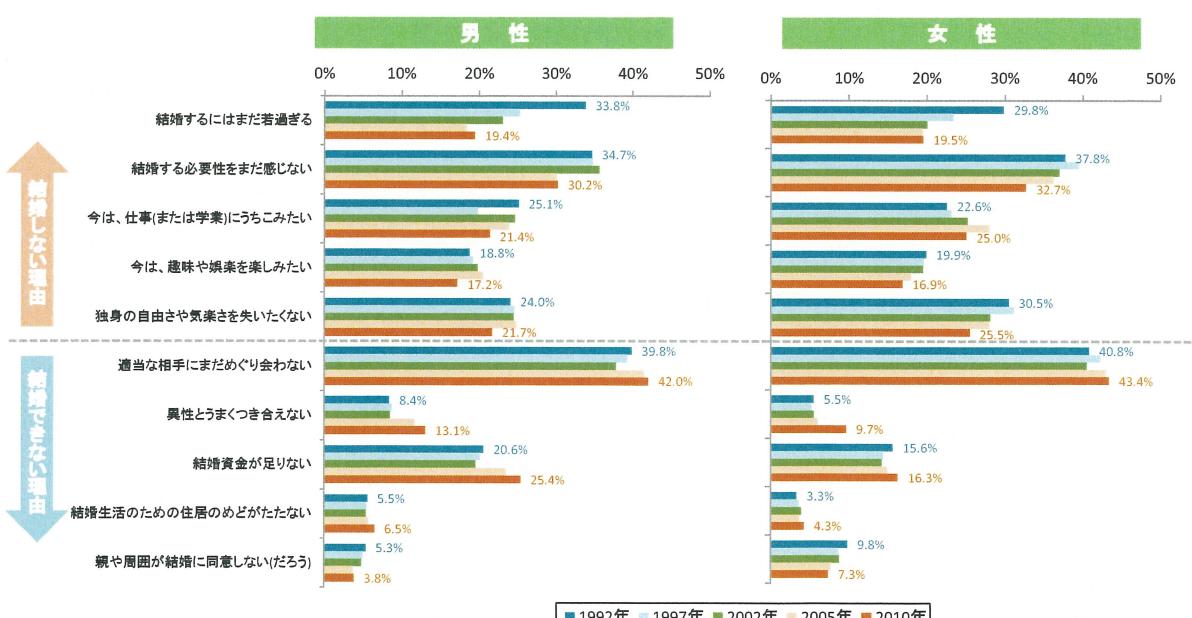


(出所)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

## 独身でいる理由別未婚者の割合

資料1-4

- 独身でいる理由のうち、結婚できない理由については、「適当な相手にまだめぐり会わない」「結婚資金が足りない」が多い。



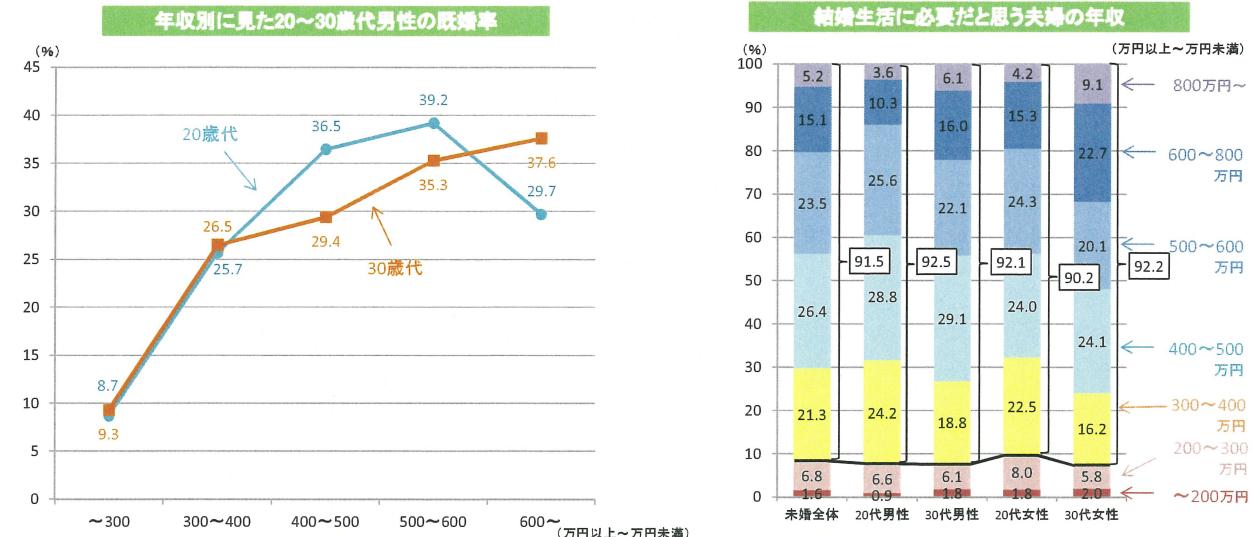
(出所)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

(注)対象は18~49歳の未婚者。各項目を独身にとどまっている理由として選択(最大3つまで)した未婚者の割合を示す。

## 年収と結婚の関係

資料1-5

- 20~30歳代の男性について年収別の婚姻状況を見ると、年収が300万円未満の場合、20歳代・30歳代ともに既婚率が10%を下回り、年収300万円以上の既婚割合(25~40%弱)と比較して、大きな開きがある。
- 結婚生活をスタートさせるに当たり必要だと思う夫婦の年収については、20~30歳代の9割以上が「年収300万円以上」と回答している。



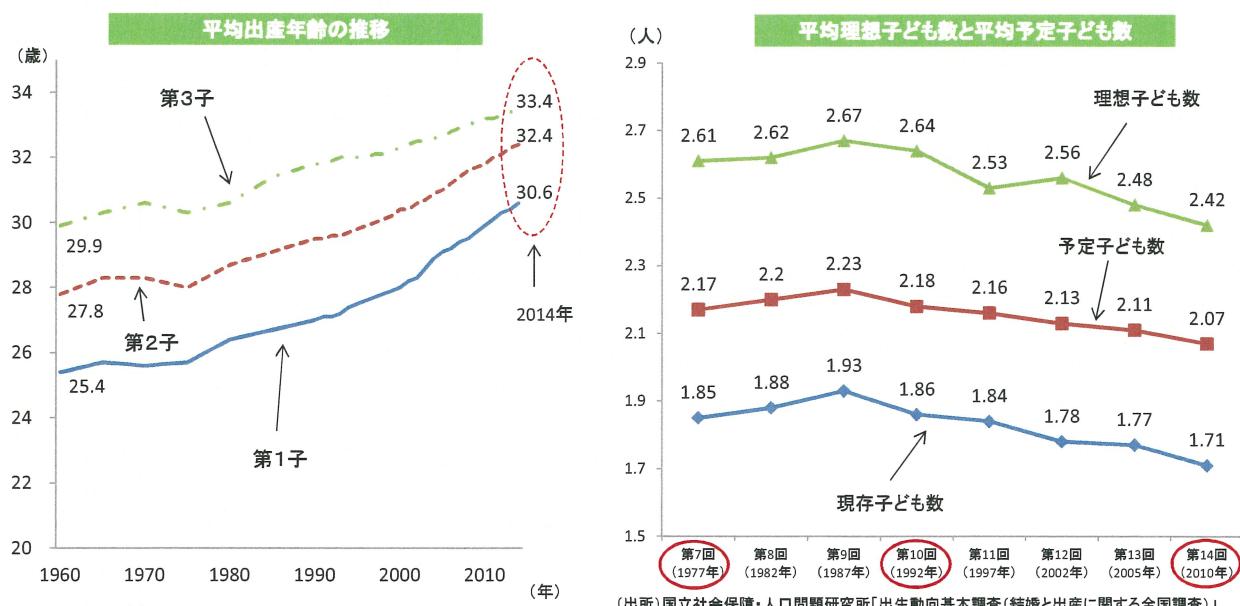
(出所) 内閣府「結婚・家族形成に関する調査報告書」(平成22年度)  
 (注1) 20~30歳代の「未婚者」と同年代の「結婚3年以内の既婚者」のみを調査対象としているため、20~30歳代の「合計」は、20~30歳代の全体とは異なることに留意が必要。  
 (注2) 性別・年代・未既婚については、総務省「国勢調査報告」(平成17年)をもとにウエイトバック集計。

(出所) 内閣府「結婚・家族形成に関する意識調査報告書」(平成26年度)  
 (注) 「収入は関係ない」「わからない」「無回答」を除いた割合。

## 平均出産年齢と平均理想子ど�数の推移

資料1-6

- 平均出産年齢は、1970年代以降上昇傾向にあり、特に、第1子の平均出産年齢は、近年、晩産化のペースが速まっている。
- 1970年代から現在に至るまで、夫婦の理想とする子ど�数、予定する子どもの数は2人以上で推移。一方、実際の子ど�数は2人未満で推移しており、希望と現実に乖離が見られる。なお、1990年代以降は、理想子ど�数、予定子ど�数、現存子ど�数いずれも低下傾向。



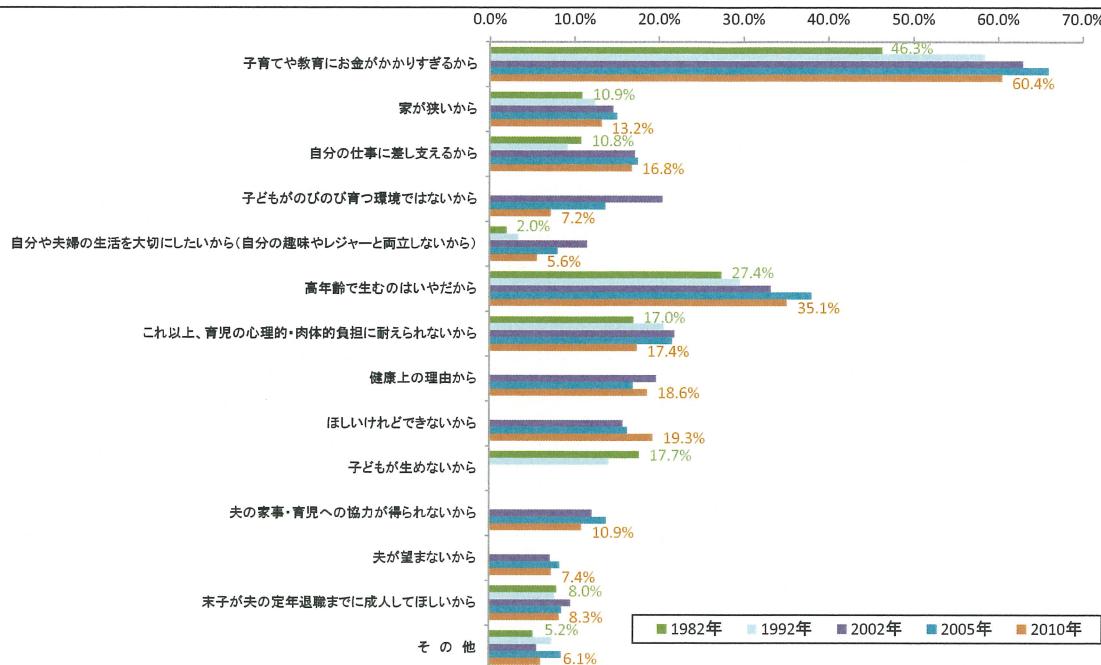
(出所) 厚生労働省「人口動態調査」

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」  
 (注1) 対象は、妻の年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。  
 (注2) 予定子ど�数は現存子ど�数と追加予定子ど�数の和として算出。総数には結婚持続期間不詳含む。各調査の年は調査を実施した年である。

## 理想の子ど�数を持たない理由

資料1-7

- 理想の子ど�数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる者の割合が最も多く、1982年と比較すると、その割合は増えている。



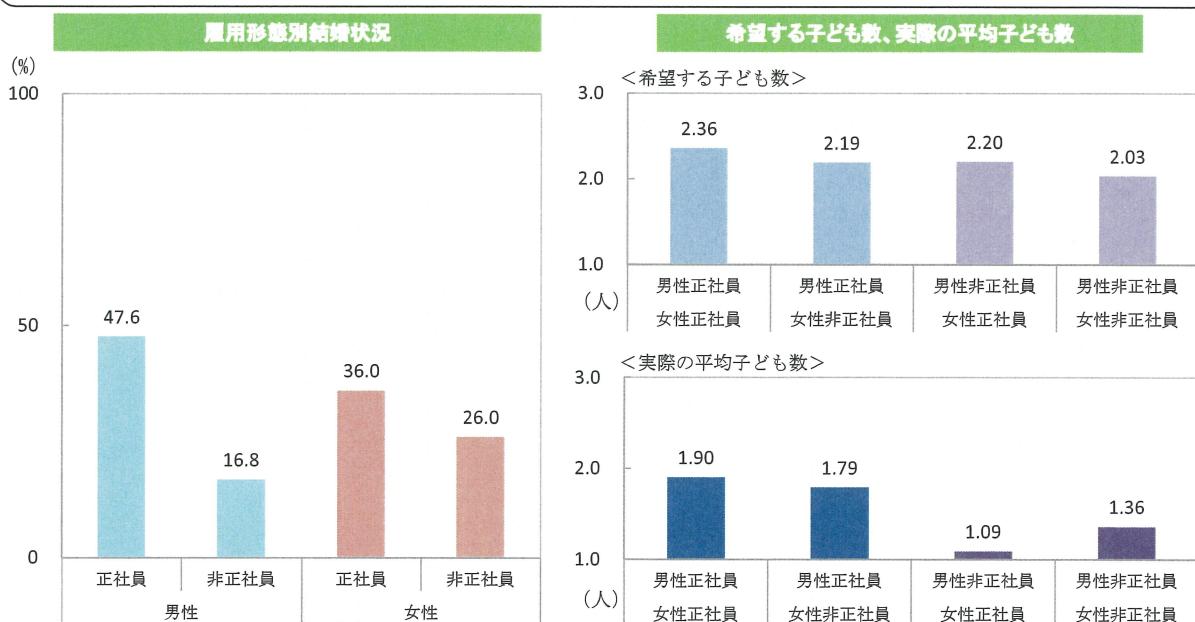
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」

(注) 予定子ど�数が理想子ど�数を下回る初婚同士の夫婦。1997年調査以前については、「子どもの教育にお金かかるから」、「一般的に子どもを育てるのにお金かかるから」を「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」に含め、「世間なみの子ど�数に合わせたいから」は「その他」に含めている。

## 雇用形態別 結婚・出産の状況

資料1-8

- 非正社員は、正社員と比較して、結婚している割合が低い。
- 希望する子どもの数、実際の子どもの数ともに、男女双方が正社員の場合に最も多い。また、希望する子どもの数と実際の子どもの数の乖離は、特に男性が非正社員の場合に大きくなっている。



(出所) 厚生労働省「労働経済の分析」(平成24年版) (原資料) 厚生労働省「21世紀成年者総合調査」(調査対象期間は、左図は平成14年11月～平成22年11月、右図は平成22年11月時点)

(注1) 本特別集計において、調査対象数確保の観点から、「正社員」とは第1回調査から第9回調査まで全調査で継続して正社員であるコードトート、「非正社員」とは男性は第9回調査において非正社員であるコードトート、女性は第1回調査及び第9回調査において非正社員であるコードトート(ただし第2回調査において主に通学している者を除く)としており、男女間で定義が異なっていることに留意が必要。

(注2) 同一コードトート内の過去8年以内の結婚割合(左図)。

(注3) 「男性非正社員、女性正社員」と「男性非正社員、女性非正社員」はそれぞれ対象数が11、28と少數であることにも注意が必要である(右図)。

(注4) 希望する子ど�数については、男性と女性の平均値をとっている(右図)。

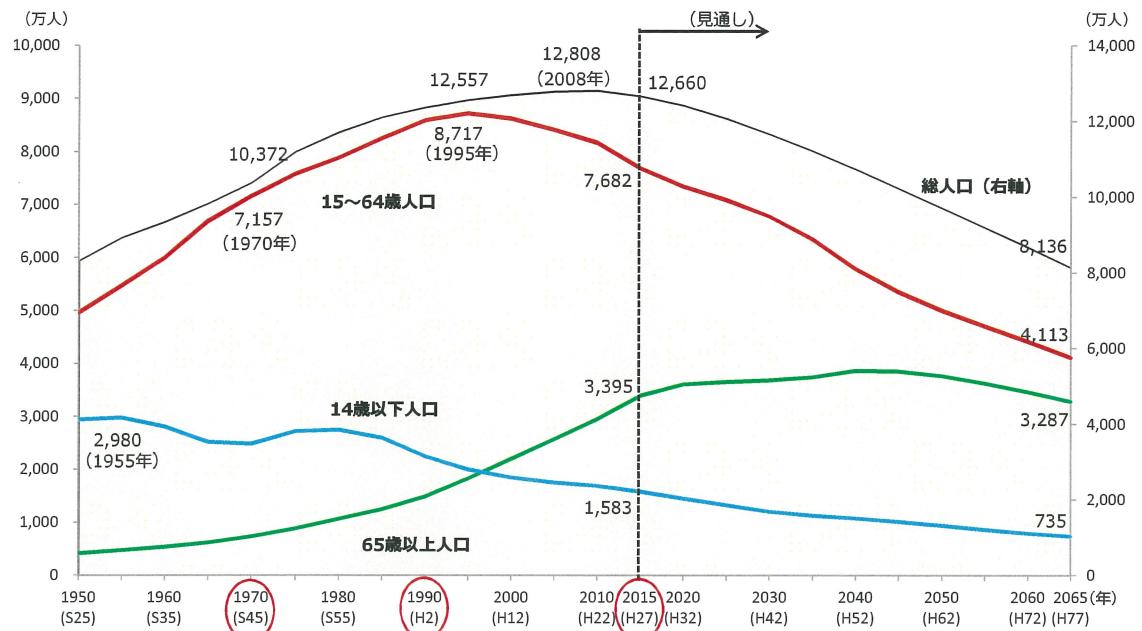
## 総人口と年齢区分別人口の推移・見通し

資料1-9

○ 総人口は、2008年をピークに減少していくことが見込まれる。生産年齢人口は、それより早い1995年をピークとし、総人口より速いペースで減少する見込み。

- ・ 総人口 【1970年→1995年→2015年→2065年】: 10,372 → 12,557 → 12,660 (+0.8%) → 8,136万人(▲35.2%)
- ・ 生産年齢人口 【1970年→1995年→2015年→2065年】: 7,157 → 8,717 → 7,682 (▲11.9%) → 4,113万人(▲52.8%)

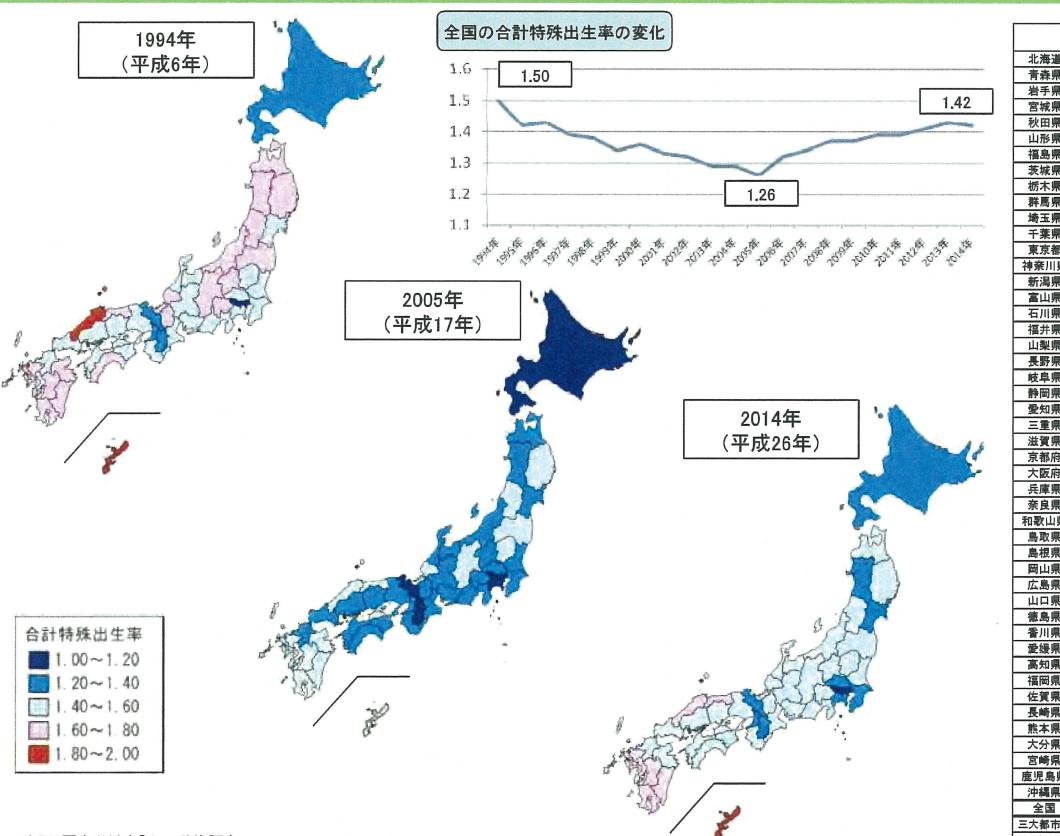
※括弧書きは対1995年比



(出所) 総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)・出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

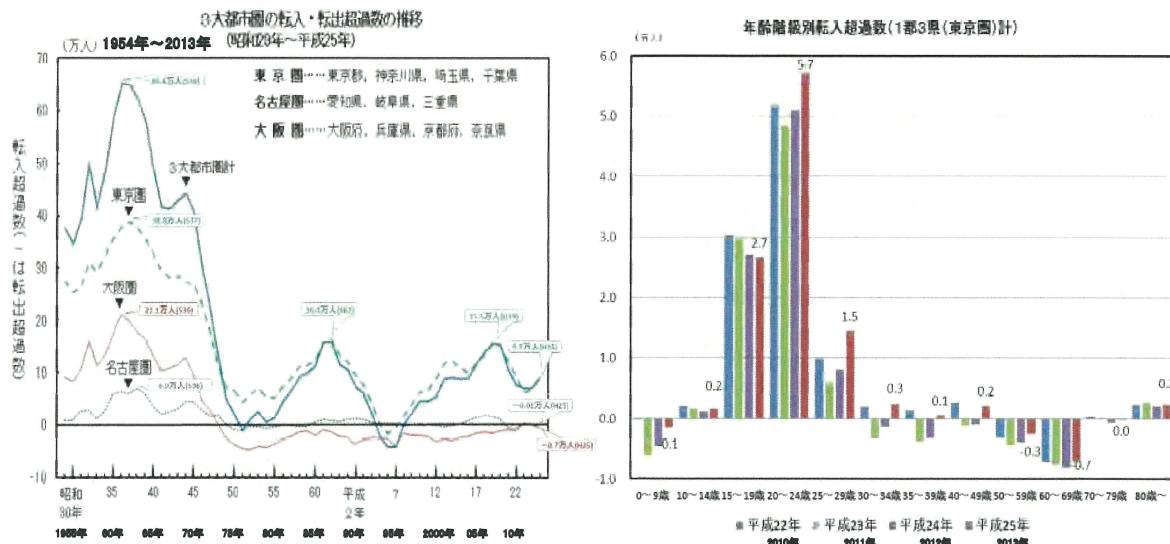
## 都道府県別の合計特殊出生率の変化

資料1-10



(出所) 厚生労働省「人口動態調査」

- 人口移動の状況を見ると、地方圏から東京圏への流出が続いている。年齢別では15歳から24歳までの若年層の割合が大きい。進学や就職の機会に東京に移動していることがうかがわれる。

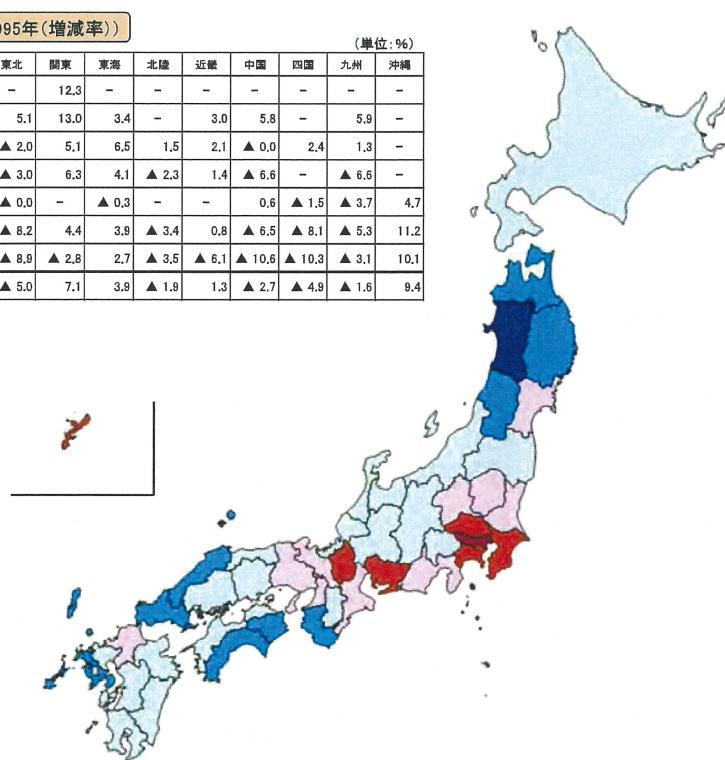
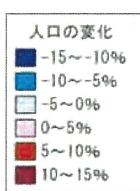


(備考)住民基本台帳人口移動報告(総務省統計局)より作成

(出所)経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会「未来への選択[これまでの議論の中間整理]<参考図表編>」(平成26年5月13日公表)

## 都道府県別の人団変化(1995年→2010年)

市町村の状況 (2010年/1995年(増減率))											
	全国	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
特別区	12.3	-	-	12.3	-	-	-	-	-	-	-
政令市	7.0	8.9	5.1	13.0	3.4	-	3.0	5.8	-	5.9	-
中核市	1.9	▲ 7.8	▲ 2.0	5.1	6.5	1.5	2.1	▲ 0.0	2.4	1.3	-
特例市	2.7	-	▲ 3.0	6.3	4.1	▲ 2.3	1.4	▲ 6.6	-	▲ 6.6	-
その他の県庁所在市	0.1	-	▲ 0.0	-	▲ 0.3	-	-	0.6	▲ 1.5	▲ 3.7	4.7
その他の市	▲ 0.3	▲ 6.4	▲ 8.2	4.4	3.9	▲ 3.4	0.8	▲ 6.5	▲ 8.1	▲ 5.3	11.2
町村	▲ 5.2	▲ 13.1	▲ 8.9	▲ 2.8	2.7	▲ 3.5	▲ 6.1	▲ 10.6	▲ 10.3	▲ 3.1	10.1
全国	2.0	▲ 3.3	▲ 5.0	7.1	3.9	▲ 1.8	1.3	▲ 2.7	▲ 4.9	▲ 1.6	9.4



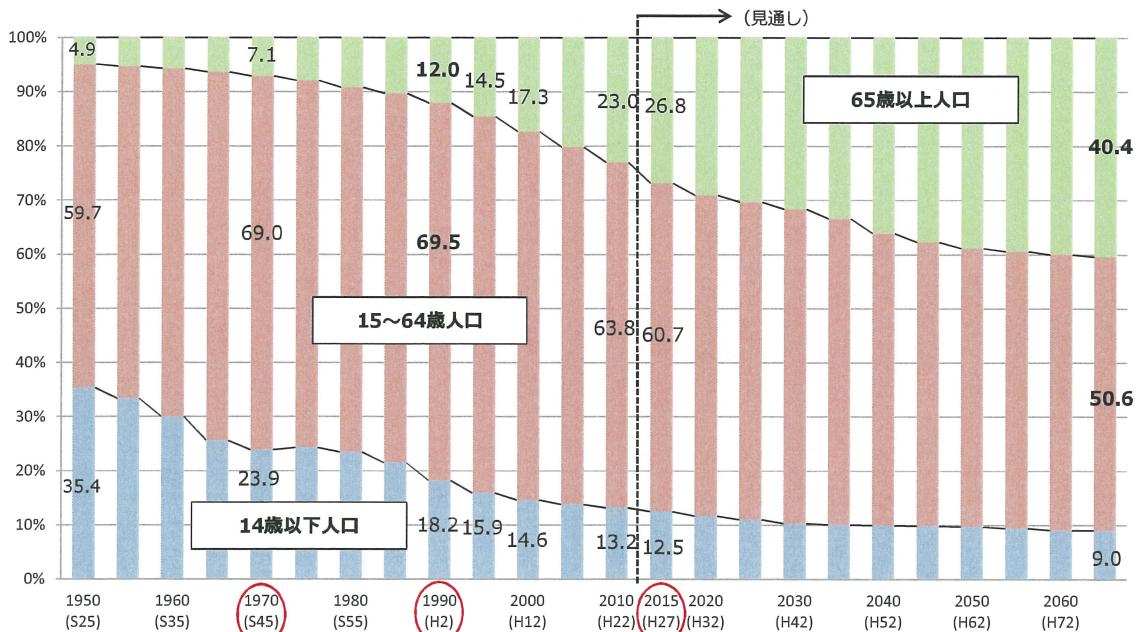
	1995年	2010年	2010年 /1995年 (増減率)
東北	569	551	▲ 3.3
青森県	148	137	▲ 7.3
岩手県	142	133	▲ 6.3
宮城県	233	235	0.8
秋田県	121	109	▲ 10.5
山形県	126	117	▲ 7.0
関東	213	203	▲ 4.9
茨城県	286	297	0.5
栃木県	198	201	1.2
群馬県	200	201	0.2
埼玉県	676	718	6.4
千葉県	580	622	7.2
中部	1,177	1,316	11.8
神奈川県	825	905	9.7
新潟県	249	237	▲ 4.6
富山県	112	109	▲ 2.7
石川県	116	117	▲ 0.9
福井県	83	81	▲ 2.5
関東	88	86	▲ 2.1
山梨県	88	86	▲ 2.1
長野県	219	215	▲ 1.9
岐阜県	210	208	▲ 0.9
静岡県	374	377	0.7
愛知県	687	741	7.8
東海	184	185	0.7
滋賀県	129	141	9.6
京都府	263	264	0.2
大阪府	880	887	0.8
兵庫県	540	559	3.4
奈良県	143	140	▲ 2.1
近畿	108	100	▲ 7.2
和歌山县	61	58	▲ 4.3
鳥取県	77	72	▲ 7.0
岡山县	195	195	▲ 0.3
広島県	288	286	▲ 0.7
山口県	156	145	▲ 6.7
四国	83	79	▲ 5.6
徳島県	103	100	▲ 3.0
香川県	151	143	▲ 5.0
愛媛県	82	76	▲ 6.4
高知県	493	507	2.8
佐賀県	88	85	▲ 3.9
九州	154	143	▲ 7.6
鹿児島県	179	171	▲ 4.9
宮崎県	127	139	9.4
熊本県	186	182	▲ 2.3
大分県	123	120	▲ 2.8
沖縄県	118	114	▲ 3.5
全国	12,557	12,806	2.0

(出所)総務省「国勢調査」

## 年齢区分別人口割合の推移・見通し

資料1-13

- 生産年齢人口の割合は、1990年代前半をピークに減少に転じ、2065年には50.6%まで低下する見込み。
- 高齢者の割合は、一貫して上昇し、1990年代後半には年少人口を抜き、2010年には23.0%に達した。2065年には40.4%となる見込み。
  - ・ 生産年齢人口割合 【1970年→1990年→2015年→2065年】: 69.0%→69.5%→60.7% (▲8.8%ポイント)→50.6% (▲18.9%ポイント)
  - ・ 高齢化率 【1970年→1990年→2015年→2065年】: 7.1%→12.0%→26.8% (+14.8%ポイント)→40.4% (+28.4%ポイント) ※括弧書きは対1990年比



(出所) 総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

## 日本の経済循環の変化(1995年→2013年)

資料1-14

- 「賃金等」の総額が低下する中、主に保険料を財源とする年金等が「可処分所得」を下支え。
- 貯蓄の減少(取崩し)もあり、「家計最終消費支出」は安定的に推移。「家計金融資産」は増加。



1995年  
(平成7年)      310兆円      44兆円      41兆円      302兆円      32兆円      273兆円      1,231兆円  
【232兆円】

2013年  
(平成25年)      285兆円  
  (▲26兆円)  
【207兆円  
(▲25兆円)】      59兆円  
  (+15兆円)      67兆円  
  (+26兆円)      288兆円  
  (▲14兆円)  
【▲0兆円  
(▲33兆円)】      286兆円  
  (+13兆円)      1,656兆円  
  (+425兆円)

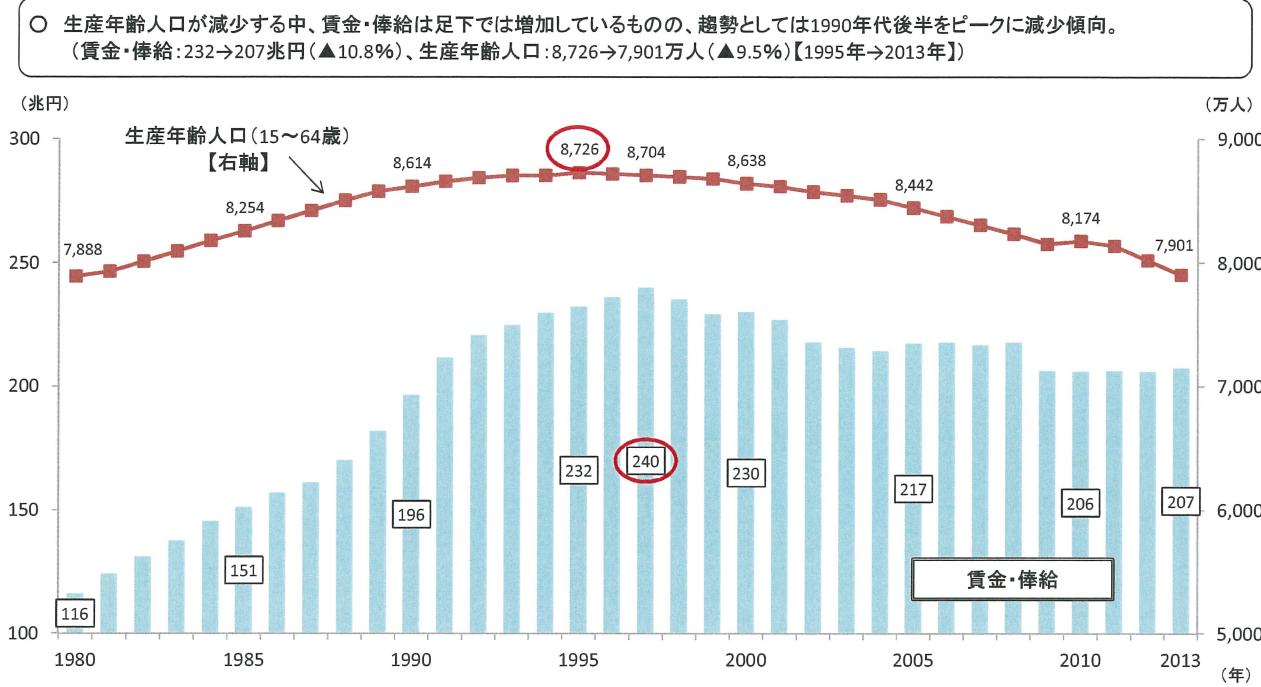
(出所) 内閣府「国民経済計算」

(注1)カッコ内(赤字)は1995年からの変化分。

(注2)「賃金等」とは、雇用者報酬(賃金・俸給と雇主負担)と営業余利・混合所得の合計。

## 賃金・俸給の推移

資料1-15

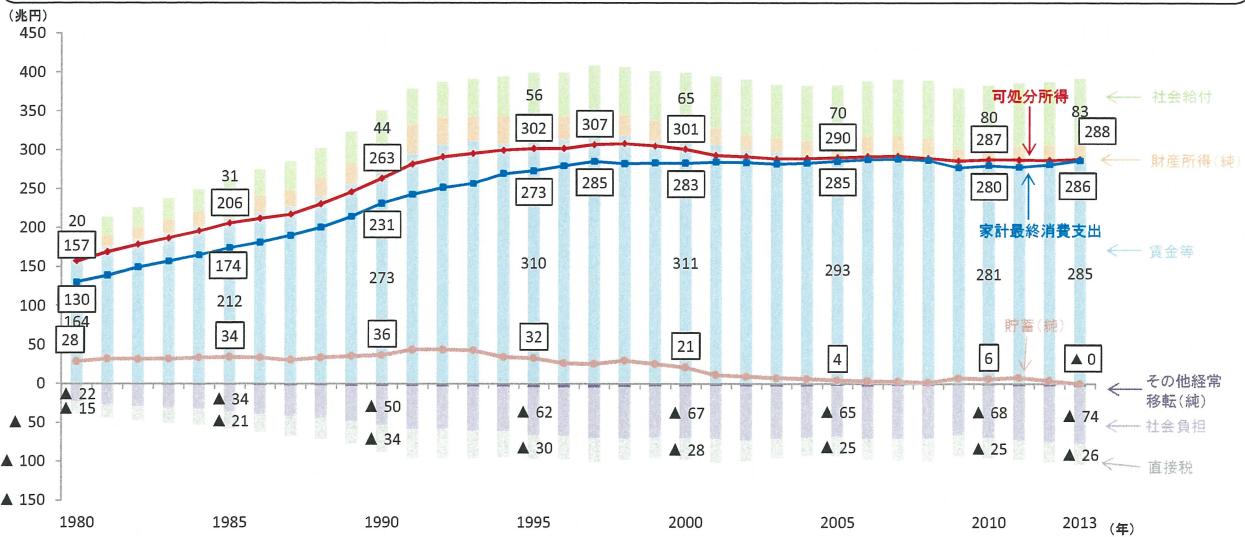


(出所)内閣府「国民経済計算」(93SNAベース。1993年までは平成12暦年基準、1994年以降は平成17暦年基準)、総務省「人口推計」

## 家計の可処分所得と消費・貯蓄の推移

資料1-16

- 賃金等の総額が低下する中、現役世代が負担する社会保険料を主な財源とする年金給付等(社会給付)が、家計の可処分所得を下支え。
- 可処分所得は低下傾向にあるが、貯蓄の低下によって、消費は横這いで推移。
  - ・ 賃金等 【1980年→1995年→2013年】: 164兆円 → 310兆円 → 285兆円 (▲26兆円)
  - ・ 可処分所得 【1980年→1995年→2013年】: 157兆円 → 302兆円 → 288兆円 (▲14兆円)
  - ・ 家計最終消費支出 【1980年→1995年→2013年】: 130兆円 → 273兆円 → 286兆円 (+13兆円)
  - ・ 貯蓄(純) 【1980年→1995年→2013年】: 28兆円 → 32兆円 → ▲0兆円 (▲33兆円) ※括弧書きは対1995年



(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)、内閣府「国民経済計算」(93SNAベース。1993年までは平成12暦年基準、1994年以降は平成17暦年基準)

(注1)各暦年末。個人企業含む。

(注2)「賃金等」とは、雇用者報酬と営業余利・混合所得の合計。

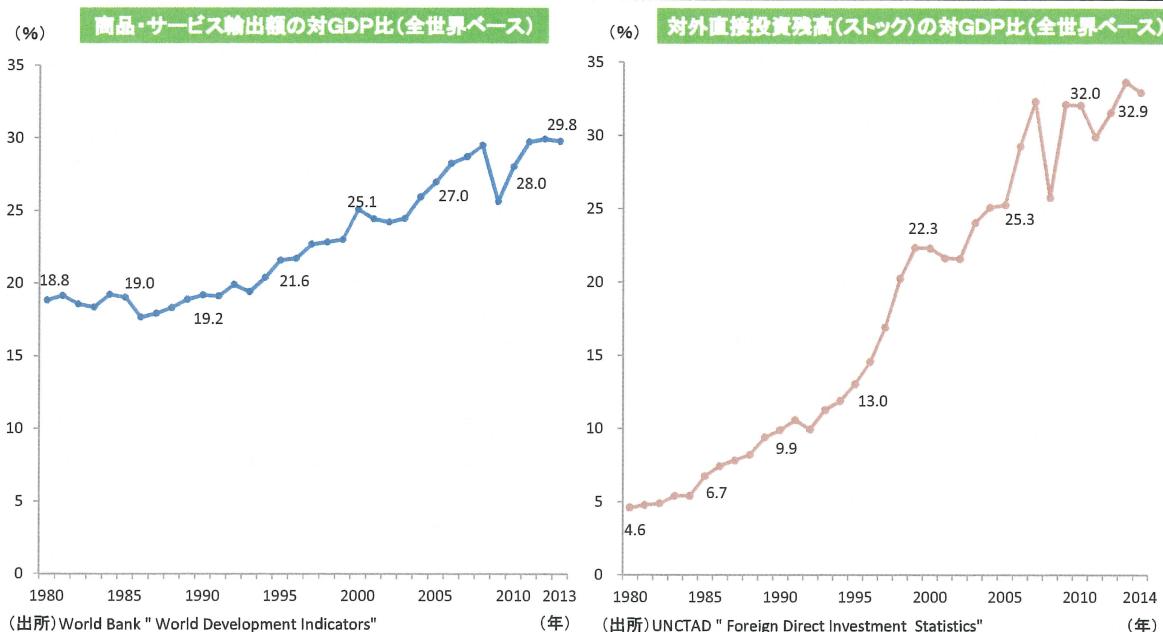
(注3)「貯蓄(純)」は、「可処分所得」に「年金基金年金準備金の変動(受取)」を加えたものから、「最終消費支出」を控除したもの。

## 世界の貿易と対外直接投資残高の推移

資料2-1

○ 商品・サービスの輸出額(対GDP比)は、1990年代以降増加傾向にあり、特に2000年代には増加ペースが速まった。リーマンショック後は一時的に落ち込んだものの、2013年にはリーマンショック前の水準まで回復している。

○ 対外直接投資残高(対GDP比)は、1980年代以降増加傾向にあり、特に1990年代後半、2000年代半ばに速いペースで増加した。リーマンショック後は一時的に落ち込んだものの、2014年にはリーマンショック前の水準まで回復している。

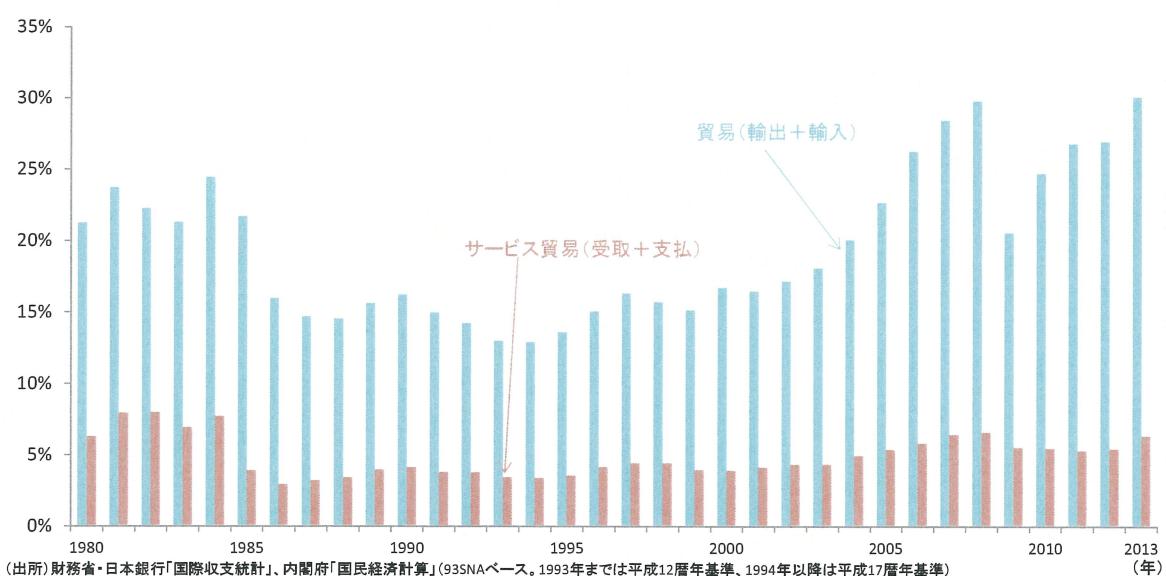


## 日本の貿易とサービス貿易(対GDP比)の推移

資料2-2

○ 貿易(輸出+輸入)は、2000年代後半にかけて大幅に増加し、その後リーマンショックにより一時的に落ち込んだが、再び大きく増加している。

○ サービス貿易(受取+支払)は、1990年代以降、総じて増加傾向。



(出所)財務省・日本銀行「国際収支統計」、内閣府「国民経済計算」(93SNAベース。1993年までは平成12暦年基準、1994年以降は平成17暦年基準)

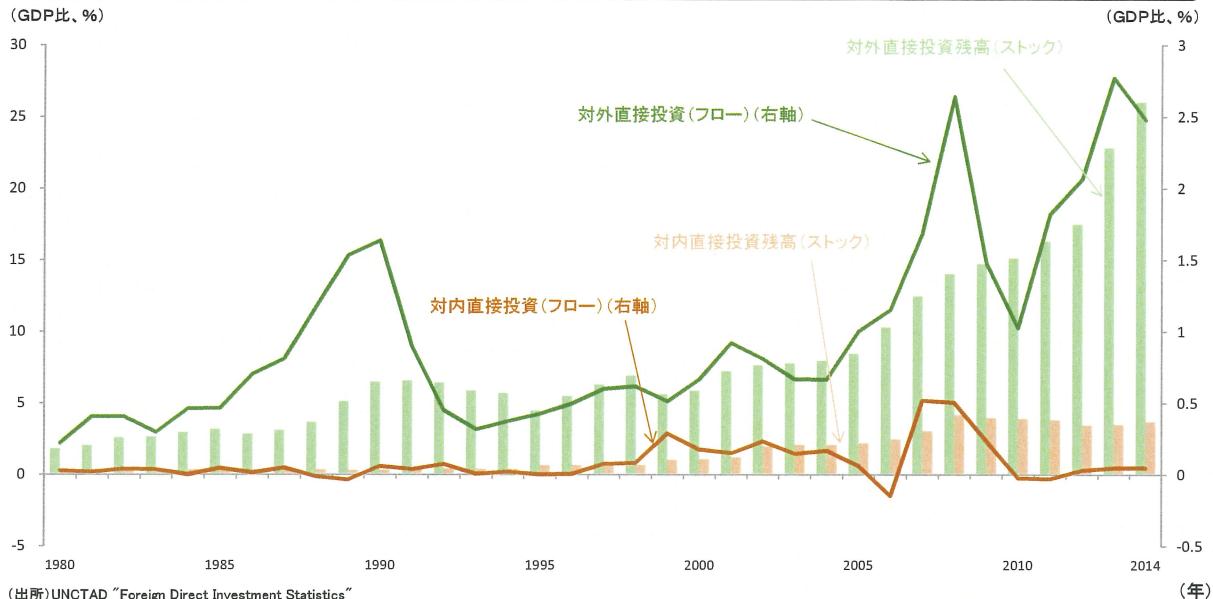
(注1)1984年以前の数値は、旧国際収支統計ベースのドル表示額を対米ドル円レートで換算したものであり、1985年以降の数値とは接続しない。

(注2)1985年及び1996年からを基準に、変更された収支計上方法に基づいて計算を行っているため、系列の直接的なつながりは途切れている。

## 日本の対外・対内直接投資(対GDP比)の推移

資料2-3

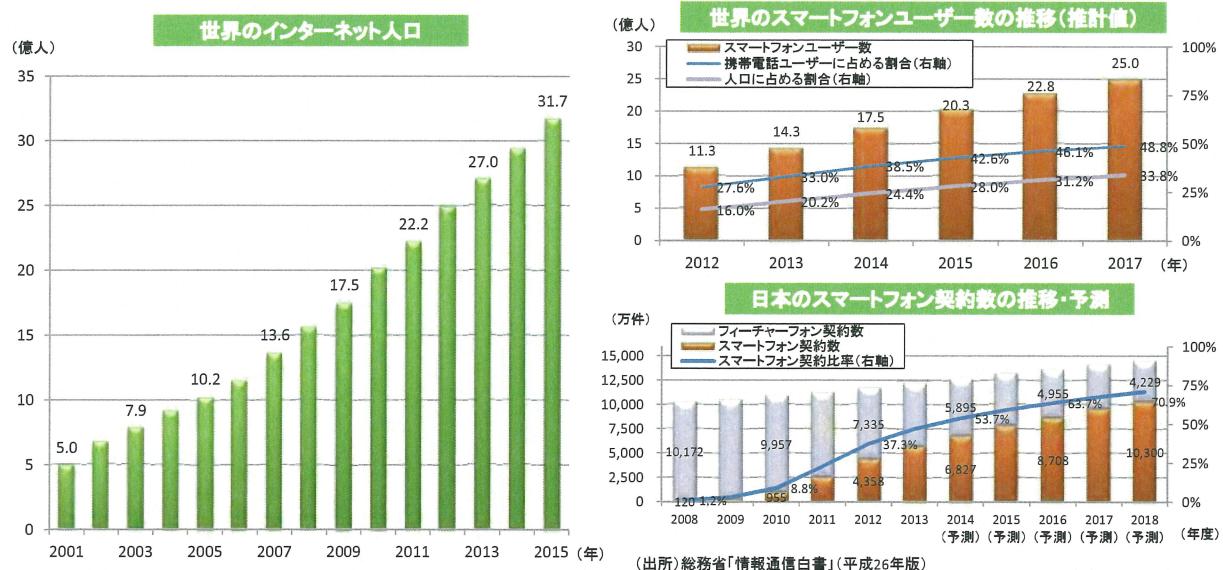
- 対外直接投資の対GDP比は、フロー、ストックともに、2000年代半ばにおいて大幅に増加。その後、対外直接投資(フロー)はリーマンショックにより一時的に落ち込んだが、再び増加傾向にある。
- 対内直接投資の対GDP比は、ストックベースで見て総じて増加傾向にあるが、足下では横ばいで推移。



## 世界のインターネット人口とスマートフォンユーザー数等の推移

資料2-4

- 世界のインターネット人口は、特に2000年代後半以降、速いスピードで増加しており、2015年には30億人を突破したと見込まれている。
- 世界のスマートフォンユーザー数は、近年急速に増加し、2017年には25億人となり、全携帯ユーザーの48.8%に達する見込み。日本においても、スマートフォン契約数が2010年代に入り大幅に伸びており、2018年度にはスマートフォン契約比率が7割を超えると見込まれている。

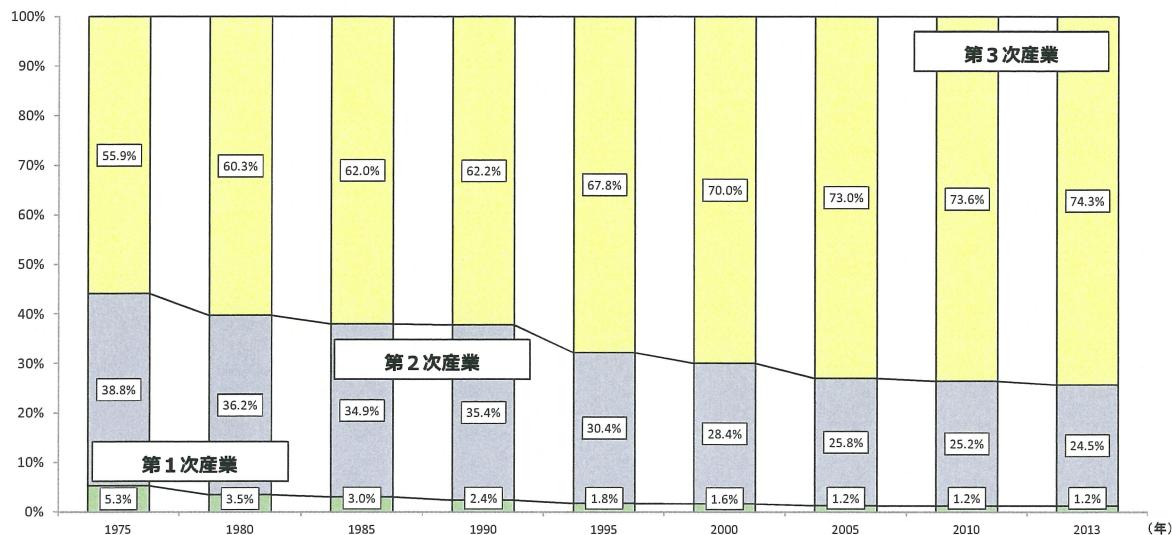


(注)2015年は推計値。

## 産業別GDP構成比の推移

資料2-5

- 第1次・第2次産業のGDP構成比は減少傾向にある一方、第3次産業のGDP構成比が増加。近年は7割を超え、産業構造のサービス化が進んでいる。

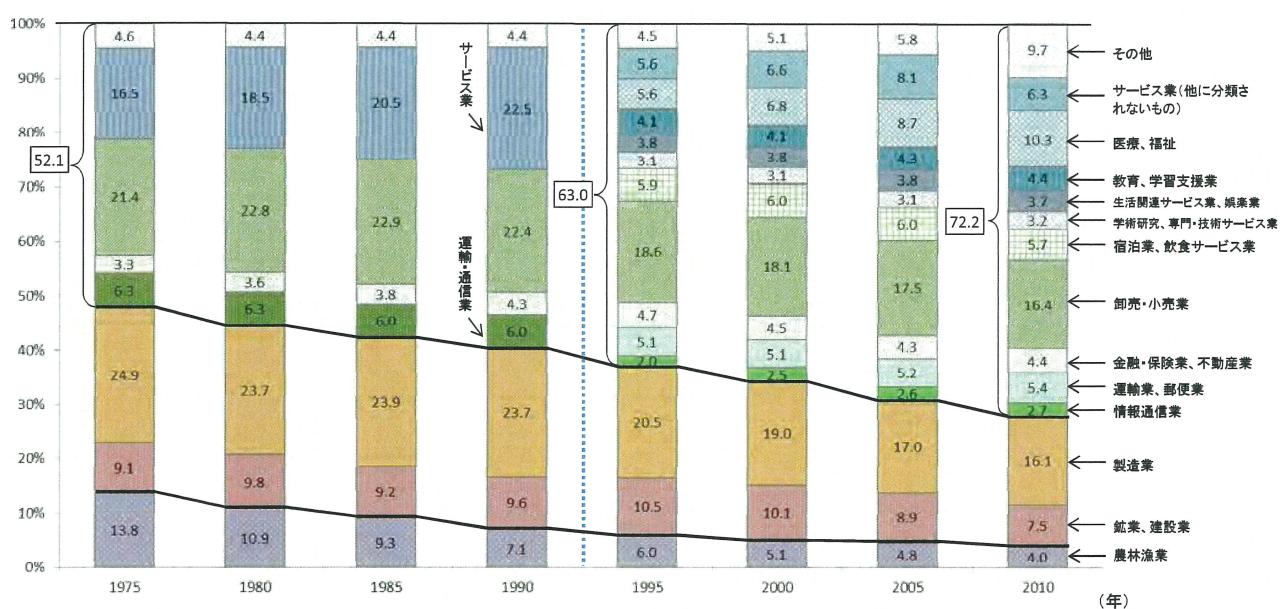


(出所)内閣府「国民経済計算」(1975年は68SNAベース、1980年以降は93SNAベース(1990年までは平成12暦年基準、1995年以降は平成17暦年基準))  
(注)GDP構成比は、産業別付加価値の合計(国内総生産(GDP)とは異なる)に対する構成比である。

## 産業別就業者構成割合の推移

資料2-6

- 第1次、第2次産業の就業者割合は減少傾向にある一方、第3次産業の就業者割合が増加。近年は7割を超え、就業構造のサービス化が進んでいる。



(出所)厚生労働省「労働経済の分析」(平成25年版) (原資料)総務省「国勢調査」

(注1)1995年、2000年及び2005年は、総務省統計局による抽出詳細集計に基づく推計、集計である。1990年までは産業の表章が異なっており、接合は行えない。

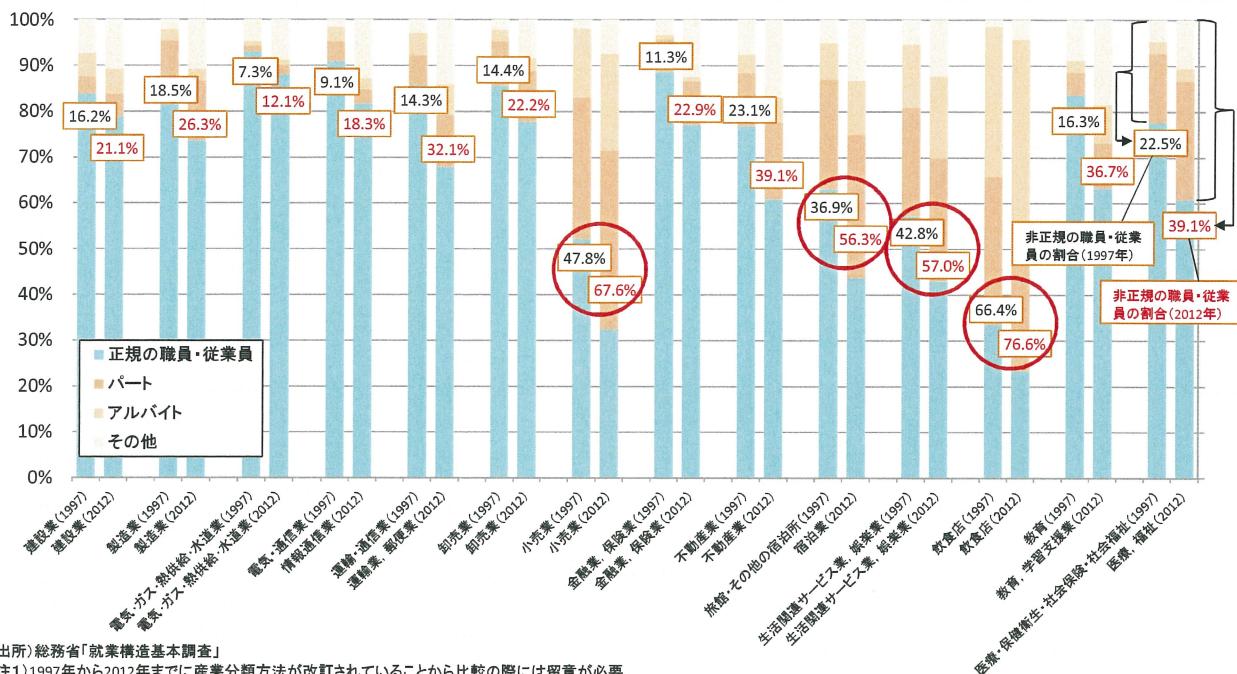
(注2)1995年以降の「金融・保険業、不動産業」には「物品販賣業」を含む。1990年までの「卸売・小売業」には「飲食店」を含む。1990年までの「サービス業」は「郵便業」、「宿泊業」を含む。

(注3)2010年は「労働者派遣事業所の派遣社員」を派遣先の産業に分類していることから、派遣元である「サービス業(他に分類されないもの)」に分類している他の年との比較には注意を要する。

## 正規雇用・非正規雇用の労働者の割合(産業別)

資料2-7

- 小売業、サービス業を中心に、全ての産業で非正規雇用の割合が上昇。



(出所)総務省「就業構造基本調査」

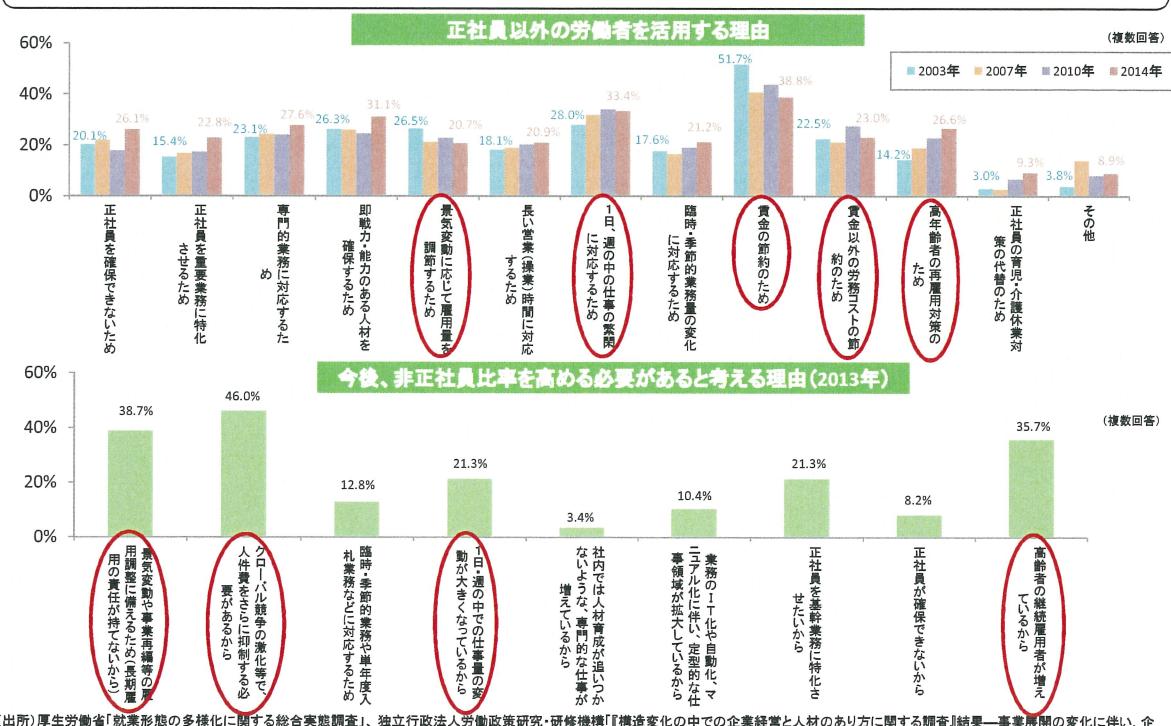
(注1)1997年から2012年までに産業分類方が改訂されていることから比較の際には留意が必要。

(注2)「非正規の職員・従業員」とは、「正規の職員・従業員」以外の者。「パート」「アルバイト」は、勤め先で、それぞれ「パートタイマー」「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者。「その他」は、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員」、「嘱託」、「その他」の非正規の職員・従業員。表中の100%は、産業別の「会社などの役員を除く雇用者」数。

## 正社員以外の労働者を活用する理由

資料2-8

- 正社員以外の労働者を活用する理由としては、グローバル化等を背景に「人件費の節約」を挙げる企業が多いほか、「仕事の範囲に対応」、「景気変動の雇用調整に備える」などがこれに続いている。また、「高齢者雇用への対応」を挙げる企業も増えている。



(出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」、独立行政法人労働政策研究・研修機構「構造変化の中での企業経営と人材のあり方に関する調査」結果—事業展開の変化に伴い、企業における人材の採用・活用、育成戦略は今、どう変わろうとしているのか—(平成25年)

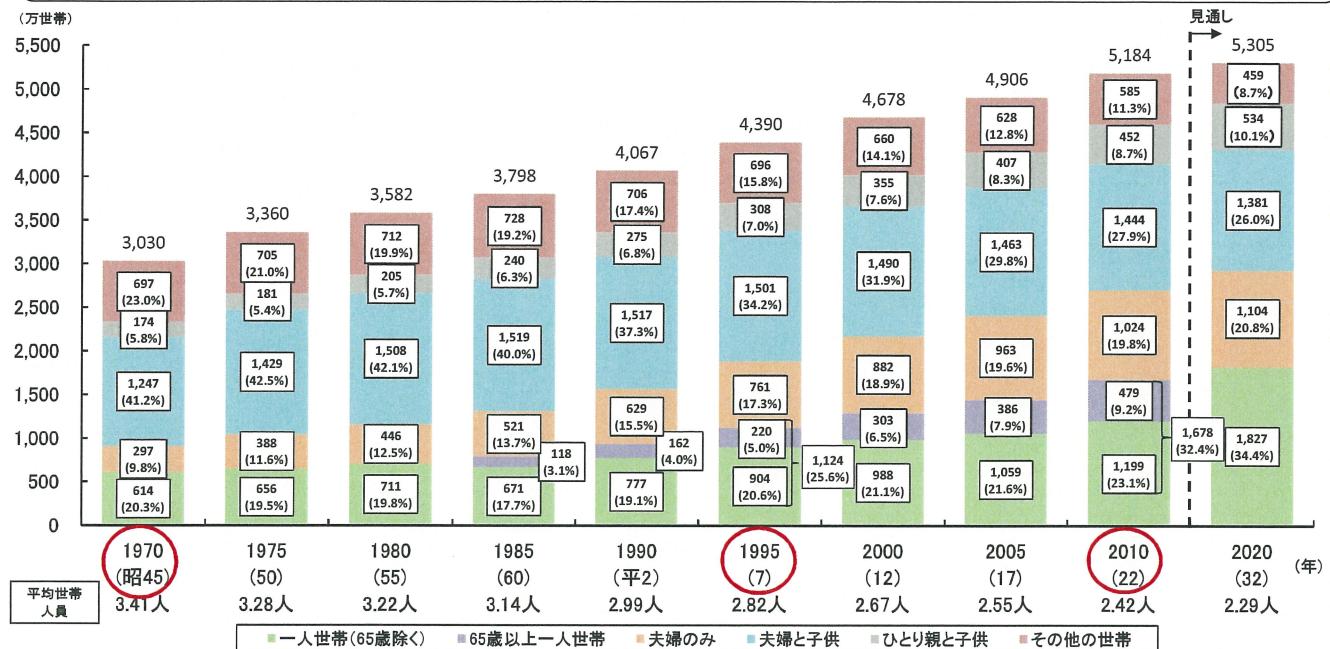
(注)「非正規社員比率を高める必要があると考える理由」は、今後の正社員・非正規社員のバランスについて「非正規社員比率を高める必要がある」と回答した企業による回答。

## 家族類型別世帯数の推移

資料3-1

○ 1985年までは、「夫婦と子供世帯」が4割を超えていたが、その後減少し、「一人世帯」「夫婦のみの世帯」などの割合が増加。2010年には、「一人世帯」が「夫婦と子供世帯」を抜いて、世帯数の最も多い類型となった。

- ・夫婦と子供世帯 【1970年→2010年】: 41.2%→27.9% (▲13.3%ポイント)
- ・一人世帯 【1970年→2010年】: 20.3%→32.4% (+12.1%ポイント)
- ・夫婦のみの世帯 【1970年→2010年】: 9.8%→19.8% (+10.0%ポイント)



(出所)2010(平成22)年までは総務省「国勢調査」、2020(平成32)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」  
(注1)世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

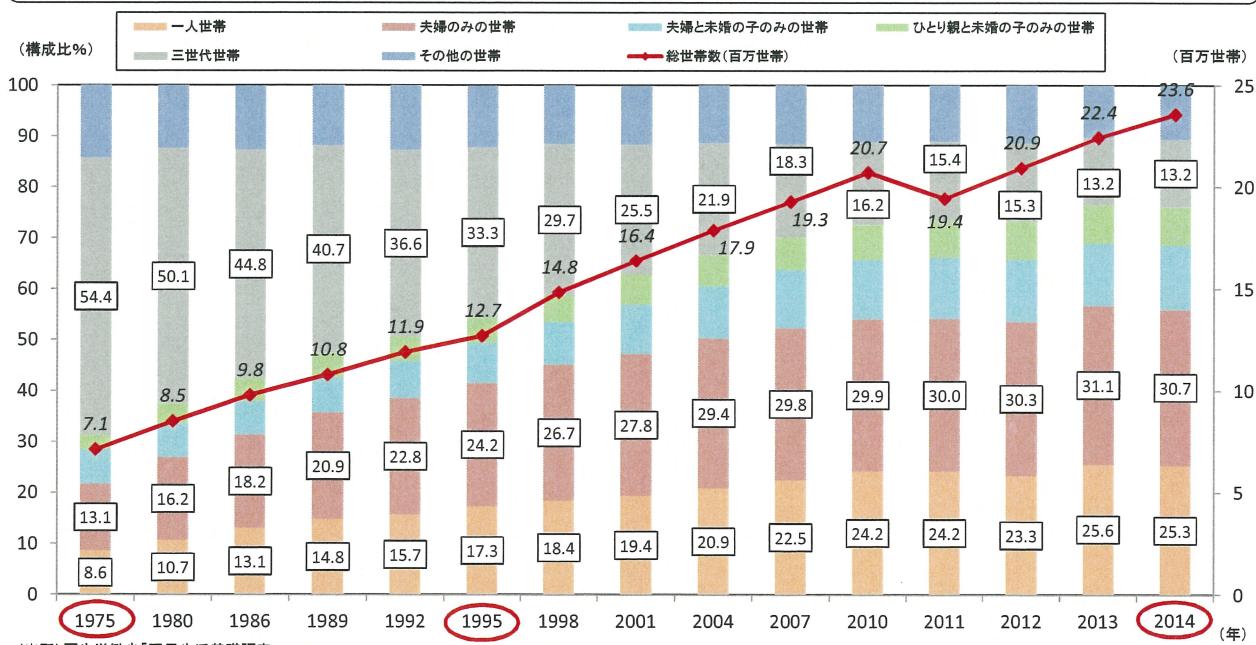
(注2)一人世帯とは、上記の調査・推計における単独世帯を指す。1970年～1980年、2020年の一人世帯は65歳以上一人世帯も含む。

## 高齢者がいる世帯構成の推移

資料3-2

○ 高齢者がいる世帯構成は、1970年代に5割以上を占めていた「三世代世帯」が1割まで大幅に減少。「一人世帯」「夫婦のみの世帯」がそれぞれ3割前後まで増加。また、未婚の子との世帯も増加。

- ・三世代世帯 【1975年→2014年】: 54.4%→13.2% (▲41.2%ポイント)
- ・一人世帯 【1975年→2014年】: 8.6%→25.3% (+16.7%ポイント)
- ・夫婦のみの世帯【1975年→2014年】: 13.1%→30.7% (+17.6%ポイント)



(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」

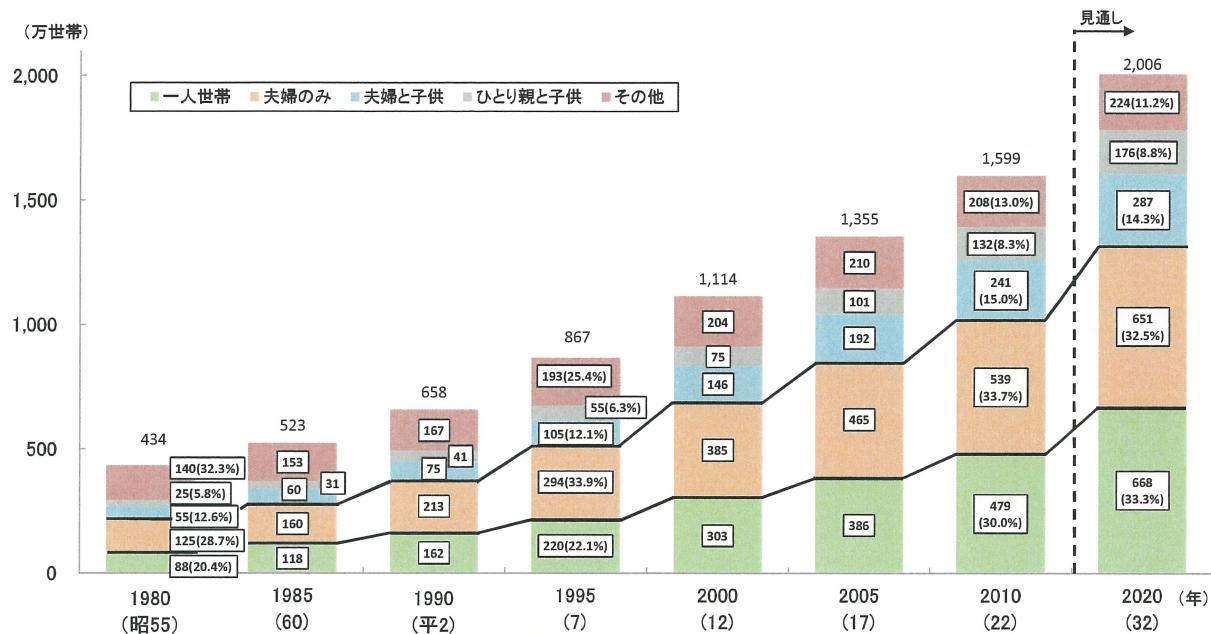
(注1)1995年の数値は兵庫県、2011年の数値は岩手県、宮城県及び福島県、2012年の数値は福島県を除いたものである。

(注2)一人世帯とは、上記の調査における単独世帯を指す。

### 世帯類型別世帯数の推移(高齢者世帯)

資料3-3

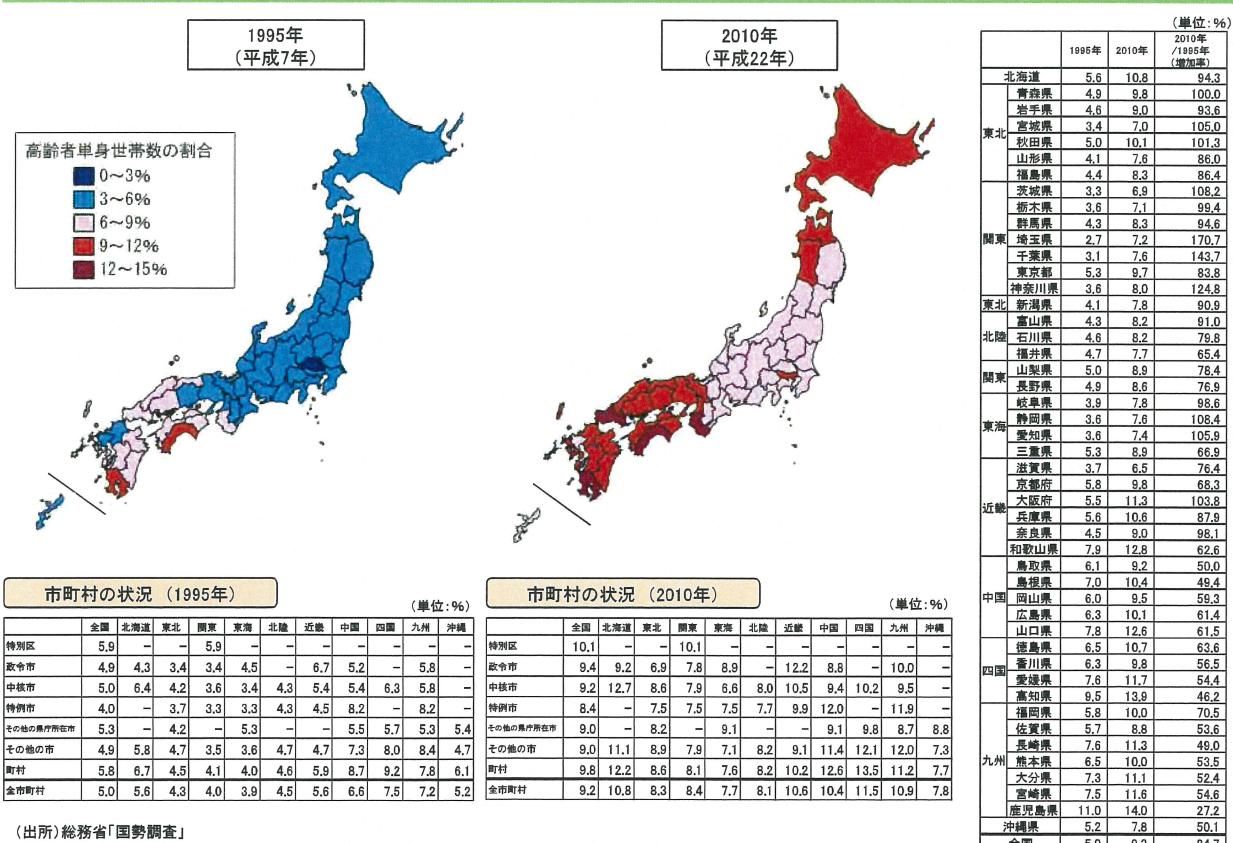
○ 高齢者世帯の世帯類型を見ると、世帯数が増大する中、「一人世帯」の増加が著しい。また、「夫婦のみの世帯」や「夫婦と子供世帯」の割合も増加している。



(出所)2010(平成22)年までは総務省「国勢調査」、2020(平成32)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」  
(注1)世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。  
(注2)高齢者世帯は、世帯主が65歳以上、一人世帯は、上記の調査・推計における単独世帯を指す。

### 都道府県別の総世帯数に占める高齢者単身世帯数の割合の変化

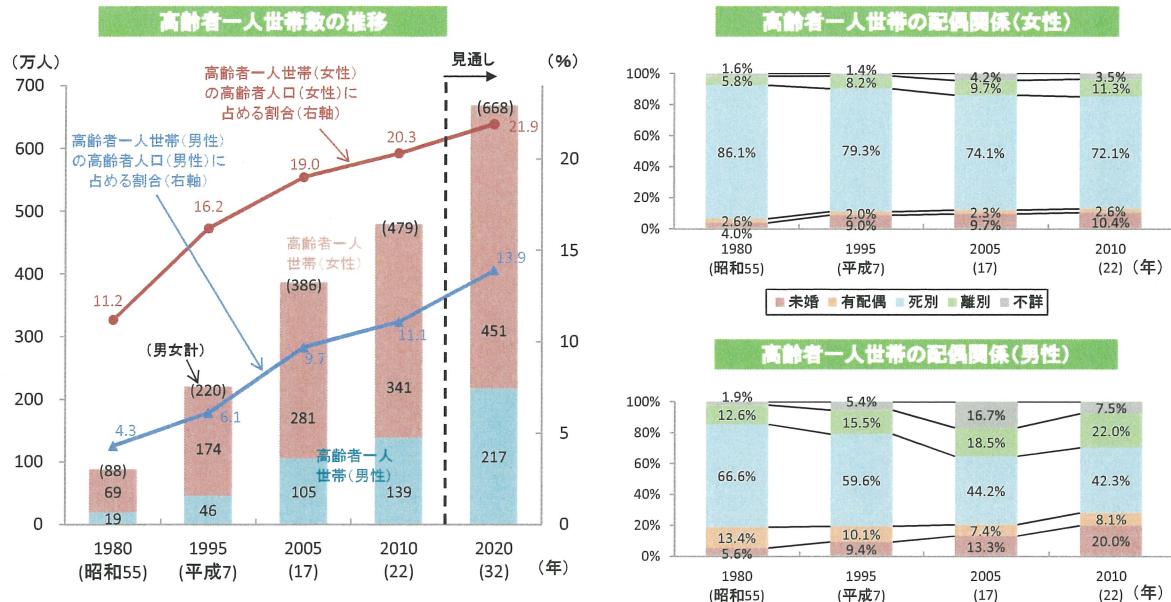
資料3-4



(出所)総務省「国勢調査」

資料3-5

- 高齢者に占める一人世帯の割合が増加。特に女性の方が一人世帯の割合が多い。
- 高齢者一人世帯の配偶関係を見ると、男性も女性も、死別が大宗を占めるが、未婚や離別の割合が増加傾向。女性は男性と比べ、死別の割合が多い。



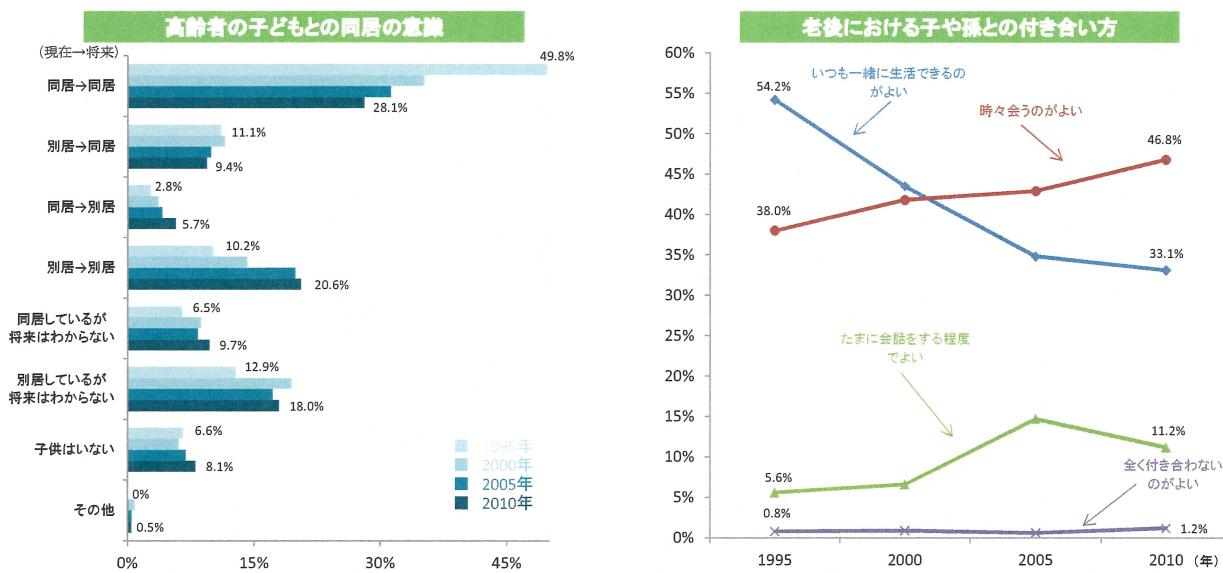
(出所)2010年までは総務省「国勢調査」、2020年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」、「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」

(注1)高齢者とは、65歳以上、一人世帯とは、上記の調査・推計における単独世帯(右図の1980年については一般世帯のうち世帯人員1人)を指す。

(注2)男女計は四捨五入によるため、合計と必ずしも一致しない。

資料3-6

- 現在、子どもと同居・別居しているかにかかわらず、将来、子どもと同居する意向を持つ高齢者の割合は減少。子どもがいない高齢者の割合も微増。
- 老後における子や孫との付き合い方については、より密度の薄い付き合い方でよいと考える高齢者の割合が増えている。



(出所)内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」

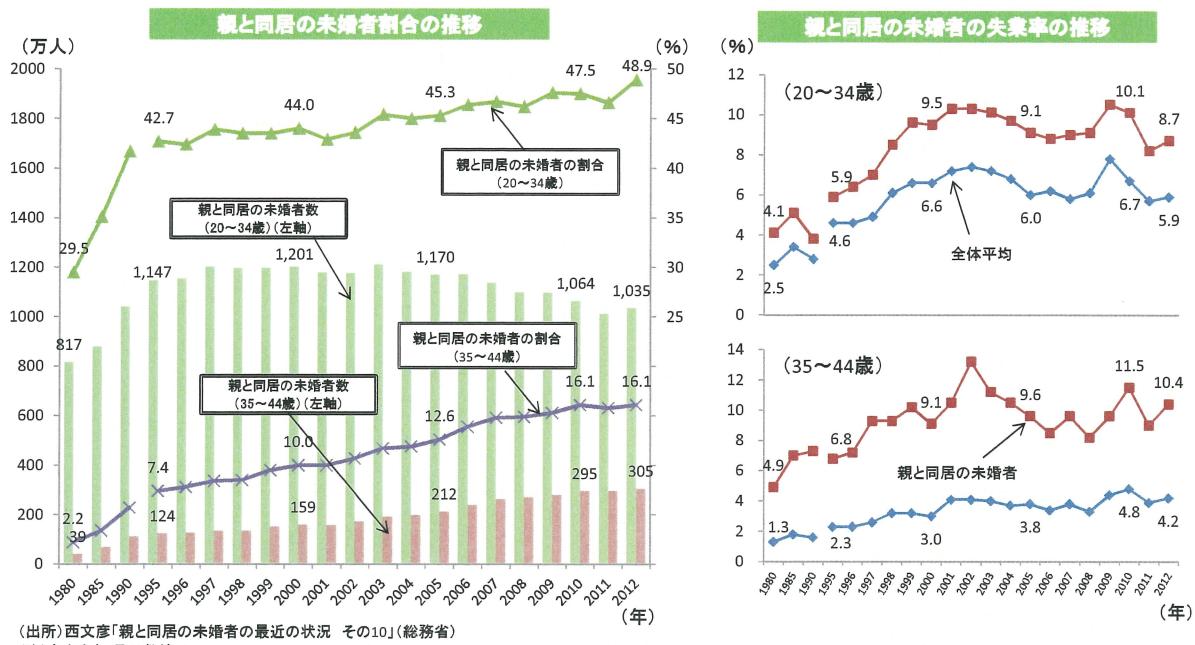
(注1)60歳以上の男女が対象。

(注2)1995年は、同居している子どもの有無や将来の同居予定といった複数の質問を組み合わせて数値を出した。

## 親と同居の未婚者の推移

資料3-7

- 親と同居の未婚者の割合は、壮年層も含め上昇傾向にある。
- 親と同居の未婚者の失業率は、全体平均と比較して、特に壮年層では著しく高い。



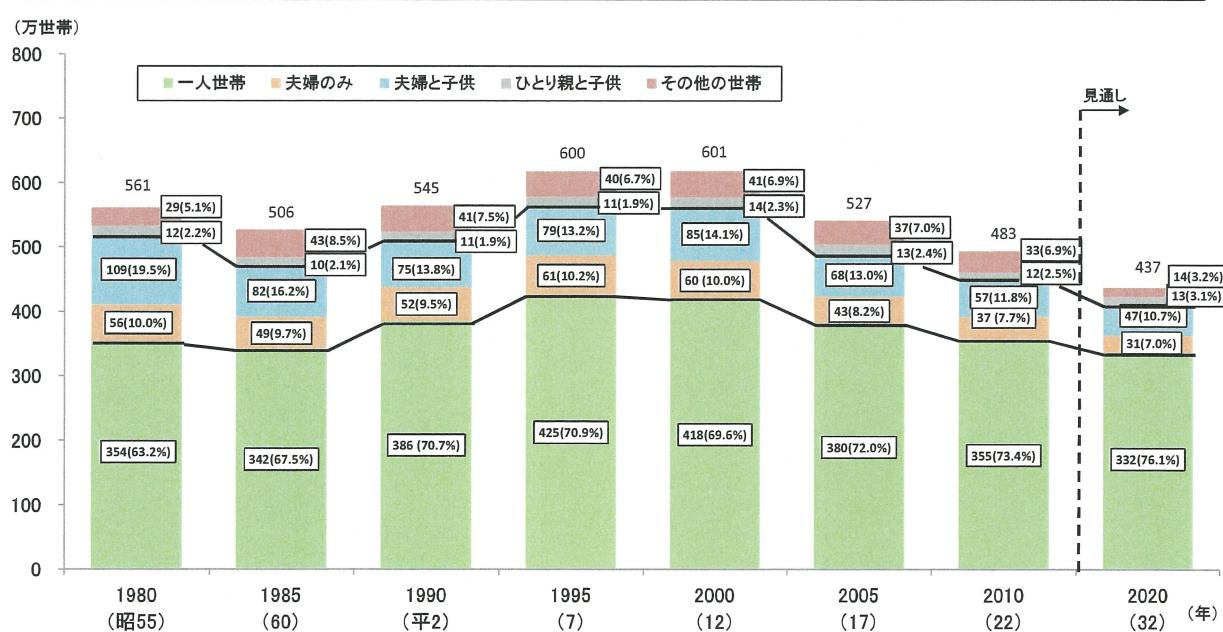
(出所)西文彦「親と同居の未婚者の最近の状況 その10」(総務省)

(注)各年とも9月の数値。

## 世帯類型別世帯数の推移(若年世帯)

資料3-8

- 若年世帯は、2000年ごろをピークに、世帯数が減少。未婚化・晩婚化などを背景に「夫婦のみ世帯」や「夫婦と子供世帯」の割合が減少する一方、一人世帯の割合が増加。



(出所)2010(平成22)年までは総務省「国勢調査」、2020(平成32)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」

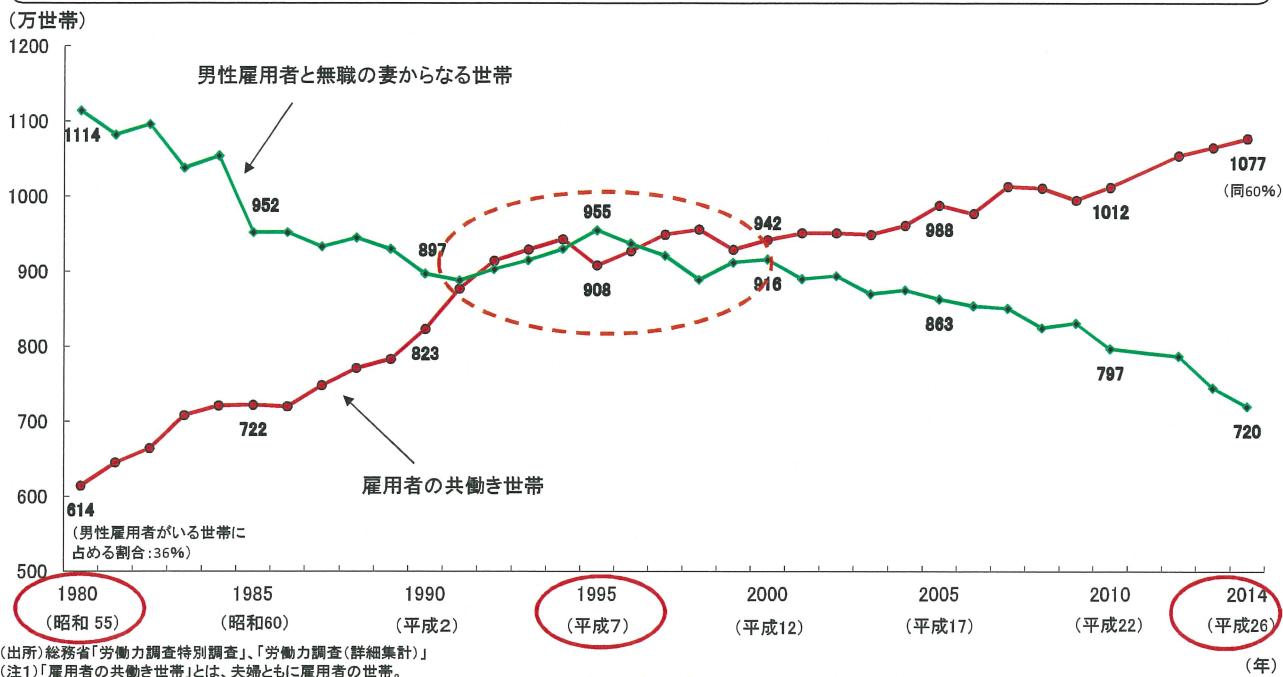
(注1)世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注2)若年世帯は、世帯主が30歳未満、一人世帯は、上記の調査・推計における単独世帯を指す。

## 共働き等世帯数の推移

資料3-9

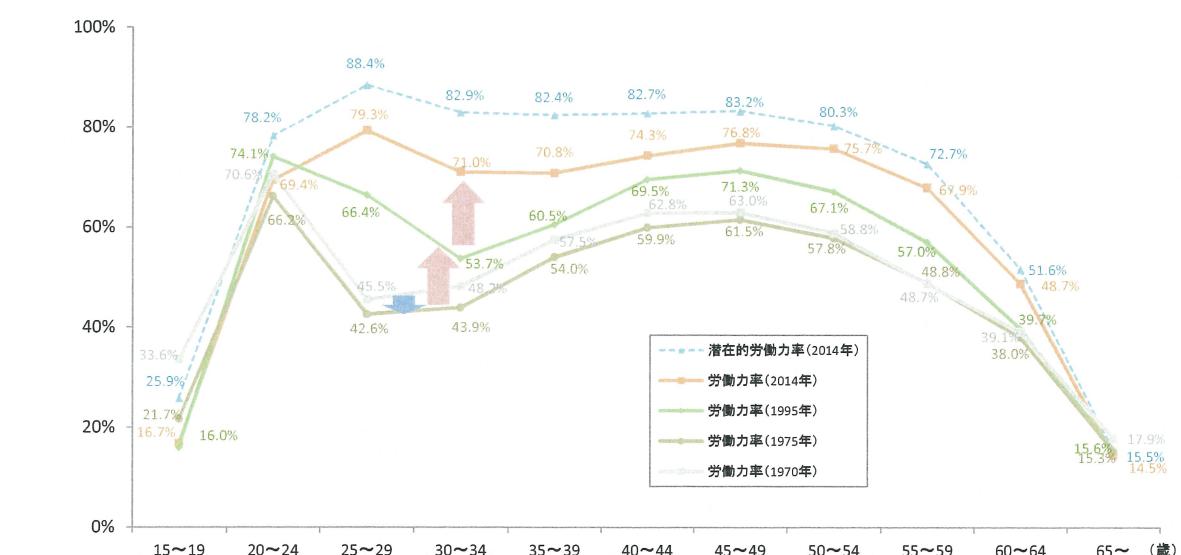
- 共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2014年には60%にまで上昇。



## 女性の労働参加の状況

資料3-10

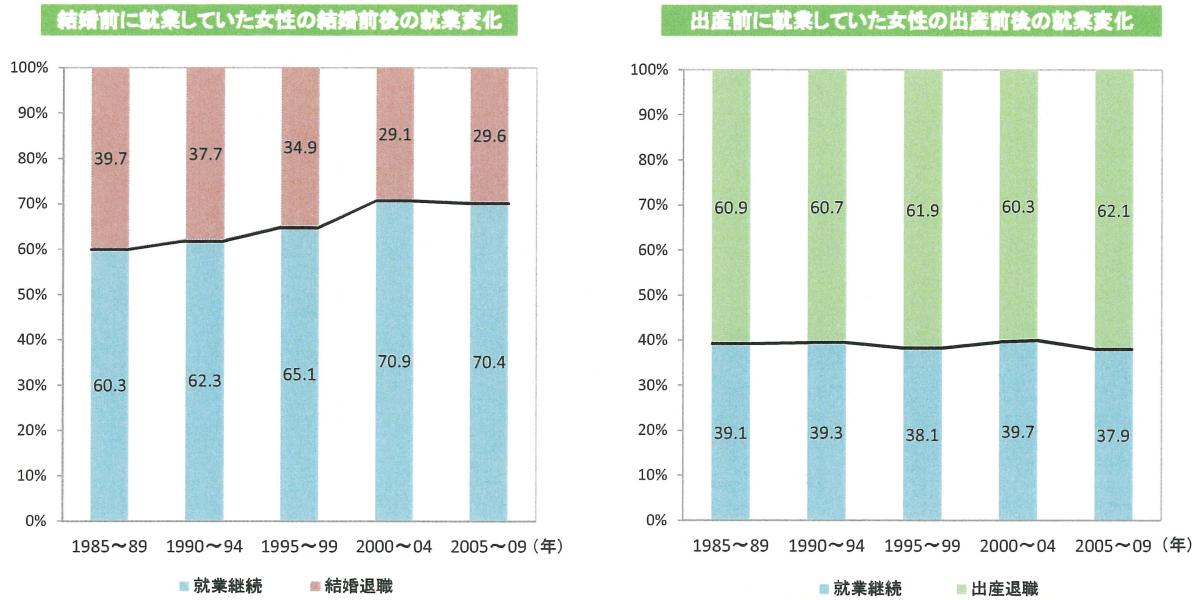
- 女性の労働率を長期的にみると、1970年代半ばにかけて低下した後、上昇傾向にあり、「M字カーブ」は緩やかになりつつある。
- 他方、子育て等により就業を諦めている女性のうち、可能であれば就業したいと考えている女性約300万人(全年齢)を含めた「潜在的労働率」では、25~54歳において80%超となっている。



## 結婚・出産前後の女性の就業変化

資料3-11

- 結婚前に就業していた女性のうち、結婚後も就業を継続する者の割合は増加傾向にある。
- 出産前に就業していた女性のうち、出産後も就業を継続する者の割合はほぼ横ばい。

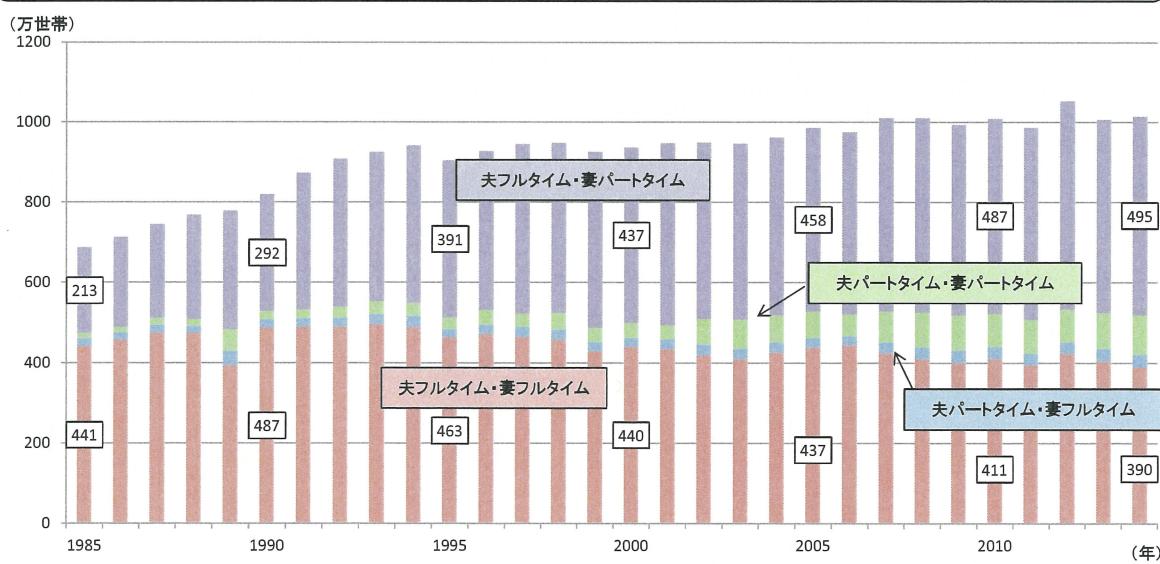


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」  
(注) 対象は初婚どうしの夫婦。

## 共働き夫婦の就業形態

資料3-12

- 夫婦ともにフルタイム(週35時間以上)で働く世帯の数は、1990年代以降、減少傾向にある一方、夫フルタイム・妻パートタイムの世帯数は増加傾向にあり、2000年代以降は、夫婦ともにフルタイムで働く世帯の数を上回って推移している。



(出所) 2001年までは総務省「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」  
(注1)「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細結果)」は年平均値である。

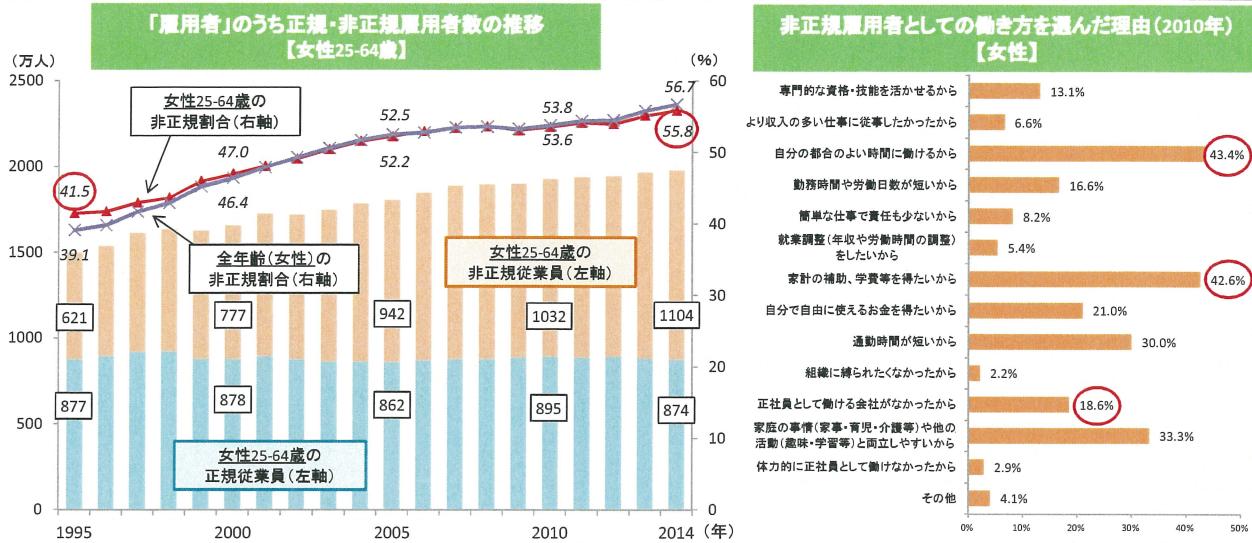
(注2)全都道府県(2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)の数値を用いている。

(注3)「フルタイム」とは、週間労働時間が35時間以上の非農林業雇用者である。また、「パートタイム」とは、週間労働時間が34時間以下の非農林業雇用者である。

## 「雇用者」のうち正規・非正規雇用者数の推移(女性)

資料3-13

- 女性の生産年齢人口が減少する中でも、雇用者数は増加傾向。正規従業員数はほぼ横ばいで推移しつつ、非正規従業員数が増加。
- 非正規雇用者を選んだ理由は、「自分の都合の良い時間に働く」「家計の補助、学費等を得たい」が多く、「正社員として働く会社がなかった」は相対的に少ない。



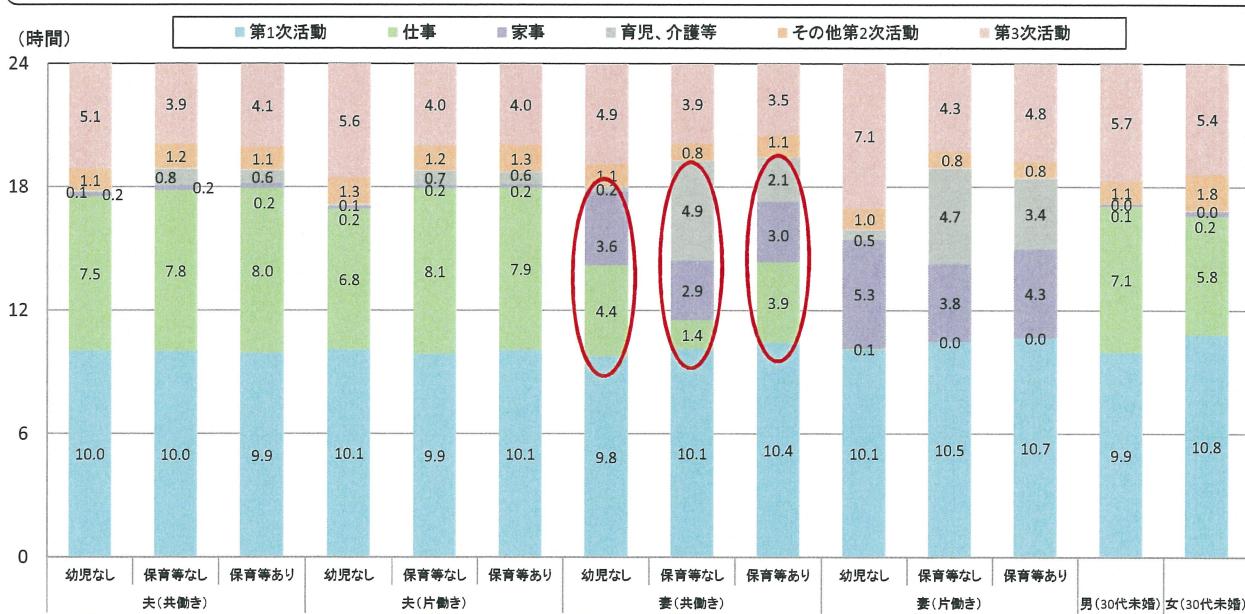
(出所)2001年以前は総務省「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」  
(注1)「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細集計)」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。  
(注2)2011年の数値は補完推計値を使用している。  
(注3)「非正規の職員・従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

(出所)厚生労働省「非正規雇用の現状」(平成24年9月)  
(原資料)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成22年)  
(注)3までの複数回答。非正規雇用の労働者は「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時の雇用者」「パートタイム労働者」「その他」を含む。

## 子育て期における生活時間

資料3-14

- 夫の生活時間は、子どもの年齢や保育の有無によって大きな変化はない。
- 一方、共働きの妻の生活時間は、家事、育児等により仕事の時間が減少している。

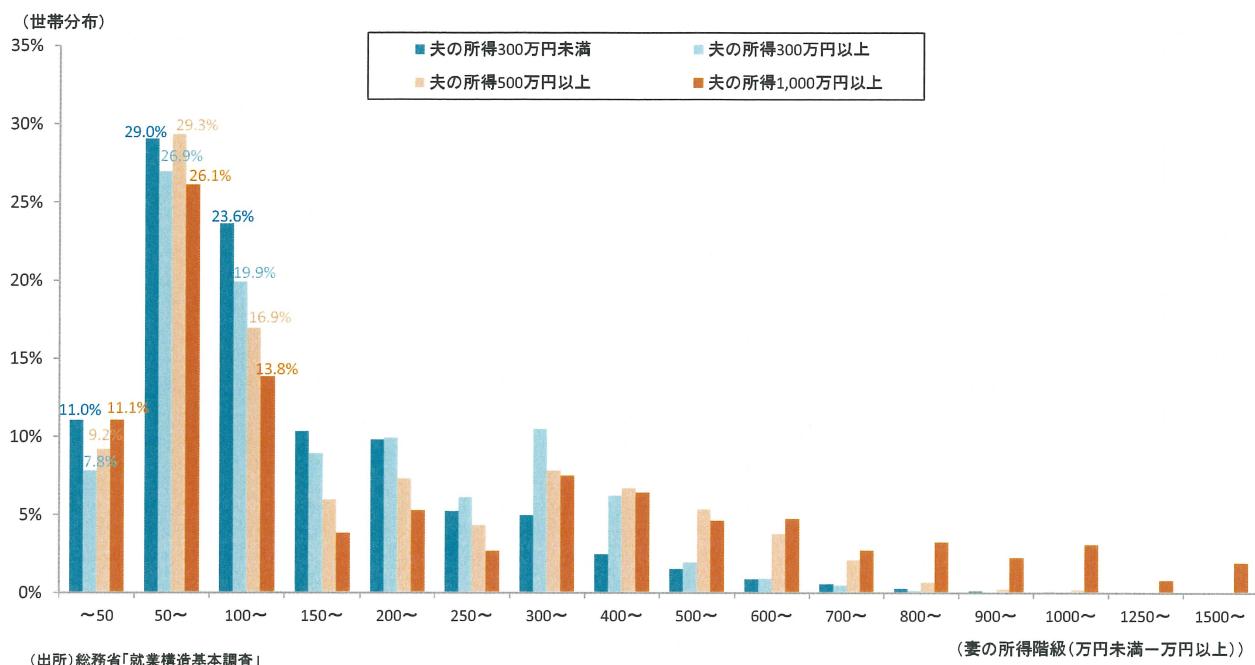


(出所)総務省「社会生活基本調査」(平成23年)  
(注)第1次活動とは睡眠、食事など生理的に必要な活動、第2次活動とは仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動、第3次活動とはこれら以外の各人が自由に使える時間における活動である。

## 共働き世帯の分布と収入構成(2014年)(全世代)

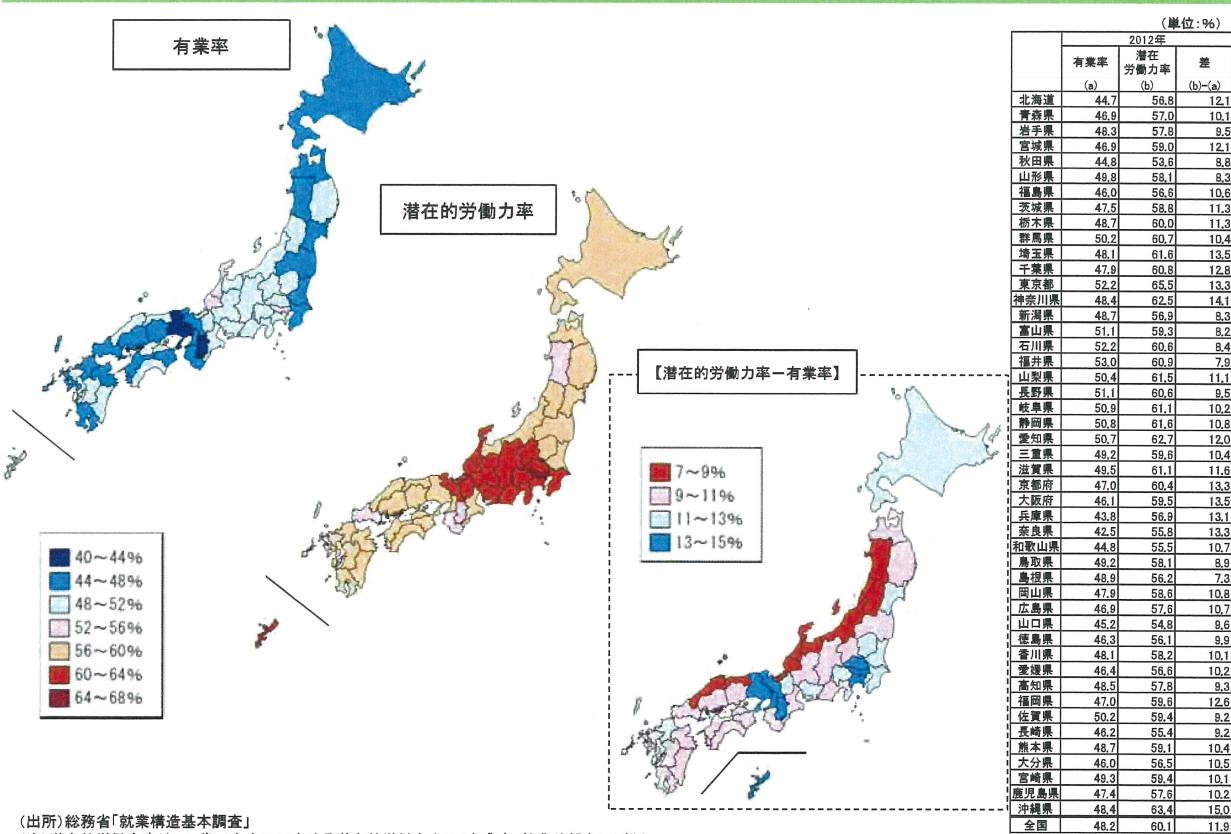
資料3-15

- 夫の所得の多寡にかかわらず、総じて、妻の所得は150万円未満に半分以上が分布。



## 都道府県別の女性の労働状況

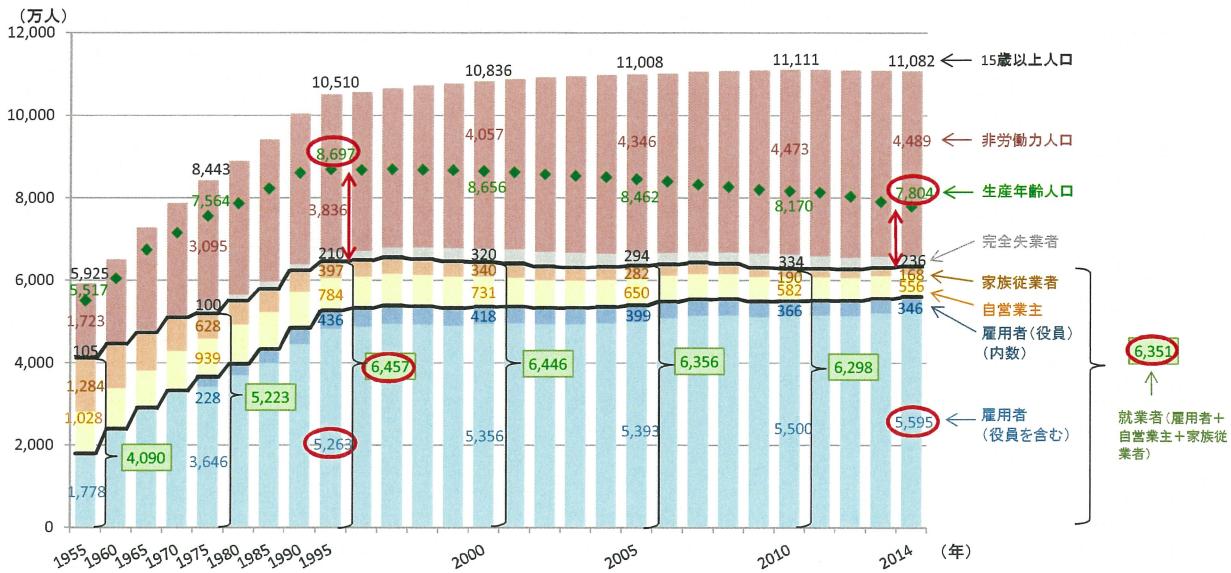
資料3-16



## 15歳以上人口の就業状況等の推移(全体)

資料4-1

- 1990年代以降、生産年齢人口が減少する中、就業者数は減少傾向。ただし、生産年齢人口の減少に比べ、就業者数の減少幅は小さく、女性や高齢者による就労の増加が下支えする状況。
- 就業者の中では、自営業主等の数が減少する一方、雇用者数は1990年代以降も増加傾向。



(出所)総務省「労働力調査(基本集計)」、「国勢調査」

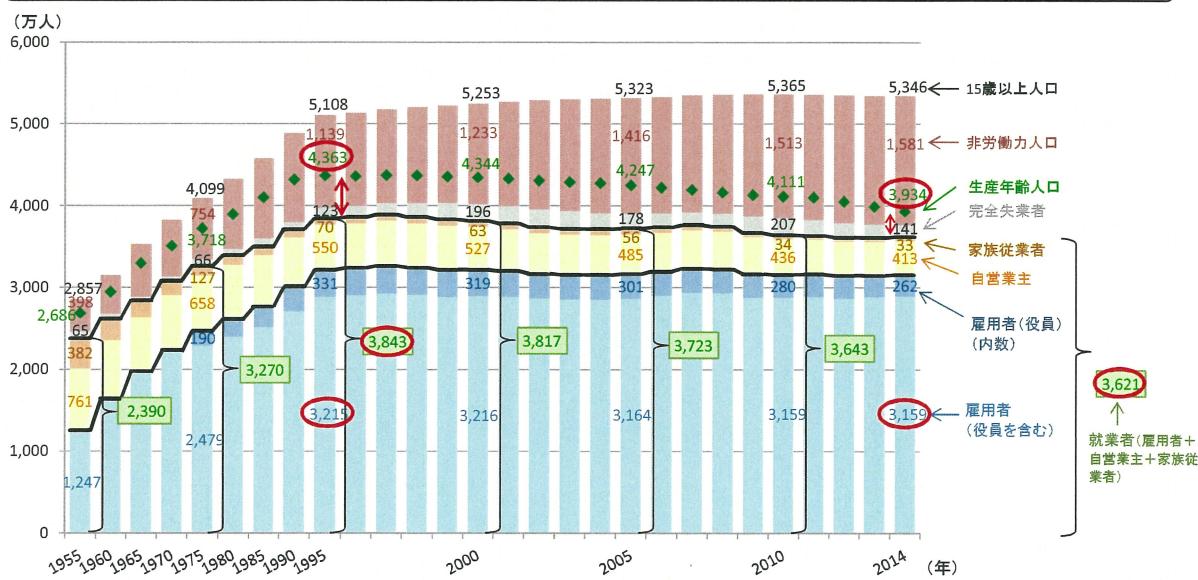
(注1)「自営業主等」は、自営業主と家族従業者。

(注2)1955年から1975年、2005年から2010年の数値については、時系列接続数値を使用。2011年の数値については、補完推計値を使用。ただし、これらの年の「雇用者(役員)」については、各年の報告書等の数値を使用。1970年以前については、雇用者の内数がない。

## 15歳以上人口の就業状況等の推移(男性)

資料4-2

- 1990年代以降、生産年齢人口が減少する中、就業者数も減少傾向。ただし、生産年齢人口の減少に比べ、就業者数の減少幅は小さく、高齢者による就労の増加が下支えする状況。
- 就業者の中では、自営業主等の数が減少する一方、雇用者数は1990年代後半まで増加した後、微減する傾向。



(出所)総務省「労働力調査(基本集計)」、「国勢調査」

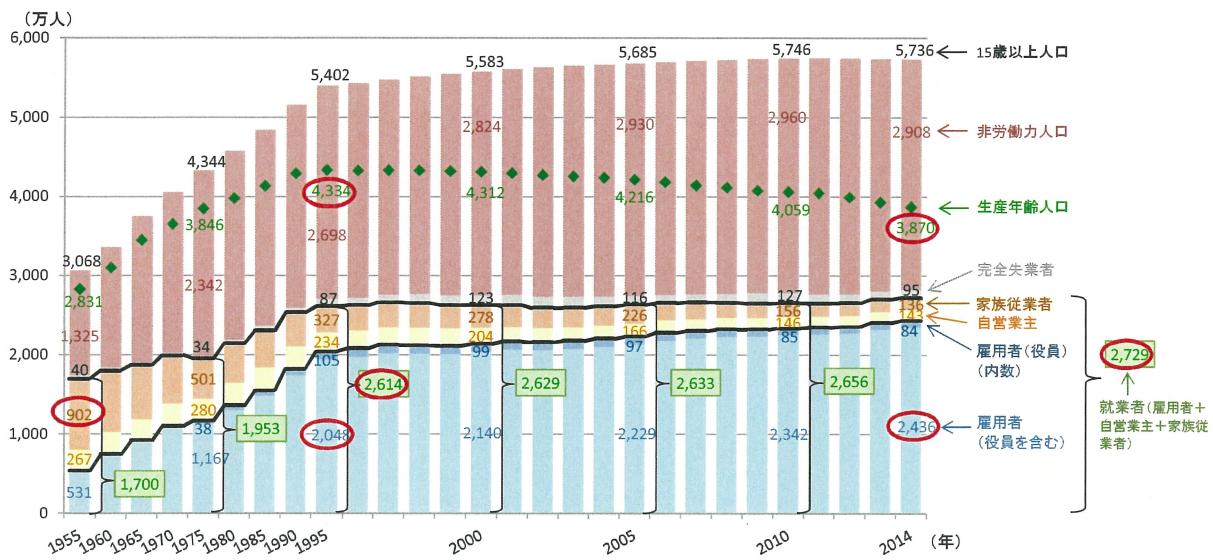
(注1)「自営業主等」は、自営業主と家族従業者。

(注2)1955年から1975年、2005年から2010年の数値については、時系列接続数値を使用。2011年の数値については、補完推計値を使用。ただし、これらの年の「雇用者(役員)」については、各年の報告書等の数値を使用。1970年以前については、雇用者の内数がない。

## 15歳以上人口の就業状況等の推移(女性)

資料4-3

- 1990年代以降、生産年齢人口が減少する中、就業者数は増加傾向。
- 就業者の中では、1955年頃は家族従業者数が就業者数の半分を占めていたが、その後、大幅に減少する一方、雇用者数は大きく増加し、1990年代以降も増加傾向。



(出所)総務省「労働力調査(基本集計)」、「国勢調査」

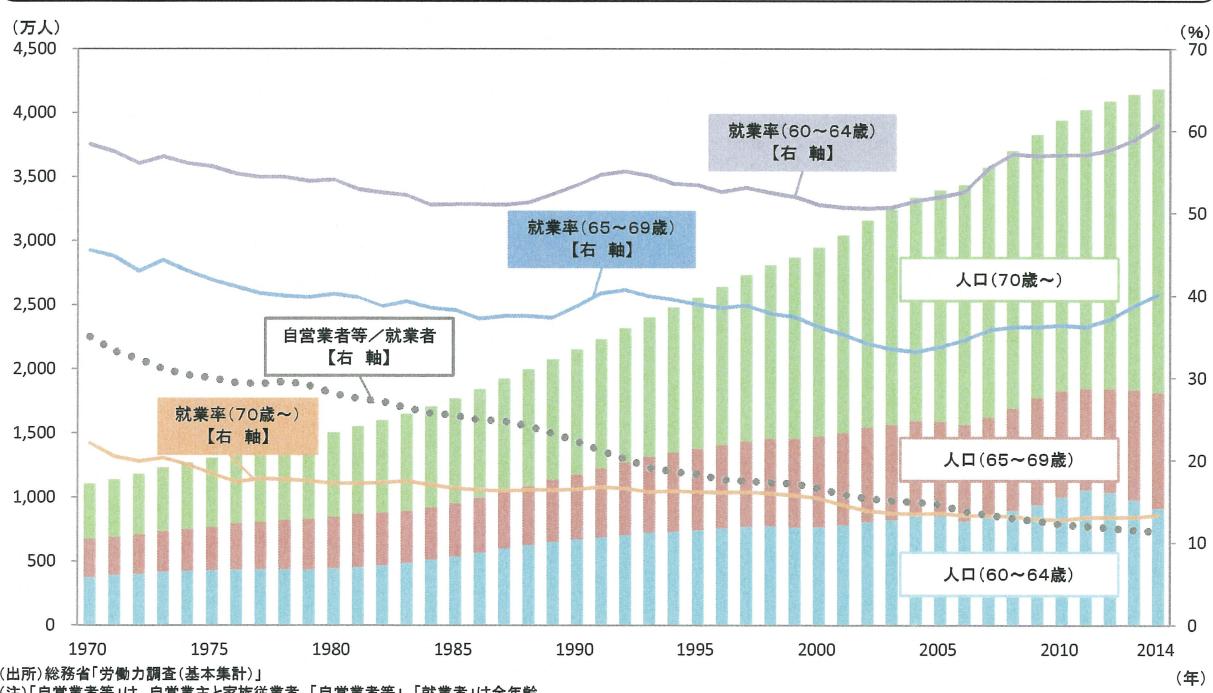
(注1)「自営業主等」は、自営業主と家族従業者。

(注2)1955年から1975年、2005年から2010年の数値については、時系列接続数値を使用。2011年の数値については、補完推計値を使用。ただし、これらの年の「雇用者(役員)」については、各年の報告書等の数値を使用。1970年以前については、雇用者の内数がない。

## 高齢者人口及び就業率の推移

資料4-4

- 高齢者の就業率は、長期的にみれば、自営業者の減少等を背景に低下傾向が続いてきた。



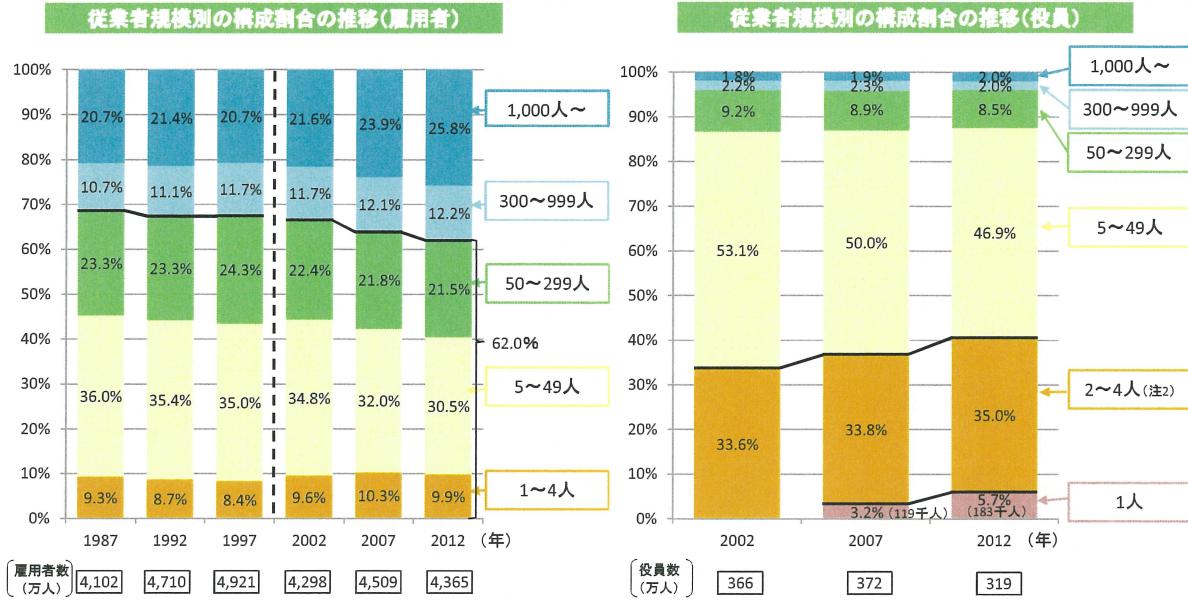
(出所)総務省「労働力調査(基本集計)」

(注)「自営業者等」は、自営業主と家族従業者。「自営業者等」、「就業者」は全年齢。

## 従業者規模別の構成割合の推移

資料4-5

- 従業者規模が300人以上の企業等に勤める雇用者(非正規雇用を含む)の割合が増加しているが、従業者規模が299人以下の中小の企業等に勤める雇用者は6割強と、引き続き高い割合となっている。
- 役員については、近年、従業者が「1人」や「2~4人」の小規模企業等の役員を務める者の割合が増加している。



(出所)総務省「就業構造基本調査」

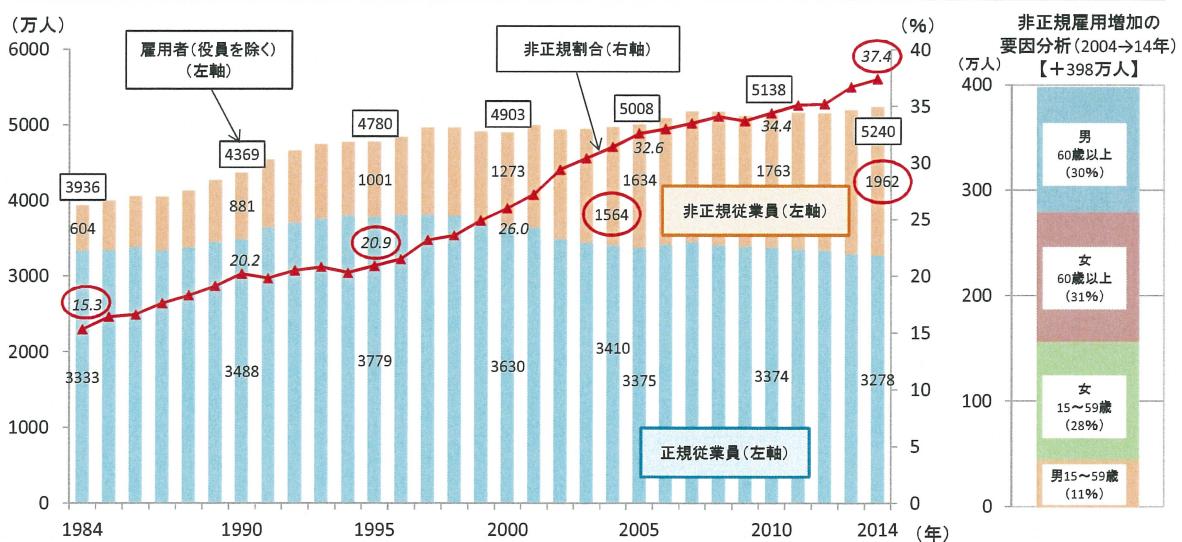
(注1)「官公庁」及び「その他の法人・団体」を除く、会社や個人に雇用される者についての計数。1997年以前は、「その他の法人・団体」に雇用される者を含む。

(注2)2002年については、「1~4人」。

## 正規・非正規雇用者数の推移

資料4-6

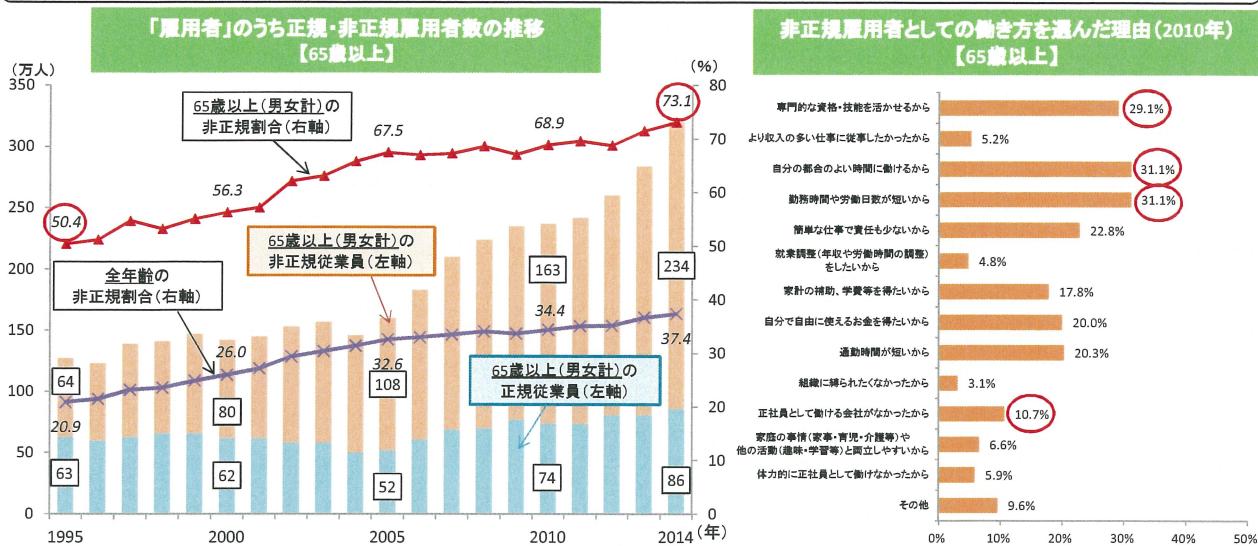
- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用比率は上昇傾向にある。
- 近年の非正規雇用者数の増加のほとんどは、60歳以上の男女と59歳以下の女性であるが、15~59歳の男性でも増加。



## 「雇用者」のうち正規・非正規雇用者数の推移(高齢者)

資料4-7

- 高齢者数が増加する中、高齢者の雇用者数が増加。近年、正規従業員数も増加傾向にあるが、非正規従業員数はこれを上回る形で増加。
- 非正規雇用を選んだ理由は、「自分の都合の良い時間に働く」、「勤務時間や労働日数が短い」、「専門的な資格・技能を活かせる」が多く、「正社員として働く会社がなかった」は少ない。



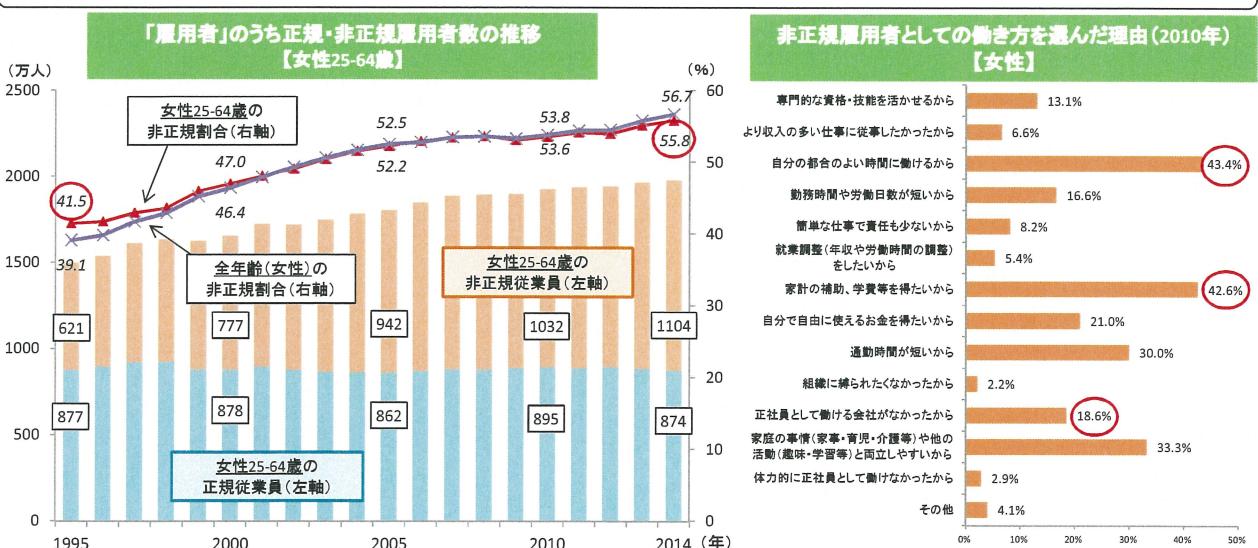
(出所)2001年以前は総務省「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」  
 (注1)「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細集計)」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 (注2)2011年の数値は補完推計値を使用している。  
 (注3)「非正規の職員・従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

(出所)厚生労働省「非正規雇用の現状」(平成24年9月)  
 (原資料)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成22年)  
 (注)3つまでの複数回答。非正規雇用の労働者は「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時の雇用者」「パートタイム労働者」「その他」を含む。

## 「雇用者」のうち正規・非正規雇用者数の推移(女性)

(再掲)資料4-8

- 女性の生産年齢人口が減少する中でも、雇用者数は増加傾向。正規従業員数はほぼ横ばいで推移しつつ、非正規従業員数が増加。
- 非正規雇用を選んだ理由は、「自分の都合の良い時間に働く」、「家計の補助、学費等を得たい」が多く、「正社員として働く会社がなかった」は相対的に少ない。



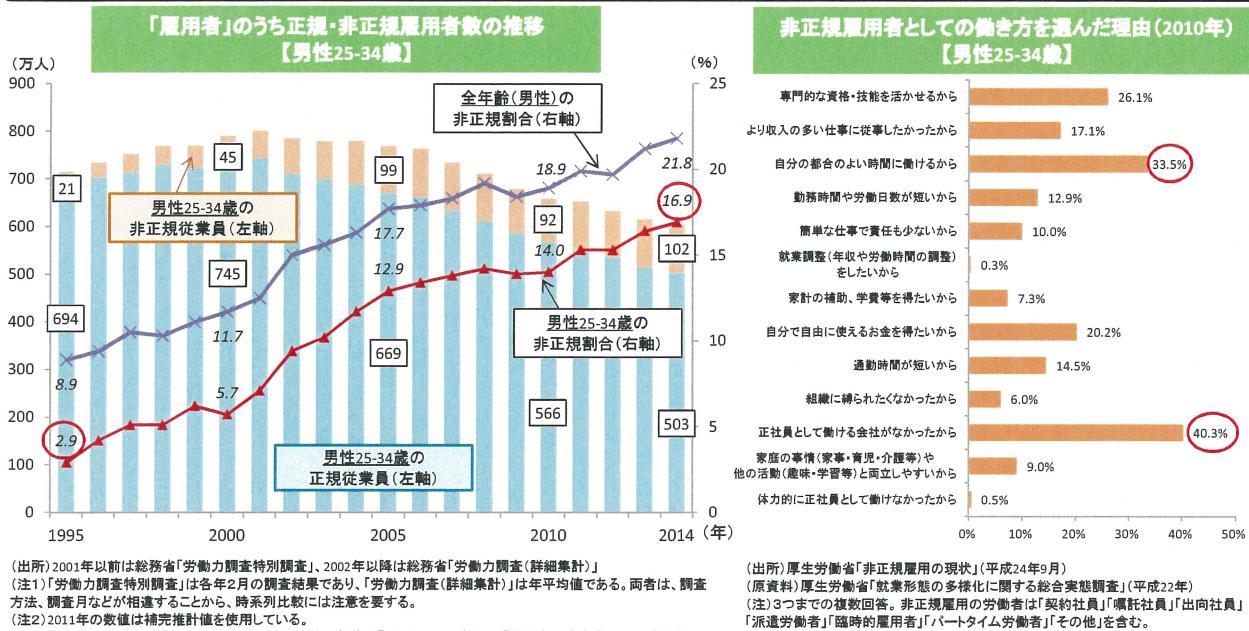
(出所)2001年以前は総務省「労働力調査特別調査」、2002年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」  
 (注1)「労働力調査特別調査」は各年2月の調査結果であり、「労働力調査(詳細集計)」は年平均値である。両者は、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 (注2)2011年の数値は補完推計値を使用している。  
 (注3)「非正規の職員・従業員」について、2008年以前の数値は「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計、2009年以降は、新たにこの項目を設けて集計した数値を掲載している。

(出所)厚生労働省「非正規雇用の現状」(平成24年9月)  
 (原資料)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成22年)  
 (注)3つまでの複数回答。非正規雇用の労働者は「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時の雇用者」「パートタイム労働者」「その他」を含む。

## 「雇用者」のうち正規・非正規雇用者数の推移(若年男性)

資料4-9

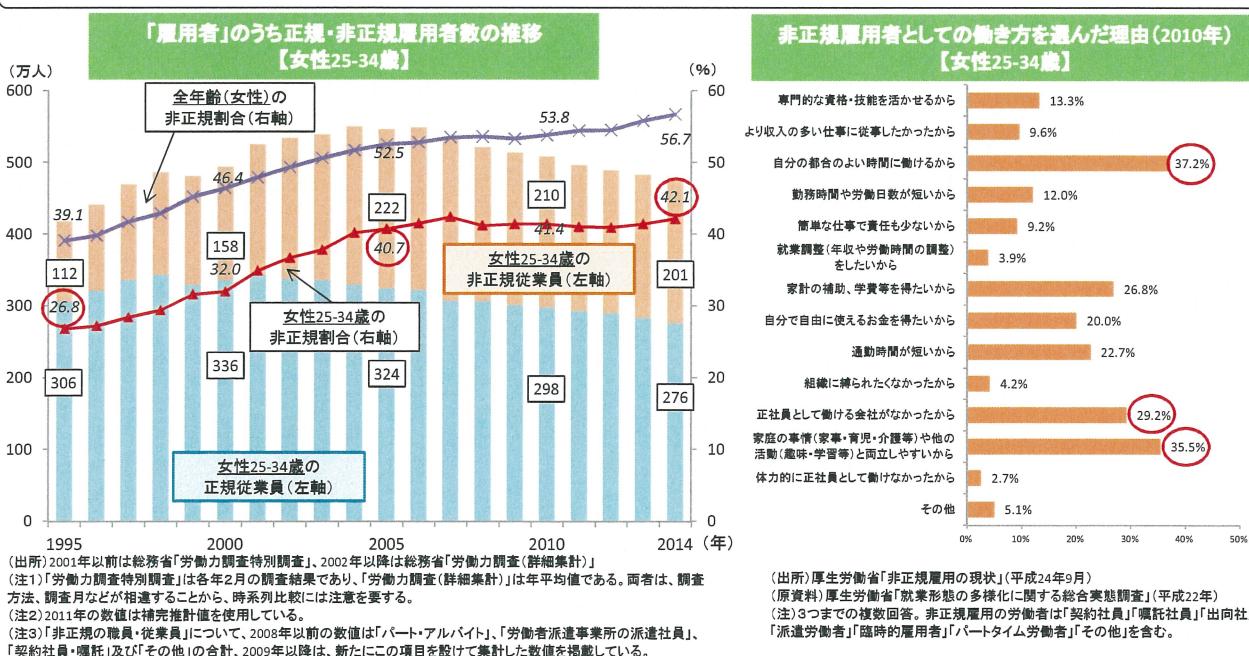
- 若年男性の人口減もあり、雇用者数は2001年をピークに減少傾向。その中で、非正規従業員の割合が上昇傾向。
- 非正規雇用を選んだ理由は、「正社員として働く会社がなかった」が最も多く、次に、「自分の都合の良い時間に働ける」が多い。



## 「雇用者」のうち正規・非正規雇用者数の推移(若年女性)

資料4-10

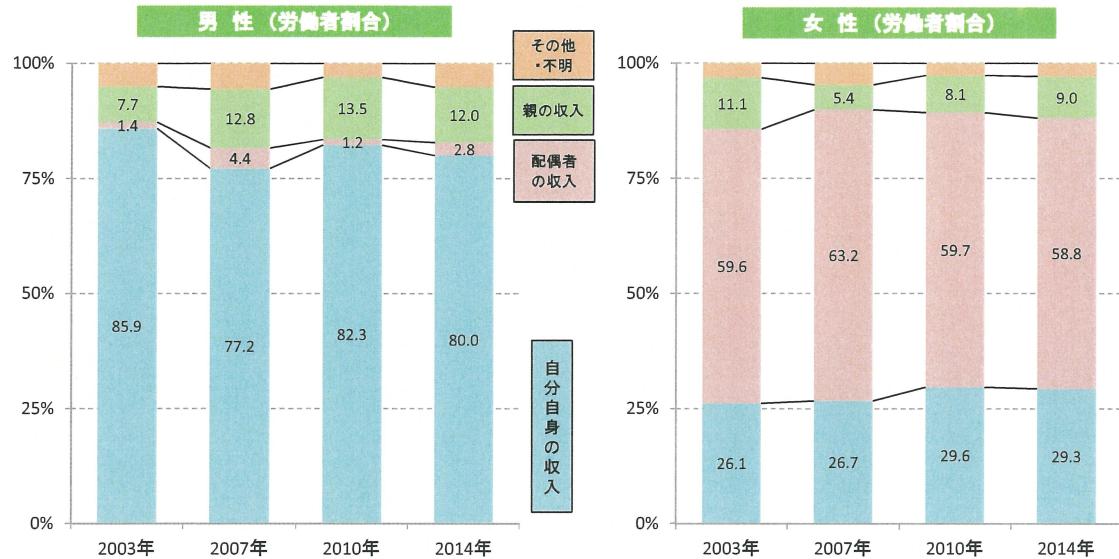
- 若年女性の人口減もあり、雇用者数は2004年をピークに減少傾向。なお、非正規従業員の割合は、2000年代半ば以降、概ね横ばいで推移。
- 非正規雇用を選んだ理由は、「自分の都合の良い時間に働ける」が最も多く、「家庭の事情や他の活動と両立しやすい」、「正社員として働く会社がなかった」が続いている。



## 非正規労働者のうち、主な収入源別労働者割合の推移

資料4-11

- 男性の場合、「自分自身の収入」を主な収入源とする者が大宗を占める中、「親の収入」の割合が概ね増加傾向。
- 女性の場合、「配偶者の収入」を主な収入源とする者が6割を占める一方、「自分自身の収入」を主な収入源とする者も3割存在。



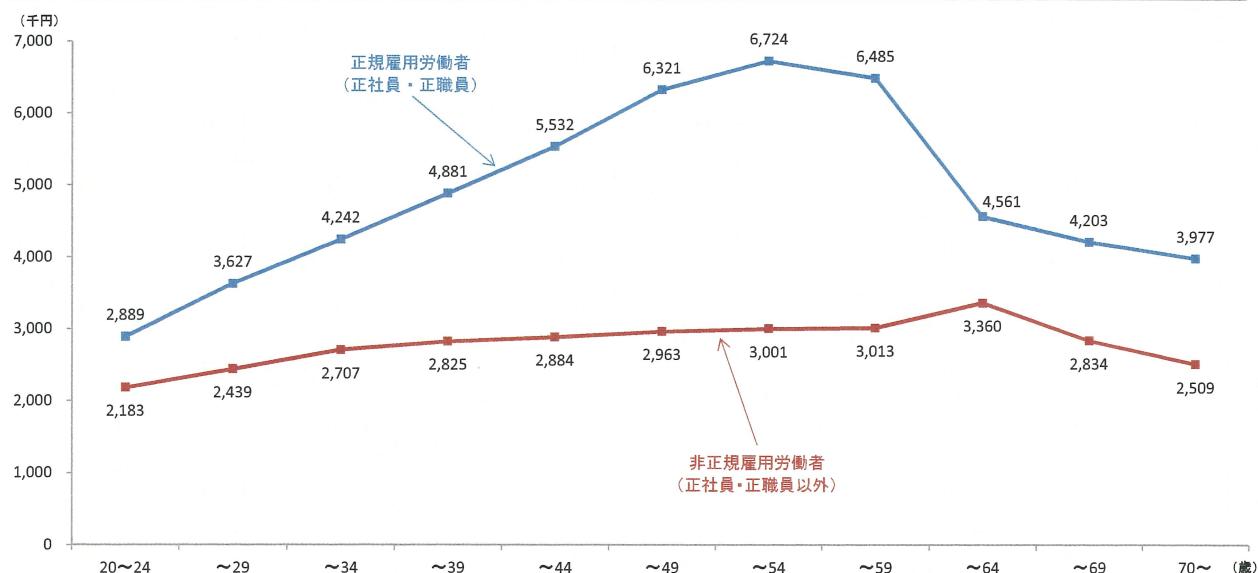
(出所)厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

(注)非正規労働者は「契約社員」「嘱託社員」「出向社員」「派遣労働者」「臨時雇用者」「パートタイム労働者」「その他」を指す。

## 雇用形態別の年齢別賃金水準

資料4-12

- 正規雇用労働者は、長期雇用を前提とした「年功賃金」により、勤続年数に応じて賃金が上昇するのに対し、非正規雇用労働者は、年齢などによらない賃金体系となっている。
- 20歳代・30歳代の賃金を見ると、非正規雇用労働者の平均年収は、正規雇用労働者に比べて概ね6割程度の水準となっている。



(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成26年)

(注)賃金は、男性の「所定内給与額」に12を乗じて「年間賞与その他特別給与額」を加えたもの。

## 正社員(正規雇用労働者)と非正規雇用労働者の違い

資料4-13

- 非正規雇用労働者は、所定時間が短い(パート)、雇用期間が有期(契約社員・嘱託社員・臨時的雇用者)、間接的な雇用関係(派遣労働者)といった特徴があり、賃金体系は「横ばい型」が多い、教育訓練の機会が少ないなどの傾向が見られる。

	正社員(注1)	正社員以外(非正規社員)				
		パート	契約社員	嘱託社員(注2)	臨時的雇用者	派遣労働者
雇用関係	直接	直接	直接	直接	直接	間接
雇用期間	無期	有期・無期	有期	有期	有期 (1ヵ月未満)	—
所定時間	フルタイム	パートタイム	フルタイム	フルタイム	フルタイム	—
賃金制度	年功型が多い	横ばい型が多い				
教育訓練	多い	少ない				

(出所)独立行政法人労働政策研究・研修機構「非正規雇用に関する調査研究報告書—非正規雇用の動向と均衡待遇、正社員転換を中心として—」(平成23年)より作成。

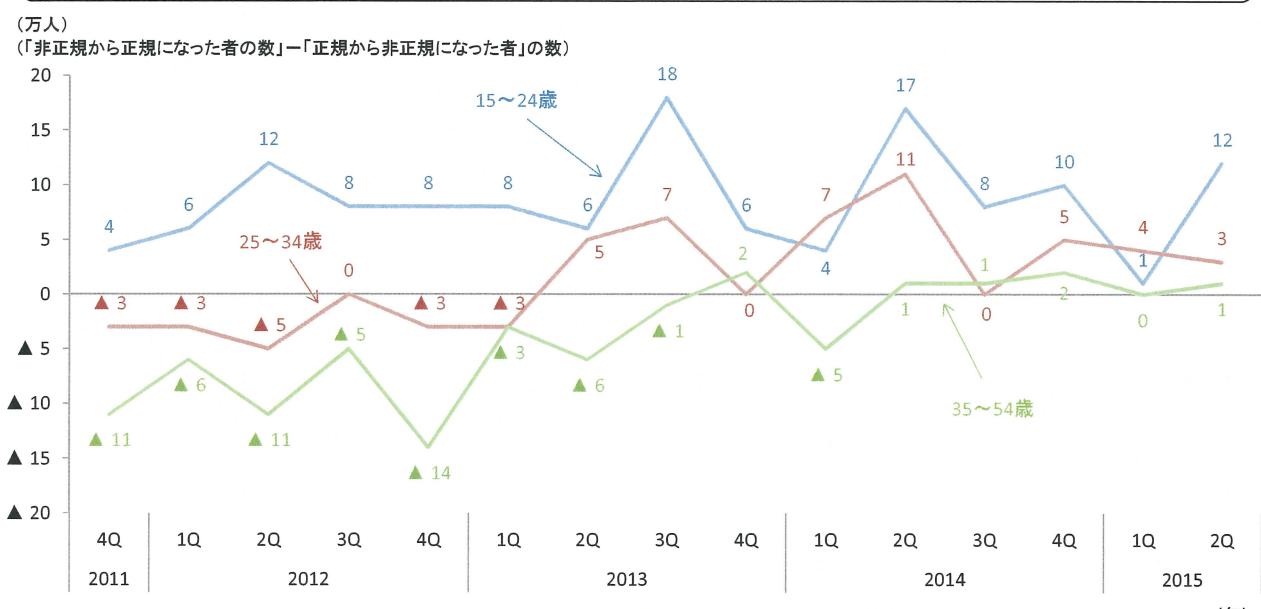
(注1)子育て期等で一時的に短時間になっている場合を含む。

(注2)定年退職者の再雇用の場合を含む。

## 非正規雇用から正規雇用への移行の状況

資料4-14

- 足下では、15～24歳、25～34歳の年齢層において、「非正規から正規」への移行が「正規から非正規」への移行を上回る方向に、雇用情勢が改善傾向。

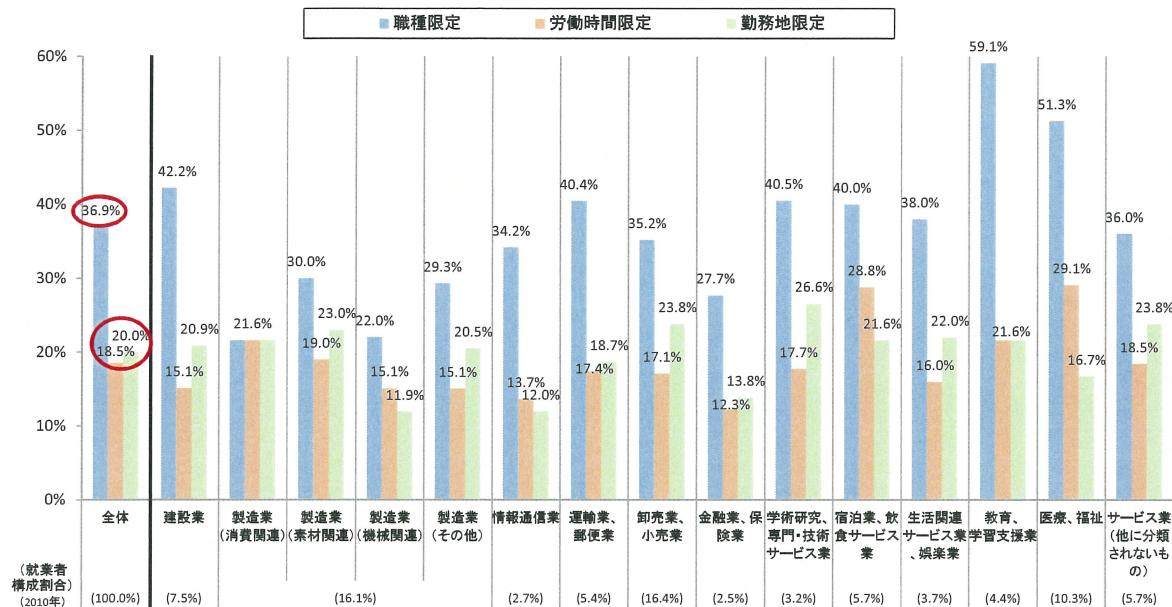


(出所)総務省「労働力調査(詳細集計)」

(注)55歳未満の男女で、3年以内の離職者が対象。

## 正社員制度において「多様な働き方」を導入している企業の割合(2013年) 資料4-15

- 職種限定の正社員制度の導入企業は4割弱となっており、教育・学習支援、医療・福祉などのサービス業や建設業において高い割合となっている。
- 労働時間限定や勤務地限定はそれぞれ2割程度となっており、例えば、労働時間限定は、医療・福祉や宿泊業・飲食サービス業において高い割合となっている。

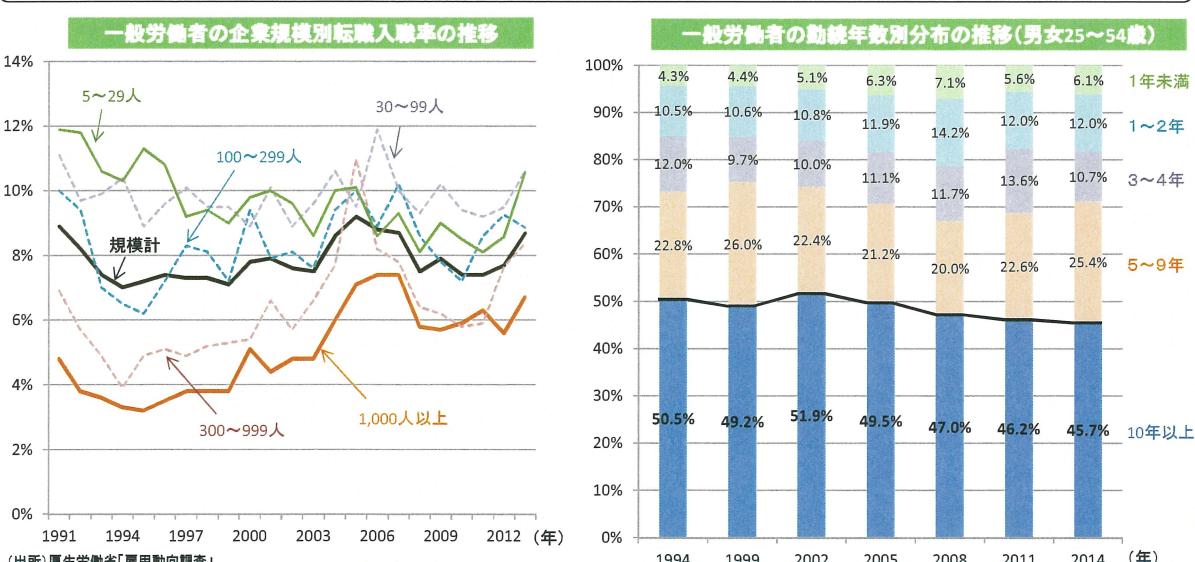


(出所)独立行政法人労働政策研究・研修機構「構造変化の中での企業経営と人材のあり方に関する調査」結果—事業展開の変化に伴い、企業における人材の採用・活用・育成戦略は今、どう変わろうとしているのかー(平成25年)、総務省「国勢調査」(平成22年)

(注)複数の働き方要素が限定されている正社員については、それぞれの要素に回答している。

## 転職入職率と勤続年数別分布の推移 資料4-16

- 一般労働者の転職の動向を示す「転職入職率」は、5~29人規模の企業では長期的に低下傾向にあるものの、中小企業は総じて高い水準で推移。一方、1,000人以上の大企業においては、「転職入職率」が長期的に高まっている。
- 一般労働者の勤続年数は、男女25~54歳において、「10年以上」の割合が低下してきている。



(出所)厚生労働省「雇用動向調査」

(注)一般労働者の転職入職率=(一般労働者の転職入職者／1月1日現在の一般労働者数)×100。

転職入職者とは、入職者（調査対象期間中に事業所が新たに採用した者をいい、他企業からの出向者・

出向復帰者を含み、同一企業内の他事業所からの転入者を除く。）のうち、入職前1年間に就業経験のある者

ある者をいう。ただし、「内職」や1か月未満の就業は含まない。

(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

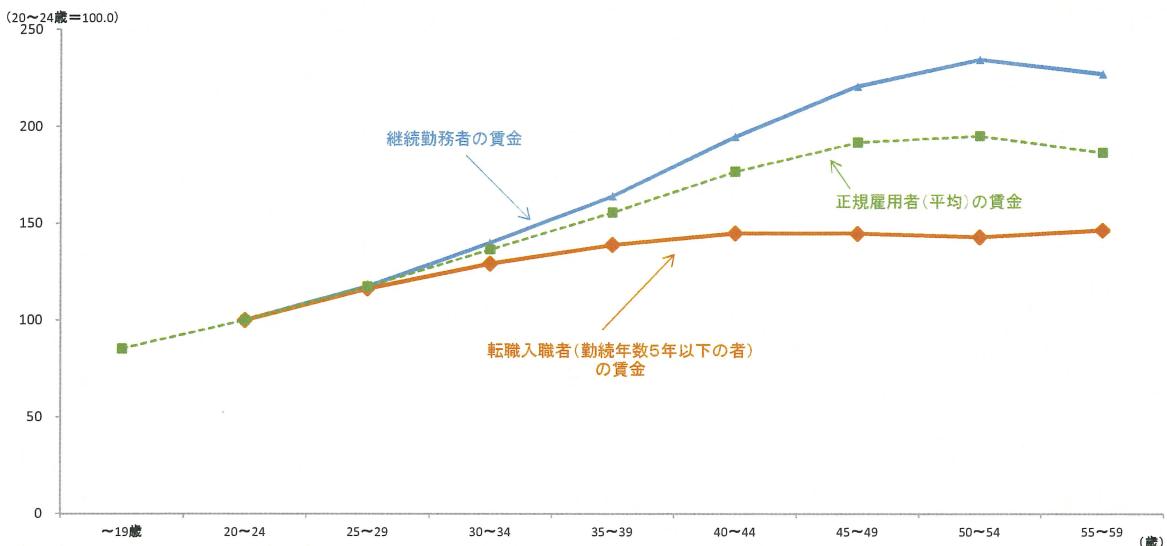
(注)「民営十公営」のもの。

(参考)一般労働者とは、常用労働者のうち「パートタイム労働者」又は「短時間労働者」（1日の所定労働時間がその事業所の一般の労働者より短い者）又は「その事業所の一般の労働者より1週の所定労働日数が少ない者」以外の者をいう。

## 正規雇用者のうち、転職入職者の年齢と賃金の関係

資料4-17

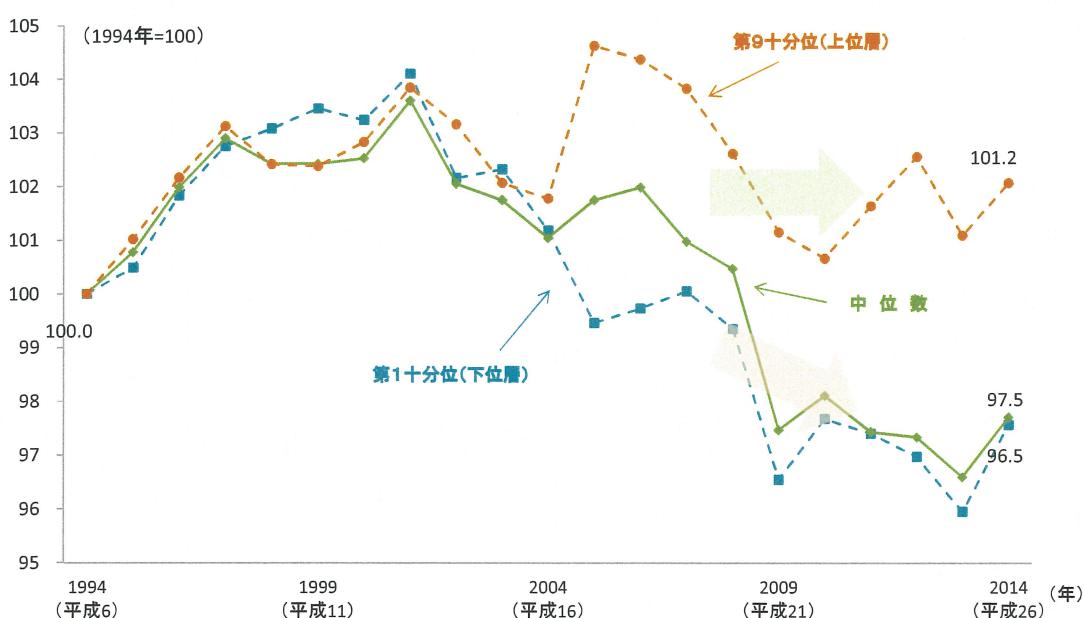
- 正規雇用者のうち、継続勤務者の賃金は、「年功賃金」により勤続年数に応じて上昇する傾向にある。一方、転職入職者の賃金は、非正規労働者の賃金に似て、年齢に応じて上昇する傾向が弱い。



## 賃金分布の推移(男性労働者)

資料4-18

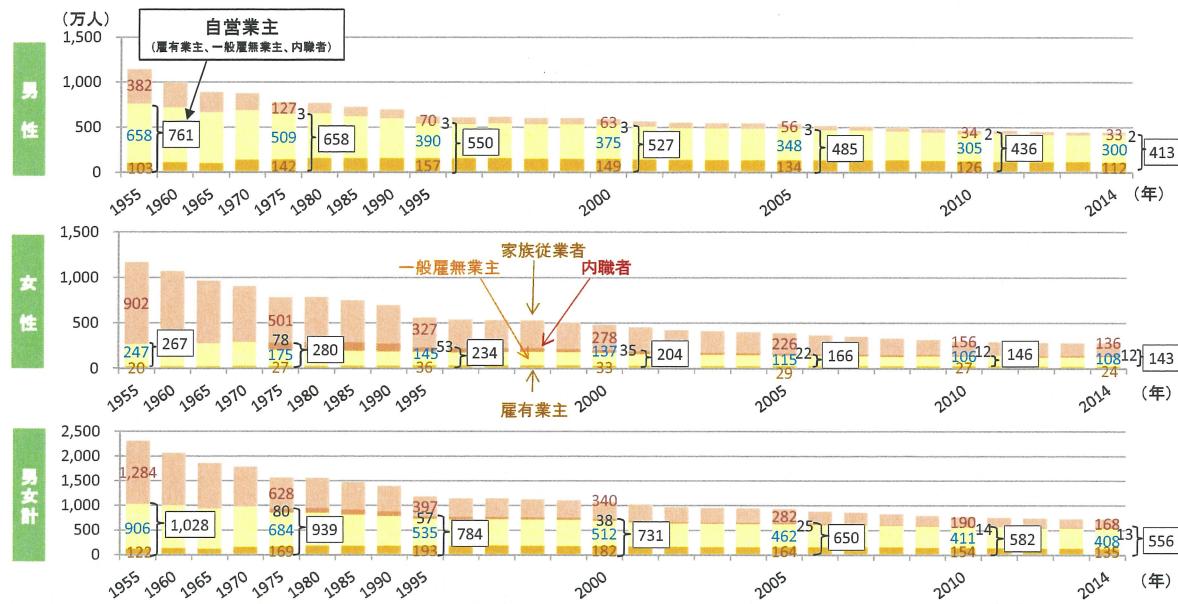
- 賃金の中位数や下位層は低下傾向。ただし、足下では回復傾向。



## 自営業主数、家族従業者数の推移

資料4-19

- 男女ともに自営業主等の数は減少している。
- 男性は一般雇無業主の数が減少しており、女性は家族従業者の数が大幅に減少。



(出所)総務省「労働力調査(基本集計)」

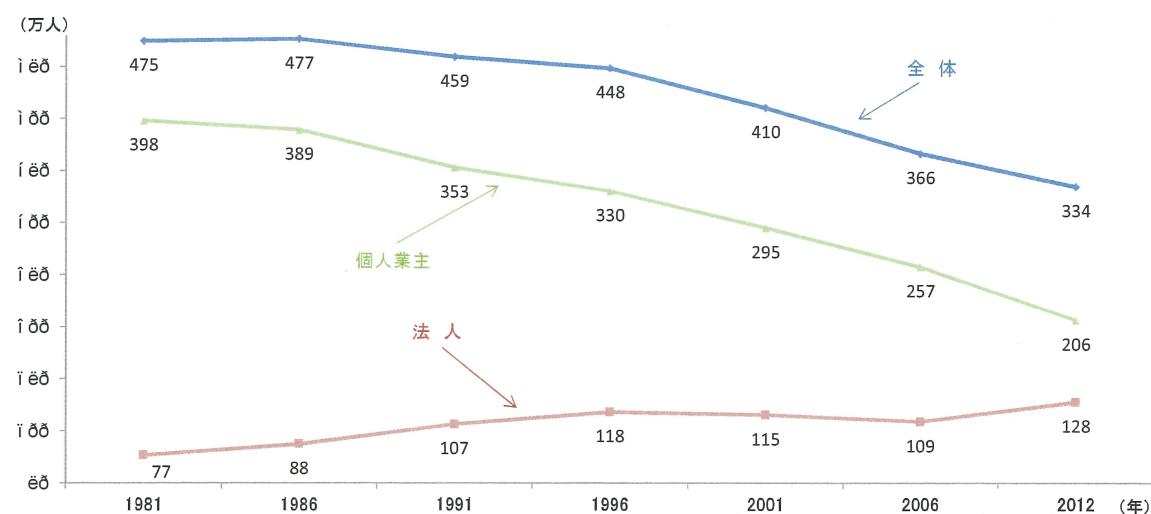
(注1)「自営業主等」は、自営業主と家族従業者。

(注2)1955年から1975年、2005年から2010年の数値については、時系列接続数値を使用。2011年の数値については、補完推計値を使用。ただし、これらの年の「一般雇無業主」、「内職者」については、各年の報告書の数値を使用(1955年から1970年、2011年については、便宜的に全て「一般雇無業主」としている)。

## 小規模事業者数（法人数+個人業主数）の推移

資料4-20

- 小規模事業者数は、個人業主数の減少などにより減少傾向にある一方、法人数は増加傾向にあり、小規模事業者数に占める法人数の割合は上昇。



(出所)中小企業庁「中小企業白書」(原資料)総務省「事業所・企業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」(平成24年)

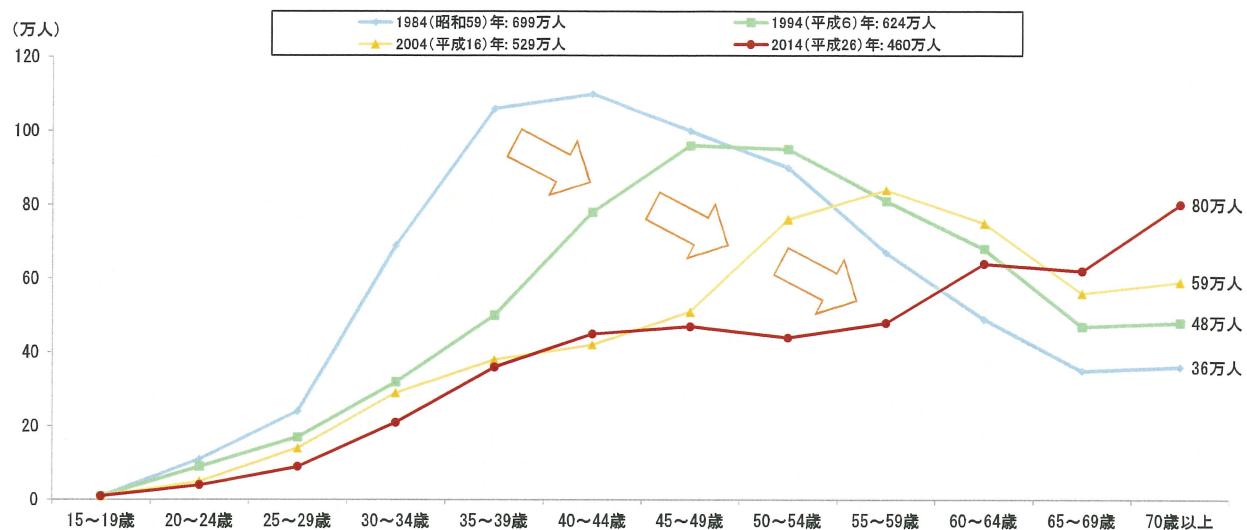
(注1)「小規模事業者」とは、常時雇用する従業員の数が20人(商業又はサービス業は5人)以下の法人又は個人業主をいう。

(注2)「事業所・企業統計調査」及び「経済センサス活動調査」(平成24年)では、農林漁業に属する個人経営の事業所等が調査の対象から除かれていること、SOHOなど外観からでは捕捉が困難な事業所・企業が増加しており、そらした事業所・企業を必ずしも的確に把握できないこと等から、社(者)数が他の統計と乖離している。

## 年齢階級別自営業主数の推移

資料4-21

- 全体の自営業主数が減少する中で、30~59歳の自営業主数が減少し、経営者の高齢化が進展。若年層の自営業主数が少ないままの場合、自営業主数の更なる減少が予想される。



(出所)1984年及び1994年は総務省「労働力調査特別調査」、2004年及び2014年は総務省「労働力調査(基本集計)」

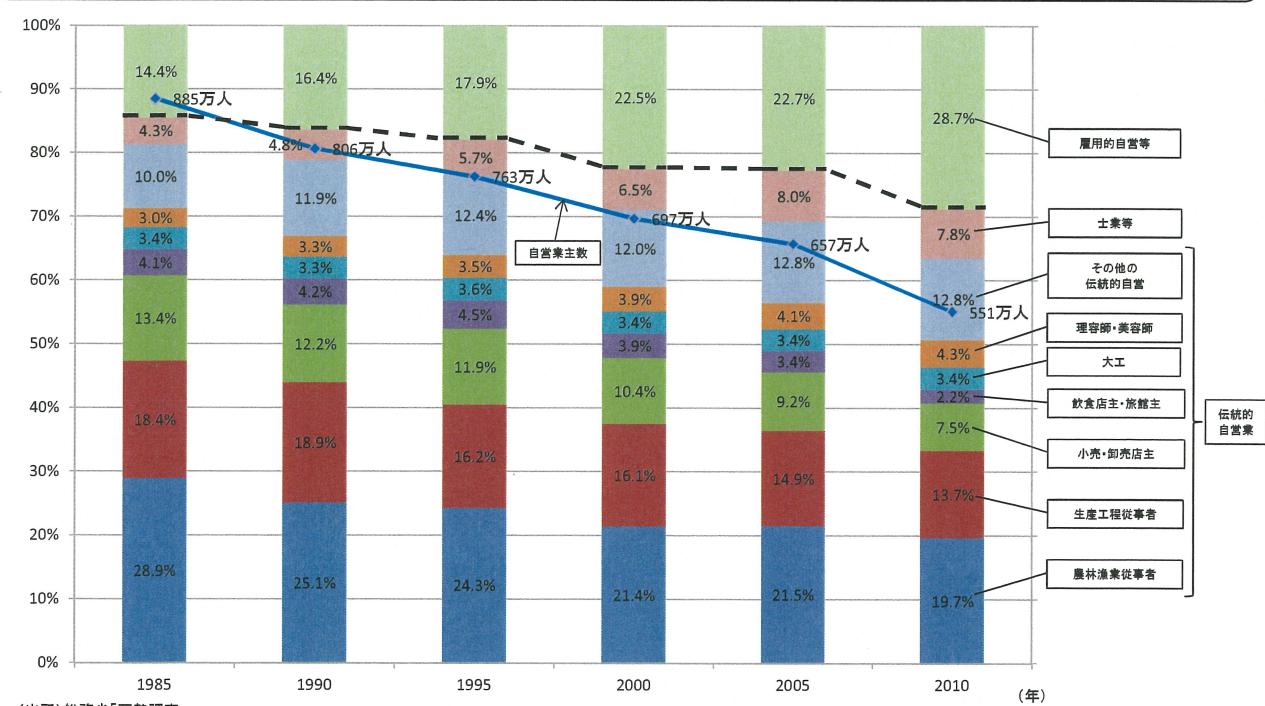
(注1)非農林業について集計。

(注2)「自営業主」は、「雇用者」、「一般雇用者」及び「内職者」。

## 職種別自営業主数及び構成比の推移

資料4-22

- 自営業主を職種別でみると、農業漁業從事者、生産工程從事者、小売・卸売店主といった「伝統的自営業」の割合が減少する一方、建築技術者、SE、保険代理人・外交員など、使用従属性が高く雇用者に近い、いわゆる「雇用的自営等」の割合が増加している。



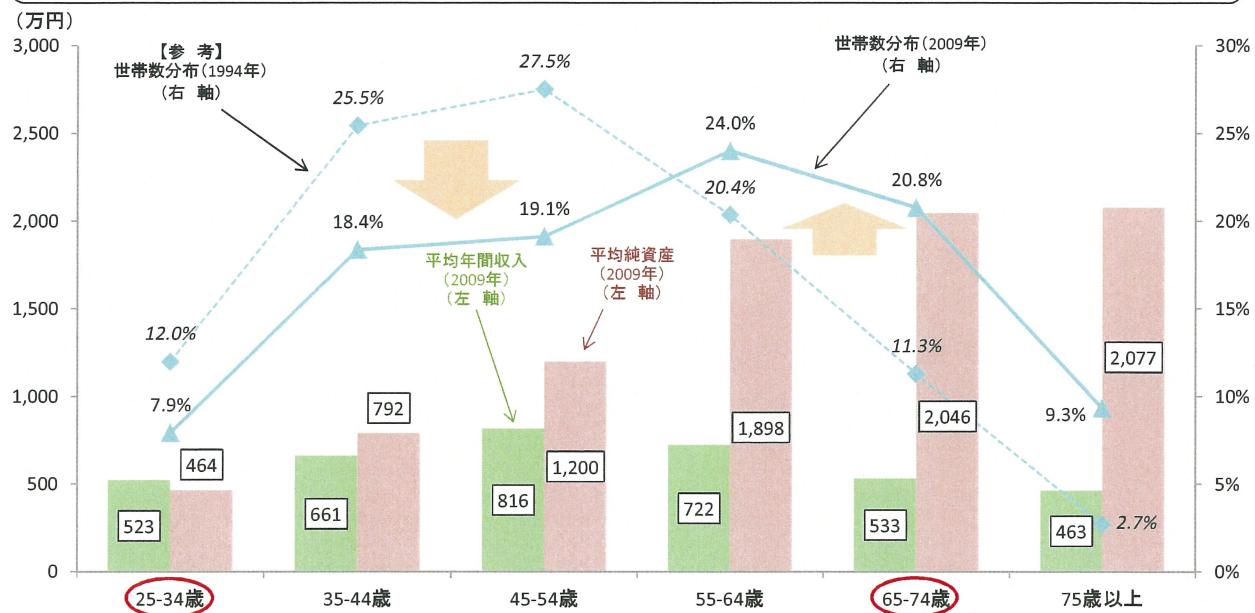
(出所)総務省「国勢調査」

(注1)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「士業等」とは、医師、弁護士、会計士・税理士、画家・芸術家など使用従属性の低い専門的職業をいい、「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日 政府税制調査会資料)による。

(注2)「自営業主」は、「雇用のある業主」、「雇用のない業主」及び「家庭内職者」。

## 年齢階級別 平均年間収入、平均純資産の比較(二人以上の世帯)(2009年) 資料5-1

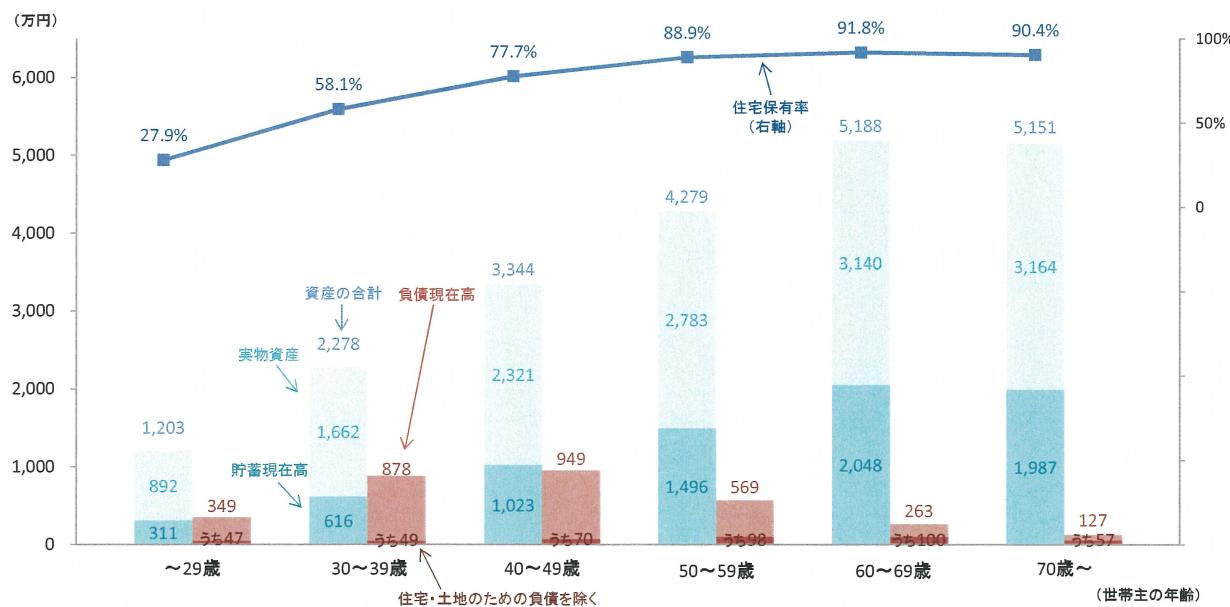
- 若年世帯は収入、資産ともに少ない一方、高齢者世帯は資産が多い。
- 高齢化が進み、資産を多く保有する高齢者世帯の割合が増加。



(出所)総務省「全国消費実態調査」  
(注)「純資産」は、貯蓄現在高から負債現在高(住宅・土地のための負債を除く)を控除したもの。

## 年齢階級別 実物資産・貯蓄現在高、負債現在高の比較(二人以上の世帯)(2009年) 資料5-2

- 世帯主の年齢が上がるにつれて、住宅保有率の上昇などにより実物資産が増加し、貯蓄現在高と実物資産の合計も増加。
- 他方、負債現在高は、住宅ローンなどにより40~49歳までは増加傾向にあるが、50歳以降においては減少。

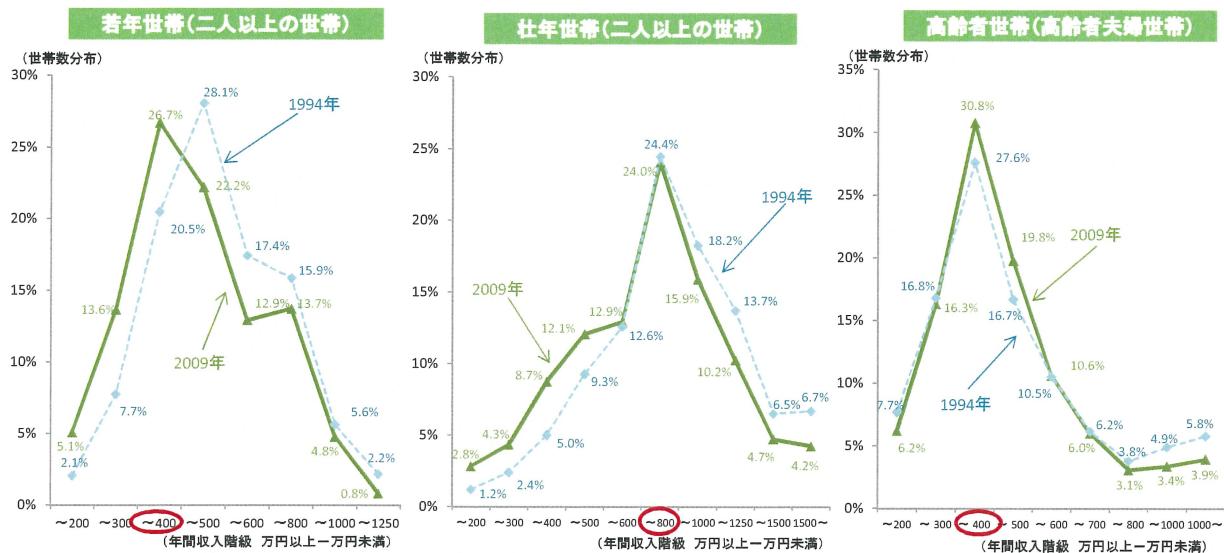


(出所)総務省「全国消費実態調査」  
(注)資産の合計は、実物資産と貯蓄現在高の合計。

## 年間収入階級別 世帯数分布(二人以上の世帯)(1994年→2009年)

資料5-3

- 若年世帯の年間収入の最頻値は400～500万円から300～400万円に変化。400万円未満の割合が増加し、400万円以上の割合が減少。
- 壮年世帯の年間収入の最頻値は600～800万円で変化なし。500万円未満の割合が増加し、800万円以上の割合が減少。
- 高齢者世帯の年間収入の最頻値は300～400万円で変化なし。300～500万円の割合が増加し、700万円以上の割合が減少。



(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注1)若年世帯は「二人以上の世帯(世帯主の年齢が30歳未満)」。

(注2)壮年世帯は「二人以上の世帯(世帯主の年齢が30～59歳)」。

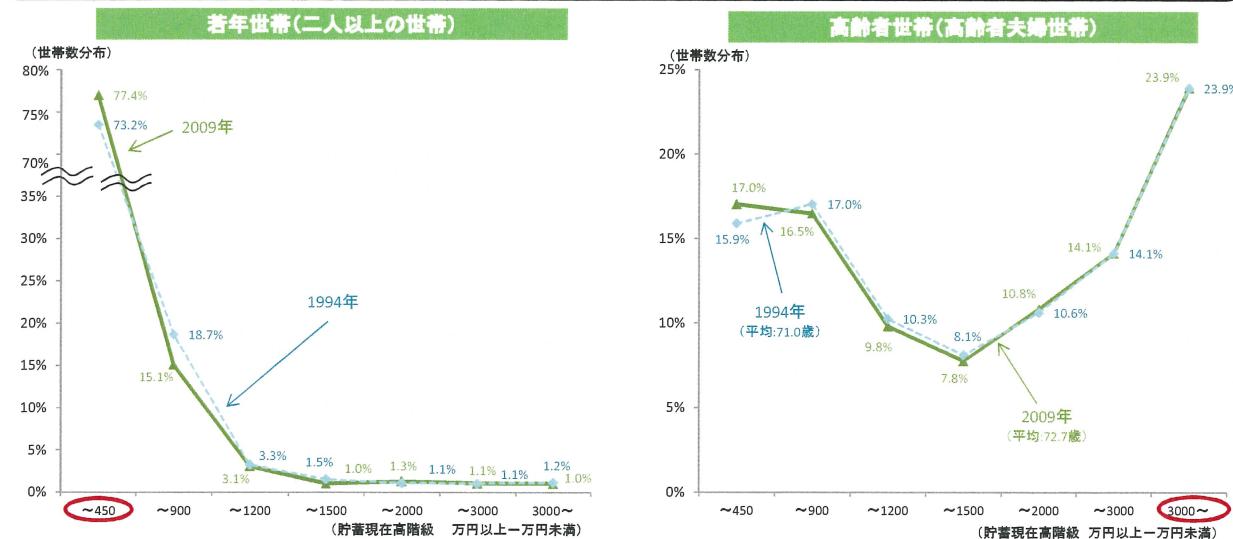
(注3)高齢者世帯は「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

(注4)若年世帯の年間収入階級1250万円以上については割合が少ないことから省略している。

## 貯蓄現在高階級別 世帯数分布(二人以上の世帯)(1994年→2009年)

資料5-4

- 若年世帯は、貯蓄現在高450万円未満の割合が最も多い。1994年と比べて、450～900万円の割合がやや減少し、450万円未満の割合がやや増加。
- 高齢者世帯は、貯蓄現在高3,000万円以上が最頻値であるが、一方で、2番目は450万円以下となっている。1994年と比べて、貯蓄現在高450万円未満の割合がやや増加。



(出所)総務省「全国消費実態調査」

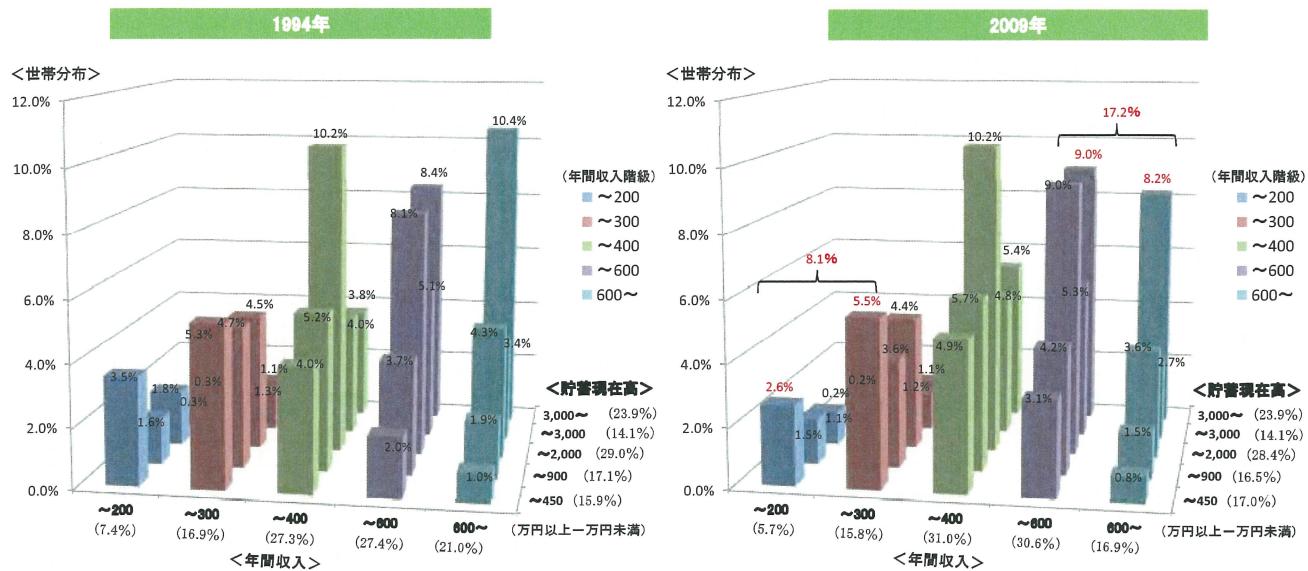
(注1)若年世帯は、「二人以上の世帯(世帯主30歳未満)」。

(注2)高齢者世帯は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

## 年間収入階級別・貯蓄現在高階級別 世帯数分布(高齢者夫婦世帯)(1994年→2009年)

資料5-5

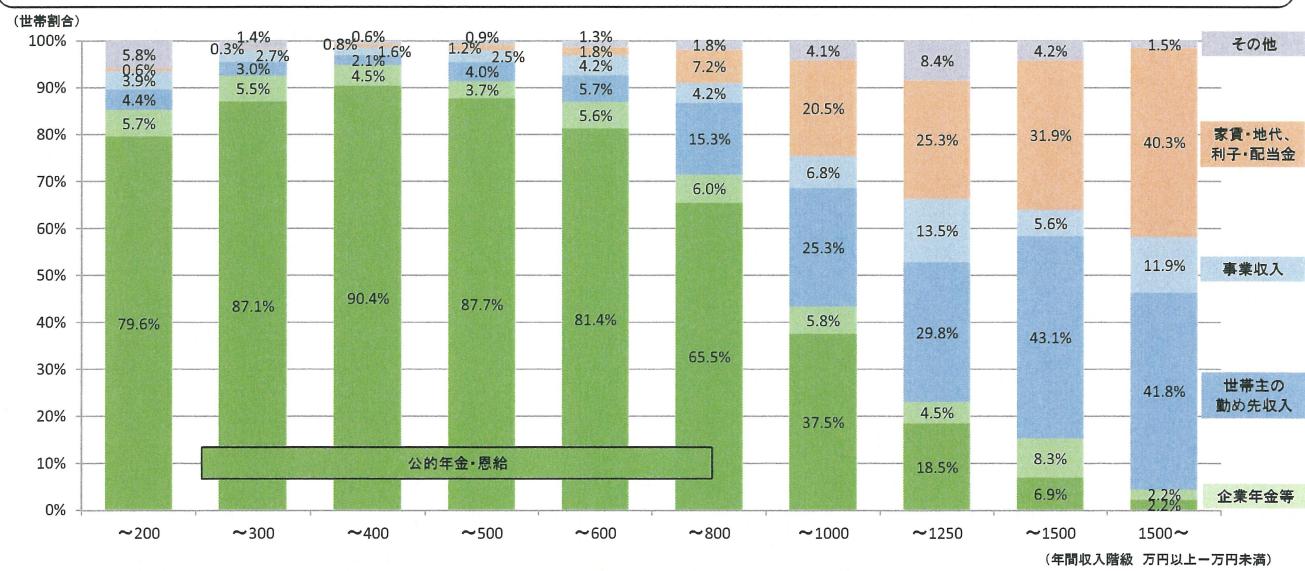
- 年間収入が多い／少ない層ほど、貯蓄現在高が多い／少ない傾向にあり、2009年においては、年間収入400万円以上かつ貯蓄現在高3,000万円以上の割合が17.2%である一方、年間収入300万円未満かつ貯蓄現在高450万円未満の割合は8.1%となっている。
- 1994年と比較すると、分布の構造に大きな変化は見られないが、貯蓄現在高450万円未満の割合が増加。



## 年間収入階級別、主な年間収入の種類別 世帯分布(高齢者夫婦世帯)(2009年)

資料5-6

- 年間収入600万円未満では「公的年金・恩給」を主な収入とする世帯が大宗を占めるが、年間収入600万円以上では、「勤め先収入」や「家賃・地代、利子・配当金」等の割合が増える。

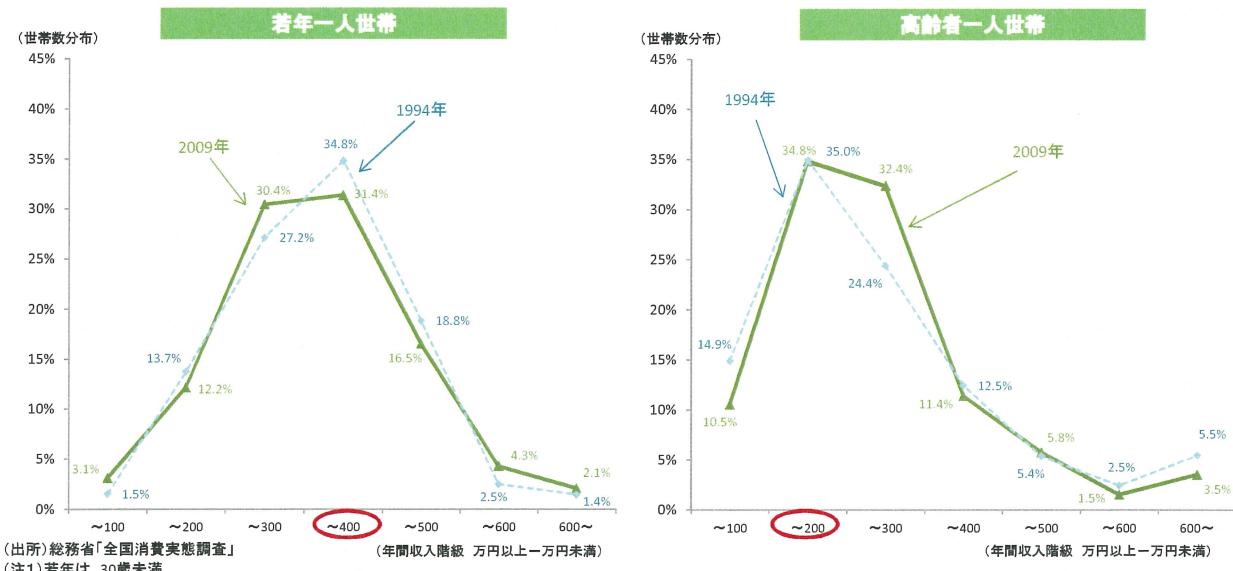


## 年間収入階級別 世帯数分布(一人世帯)(1994年→2009年)

資料5-7

○ 若年一人世帯は、1994年と比べて、年間収入の最頻値は300～400万円で変化ないが、200～300万円もこれと同程度の割合。200～300万円の割合が増加し、300～500万円の割合が減少。

○ 高齢者一人世帯は、1994年と比べて、年間収入の最頻値は100～200万円で変化ないが、200～300万円の割合が増加し、100万円未満や500万円以上の割合が減少。

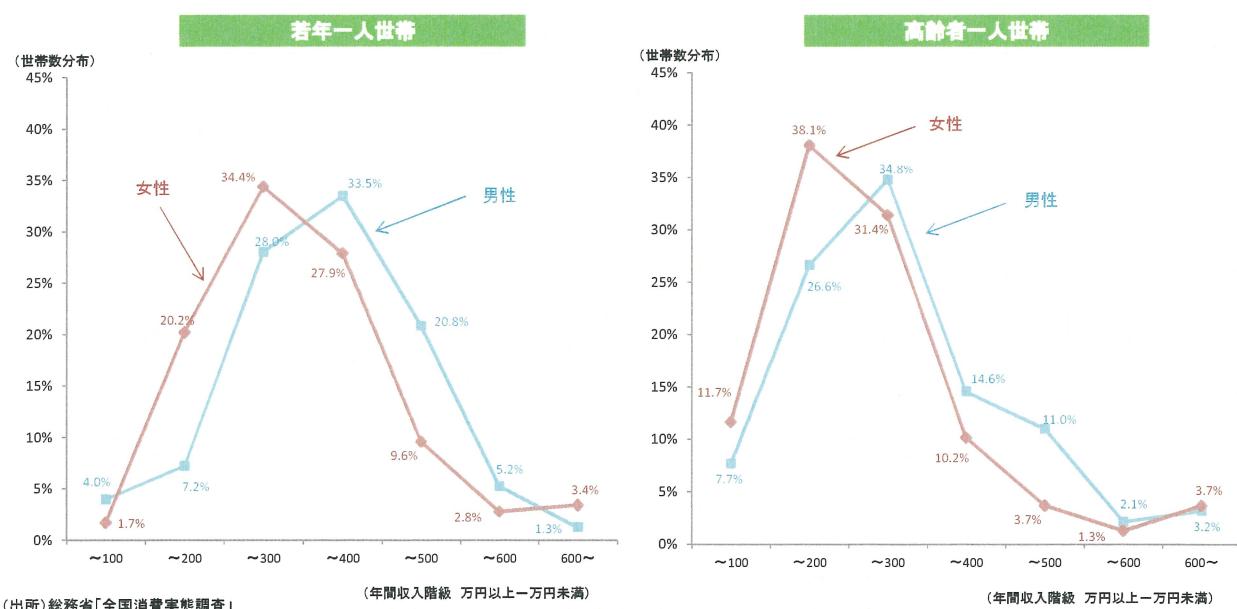


## 年間収入階級別 世帯数分布(一人世帯)(男女別)(2009年)

資料5-8

○ 若年一人世帯のうち女性は、男性と比べて、年間収入100～300万円の割合が多い。

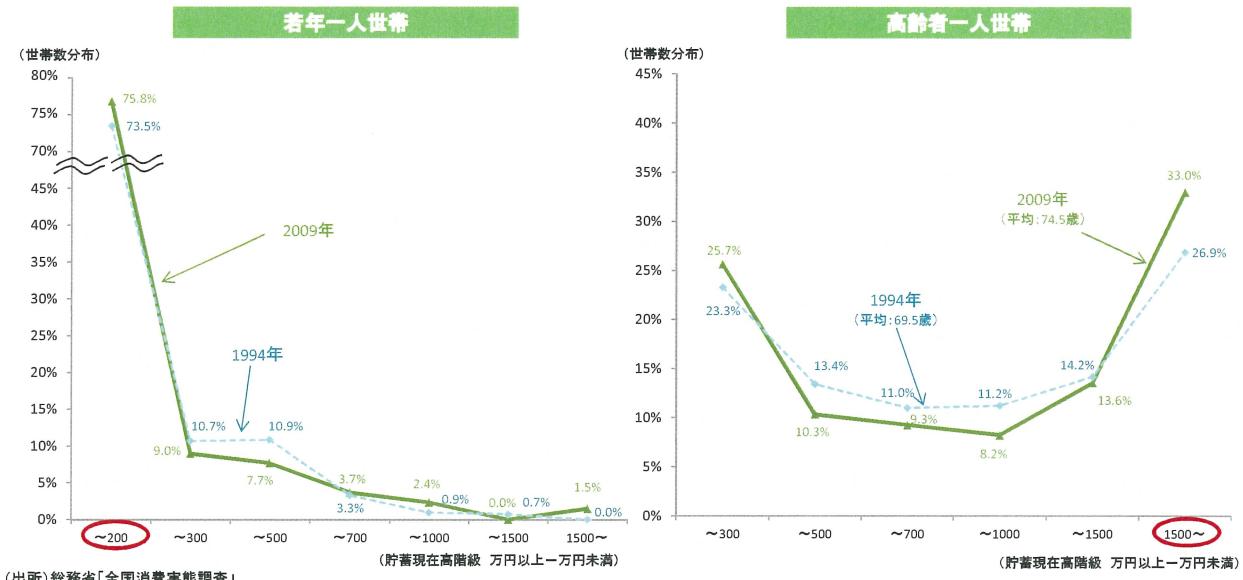
○ 高齢者一人世帯のうち女性は、男性に比べて、年間収入200万円未満の割合が多い。



## 貯蓄現在高階級別 世帯数分布(一人世帯)(1994年→2009年)

資料5-9

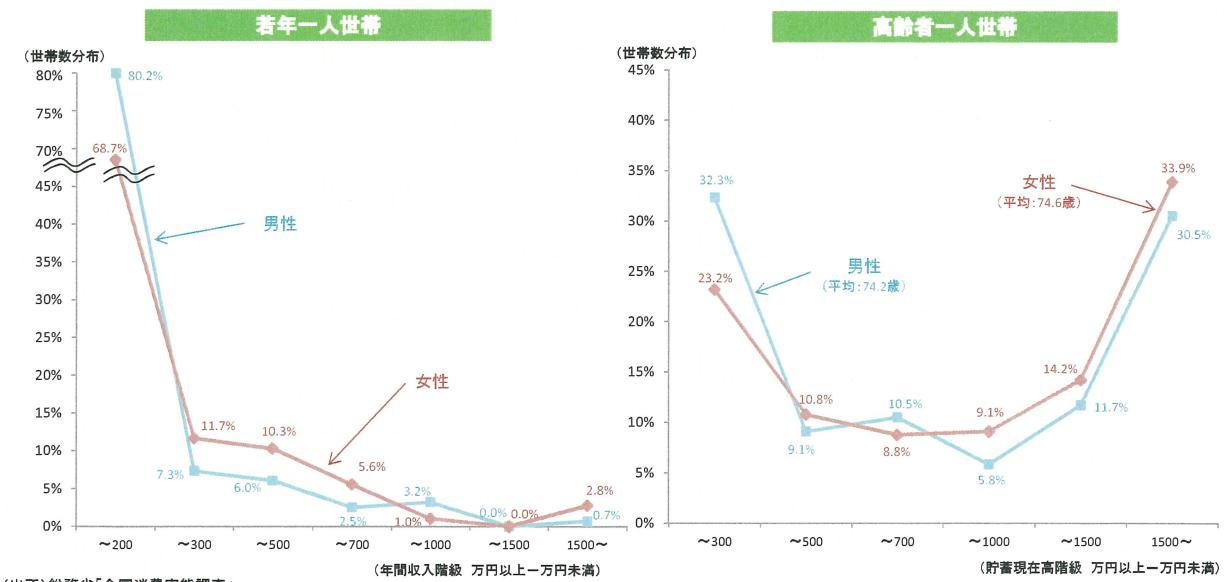
- 若年一人世帯は、貯蓄現在高200万円未満が最頻値。1994年と比べて、最頻値は200万円未満で変化ないが、その割合は増加。
- 高齢者一人世帯は、貯蓄現在高1,500万円以上が最頻値であり、2番目は300万円以下となっている。



## 貯蓄現在高階級別 世帯数分布(一人世帯)(男女別)(2009年)

資料5-10

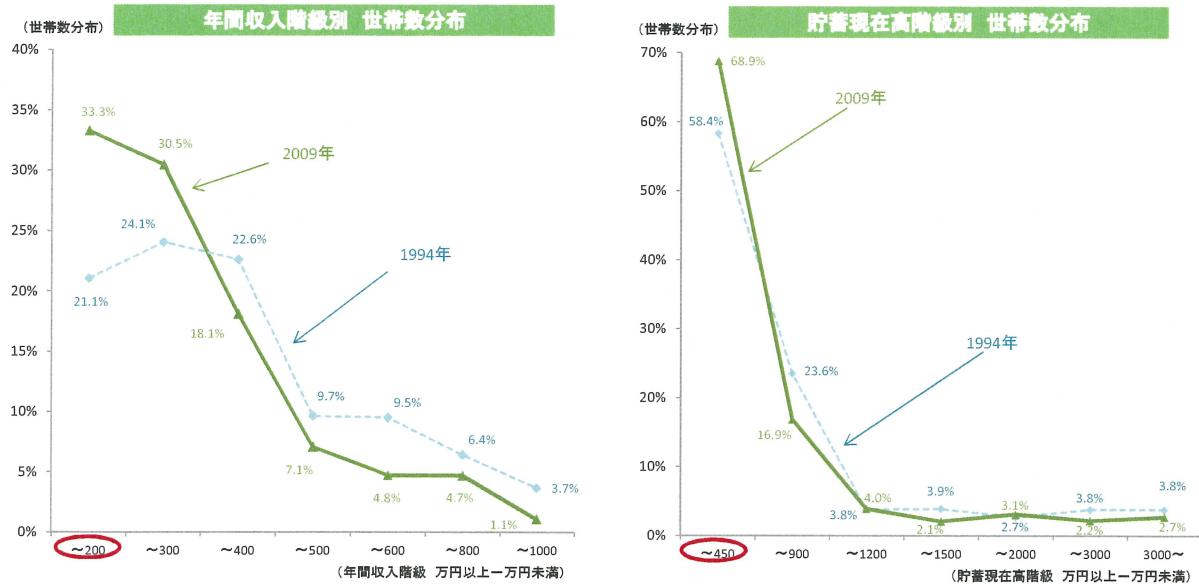
- 若年一人世帯のうち男性は、200万円未満の割合が高くなっている一方、女性は200~700万円の割合が高くなっている。
- 高齢者一人世帯のうち男性は、女性に比べて、300万円未満の割合が多い。



## 年間収入階級別 貯蓄現在高階級別 世帯数分布(ひとり親世帯)(1994年→2009年)

資料5-11

- 年間収入の最頻値は200～300万円から200万円未満に変化。300万円未満の割合が増加し、300万円以上の割合が減少。
- 貯蓄現在高の最頻値は450万円未満で変化ないが、その割合は増加。



(出所)総務省「全国消費実態調査」

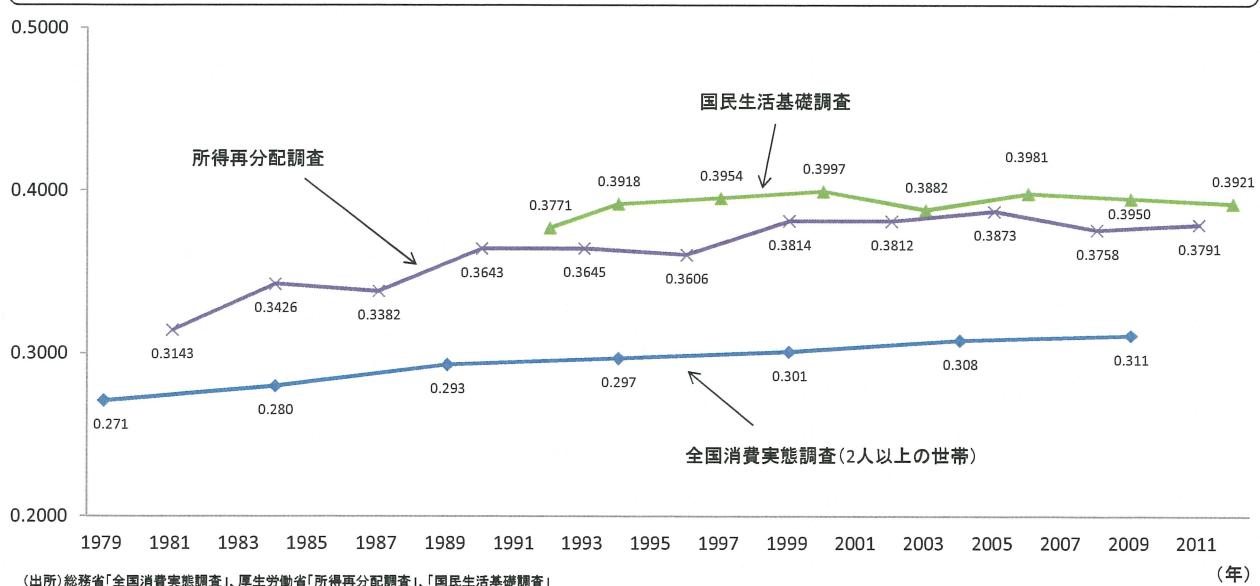
(注1)ひとり親世帯は「男親又は女親と子供の世帯のうち、長子が中学生以下又は高校生・大学生・大学院生(1994年は中学生以下又は高校生・大学生)」。

(注2)年間収入階級1000万円以上については割合が少ないとから省略している。

## 所得のジニ係数(所得再分配後)の推移

資料5-12

- 統計によってジニ係数の水準にはばらつきがあるものの、2000年前後以降、ジニ係数でみた所得格差はおおむね横ばい。



(出所)総務省「全国消費実態調査」、厚生労働省「所得再分配調査」、「国民生活基礎調査」

(注1)全国消費実態調査は、勤め先収入、営業収入、内職収入、公的年金、恩給、農林漁業収入などを含む。税金が除かれる前の所得。

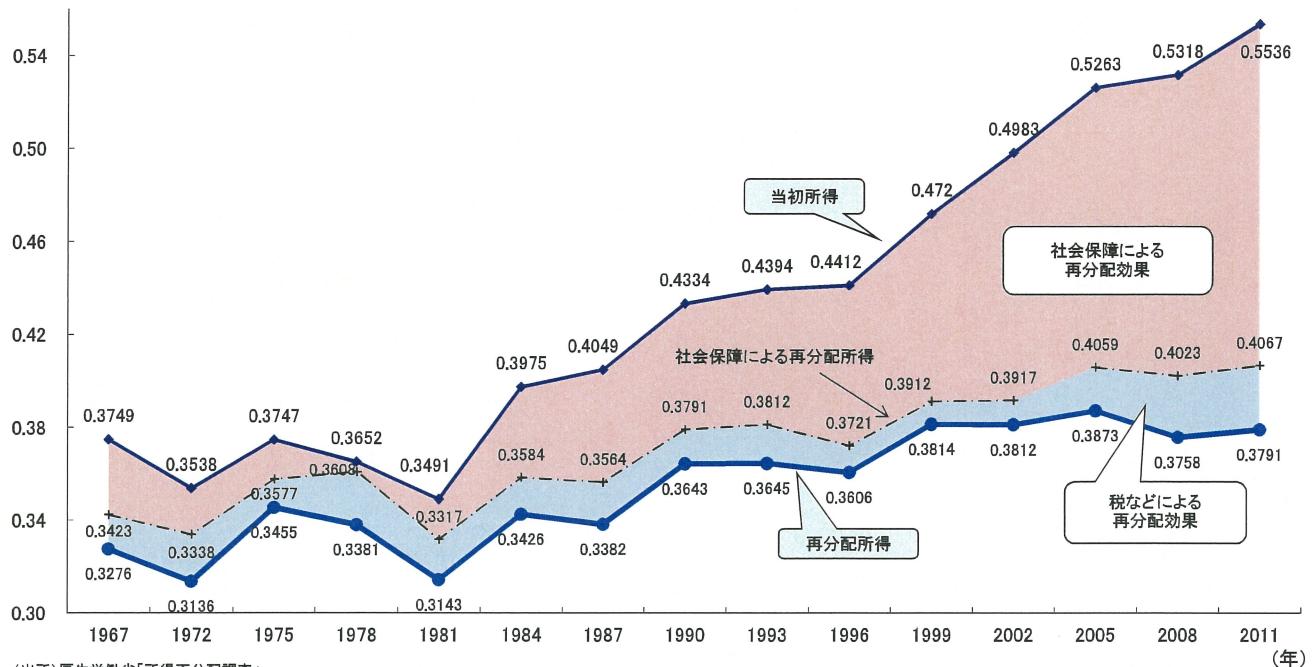
(注2)国民生活基礎調査は、各年次の1～12月の稼働所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得)、公的年金・恩給、財産所得、雇用保険、その他の社会保障給付金、仕送り、企業年金・個人年金等、その他の所得の合計額をいう。税金が除かれる前の所得。

(注3)所得再分配調査は当初所得(雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、生命保険金等の合計額)の合計額)から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現物給付を含む)を加えたものである。

## 再分配政策によるジニ係数の変化

資料5-13

- 2000年前後以降、当初所得のジニ係数は拡大傾向にある一方、再分配所得のジニ係数はおおむね横ばいとなっている。



(出所)厚生労働省「所得再分配調査」

(注1)「初期所得」は、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、室内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額であり、公的年金等社会保険給付金は含まれていない。

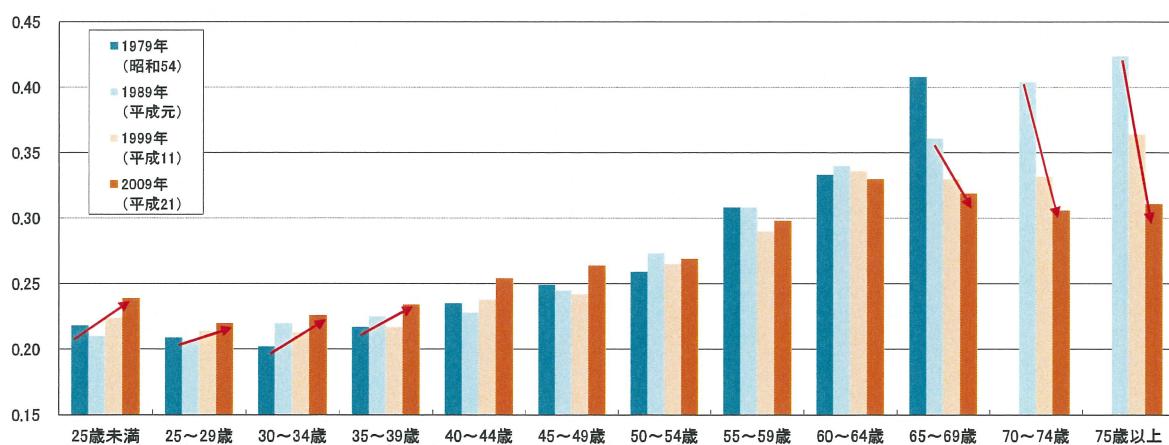
(注2)「社会保険による再分配所得」は、2002年以前は初期所得に現物給付、社会保険給付金を加え、社会保険料をひいたものであり、2005年以降は初期所得に社会保険給付金を加え、社会保険料をひいたものである。

(注3)「再分配所得」は、初期所得から税金・社会保険料を控除し、社会保険料(現金・現物)を加えたものである。

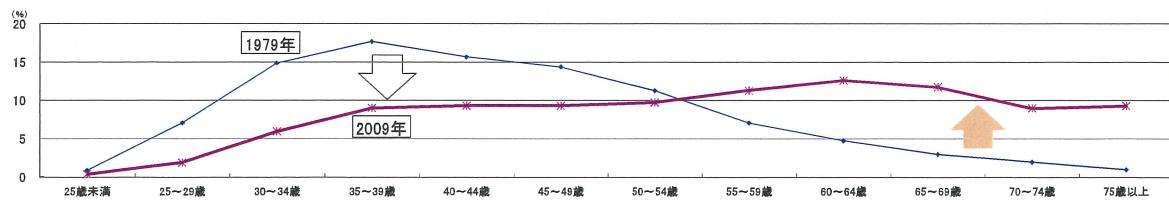
## 年齢階級別 所得のジニ係数(所得再分配後)の推移

資料5-14

- 年齢階級別にジニ係数のトレンドを見ると、若い世代において微増している一方、高齢世代においては、水準は高いものの低下傾向にある。



### (参考)世帯主の年齢階級別世帯分布



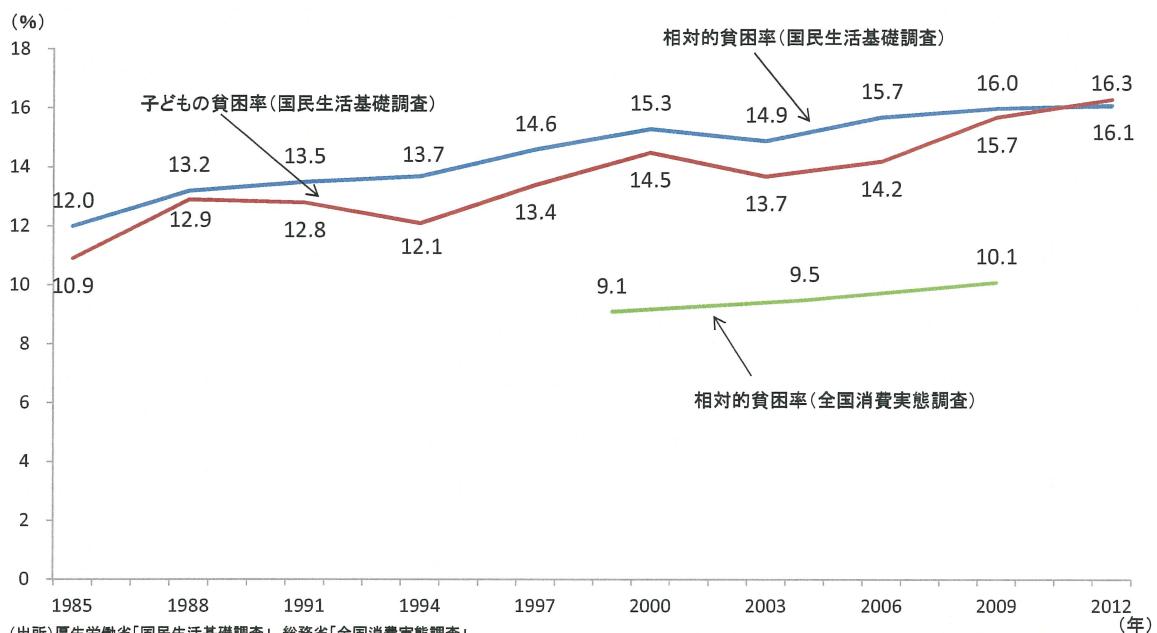
(出所)総務省「全国消費実態調査」

(注)対象が「二人以上の一般世帯・全世帯」となっており、年間収入が少ないフリーターや高齢者の単身世帯が含まれていない。また、収入には、社会保険給付が含まれている。1979年は、「65歳以上」を1つの階級として集計している。なお、世帯分布のグラフにおいては、逐次減少していくものと仮定している。

## 相対的貧困率の推移

資料5-15

- 相対的貧困率は長期的な傾向としてはおむね緩やかに上昇している。



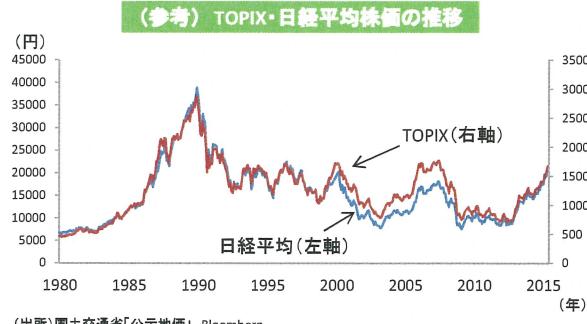
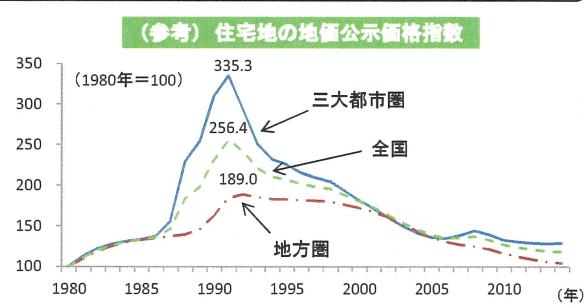
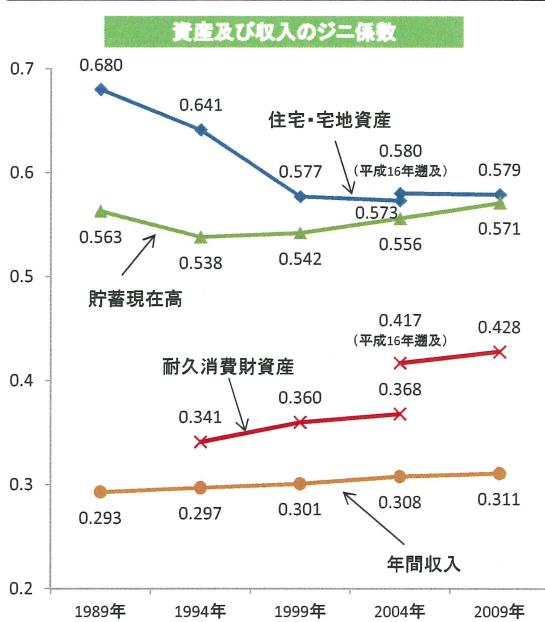
(出所)厚生労働省「国民生活基礎調査」、総務省「全国消費実態調査」

(注)「相対的貧困率」とは、貧困線に満たない世帯員の割合をいう。「貧困線」とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいう。「子どもの貧困率」とは、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合をいう。

## 資産のジニ係数の推移

資料5-16

- 資産のジニ係数は、所得(収入)のジニ係数より高く、資産格差は所得格差より大きい。
- 住宅・宅地資産のジニ係数は1989年以降低下傾向にある。一方、貯蓄残高のジニ係数は漸増している。



(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の一般世帯—全世帯)

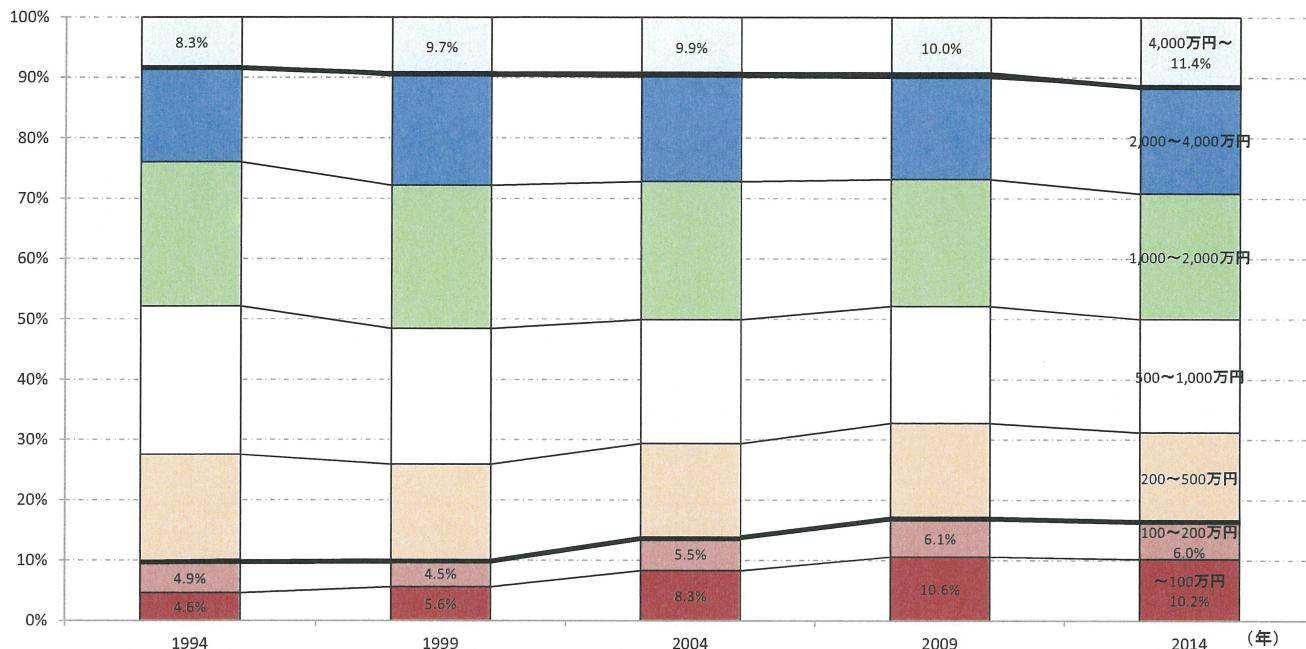
(出所)国土交通省「公示地価」、Bloomberg

## 貯蓄現在高階級別の世帯割合の推移(二人以上の世帯)

資料5-17

- 貯蓄現在高が200万円未満の世帯割合は、1994年以降、増加傾向(ただし、足下では減少)。
- また、4,000万円超の世帯割合も増加傾向にあり、ばらつきが拡大している。

(世帯構成割合)



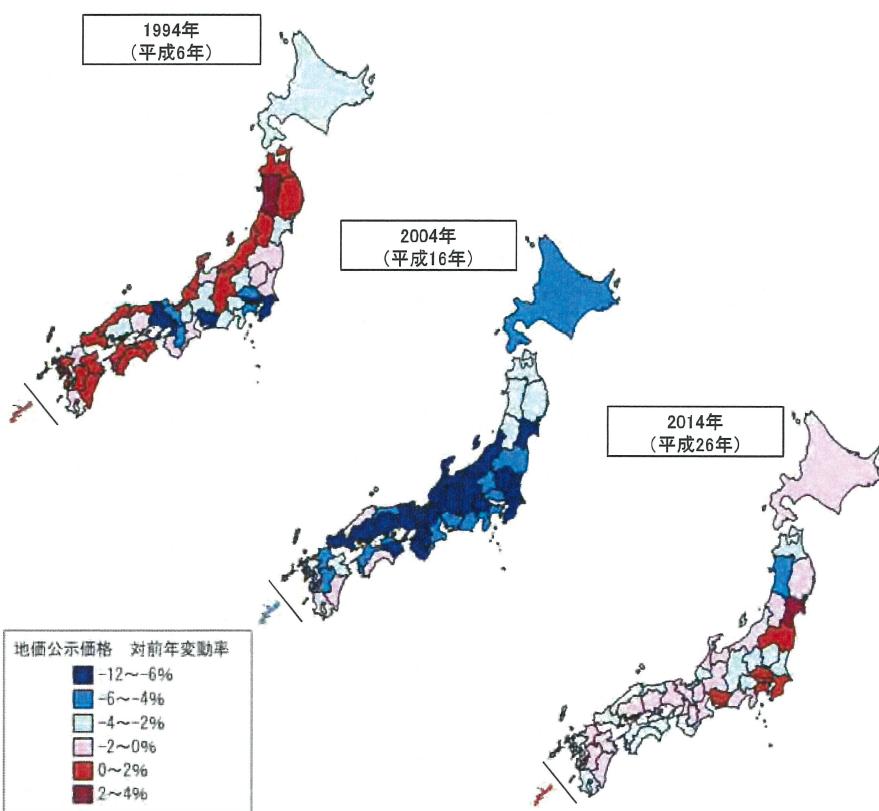
(出所)1994年、1999年は総務省「貯蓄動向調査」、2004年、2009年、2014年は総務省「家計調査」

(注1)「家計調査」は年平均値、「家計調査」の前身である「貯蓄動向調査」は年末値。

(注2)貯蓄現在高階級は、「円以上一万円未満」。

## 都道府県別 地価公示価格対前年変動率(住宅地)

資料5-18

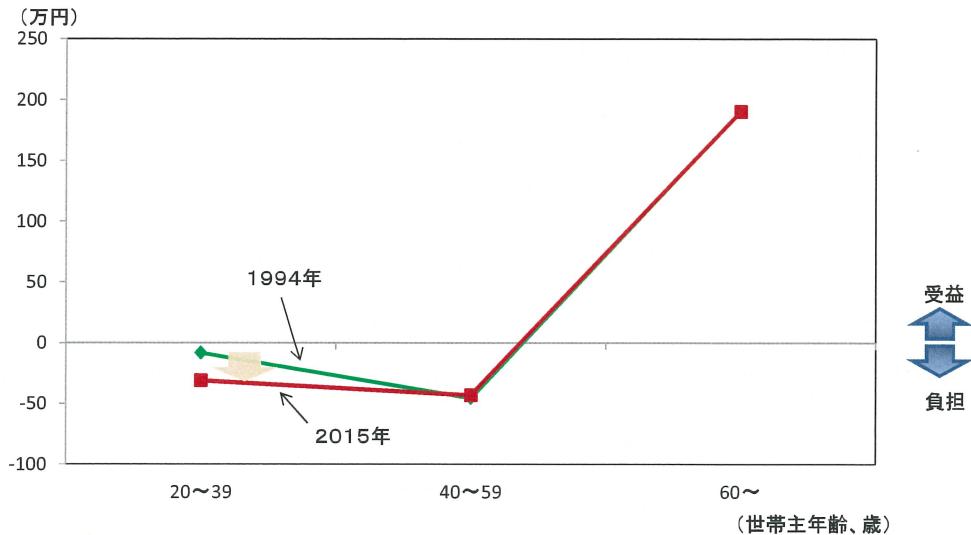


(出所)国土交通省公表資料

## 年齢階層別のネット受益・負担の変化(1994年→2015年)

資料5-19

- 過去約20年間におけるネットの受益・負担額の変化をみると、子供数の減少による受益減もあって若年のネット負担が上昇。一方、高齢世代のネット受益は変化なし。



(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)

(注1)総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。

(注2)1994年に実施された総額5.5兆円規模の所得税・住民税の特別減税の影響を除いている。

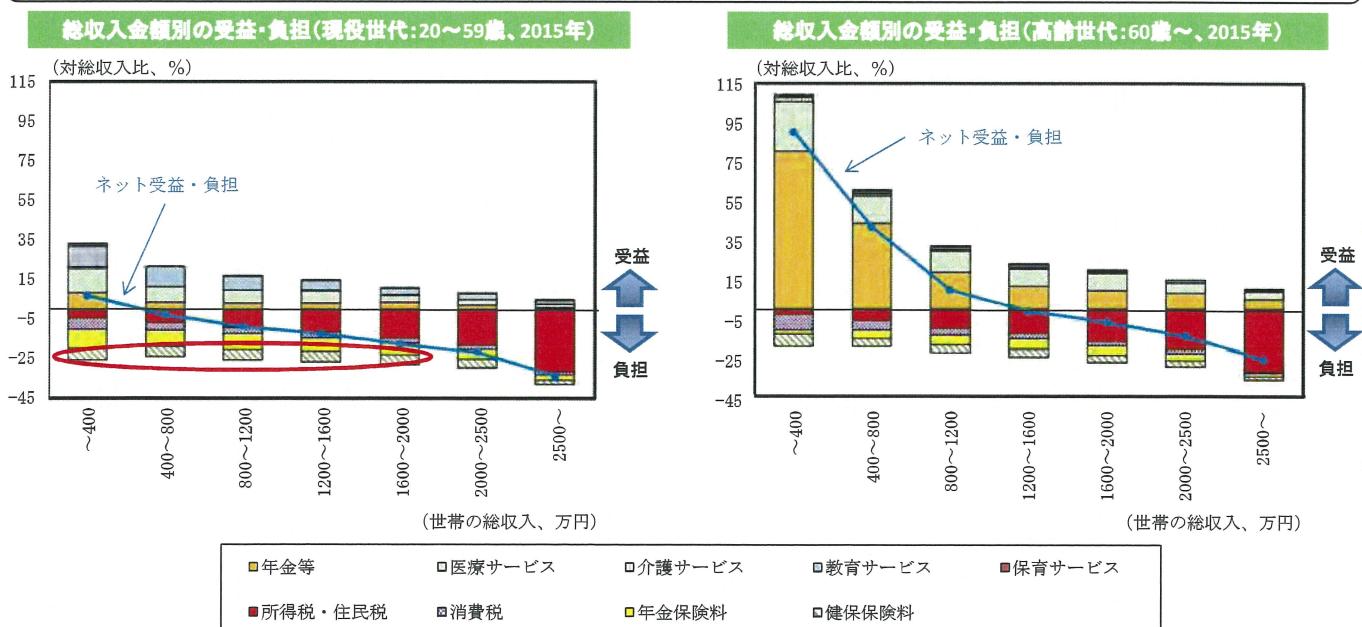
(注3)国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。

## 収入階層別にみた受益・負担構造

資料5-20

- 現役世代の負担面を見ると、社会保険料等の負担により、総収入2,000万円以下の世帯においては、税・社会保険料全体の負担は総収入にかかわらず概ね同程度。受益面を見ると、低中所得者層の受益が相対的に多い。高齢世代の負担面を見ると、年金保険料の負担が少なく、受益面を見ると、年金等の受益が多い。

- ネット受益・負担を見ると、現役世代では、収入約400万円以下の世帯で、若干のネット受益超。高齢世代では、収入約1,200万円以下の世帯で、ネット受益超。



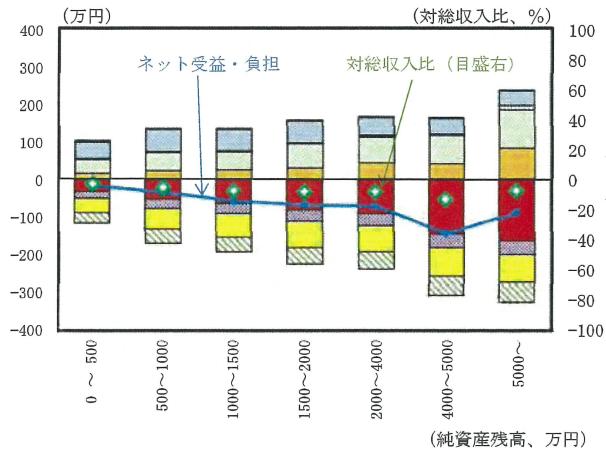
(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)

(注1)総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。

(注2)国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。

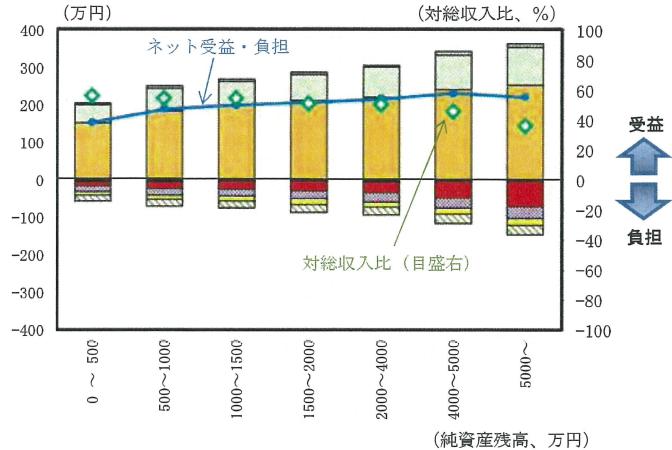
- 金融資産保有残高別にみると、現役世代ではネット負担超。
- 他方、高齢世代ではネット受益超で、資産残高が高い方が年金等の受益が大きく、ネット受益超が大きい傾向。

金融資産残高別の受益と負担(現役世代:20~59歳、2015年)



総収入  
平均値 (478万円) (670万円) (751万円) (852万円) (897万円) (1,066万円) (1,144万円)

金融資産残高別の受益と負担(高齢世代:60歳~、2015年)



総収入  
平均値 (275万円) (345万円) (365万円) (406万円) (432万円) (508万円) (612万円)

■年金等	□医療サービス	□介護サービス	□教育サービス	■保育サービス
■所得税・住民税	□消費税	□年金保険料	□健保保険料	◆ネット受益(総収入比)

(出所) 内閣府「税・社会保障を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)

(注1) 総収入は、給与収入のほか、年金収入、事業収入、不動産収入等を含む。年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。

(注2) 国民年金保険および国民健康保険における低所得者等に対する軽減措置を織り込んでいないことに留意が必要。

(注3) 保有資産は、金融資産(貯蓄)から借入金等(住宅ローンを除く)を控除したネットベース。

## II. 有識者からのヒアリングの概要

小塩隆士・一橋大学経済研究所教授

『所得格差・貧困・再分配政策』(2015年7月17日)

### 1. 最近の所得格差・貧困の動き

- ジニ係数（再分配所得ベース）は、2000年以降、明確な拡大傾向を見せていないが、少なくともアベノミクスが登場するまでは日本の世帯はおしなべて貧乏になっており、「貧困」リスクが高まっている。<資料A-1>
- 相対的貧困率は、緩やかな上昇傾向にある。世帯タイプ別により貧困の状況は大きく異なり、高齢女性単独世帯やひとり親世帯の相対的貧困率が高い。
- 貧困は所得面だけでは十分把握できず、国民年金などセーフティ・ネットに入っていないという点での貧困も無視できない（所得のほかに、教育、セーフティ・ネット、健康の4つの次元における貧困を見る多元的貧困の考え方）。

### 2. 現行の再分配政策の問題点

- 現行の再分配政策は、そのかなりの部分が年金、高齢者医療、介護など、年齢階層間の所得移転であり、それ以外の再分配は小規模。そのため、「子供の貧困」、「高齢者の貧困」を中心に、貧困問題が十分に解消されない。<資料A-2>
- 国民健康保険・国民年金の保険料はむしろ逆進的であり、非正規雇用労働者を中心として、低所得層が十分支援されず、セーフティ・ネットから排除されやすい状況。<資料A-3>

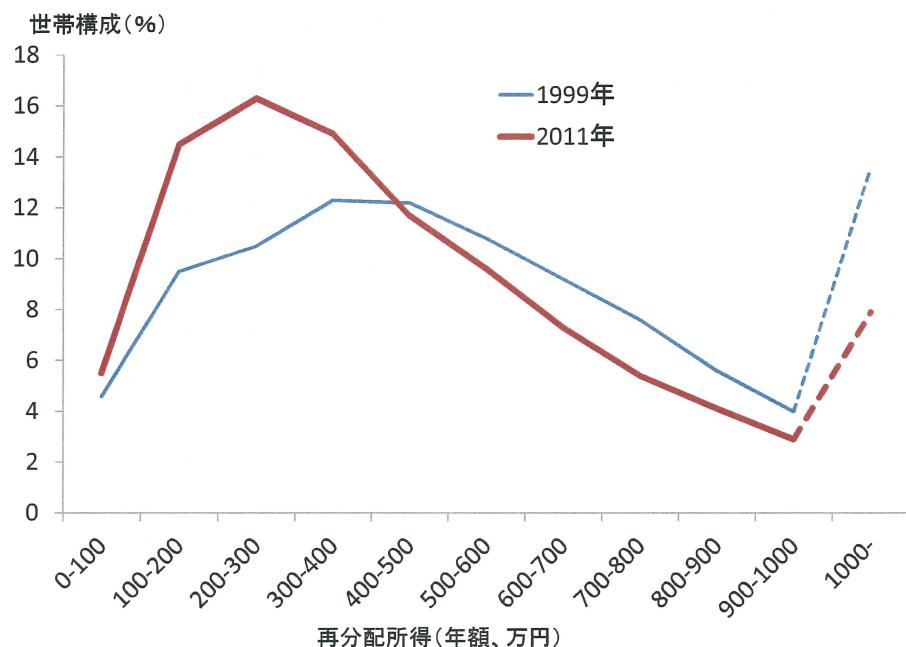
### 3. 再分配政策をどう見直すか

- 年齢という軸による現行の再分配政策は、不公平で非効率的。目指すべき制度として、「困っている人を困っていない人が助ける」仕組みにしていくべき。<資料A-4>
- その際、「世代間公平」の視点は極めて重要だが、現役・高齢層それぞれの多様性に十分配慮すべき。困っている人、困っていない人の線引きに当たっては、フローの所得が最大の注目点であるが、最終的にはストックにも注目すべき。
- 今後、社会保障負担の増加が必至な中で、税制面からの支援がないと、低所得層がセーフティ・ネットから排除されるリスクが一段と高まるところから、税・社会保障改革の連携が必要。
- 働き手が減り、養われる者が増えつつあることの生物学的帰結として、国民純貯蓄（民間貯蓄+政府貯蓄-固定資本減耗）は、ゼロからマイナスに向かっている。「困っていない人」を助ける余裕はほとんどなくなり、限られた財源を「困っている人」に限定的・集中的に配分する仕組みに改める必要。同時に、働き手を増やし、社会全体の扶養力を高めて、生物学的制約を克服する工夫が必要（若年世帯による出産・子育ての支援、女性・高齢層の労働供給の促進が重要）。

## 所得分布の比較(再分配所得ベース)

資料A-1

- 日本の所得分布は、重心が左にシフトし、尖り度を高めている。

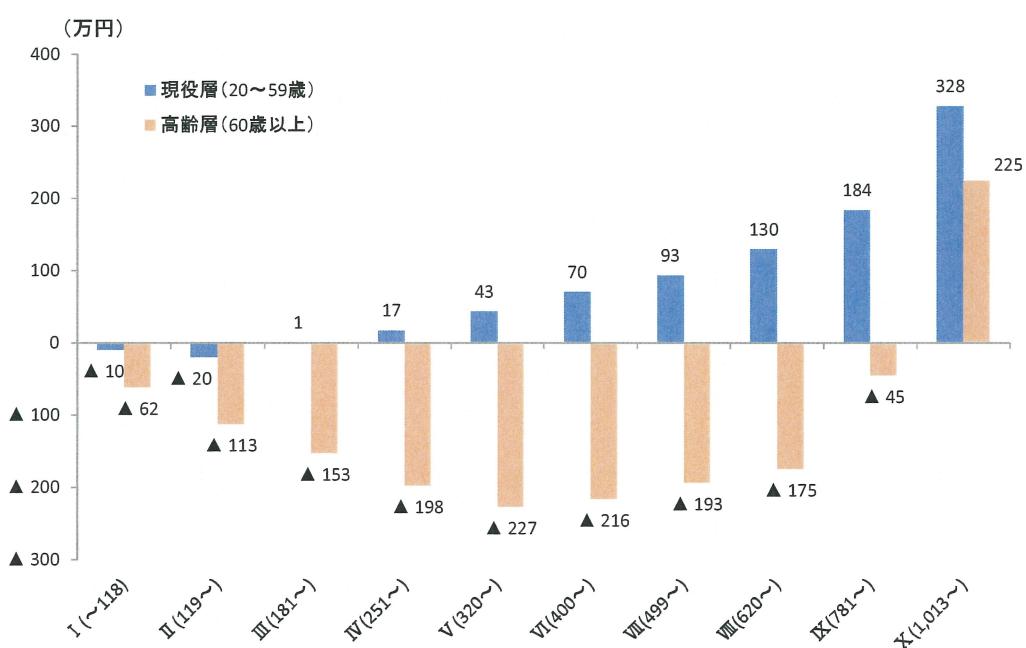


(出所)小塙隆士・一橋大学経済研究所教授 説明資料「所得格差・貧困・再分配政策」(平成27年7月17日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「所得再分配調査」(2011年)

## 所得階級別に見た税・社会保障の純受益・負担

資料A-2

- 高齢層は、現役層と同じ額の所得を得ていても純受取となっている。

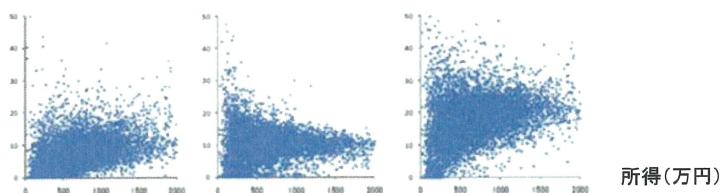


(出所)小塙隆士・一橋大学経済研究所教授 説明資料「所得格差・貧困・再分配政策」(平成27年7月17日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2013年)より作成  
(注)所得階級は総所得(=当初所得+公的年金)、「現役層」は世帯主が59歳以下のいる世帯を除いたもの、「高齢層」は世帯主が60歳以上の世帯。

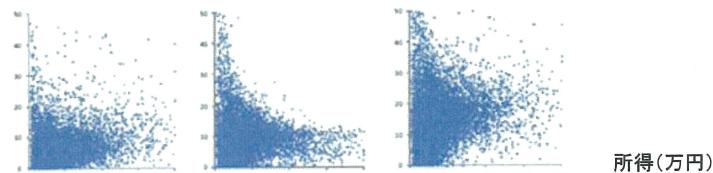
- 世帯主が正規労働者以外の世帯では、社会保険料は逆進的になっている。

税                    社会保険料                    税+社会保険料

(1)世帯主が正規雇用者の世帯(負担／世帯所得、%)



(2)世帯主が正規雇用者以外の世帯(負担／世帯所得、%)



(出所)小塩隆士・一橋大学経済研究所教授 説明資料「所得格差・貧困・再分配政策」(平成27年7月17日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)小塩隆士「効率と公平を問う」(2012年)、日本評論社。厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007年)より作成。

#### 再分配政策の見直しの基本方針

- 再分配政策の見直しの基本方針は、「困っている人を困っていない人が助ける」仕組みにすること。

#### 現行制度

若年層	高齢層
困って いない人	困って いない人
困って いる人	困って いる人

不公平でしかも非効率

#### 目指すべき制度

若年層	高齢層
困って いない人	困って いない人
困って いる人	困って いる人

(出所)小塩隆士・一橋大学経済研究所教授 説明資料「所得格差・貧困・再分配政策」(平成27年7月17日政府税制調査会総会)より作成

白波瀬佐和子・東京大学大学院人文社会系研究科教授

『少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様

—二つの世代間移転—』(2015年7月31日)

## 1. 日本における再分配の特徴

- 1999年以降、再分配効果（所得再分配によるジニ係数の改善度）は向上。他方、世帯主の年齢階層別に再分配効果を見てみると、再分配効果は高齢層に偏っており、これは、年金など、高齢層に偏る社会的移転と密接に関係している。<資料B-1、2>
- 高齢層における再分配効果は、1986年と比較して高まっているほか、一人暮らし世帯の貧困率は、1980年代半ば以降低下しており、その要因としては、社会保障制度の充実が考えられる。

## 2. 資産の世代間継承等

- 高齢層が社会的移転によって支えられているのに対し、若年層は私的移転（仕送り）によって支えられており、子への経済的支援は親の経済状況によって規定される傾向にある。<資料B-3>
- 親の子どもへの遺産継承意欲は高いが、資産の世代間継承は少ない子供に集中する傾向があり、親から資産を受け継いだ経験が子への資産継承を促している。

## 3. 親や子との同居と貧困回避

- 母子家庭や高齢者の経済的困難は、親や子との同居という多世代同居によって回避されてきた。しかし、高齢者のいる世帯構造は大きく変化し、三世代世帯ではなく、一人暮らしあるいは夫婦のみ世帯が過半数となるなど、今後は、同様の機能を世帯／家族に求めることは難しい。

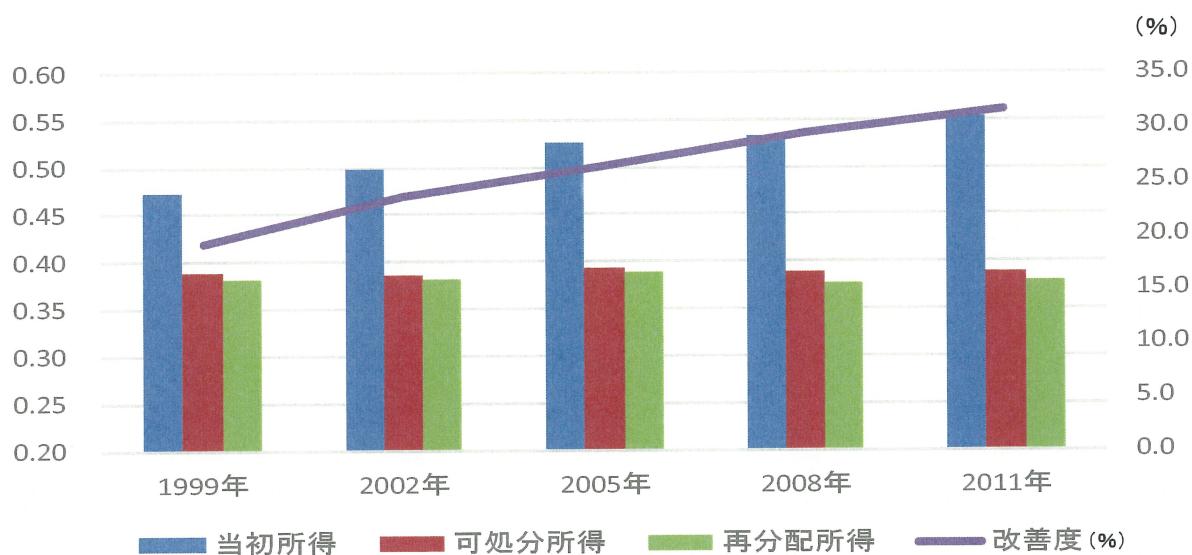
## 4. 社会的リスクの分かち合い

- 社会的移転を通した世代間関係に関連して、生まれた時代の社会経済的状況が、「たまたまのリスク」として、個々人のライフコース（生き方）に関与する。生まれた時の時代状況（時代効果、コーホート効果）は、個人の裁量を超えたリスクと位置付けられることから、世代を超えて分散することが望ましく、若年・壮年層への再分配を強化すべき。
- 親子で代表される私的移転に関連して、親の経済力は子どもにとっての「たまたまのリスク」として、個々人の将来に影響を及ぼす。親の財力もまた、個人の力量を超えたリスクとして、リスク分散することが求められ、同世代内での再分配を強化すべき。

## 所得再分配によるジニ係数の変化

資料B-1

- 再分配効果(所得再分配によるジニ係数の改善度)は向上している。

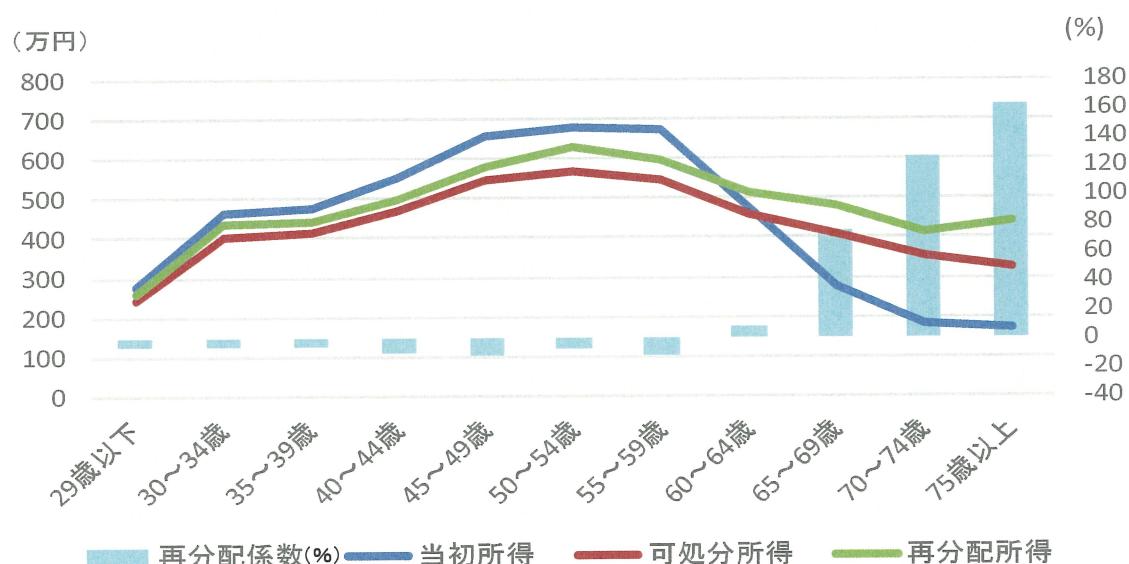


(出所)白波瀬佐和子・東京大学大学院人文社会系研究科教授 説明資料「少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様—二つの世代間移転—」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「平成23年度所得再分配調査 報告書」図3(p.6)より作成

## 世帯主の年齢階層別 所得再分配状況

資料B-2

- 再分配効果は、高齢層に偏る傾向にある。

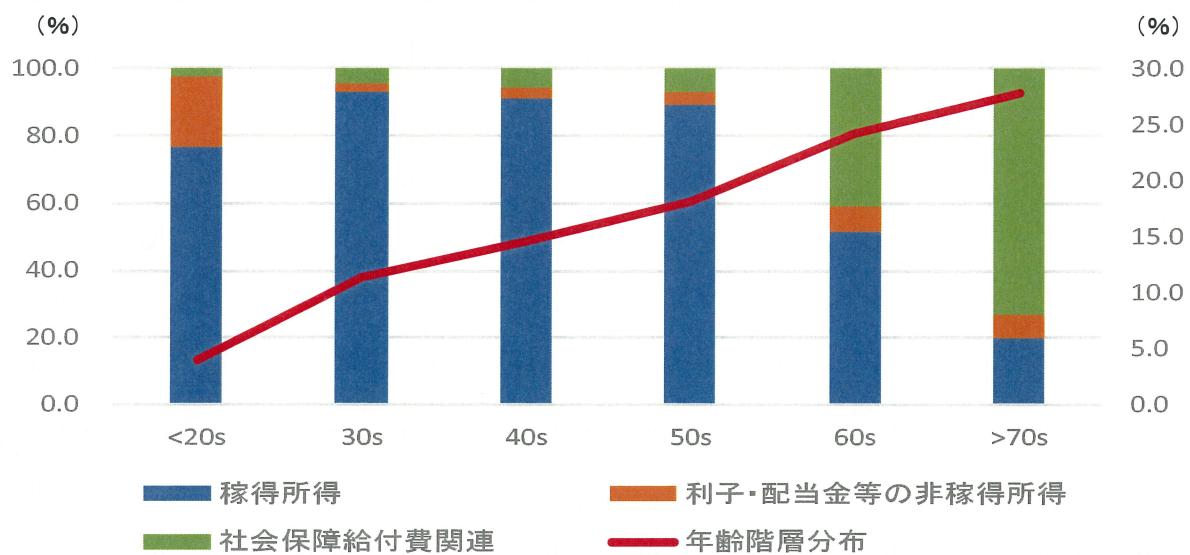


(出所)白波瀬佐和子・東京大学大学院人文社会系研究科教授 説明資料「少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様—二つの世代間移転—」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「平成23年度所得再分配調査 報告書」表5(p.10)より作成  
(注)再分配係数=(再分配所得-初期所得)/初期所得

## 世帯主年齢別 所得構造

資料B-3

- 若年層は私的移転(仕送り)、高齢層は社会的移転によって支えられている。



(出所)白波瀬佐和子・東京大学大学院人文社会系研究科教授 説明資料「少子高齢社会における世帯・家族と再分配のあり様—二つの世代間移転—」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「国民生活基礎調査」(2010年)、白波瀬佐和子・竹内俊子「国民生活基礎調査 基礎集計結果」(2013年)より

## 1. 現行の日本の社会保障制度の特徴

- 現行の日本の社会保障制度が抱って立つ前提として、近代家族（標準家族）による包摂があり、近代家族が成り立つためには、①誰でもフルタイムで働けば扶養可能収入を得られる、②誰でも、結婚して家族がもて、離婚しない、という前提条件がある。  
※ 近代家族とは、夫は主に仕事（正規雇用など十分な収入）、妻は主に家事・育児を行い、豊かな生活を目指す家族のこと。
- 日本の社会保障制度の基本的特徴は、近代家族を形成でき、制度の内側に入れれば低リスクであるが、近代家族を形成できず、制度の外に出れば高リスク。

## 2. 二つの前提条件の崩壊

- この近代家族の二つの前提条件は、1990年代頃までは当てはまったが、1990年代後半以降は揺らいでいる。具体的には、ワーキング・プアの出現（フルタイム職の絶対数が減少する中、非正規雇用労働者の増加など）や、望んでも標準的なライフコースを取れない人の増加（若年男性の経済力低下等による未婚化など）により、二つの前提条件が崩壊してきている。<資料C-1、2、3>
- 仕事や家族のあり方が根本的に変化し、これに制度が対応できていないため、近代家族に包摂される若者（近代家族を形成・維持できる人。リスクから守られる人）とそうでない若者（家族がない、家族に低収入者しかいない、将来家族がいなくなるなど、近代家族を形成・維持できない人。リスクに晒される人）への社会的分断が進行し、以下の三つの階層への分化が進む。今後、①から②、②から③となる者が増えるとともに、年次進行で、中年、高齢者へと広がっていく。
  - ① 近代家族を形成・維持できる若者
  - ② 低収入だが頼る（パラサイトできる）家族がいる若者（親同居未婚者、親同居離別者など）
  - ③ まともな生活が不可能な若者（アンダークラス）

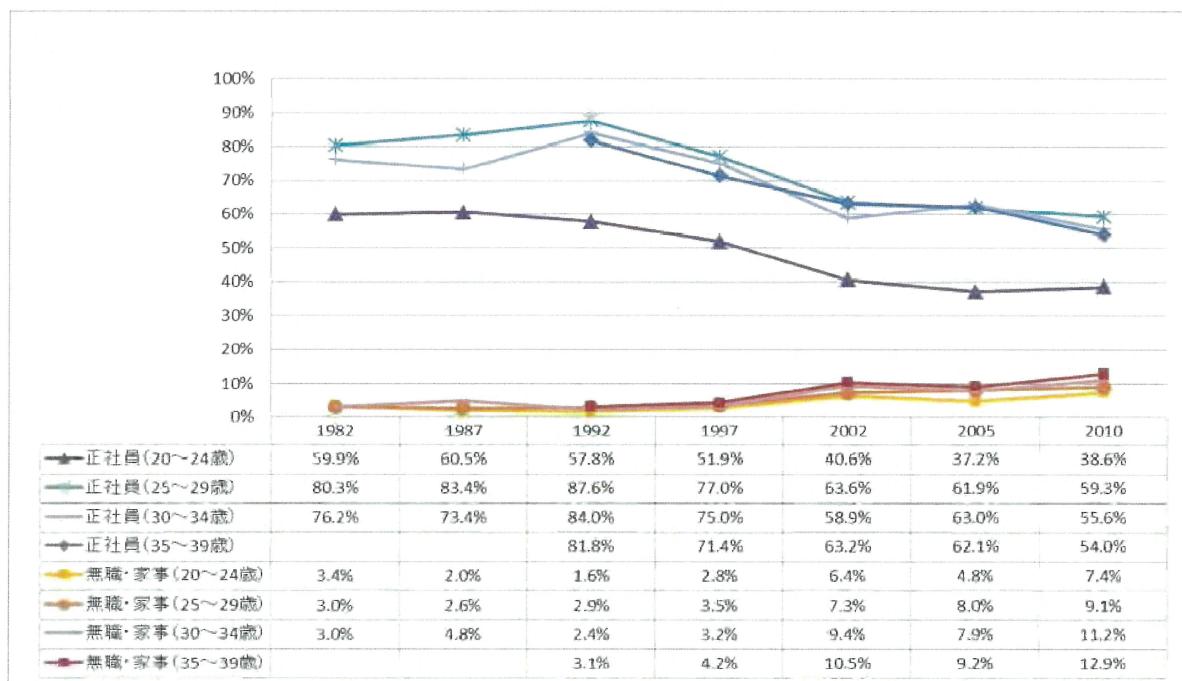
## 3. 「家族格差時代」の社会政策の課題

- こうした「家族格差時代」においては、以下の二つの対策が必要。
  - 近代家族を作りやすくするため、結婚して子どもを作りやすくする環境作りや、フルタイムで働けば子どもを育てながら暮らせる仕事の確保
  - 近代家族を作れなくても、安心して生活できるようにするために、近代家族からこぼれた人に対する基本的生活保障、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の格差是正、近代家族ではない新しい連帯の生活形態の支援

## 未婚者の正社員率・無職率(男性)

資料C-1

- 男女とも未婚の非正規雇用者が増大している。

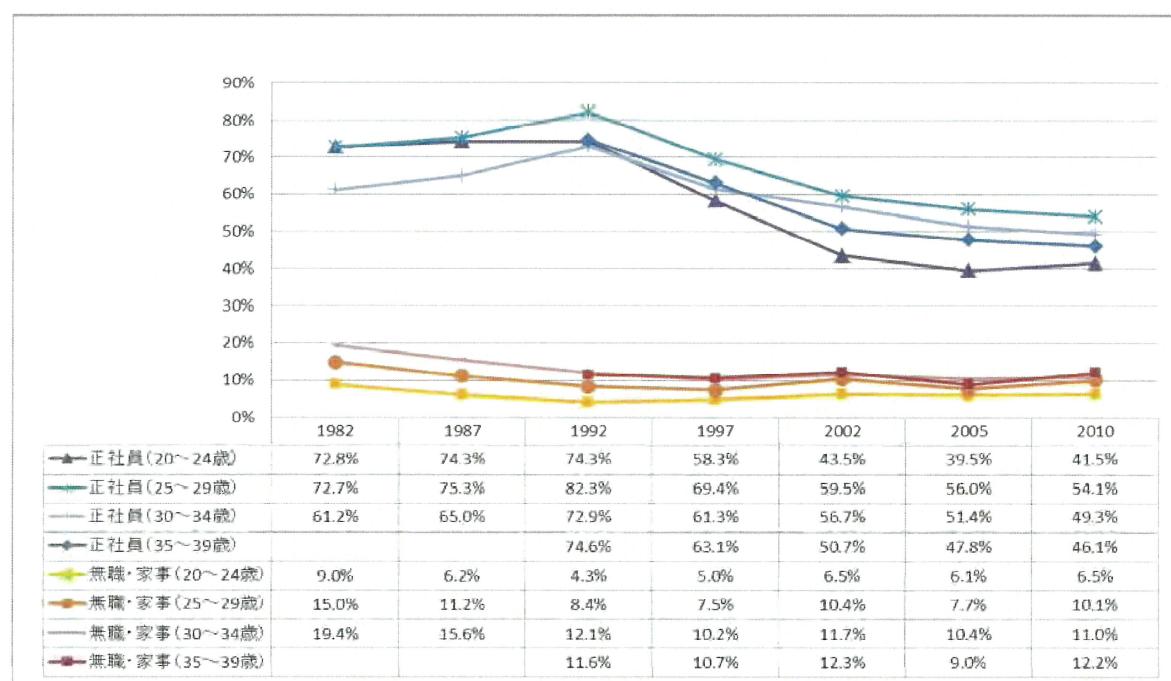


(出所)山田昌弘・中央大学文学部教授 説明資料「家族格差社会」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向調査」

## 未婚者の正社員率・無職率(女性)

資料C-2

- 男女とも未婚の非正規雇用者が増大している。

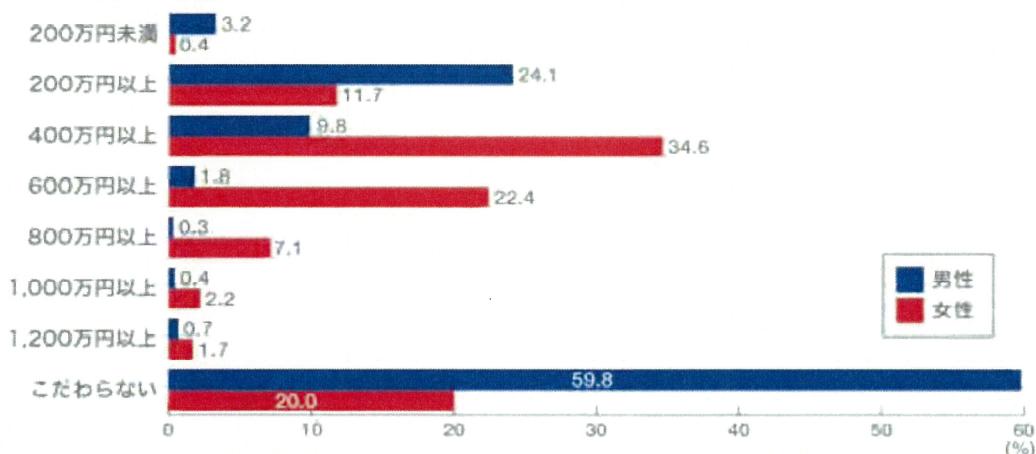


(出所)山田昌弘・中央大学文学部教授 説明資料「家族格差社会」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)国立社会保障・人口問題研究所「出生動向調査」

## 結婚相手に望む年収と現実の未婚男性の年収の比較

資料C-3

### 結婚相手に望む年収



### 現実の未婚男性の年収



(出所)山田昌弘・中央大学文学部教授 説明資料「家族格差社会」(平成27年7月31日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)明治安田生活福祉研究所・「生活福祉研究」号。データは2009年の「結婚に関する調査」(全国ネット20~39歳、4120名の未婚者が回答)

齊藤徹・(株)電通総研研究主幹

『高齢者のライフスタイルと消費・働き方』(2015年8月20日)

## 1. 近年の高齢者の変化

- 近年の高齢者においては、①運動能力が向上、②好奇心が多様化し、多様な趣味を持つ高齢者が増加、③パソコンを中心としたデジタルシニアの増加、④働き続ける高齢者が増加、という変化が見られる。
- 60代前半男女の約6割、60代後半男女の約5割が働きたいと考え、60代前半は「家計・生計のため」、「自由に使えるお金を得るために」などを働きたい理由として挙げる者が多く、60代後半では、「健康維持」や「元気なうちは働くのが当たり前」、「社会や人とのつながりが実感できる」が増加。<資料D-1>

## 2. 高齢者の所得・資産の特徴

- 平均値ベースで他世代と比較すれば、高齢者は比較的裕福であるが、高齢者世帯層内で見ると、所得・資産ともに大きな格差が存在。
- 世帯主が65歳以上の2人以上世帯の年間収入は、250～500万円層が全体の約半数を占める一方、900万円以上の層も約1割程度存在。年金が所得の中心であるため、平均所得金額は景気の影響とは連動しない。
- 貯蓄現在高は、2,000万円以上が約4割いる一方で、600万円以下も2割強存在。「長生きリスク」に備えたい意識が高く、孫などの一部のインセンティブを除き、消費意識は低い。
- これらを総合すると、以下の通り。<資料D-2>
  - 高齢者の多くは、「普通生活高齢者」として、年金と金融資産の取り崩しで慎ましやかに生活し、特に苦しいというわけでもなく、いざという際は、家族縁が支えとなる。
  - 他方、年金のみで生活し、預金残高も非常に少ない「生活困窮高齢者」が1～2割程度存在し、社会的ネットワークも乏しいため、病気などの際に社会的困窮層に陥る可能性がある（特に単身高齢女性など）。
  - また、年金のほか、金融資産の配当や不動産所得等で生活し、社会的ネットワーク等も豊富に持つ「富裕高齢者層」が1～2割程度存在。

## 3. 高齢期のQOLを規定するもの等

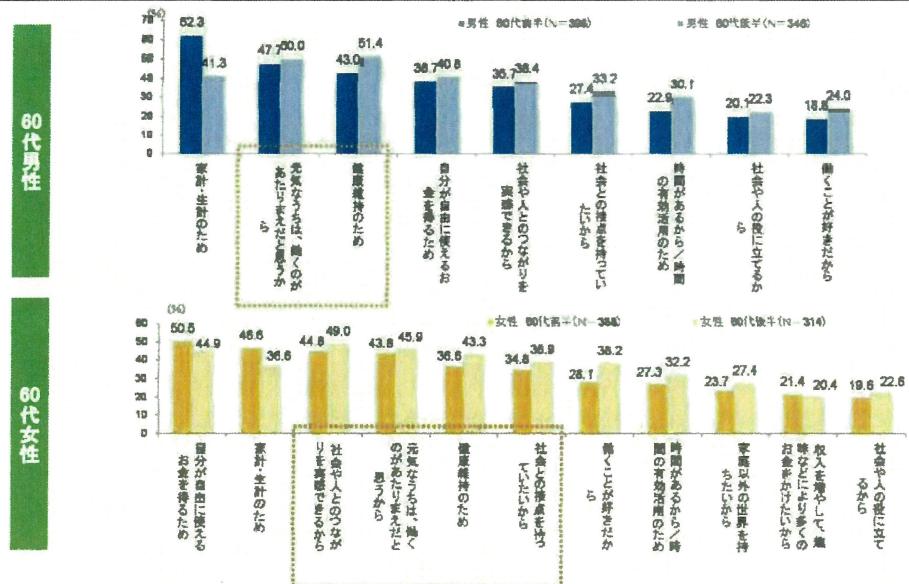
- 高齢期になんて「働き続けられる市場」をつくることが、消費意欲の向上と健康寿命の延伸をもたらす。
- このほか、高齢期のQOLを規定するものとしては、高齢期のみならず、生まれてから、成人期、中年期を過ぎていくまでの、生活環境、学歴、就業環境、遺産相続などが挙げられる。<資料D-3>

## 男女別 60代の働きたい理由

資料D-1

○ 男性60代前半は「家計・生計のため」が62.3%と最多。以下、「元気なうちは働くのが当たり前だから」(47.7%)、「健康維持のため」(43.0%)。60代後半になると「健康維持のため」、「元気なうちは働くのが当たり前だから」が増加。男性60代前半は「お金」のため、60代後半は「健康」のために働きたいと思っている。

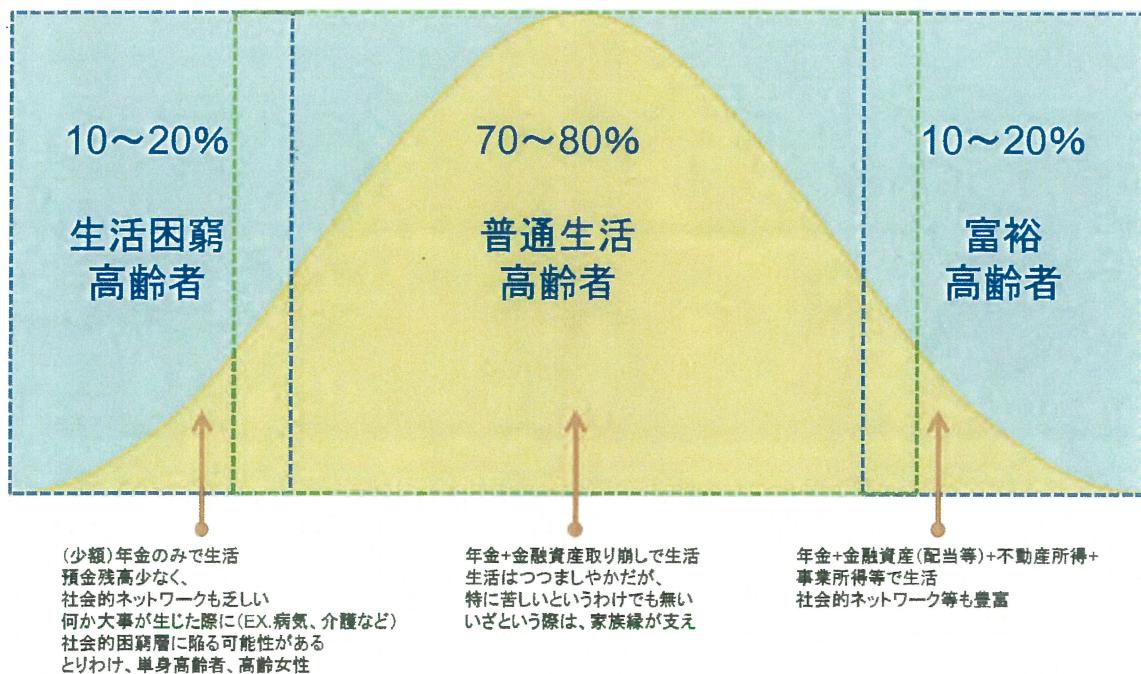
○ 女性は、60代前半は「自由になるお金を得るため」(50.5%)が最も多く、「家計・生計のため」(46.6%)が続く。60代前半は女性も男性同様「お金」のために働きたいと思っている。60代後半になると、「社会や人とのつながりが実感できるから」(49.0%)、「健康維持のため」(43.3%)、「働くことが好きだから」(38.2%)が増加する。



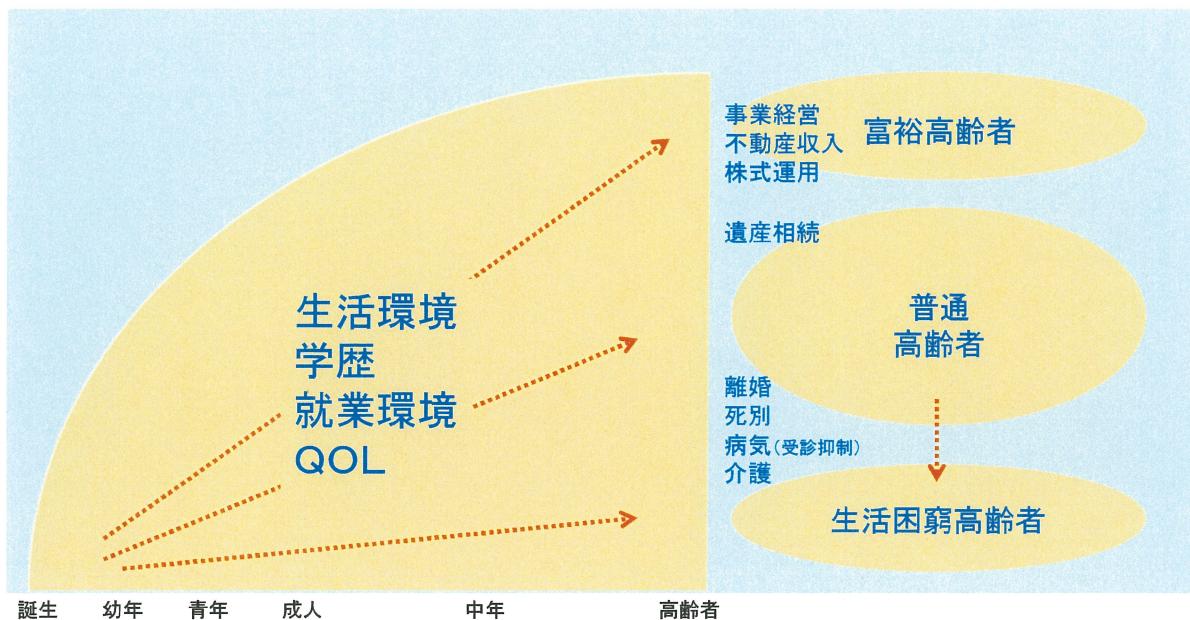
(出所)齊藤徹・電通総研研究主幹 説明資料「高齢者のライフスタイルと消費・働き方」(平成27年8月20日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)電通総研「シニア×働き」調査(2015年3月実施、50代後半に働きていた60代男女 2,600名)

## 高齢者生活水準分布(仮説)

資料D-2



(出所)齊藤徹・電通総研研究主幹 説明資料「高齢者のライフスタイルと消費・働き方」(平成27年8月20日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)電通総研作成



(出所)齊藤徹・電通総研研究主幹 説明資料「高齢者のライフスタイルと消費・働き方」(平成27年8月20日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)電通総研作成

河合克義・明治学院大学社会学部教授  
『高齢者の社会的孤立と貧困の実態』(2015年8月20日)

### 1. 高齢者の社会的孤立問題発生の背景

- 近年、高齢者の孤立死の増加など、高齢者の社会的孤立が問題となっているが、その背景としては、①家族の変化（高齢者世帯の同居率の低下、高齢単身・夫婦のみ世帯の増加）、②親族関係の希薄化、③地域社会の変化（コミュニティ・ネットワークの脆弱化）、④生活基盤と貧困（生活と労働の不安定化）などがある。

### 2. ひとり暮らし高齢者の出現率

- 地域類型別自治体のひとり暮らし高齢者出現率を見ると、1995年から2010年にかけて、出現率の高い自治体数は、過疎地や島嶼部で減少する一方、都市部では増加傾向にある。過疎地や島嶼部の自治体数の減少は、市町村合併による影響が原因と考えられ、地域の現実は変わっていない。<資料E-1>

### 3. 高齢者の生活実態と社会的孤立

- 港区におけるひとり暮らし高齢者の生活類型について、因子得点に基づきクラスター分析したところ、①多重困難型（16.7%）、②外出困難型（23.6%）、③経済困難型（15.3%）、④関係困難型（18.9%）、⑤生活安定型（25.5%）の5類型に分類が可能。
- それぞれの特徴を見ると、例えば、持ち家率は、多重困難型（①）が4割なのに対し、生活安定型（⑤）は7割、健康ではない割合は、①は5割強、⑤は3.9%、社会参加が有る割合は、①は3割、⑤は7割となっている。<資料E-2>
- 多重困難型（①）及び経済困難型（③）の合計約3割のひとり暮らし高齢者が貧困と孤立状態にあるひとり暮らし高齢者であると考えられる。

### 4. 農山村と都市での生活の違い

- 山形県と港区のひとり暮らし高齢者のデータを比較すると、山形県の方が後期高齢者の割合が高く、持ち家率が高い、結婚の経験割合が高いという特徴が見られる。また、年間収入を比較すると、港区においては400万円以上の高額所得者が14.3%いるのに対し、山形県は1.7%しかいない。反対に、貧困・低所得層の割合は、港区と山形県ともに半数程度になる。<資料E-3、4>

### 5. 高齢者生活の現実から求められていること

- 高齢者生活の現実を踏まえると、①生涯にわたる労働と生活の基盤の必要性（高齢期の孤立・貧困は、高齢期に突然やってくるのではなく、若いころからの不安定な仕事・生活により生じている）、②地域社会の安定性の確保、地域ネットワークの発展、③家族ネットワークの再構築、などが求められる。

## 地域類型別自治体のひとり暮らし高齢者出現率の年次推移(上位30位の自治体のみ)

資料E-1

1995年 (1)島嶼		2000年 (1)島嶼		2005年 (1)島嶼		2010年 (1)島嶼	
自治体名	出現率	自治体名	出現率	自治体名	出現率	自治体名	出現率
1 東京都青ヶ島村	56.7%	1 東京都御藏島村	53.7%	1 東京都青ヶ島村	70.8%	1 東京都青ヶ島村	60.0%
2 長崎県高島町	52.1%	2 長崎県高島町	50.2%	2 東京都御藏島村	67.6%	2 東京都御藏島村	55.0%
3 東京都御藏島村	45.9%	3 山口県東和町	44.6%	3 広島県十島村	46.1%	3 広島県十島村	50.9%
4 島根県知夫村	43.0%	4 鹿児島県三島村	44.5%	4 長崎県宇久町	44.7%	4 東京都小笠原村	49.2%
5 山口県東和町	42.7%	5 東京都青ヶ島村	42.9%	5 鹿児島県三島村	44.0%	5 東京都三宅村	47.4%
6 長崎県経宿町	42.6%	6 長崎県玉之浦町	42.7%	6 鳥取県知夫村	43.5%	6 鹿児島県三島村	45.6%
7 長崎県玉之浦町	42.6%	7 長崎県宇久町	42.6%	7 東京都利島村	42.0%	7 鹿児島県大和村	43.1%
8 鹿児島県三島村	42.3%	8 鹿児島県下甑村	41.9%	8 鹿児島県瀬戸内町	41.9%	8 鹿児島県瀬戸内町	42.9%
9 長崎県伊王島町	42.1%	9 島根県知夫村	41.6%	9 鹿児島県大和村	41.2%	9 東京都大島町	42.4%
10 長崎県宇久町	41.8%	10 鹿児島県住用村	41.3%	10 鹿児島県十島村	40.3%	10 山口県上関町	42.0%
11 鹿児島県住用村	41.0%	11 鹿児島県十島村	41.3%	11 東京都大島町	39.9%	11 沖縄県座間味村	41.5%
12 鹿児島県下甑村	40.5%	12 長崎県富江町	40.9%	(2)過疎地		(2)過疎地	
13 長崎県崎戸町	40.2%	13 沖縄県栗園村	40.8%	1 三重県紀和町	46.6%	1 鹿児島県宇継村	46.5%
14 長崎県三井楽町	40.1%	14 長崎県崎戸町	40.7%	2 鹿児島県大浦町	41.5%	2 山梨県早川町	44.5%
15 長崎県富江町	39.7%	15 長崎県伊王島町	40.5%	3 奈良県上北山村	40.8%	3 奈良県上北山村	44.2%
16 鹿児島県瀬戸内町	38.8%	16 鹿児島県瀬戸内町	40.0%	4 徳島県東祖谷山村	40.4%	(3)大都市	
17 鹿児島県十島村	38.5%	17 長崎県岐宿町	39.5%	5 山梨県早川町	39.8%	1 大阪府大阪市西成区	66.1%
18 愛媛県魚島村	38.4%	(2)過疎地		6 北海道泊村	39.8%	2 大阪府大阪市浪速区	59.0%
(2)過疎地		(3)大都市		(3)大都市		(3)大都市	
1 愛媛県別子山村	44.7%	1 奈良県下北山村	43.6%	1 大阪府大阪市西成区	60.7%	1 大阪府大阪市西成区	66.1%
2 奈良県下北山村	43.8%	2 三重県紀和町	42.4%	2 大阪府大阪市浪速区	52.2%	2 大阪府大阪市浪速区	59.0%
3 三重県紀和町	42.2%	3 鹿児島県大浦町	40.6%	3 大阪府大阪市中央区	46.5%	3 兵庫県神戸市中央区	50.1%
4 和歌山県北山村	42.1%	4 奈良県上北山村	40.0%	4 兵庫県神戸市中央区	46.2%	4 福岡県福岡市博多区	46.7%
5 鹿児島県知覧町	40.1%	5 鹿児島県鹿島村	39.9%	5 幸島郡幸島村	43.2%	5 兵庫県神戸市兵庫区	46.2%
6 岐阜県藤橋村	38.2%	6 愛媛県別子山村	39.7%	6 東京都港区	42.6%	6 福岡県福岡市中央区	45.9%
7 鹿児島県東串良町	37.5%	7 北海道泊村	39.7%	7 兵庫県神戸市兵庫区	42.4%	7 東京都新宿区	45.2%
8 鹿児島県鹿島村	37.5%	8 鹿児島県知覧町	39.4%	8 東京都豊島区	42.0%	8 大阪府大阪市中央区	44.7%
9 高知県東洋町	37.3%	(3)大都市		9 東京都新宿区	41.1%	9 東京都杉並区	44.6%
10 愛媛県瀬戸内町	37.2%	1 大阪府大阪市西成区	49.6%	10 東京都渋谷区	40.4%	10 東京都渋谷区	44.4%
(3)大都市		2 大阪府大阪市浪速区	44.7%	11 福岡県福岡市博多区	40.4%	11 広島県広島市中区	44.1%
1 大阪府大阪市西成区	43.3%	3 兵庫県神戸市中央区	42.8%	12 福岡県福岡市中央区	40.3%	12 東京都豊島区	43.6%
2 大阪府大阪市浪速区	37.9%	4 兵庫県神戸市兵庫区	40.6%	13 静岡県熱海市	43.1%	13 愛知県名古屋市中区	43.4%
		5 東京都豊島区	40.3%	14 大阪府大阪市北区	40.3%	14 大阪府大阪市東淀川区	43.3%
		6 東京都豊島区	39.9%	15 静岡県熱海市	41.3%	15 大阪府大阪市東淀川区	41.3%

(出所)河合克義・明治学院大学社会学部教授 説明資料「高齢者の社会的孤立と貧困の実態」(平成27年8月20日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)総務省統計局「国勢調査」(1995年、2000年、2005年、2010年)に基づき作成  
(注)ひとり暮らし高齢者の出現率=「高齢者のいる世帯中の単身高齢者世帯の割合」

## ひとり暮らし高齢者の生活類型ごとの特徴(港区ひとり暮らし高齢者調査(2011年))

資料E-2

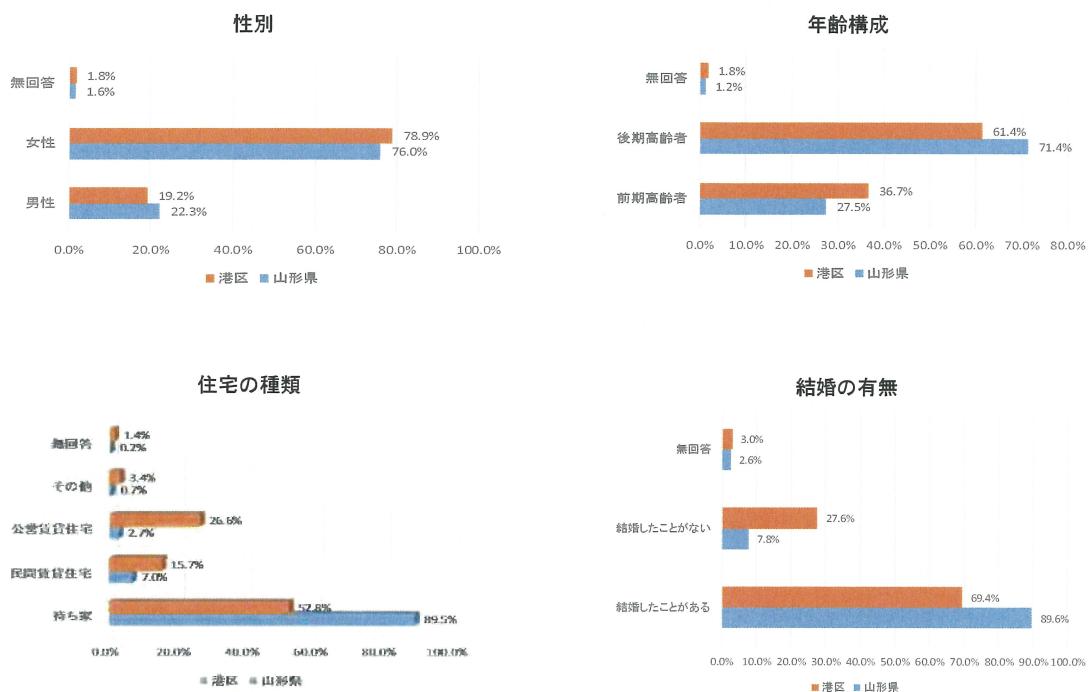
		類型1 [多重困難型/総合C]	類型2 [外出困難型/総合B]	類型3 [経済困難型/総合B]	類型4 [関係困難型/総合B]	類型5 [生活安定型/総合A]
<b>高齢者像・その特徴</b>						
性別	男性	33.1%	11.5%	22.8%	34.1%	16.4%
	女性	66.9%	88.5%	77.2%	65.9%	83.6%
平均年齢		76.7歳	77.9歳	74.6歳	75.0歳	74.8歳
平均居住年数		34.7年	39.7年	36.3年	36.9年	35.6年
持ち家率		41.4%	61.2%	35.0%	66.6%	71.9%
健康状態	健康	9.3%	29.3%	28.9%	38.4%	71.9%
	健康でない	53.5%	22.5%	27.3%	12.3%	3.9%
要介護認定	有	31.0%	21.0%	10.7%	9.9%	6.0%
	無	53.8%	68.0%	72.9%	77.1%	84.9%
現在仕事率		12.4%	20.6%	28.8%	28.6%	37.1%
未婚率		30.0%	25.6%	32.7%	34.5%	27.5%
生存子有割合		53.4%	58.3%	49.0%	50.4%	56.3%
社会参加有無	有	32.2%	59.5%	60.1%	52.0%	71.5%
	無	67.8%	40.5%	39.9%	48.0%	28.5%
社会参加意向	有	21.8%	34.9%	47.9%	40.2%	55.5%
	無	47.8%	31.2%	21.0%	30.2%	22.3%
区の福祉サービスを受給していない割合		53.9%	65.5%	68.8%	71.4%	72.9%

※カイ2乗検定(有意水準は0.05)の結果、いずれの項目も有意であった。

(出所)河合克義 明治学院大学社会学部教授 説明資料「高齢者の社会的孤立と貧困の実態」(平成27年8月20日政府税制調査会総会)より作成

## 山形県と港区のひとり暮らし高齢者のデータ比較

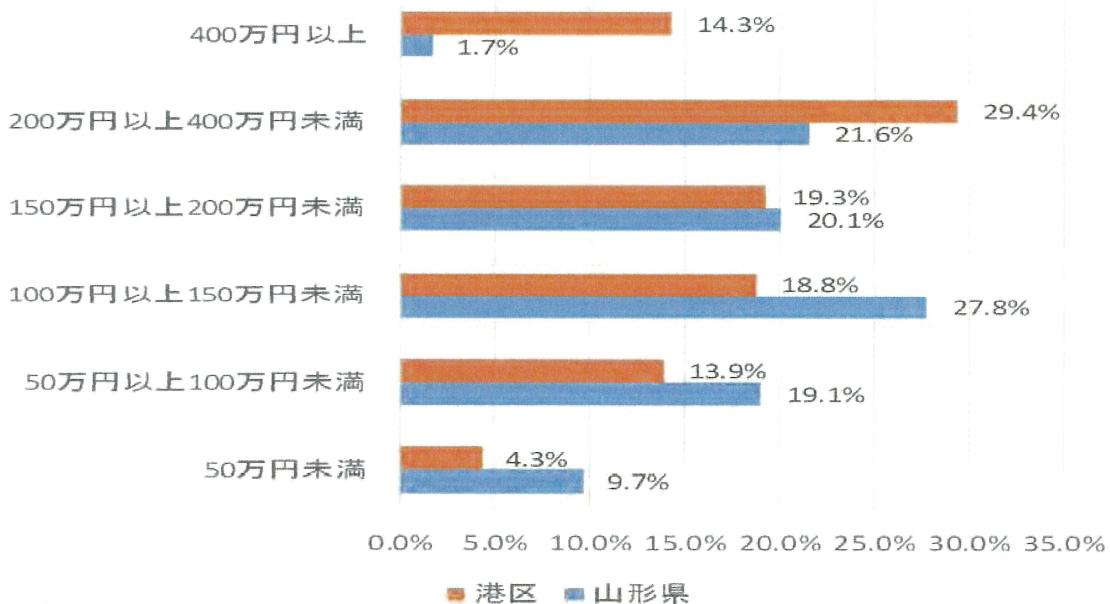
資料E-3



(出所) 河合克義・明治学院大学社会学部教授 説明資料「高齢者の社会的孤立と貧困の実態」(平成27年8月20日政府税制調査会総会)より作成  
(注) 山形調査2011年(n=5160)、港区調査2011年(n=3947)

## 山形県と港区のひとり暮らし高齢者の年間収入比較

資料E-4



(出所) 河合克義・明治学院大学社会学部教授 説明資料「高齢者の社会的孤立と貧困の実態」(平成27年8月20日政府税制調査会総会)より作成  
(注) 山形調査2011年(n=4571)、港区調査2011年(n=3413) 無回答を除く。

小杉礼子・(独) 労働政策研究・研修機構特任フェロー  
『就業をめぐる若者の現状について』(2015年8月28日)

### 1. 「新卒就職・採用システム」と非正規雇用

- 「新卒就職・採用システム」は、学校から安定的な職業生活への移行を円滑にする重要な機能を果たしてきたが、一方で、このシステムに乗りそこなった者には、排除の仕組みとなる。近年、「新卒就職・採用システム」の枠外で社会に出る若者（非正規雇用・無業）が増加傾向にある。<資料F-1>
- 日本の非正規雇用は、賃金や能力開発機会などにおいて正規雇用との格差が大きく、また、正規雇用への移行は簡単ではない。とりわけ、この格差が大きいのは女性や低学歴層である。その背景には、非正規雇用が性別役割分業観を伴って拡大してきた歴史があると考えられる。
- 若年層、特に女性の収入の低下は、子どもの貧困、母子世帯の困窮の深刻化につながっている可能性がある。

### 2. 学校中退者

- 学校中退者は、「新卒就職・採用システム」からもともと排除されてきた。中退後、就業までに時間がかかる者が多く、正社員にはなかなかなれないなど、学校中退者が直面する労働市場は厳しく、また、影響は長期にわたる。<資料F-2>

### 3. 親世帯の経済力

- 「新卒就職・採用システム」に乗れなかった低学歴層・中退層の背後には、親世帯の経済的困窮が強く影響していることが考えられる。これは、直接の学費のみならず、基礎学力、学習習慣・生活習慣の確立の観点からも影響を及ぼしていると考えられ、世代間の貧困の連鎖が危惧される。<資料F-3>

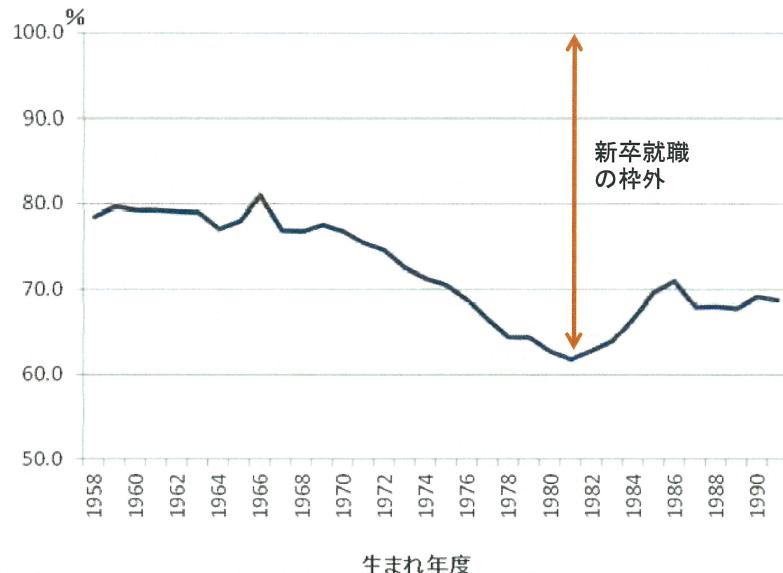
### 4. これらの課題に対応した政策

- これらの課題に対応した政策として、以下が考えられる。
  - 学校教育を全うできるようにする支援（子育て世代への経済的配慮など）
  - 新卒就職システム内の移行支援（職業教育・カリキュラムレベルの企業との連携など）
  - 移行困難者への包括的支援、枠外での移行の道筋の準備（雇用型訓練のような企業側の視点を織り込んだ訓練など）
  - 非正規雇用の諸条件の改善、正規雇用を含めた雇用のあり方の見直し（限定正社員など、正規雇用・非正規雇用の二分ではない雇用形態など）

## 新卒就職の枠内での移行比率

資料F-1

- 日本の若年失業率は、世界的には低い水準で推移してきた。これを支えてきた大きな要因は新卒就職・採用の仕組み。
- しかし、70年代末～80年代初め生まれ世代では新卒就職の枠外で学校を離れた人（中退や学卒無業）が4割近くに達する。近年の景気回復でこの比率は下がってきたが、以前の水準まではもどっていない。

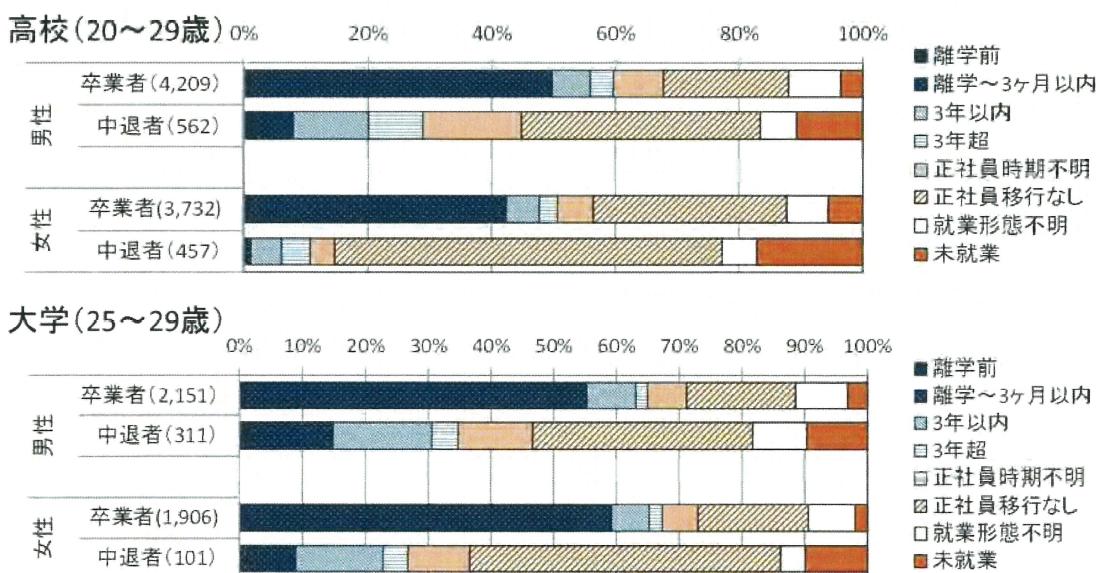


(出所) 小杉礼子・独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー 説明資料「就業をめぐる若者の現状について」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典) 文部省「学校基本調査」より作成  
 (注1) 新卒就職者=(生まれ年度の15年後中卒就職者+18年後高卒就職者+20年後短大・高専・専門学校卒就職者+22年後大卒就職者+24年後大卒院修士卒就職者(+研修医)+27年後大学院博士卒就職者)。枠内での移行比率は、生まれ年度ごとの中学卒業者数に対する新卒就職者数の比率。  
 (注2) 2012年卒以降の統計では、短大・高専・大学・大学院卒については、フルタイム1年以上の有期雇用が就職から別掲されたので、ここではこれを新卒就職から除外した。また、大学院卒については一部推計を含む。

## 離学から正社員就業までの期間

資料F-2

- 厚生労働省が実施しているパネル調査「21世紀成年者縦断調査」の2次分析から、学校中退後の若者の就業状況を見ると、「平成24年調査」(第2波調査の1回目)で、20歳代の若者の学歴は、10人に一人は学校中退者であり、「平成14年調査」の同年齢層に比べて、増加傾向が見られた。中途退学後は、就業までに時間がかかる者が多く、正社員にはなかなかなれない。



(出所) 小杉礼子・独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー 説明資料「就業をめぐる若者の現状について」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典) JILPT「大学等中退者の就労と意識に関する研究」(2015年)

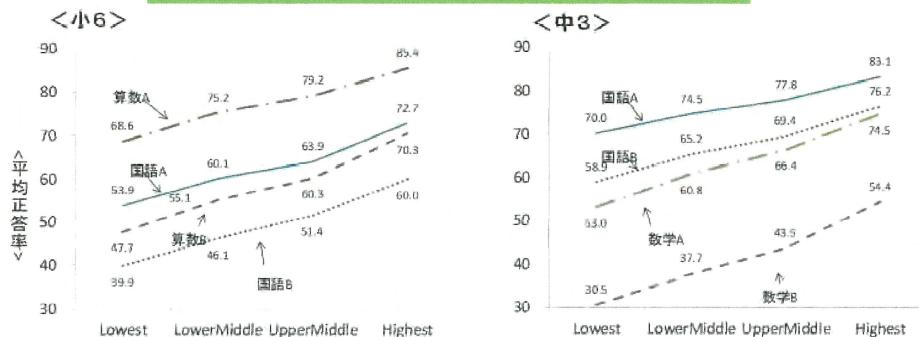
- 両親の年収、社会経済的背景(家計所得と両親の学歴からの合成変数)が、子供の進路選択や学力に大きく影響している。

両親の年収別高校卒業後の予定進路



(出所)小杉礼子・独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー 説明資料「就業をめぐる若者の現状について」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センター「高校生の進路追跡調査第一次報告」(2007年)

社会経済的背景(SES)と学力の関係



(出所)小杉礼子・独立行政法人労働政策研究・研修機構特任フェロー 説明資料「就業をめぐる若者の現状について」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)文部科学省「平成25年度全国学力・学習状況調査(きめ細かい調査)の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」  
(注)家庭の社会経済的背景(SES)とは、家庭所得、父親学歴、母親学歴の3つの変数を合成し得点化したもの。

工藤啓・認定NPO法人育て上げネット理事長  
『無業社会と若年無業者』(2015年8月28日)

## 1. 若年無業者の実態

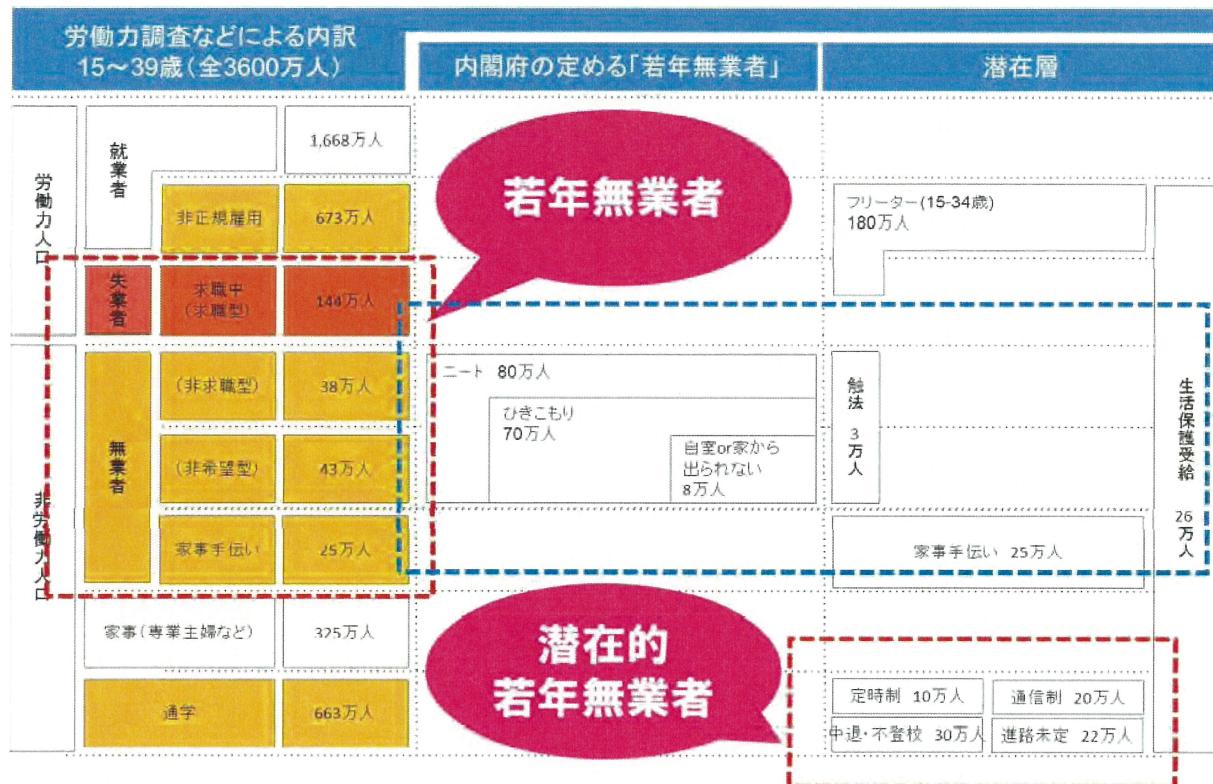
- 15～39歳人口3,600万人のうち、「若年無業者」は200万人超。中退・不登校など潜在的若年無業者も含めると、300万人強。若年無業者は、①就職希望を表明し、かつ求職行動を起こしている「求職型」、②就職希望を表明しているが、求職活動は行っていない「非求職型」、③就職希望を表明していない「非希望型」に分類できる。<資料G-1>
- 「求職型」に対しては、従来、雇用対策や失業対策による支援があったが、「非求職型」や「非希望型」のうち、特に若者に対する対策は、2000年代に入ってから一部対策が進んできたという状況。
- 「非求職型」や「非希望型」が求職活動や就職希望をしていない理由については、「病気・けがのため」が多いが、「その他」も多く、本人もよく分かっていないというのが実態。支援機関を訪れた者の状況を見てみると、無業になった際に「どうしたらしいのかわからない」という者が多く、労働市場から外れた場合の対処方法という基礎知識を持っていないことが伺われる。また、若年無業者の半数は支援機関の利用を躊躇する傾向がある。<資料G-2、3>
- 私たちの支援現場では、若年無業者の6割程度が、まずは非正規雇用の形態で労働市場に参入・再参入したいと考えているが、そのままだと安定的な雇用に就くことができず、非正規雇用のままか、再度労働市場から離脱することになりかねない。能力開発等により、非熟練労働から定型業務・高付加価値業務に移行できるような支援が必要。

## 2. 必要な施策

- すべての若者が社会的所属を獲得し、「働く」と「働き続ける」を実現できるような社会にするため、以下の取り組みが必要。
  - 生活基盤のない若者への支援（衣食住などの生活・生計のサポートや、心身の回復期にある若者の体調管理等の支援など）
  - 経済基盤の脆弱な若者への支援（相談機関等による支援の「実費負担の原則」が壁となって、支援を受けられない若者がいると考えられることから、社会的な資源へのアクセスを担保する必要）
  - 既存の労働システムに（再）参入が難しい若者への支援（柔軟な又は新しい暮らし方や働き方など、若者が社会生活を送るための支援など）

## 労働力調査等でみる若年無業者の規模と類型

資料G-1

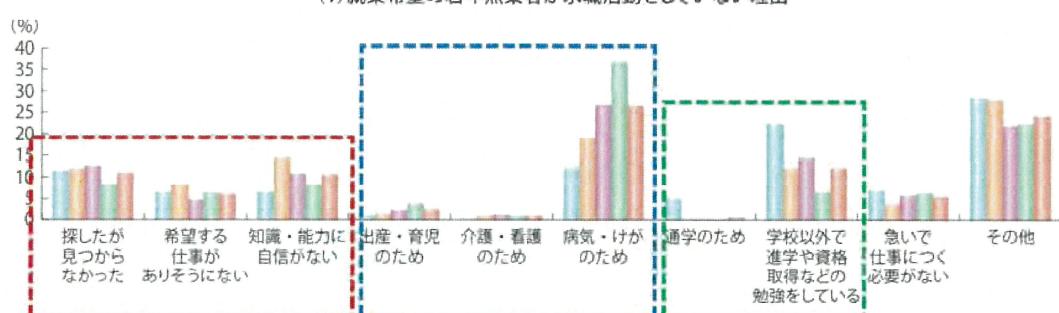


（出所）工藤啓・認定NPO法人育て上げネット理事長 説明資料「無業社会と若年無業者」（平成27年8月28日政府税制調査会総会）より作成

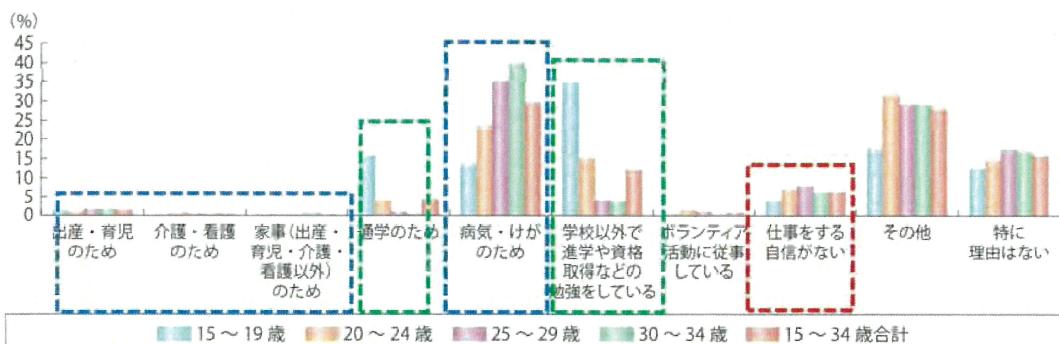
## 若年無業者が求職活動をしていない理由、就業を希望しない理由（平成24年）

資料G-2

### （1）就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由



### （2）就業希望のない若年無業者が就業を希望しない理由



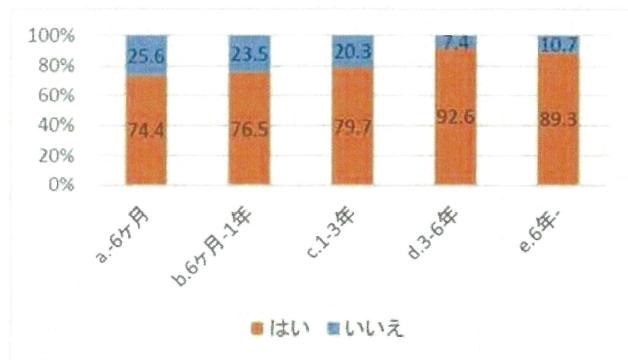
（出所）工藤啓・認定NPO法人育て上げネット理事長 説明資料「無業社会と若年無業者」（平成27年8月28日政府税制調査会総会）より作成  
(原典)内閣府「平成27年版子供・若者白書」

## 若年無業者の状況

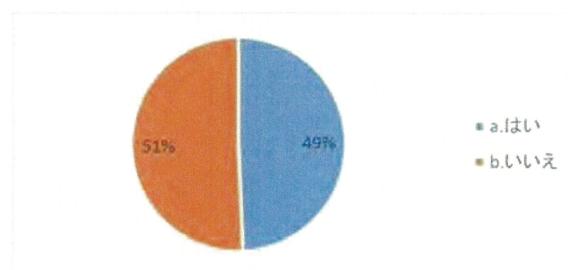
資料G-3

- 支援機関に訪れた者の中、無業になると「どうしたらしいのかわからない」と答えた者の割合は、無業の期間が6か月以内でも74.4%、3年を超えると90%を超える。
- 若年無業者の半数は支援機関の利用に躊躇している。

無業になると「どうしたらしいのかわからない」と答えた者の割合



支援機関の利用を躊躇する者の割合



(出所)工藤啓 認定NPO法人育て上げネット理事長 説明資料「無業社会と若年無業者」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)西田亮介・工藤啓「若年無業者白書」(2013年)

高田創・みずほ総合研究所（株）常務執行役員調査本部長チーフエコノミスト  
『日本の格差に関する現状』（2015年8月28日）

### 1. 日本における格差の現状

- 世帯単位で見た当初所得格差は拡大しているが、2000年代以降の再分配所得格差は横ばい。単身世帯の増加等を排除した世帯員単位（等価所得）で見ると、当初所得格差は拡大しているが、再分配所得格差は縮小。資産格差は所得格差より大きく、低貯蓄世帯割合が上昇。全体としては、足元の所得・貯蓄格差拡大は限定的。<資料H-1>
- 所得格差は、1980年代以降、米英で大きく拡大している一方、大陸欧州・日本の所得格差の拡大は相対的に軽微。
- 世代間格差は、将来世代（20～50歳代）は負担超過であり、世代が若くなるにつれて負担額が大きくなっている。<資料H-2>

### 2. 日本の格差問題の本質

- 格差拡大の主な背景としては、非正社員の増加、所得格差が大きい高齢者の増加、ITに代替される非熟練労働者の需要縮小による仕事の二極化などが挙げられる。
- 格差については、富の集中とその承継、貧困層の生活困難や機会喪失など様々な問題点があるが、日本における格差は、富の集中より貧困層の拡大などが問題。
- 所得5,000万円超の申告納税者数が2010年以降増加するなど、「富裕層」が徐々に増加しているが、日本においては「超富裕層」（資産5,000万ドル～1億ドルを超える層）は少ないとされ、富の集中度は相対的に低い水準。
- 1980年代以降、相対的貧困率が上昇し、生活保護を受ける世帯の割合（被保護率）も上昇。相対的貧困率は高齢期に上昇するが、高齢期の貧困リスクは高齢単身女性世帯等に集中。また、未婚率が高く、貯蓄余力が少なく、将来受け取る年金収入も少ない非正社員が現役世代で増加しており、「高齢期貧困予備軍」の拡大も懸念される。<資料H-3>
- 一人親世帯の子どもの貧困率が高く、教育や健康を確保する機会の格差につながるリスクがある。

### 3. 格差を巡る政策課題

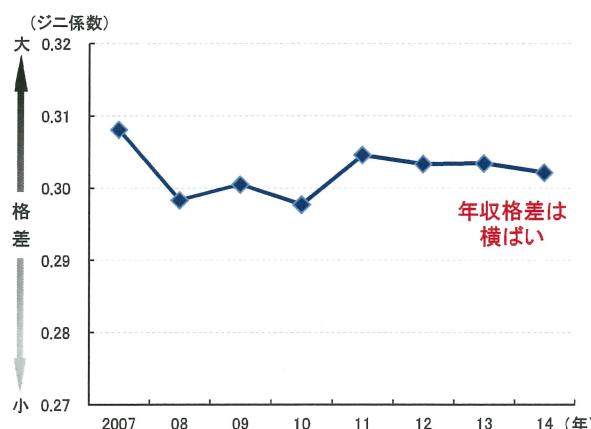
- 格差を巡る政策課題として、非正規雇用対策・失業時の政策支援、最低賃金の引上げ、子どもの貧困対策などが挙げられる。
- バブル崩壊以降の経済の停滞が長引く中で所得水準が全般的に低下し、貧困層が拡大している面もあり、経済の成長力を高め、好循環を形成することが格差対策につながる。<資料H-4>

## 年間収入格差、貯蓄格差の推移

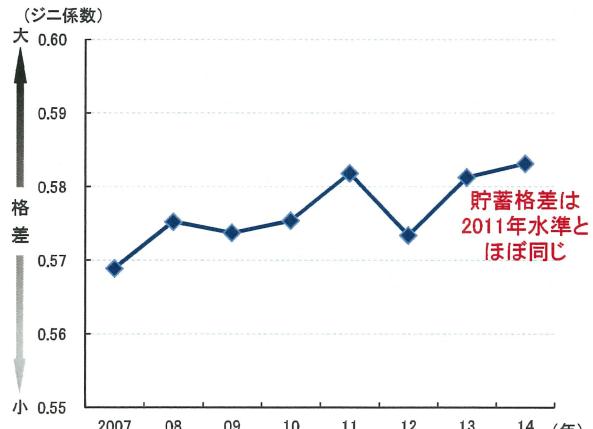
資料H-1

- 足元の所得格差(年間収入格差)は、横ばい。
- 足元の資産格差(貯蓄格差)は、やや拡大しているが、2011年の水準とほぼ同じ。

【年間収入格差の推移(2人以上世帯)】



【貯蓄格差の推移(2人以上世帯)】

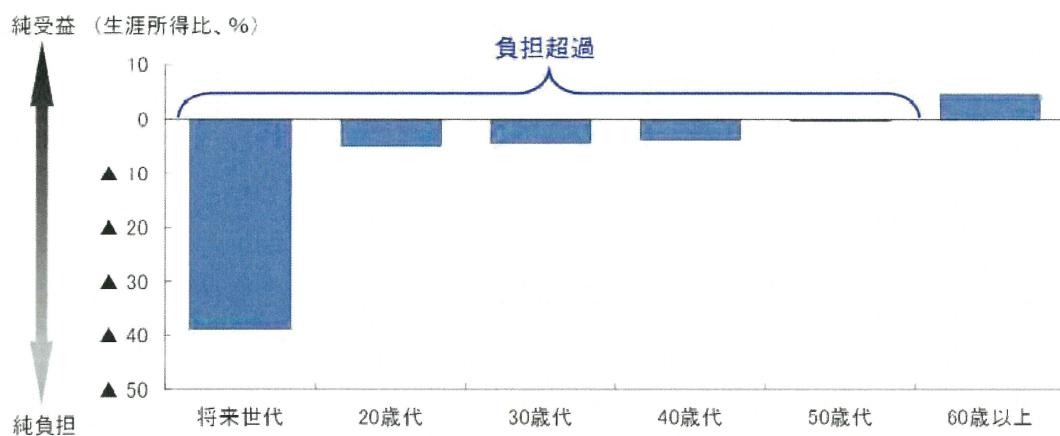


(出所)高田創・みずほ総合研究所常務執行役員調査本部長チーフエコノミスト 説明資料「日本の格差に関する現状」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典)総務省「家計調査」各年版より、みずほ総合研究所作成  
 (注1)ジニ係数の推移。ゼロに近いほど格差が小さく、1に近いほど格差が大きい。  
 (注2)ジニ係数は、年収階級別の世帯数と平均年収より算出。  
 (注3)ジニ係数は、貯蓄現在高階級別の世帯数と平均貯蓄額により算出。

## 世代間の受益と負担の格差

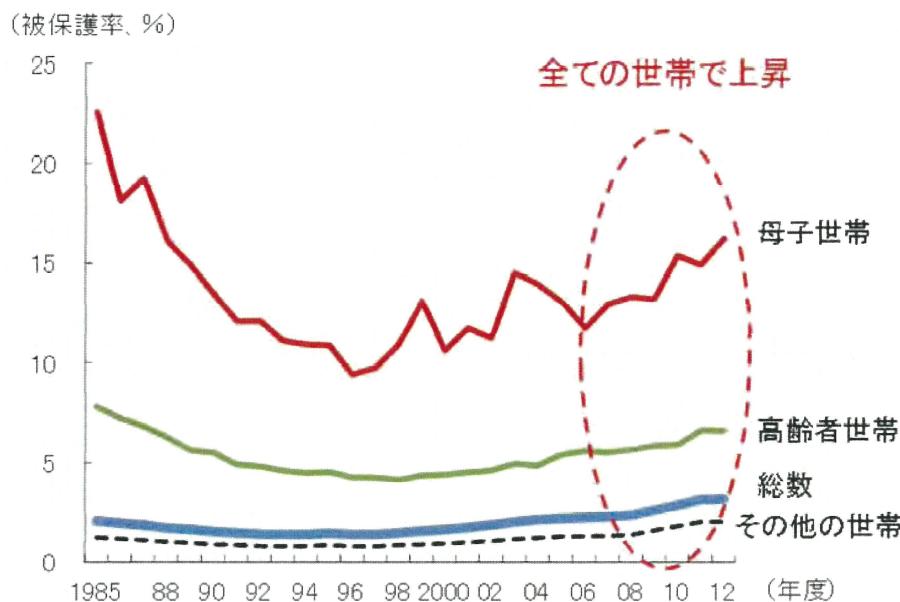
資料H-2

- 世代会計(※)によれば、将来世代、20歳代から50歳代までは負担超過、世代が若くなるにつれて負担額が大きくなっている。
- (※)世代会計とは、家計が政府から受け取る生涯受益(社会保障給付など)と政府に対する生涯負担(税や社会保険料など)を年齢階級別に計算し、財政運営による世代間の受益と負担の格差を明らかにするもの



(出所)高田創・みずほ総合研究所常務執行役員調査本部長チーフエコノミスト 説明資料「日本の格差に関する現状」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典)内閣府「国民経済計算」、総務省「家計調査」、「全国消費実態調査」、「国勢調査」、「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」等より、みずほ総合研究所作成  
 (注1)プラスが受益超過、マイナスが負担超過を示す。  
 (注2)世代会計の試算結果は、基準年(2009年度)における受益と負担の構造が今後も維持されると仮定したケース。  
 試算の詳細は「国民負担の世代間格差と税・社会保障改革～世代会計による財政再建策の影響シミュレーション～」『みずほ総研論集2012年Ⅰ号』をご参照。

- 生活保護を受ける世帯の割合(被保護率)は、母子世帯やその他の世帯(主に勤労世代)で上昇。年金制度の充実により低下していた高齢者世帯の被保護率も、2000年代以降は緩やかに上昇。



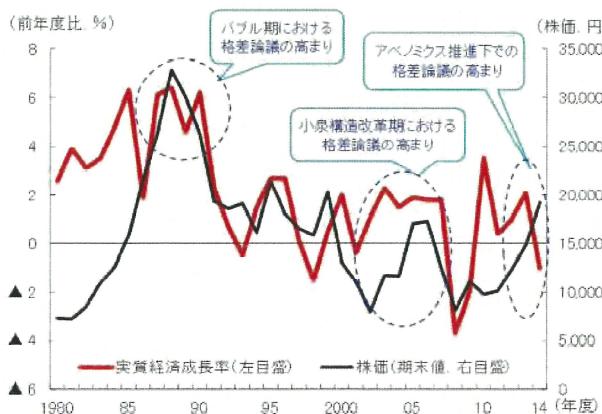
(出所)高田創・みずほ総合研究所常務執行役員調査本部長チーフエコノミスト 説明資料「日本の格差に関する現状」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計年報(2014年版)」より、みずほ総合研究所作成  
(注)世帯類型別の被保護率は、世帯類型別の被保護世帯数を各世帯類型の世帯数で除したもの。2011年は岩手県、宮城県及び福島県、2012年は福島県を含まない。

#### 日本経済の長期停滞の影響

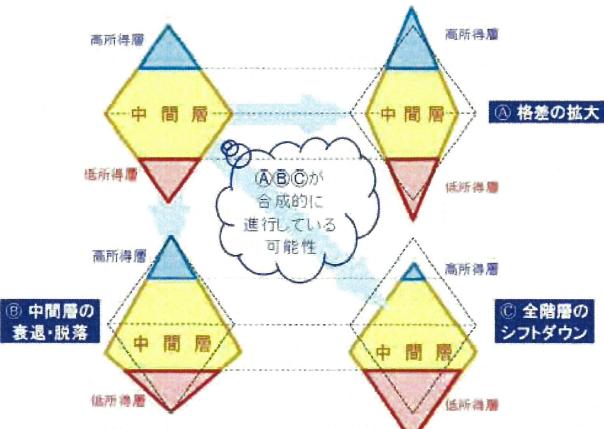
#### 資料H-4

- バブル崩壊以降、経済成長率が低下。「失われた20年」の長期停滞
  - ・ 経済が上向いた時期に格差議論が高まる傾向(株価上昇による資産増や非正規雇用増などが要因とみられる)
  - ・ 景気回復の流れを広く波及させていく環境づくりを進めていかないと、格差や格差感が先行き拡大してしまう懸念
- 経済停滞の中では、格差拡大は抑制されても中間層の衰退・脱落や全階層のトータルなシフトダウンが生じている可能性
  - ・ 格差への対策とともに経済活性化による所得の全般的な底上げが焦点に

#### 【実質経済成長率・株価の推移と格差議論の高まり】



#### 【経済の停滞の中での三層の変化】



(出所)高田創・みずほ総合研究所常務執行役員調査本部長チーフエコノミスト 説明資料「日本の格差に関する現状」(平成27年8月28日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)内閣府「国民経済計算」等より、みずほ総合研究所作成

山田久・(株)日本総合研究所調査部長

『働き方の変化と税制・社会保障制度への含意』(2015年9月3日)

## 1. 雇用の流動化

- 労働移動率は大きく振れつつも上昇傾向。企業規模別には中小の労働移動率はやや低下する一方、大手の労働移動率が上昇。<資料I-1>
- 背景として、90年代以降、低成長化・事業環境の不透明化が進む中で、企業は非正規労働者の比率を高めて対応。また、「終身雇用」が基本とされた社員でも転職が活発化。
- 女性が男性と対等に活躍するためには、長時間労働など「日本型正社員」の働き方を変える必要。また、経済活性化のためには、円滑な労働移動を可能にする環境整備によって、成長分野吸収型の労働移動を活発化する状況を生み出す必要。

## 2. 働き方の多様化

- 過去20年、非正規比率が上昇し、特に女性の常用非正規が増加。背景には、女性の就業期間が長期化する傾向がある中で、企業による強い雇用保障の回避がある。近年の非正規比率の上昇は、女性や高齢者の就業者の増加が主因。今後、女性・高齢者の活用が重要な中、正規・非正規格差の是正が重要。
- 人手不足の持続が予想される中、「多様な正社員」の活用は一段と進む見通し。雇用保障はやや劣るが待遇均等が保障される「欧米タイプの正社員」を普及させ、労使双方にとって働き方・働き方の選択肢を増やす必要。
- 「自営」には、①伝統的自営、②士業等、③雇用的自営がある。自営の数が減少する中、企業への使用従属性が高い「雇用的自営」は堅調に推移しており、自営はかつてと性格を異にしつつある。その背景には、企業サイドは人件費の変動費化、社会保険料負担の回避、個人サイドはキャリア自立意識の高まり、制約の少ない働き方などが挙げられる。<資料I-2、3>

## 3. 雇用システムの方向性

- 労働需要サイドからみれば、産業構造のソフト・サービス化により、雇用流動化・多様化の必要性はますます高まり、労働供給サイドからみれば、女性・高齢者の活躍が不可欠に。新たな働き手の生活保障を確保し、経済活性化につなげるには、一企業を超えた雇用保障や、スキル形成が可能になるタイプの働き方（特定職業を軸にキャリア形成ができる「職務型スキル労働者」）を創出する必要。

## 4. 税制・社会保障制度への含意

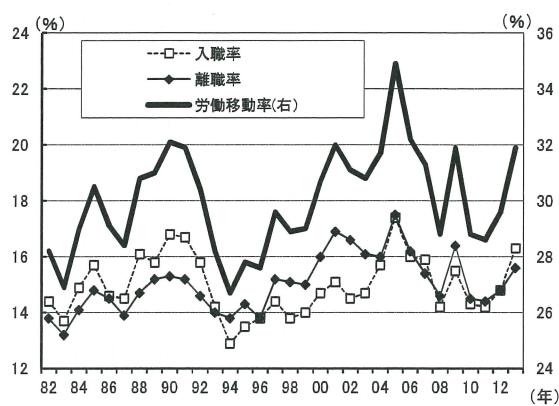
- 今後の税制・社会保障制度は、①退職金税制や個人年金の税制支援など、労働移動に中立な制度、②「自営」の変化等を踏まえた就業形態中立的な制度、③就業促進的・起業促進的な制度などにしていくことが求められる。

## 「雇用流動化」の実態

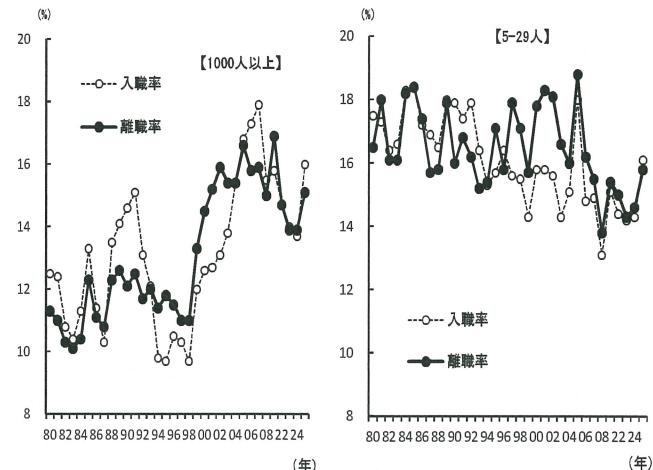
資料I-1

- 労働移動率は大きく振れつつも上昇傾向が認められる。
- 企業規模別には、大手の労働移動率が上昇し、中小はむしろやや低下。

労働移動率の推移



企業規模別の入職率・離職率の推移



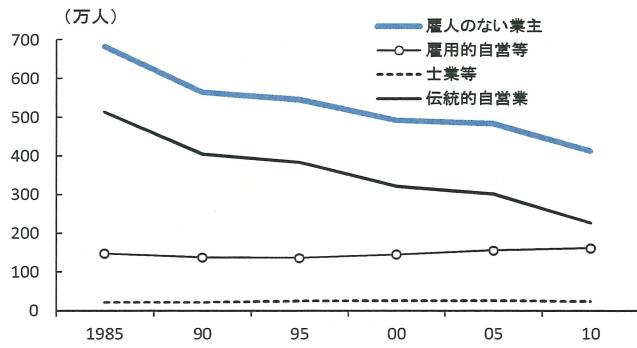
(出所)山田久・日本総合研究所調査部長 説明資料「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「雇用動向調査」

資料I-2

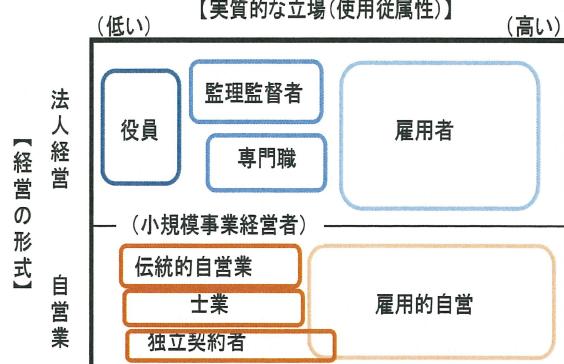
- 「自営」には3つのタイプ。①伝統的自営、②士業等(伝統的な独立契約者含む)、③雇用的自営。自営の数は傾向的に減少しているが、③雇用的自営は堅調に推移。なお、統計上③のなかには「新たな自営」として区別されるべきインディペンデントコントラクター(新しい独立契約者)が含まれているが、その数は多くはない。
- 雇用的自営が増加している背景としては、企業サイドとして①人件費の変動費化、②社会保険料負担の回避策、等が指摘でき、一方、個人サイドとして③キャリア自立意識の高まり、④高齢者、女性にとっての制約の少ない働き方、といった要因が指摘可能。とりわけ今後は②④のファクターは促進要因であり、⑤「クラウドソーシング」の普及なども增加ファクター。
- このように自営はかつてと性格を異にしつつある。「労働者性」が強いタイプが増え、「起業の受け皿」として期待される面もあることからすれば、政策的支援が必要な就労形態。

(参考文献)岩田克彦「雇用と自営、ボランティア」JILPT Discussion Paper Series 04-010

「雇人のない業主」の推移



自営業のバリエーション



(出所)山田久・日本総合研究所調査部長 説明資料「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)総務省「国勢調査」

(注)「伝統的自営業」…商店主、飲食店主、不動産仲介、農林漁業、製造、タクシー、大工、理美容師、旅館主、不動産管理人。

「士業等」…医師、薬剤師、法務從業者、会計士・税理士のほか、宗教家、著述家、画家・芸術家・音楽家、スポーツ家の伝統的独立契約者を含む。

「雇用的自営」…「伝統的自営業」「士業等」以外、新しい独立契約者を含む。

「雇人のいない業主」の推移の内訳

資料I-3

	1985	90	95	00	05	10	(人)
雇人のいない業主	6,824,304	5,638,387	5,453,017	4,919,283	4,834,856	4,120,920	
士業等	216,570	215,536	251,836	255,767	263,421	241,250	
医師群	18,090	16,211	14,658	12,148	11,438	10,060	
薬剤師	13,452	11,266	10,189	8,020	6,329	4,180	
法務従事者	9,259	9,900	10,525	11,362	17,636	20,750	
会計士・税理士	15,775	19,764	25,915	39,071	41,649	40,350	
宗教家	34,863	27,187	24,126	20,870	21,047	16,740	
文芸・著述家	16,865	18,498	23,061	24,571	22,196	18,790	
画家・芸術家	19,454	22,752	27,323	26,783	28,354	24,350	
音楽家	79,635	79,439	104,428	99,075	98,232	87,680	
スポーツ家	9,177	10,519	11,611	13,867	16,540	18,350	
伝統的自営業	5,128,974	4,044,502	3,834,890	3,209,816	3,012,858	2,264,710	
小売・卸売主	839,924	698,500	614,465	491,650	424,472	311,210	
飲食店主・旅館主	143,741	139,335	131,240	110,725	99,405	56,990	
不動産仲介者	89,110	35,081	96,589	100,537	112,209	12,440	
農林漁業	2,469,902	1,941,707	1,806,590	1,374,767	1,294,636	964,440	
自動車運転者	99,616	107,642	119,295	114,360	99,196	80,900	
製造業	1,087,536	728,626	672,820	640,836	609,502	493,440	
大工	206,132	190,176	187,721	166,066	165,841	152,140	
理美容師	186,497	188,907	187,553	190,135	194,164	172,010	
アパートの管理人	6,516	14,528	18,617	20,740	13,433	21,140	
雇用的自営等	1,478,760	1,378,349	1,366,291	1,453,700	1,558,577	1,614,960	
技術者	56,044	68,116	79,255	101,251	113,823	100,090	
建築技術者	30,701	35,731	38,858	44,944	46,086	42,980	
IT技術者	3,115	5,532	9,786	20,849	28,669	23,880	
保険医療従事者(除く医師)	54,885	59,238	63,307	66,242	77,486	79,570	
歯科技工士	5,518	8,077	10,235	11,642	13,389	13,650	
あんま師	46,041	47,985	46,918	44,393	44,125	40,980	
個人教師(学習指導等)	156,613	145,823	130,005	108,192	101,455	83,200	
販売従事者(伝統的除く)	109,841	168,200	180,449	177,533	152,170	202,080	
サービス(伝統的除く)	361,205	336,517	297,301	286,962	266,047	247,380	
建設・採掘従事者(除く大工)	189,644	198,798	207,042	225,913	245,528	306,000	
運搬・清掃・包装	79,953	97,140	137,578	174,064	211,618	227,420	
その他	470,575	304,517	271,354	313,543	390,450	369,220	

(出所)山田久・日本総合研究所調査部長 説明資料「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)総務省「国勢調査」

大久保幸夫・(株)リクルートホールディングス リクルートワークス研究所所長  
『就業形態の多様化—フリーランサーの増加基調を中心に—』(2015年9月3日)

## 1. 就業形態の多様化

- 1990年代以降、サービス経済化や経済成長の鈍化などを背景に、非正規雇用が拡大。増加した非正規雇用者は、常用雇用が中心で、メンバーシップ型であったために、正社員化や均等待遇が課題となっている。また、ジョブ型の正社員という形態を新たに作り出すことが検討されている。
- 今後は、以下の3つを背景要因として就業形態の変化が進むものと考えられる。
  - ① 労働人口の減少による労働力不足  
労働力不足に伴い、主婦や高齢者の労働力化を求める圧力が高まる。長時間労働の是正が求められるとともに、勤務場所や時間に制約がある人のための働き方が開発される。
  - ② 経営のグローバル化  
日本企業による外国人の採用が活発化。日本人のグローバル人材としての育成が進む必要。日本国内から海外居住労働者への仕事の発注が増加。
  - ③ I C T技術の進化  
AI、IoTなどの技術進化によって、これまでの職務内容が変化、もしくは不要になるものが出てくる。リモートワークが進み、面接や育成のリモート化が進むとともに、仕事の打ち合わせ・発注も対面では行われなくなる。

## 2. フリーランサーの増加

- 上記の結果、現在、日本に約127万人いると推計されるフリーランサー(=個人事業主で店舗を持たない労働者)が、今後増加していく可能性が高い。  
(日本のフリーランサーの現状)
  - 平均年収は約330万円。生計を立てる上で十分な収入を得ている人は25%程度。逼迫型が40%、副業で片手間にやっている人が35%。
  - 取引先の数としては、1社が35%、2~5社が47%。

## 3. フリーランサー増加により生まれる課題

- ポジティブな面としては、主婦や高齢者への就業機会の提供、雇用される志向がない人への新たな選択肢の提供、副業による所得確保機会の提供、企業への柔軟で即戦力となる戦力を確保する機会の提供などが挙げられる。
- ネガティブな面としては、取引先企業に対する交渉力がないため低収入労働者を増加させたり、オンデマンド労働という不安定な労働市場を広げたりする可能性がある。また、企業が社会保険料や税金の負担から逃れるために、本来雇用すべき人材を業務委託契約に変えるおそれがある。

酒井正・法政大学経済学部教授

『不安定就業とセーフティネットとの関係』(2015年9月10日)

## 1. 学卒時の就業状態や景気がその後の就業状況等に与える影響

- 学卒時に正規雇用に就くと、その後も正規雇用である確率は、学卒時にその他の雇用形態であった場合と比べて、20%以上高く、この影響は学卒時から10年程度は持続する。また、学卒時の失業率が1%高いと、年収が、12年目までに累計約160～240万円程度低下するとの試算もなされている。
- 学卒時の就業状態等とその後の家族形成の関係については、男性の場合、学卒時に正規雇用に就いた者の方が結婚が早い。他方、女性については、学卒時の就業状態等がどう影響するのか必ずしもはつきりしない。
- 若年層は、入職時の景気の影響を、親との同居や進学で緩和させている可能性もあるが、これは、家庭環境の差で格差が助長されることになり得る。
- 学卒時の就業状態が正規雇用以外の場合、低収入などにつながり、その後の生活満足度に影響を与えるとの研究がある。一方、学卒時に正規雇用に就けなかつた場合でも、その後2～3年以内に常勤職に就けたならば、その後の就業状態は学卒時に常勤職に就いた者とほぼ同じという分析もなされている。

## 2. 不安定就業と社会保険

- 国民年金・国民健康保険においては、農家・自営業に代わり、今や無職や非正規雇用の者が高い割合を占めるようになってきている。<資料J-1、2>
- 滞納者と免除者を併せた割合は、自営業よりも被用者や無職の者において高い。実証研究によれば、国民年金の未納は流動性制約が要因（支払いたくても支払えない）。非正規雇用や無職の割合が増えることにより、「皆保険・皆年金」に綻びが生じている。<資料J-3>
- 初期の就業の格差は、社会保険という制度を媒介として老後にも格差をもたらすという側面がある。社会制度としてのセーフティネットは、キャリア初期の躊躇の影響を緩和すべきこそあれ、それを長期に保存するものであってはならない。

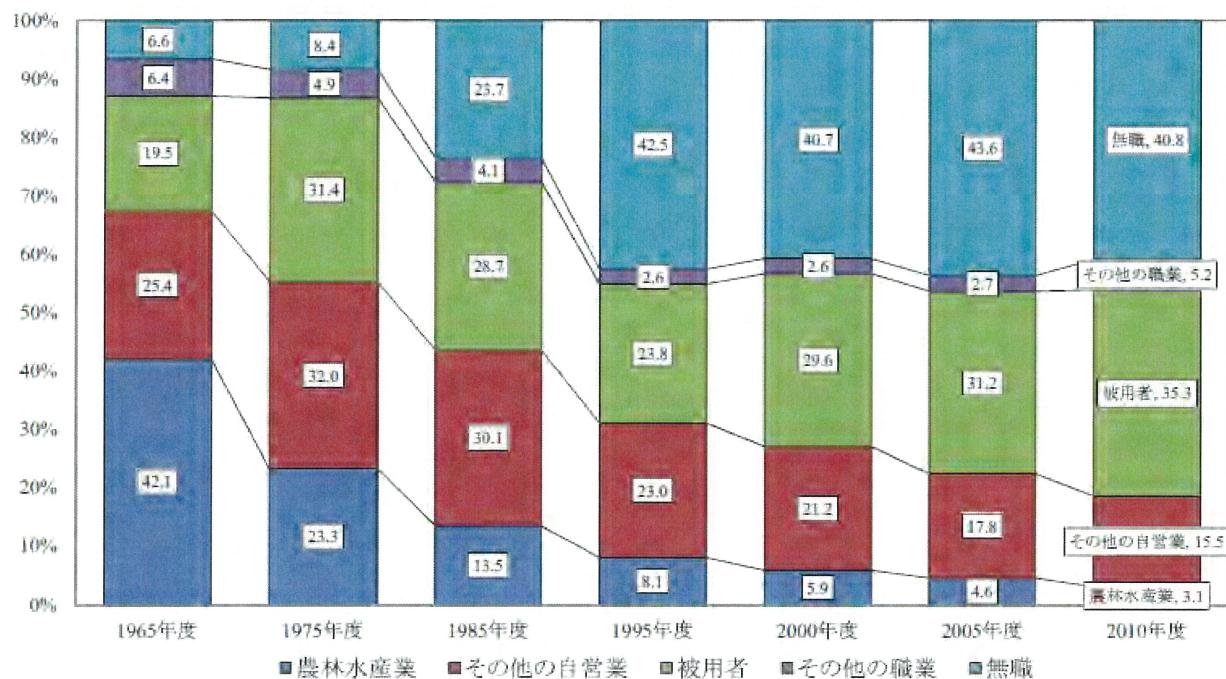
## 3. 働き方の多様化とセーフティネットのあり方

- 働き方の多様化に即して、セーフティネットの捕捉率を高めるための動きとして、一つには、被用者保険の適用を拡大するという方向がある。しかし、例えば雇用保険の場合、受給要件が正規雇用以外にとては未だ厳しいなど、「適用の拡大＝充分な給付の拡大」とならないこともあります。これは、給付が何らかの形で拠出にリンクしている社会保険の宿命とも言える。
- もう一つの方法としては、拠出実績とのリンクを緩くする、もしくは拠出実績とは関係なく支援をする方式が考えられるが、これらについては、モラル・ハザードの問題等に注意する必要があり、バランスが難しい。

## 世帯主の職業別 国民健康保険加入者の世帯数構成割合 (市町村国保、75歳未満、擬制世帯を除く)

資料J-1

- 国保加入者のうち、自営業+農林水産業はいまや2割に満たず、3分の1近くが被用者。



(出所)酒井正・法政大学経済学部教授 説明資料「不安的就業とセーフティネットとの関係」(平成27年9月10日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「平成25年度 国民健康保険実態調査報告」図3-2

(注1)農業不詳を除いた割合である。

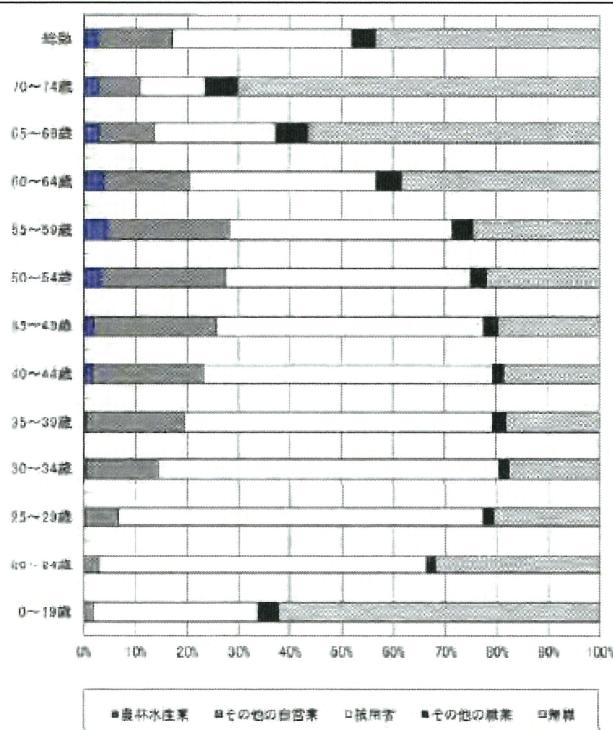
(注2)1965年度、1975年度は擬制世帯を含む。

(注3)1995年度以前は75歳以上を含む。

## 世帯主年齢階級別、職業別、世帯数割合(国民健康保険)

資料J-2

- 若年層で国民健康保険に加入しているのは、被用者がほとんど。



(出所)酒井正・法政大学経済学部教授 説明資料「不安的就業とセーフティネットとの関係」(平成27年9月10日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)厚生労働省「平成25年度 国民健康保険実態調査」調査結果の概要 図3-1

(注)擬制世帯を除く。

## 就業状態別の未納の状況

資料J-3

- 国民年金においても、自営業主十家族従業者は3割に満たない。
- 滞納者と免除者を併せた割合は、自営業よりも被用者や無職の者において高い。

## 就業状況・保険料納付状況別被保険者数(割合)

(単位：%)

	総数	自営業主	家族従業者	会社などに雇われている		無職	不詳
				常用雇用	臨時・パート		
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
納付者	48.6	68.5	77.2	56.1	42.0	38.4	50.1
完納者	38.4	56.6	67.5	40.9	31.1	30.5	39.7
一部納付者	10.1	11.9	9.6	15.4	10.9	7.9	10.1
1号期間滞納者	26.2	22.7	16.5	35.0	28.8	25.5	27.0
申請全額免除者	13.2	7.2	5.2	5.3	13.8	17.9	14.5
学生納付特例者	9.9	0.3	-	1.5	12.5	15.3	6.4
若年者納付猶予	2.2	0.2	0.3	0.8	2.9	3.1	1.3

(出所) 酒井正・法政大学経済学部教授 説明資料「不安的就業とセーフティネットとの関係」(平成27年9月10日政府税制調査会総会)より作成  
(原典) 厚生労働省「平成23年国民生命被保険者実態調査」より一部加工

森戸英幸・慶應義塾大学法科大学院教授

『働き方の多様化など近年の環境変化と引退後所得保障制度

～「企業年金」の枠を超えて～』(2015年9月10日)

### 1. 企業年金をめぐる環境変化と浮かび上がった課題

- 少子高齢化の進展により、3階部分の企業年金の重要性が相対的に高まらざるを得ないが、適格年金の廃止や厚生年金基金の整理・縮小もあり、企業年金制度の実施割合は低下。また、DB・DCは年金制度であるが、相当数が一時金受給を選択。加えて、非正規労働者の増加や雇用の流動化により、企業年金にカバーされない被用者が増加するとともに、転職の回数が多いほど受け取る給付の合計は少なくなる可能性がある(DB制度の場合)。<資料K-1、2、3、4>
- 上記を踏まえると、企業年金について以下の課題が浮かび上がる。
  - 公的年金を補完し、引退後所得保障という役割をきちんと果たせる制度とすべき(引退年齢到達前の受給の妥当性(支給開始要件等)、一時金や有期年金の妥当性(「長生きリスク」をカバーできるのか)(支給形態))
  - 中小企業を念頭に、企業年金を実施しやすくする措置を講じるべき
  - 転職しても不利にならない仕組みを構築するとともに、より多くの非正規労働者が企業年金制度の適用対象となるようにすべき

### 2. 企業年金法制での対処とその限界

- 厚生労働省社会保障審議会企業年金部会において、企業年金が「公的年金の補完」という役割を全うできるようにするとの観点から、DB・DCの規制のイコールフッティングについて議論がなされたが、「退職金」としての性格が濃いDBにとっては相当な規制強化となるため、異論が続出し、検討は「先送り」に。
- 他方、中小企業における企業年金制度の普及・拡大、ポータビリティの拡充、非正規労働者への企業年金制度の普及・拡大については、2015年改正法案において一応の対処がなされることとなった。

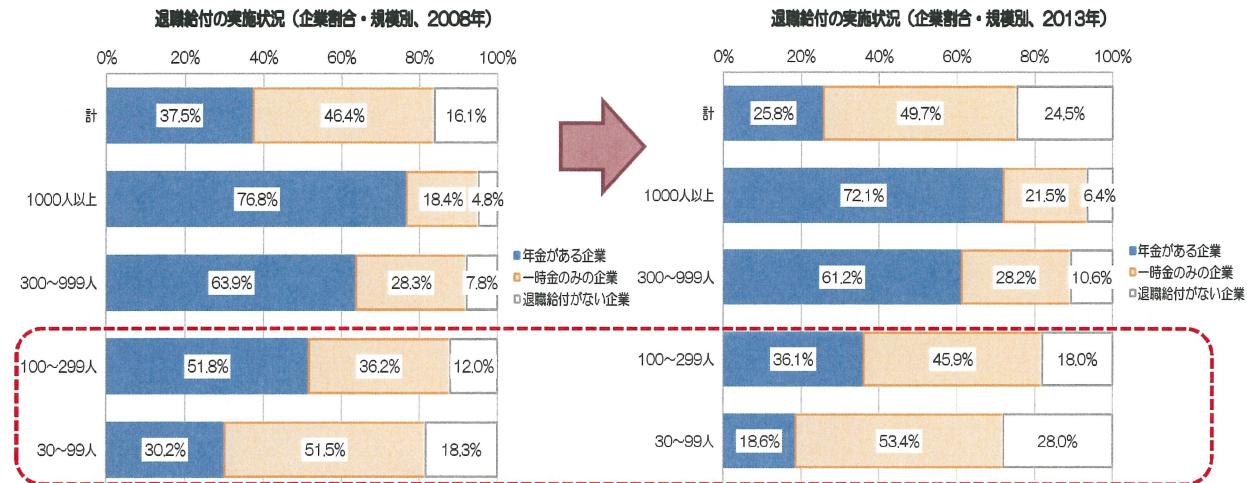
### 3. 考えられる今後の方向性(個人型DCの拡充等)

- これまでの議論は公的年金がメインで、これを補完するものとして企業年金が議論されていたが、働き方の多様化など、近年の様々な環境変化の中では、個人型DCを含む「自助努力」を視野に入れた政策的な議論が必要。
- その上で、引退後所得保障については、公的年金・私的年金、年金・税の枠にとらわれず、引退後所得保障全体を捉える総合的な視点が重要。1・2階の公的年金、3階の企業年金、4階の自助努力という「積上げ型」ではなく、国民一人一人が老後のための「自助努力」の枠(=全国民共通の税制優遇枠)を何でどう埋めていくかという「穴埋め型」の発想に転換すべき。

## 企業年金を巡る近年の状況

資料K-1

- 近年、企業年金を実施する企業の割合は低下。
- ※ 年金がある企業(2008年→2013年):37.5%→25.8%(△11.7%ポイント)、一時金のみの企業46.4%→49.7%(+3.3%ポイント)
- 従業員規模別にみると、300人以上の企業においては数%ポイント程度の低下にとどまるが、299人以下の中小企業においては10%ポイントを超える低下となっており、中小企業における減少が大きい。



(出所)森戸英幸・慶應義塾大学法科大学院教授「働き方の多様化など近年の環境変化と引退後所得補償制度～「企業年金」の枠を超えて～」別冊資料（平成27年9月10日政府税制調査会総会）より作成  
(原典)厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」

(原典)厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」

## DB・DCの仕組み

資料K-2

- DBは、老後の支給に限らず、従業員の退職に柔軟に対応できる年金制度として、退職であれば50歳以上から支給開始が可能であり、また、50歳前の早期退職等にも対応できるよう中途引き出し(いわゆる中途脱退)(※)が容易な仕組みとなっている。
- 一方DCは、年金は老後の所得であるという明確な目的意識を反映した年金制度として、支給開始は60歳以降とし、中途引き出しは原則不可の仕組みとなっている。
- ※ 企業年金は老後に年金で受給することが原則であるが、企業年金に加入する従業員が、年金の支給開始年齢に達する前に、様々な理由から年金による受給を断念し、それに代えて例外的に企業年金を脱退して一時金として受給すること。

### <DB・DCの主な仕組み>

		確定給付企業年金（DB）	確定拠出年金（DC）
拠出時の仕組み		拠出限度額の制約なし 積立不足時の拠出に制約あり	拠出限度額の制約あり 拠出は月単位のみ可
給付時の仕組み	支給開始年齢	60～65歳の規約で定める年齢到達時 又は50歳以上の退職時	60歳以上70歳以下の請求時 (加入期間が10年に満たない場合は年齢に制約あり)
	支給開始年齢到達前の中途引き出し	制限なし	原則不可
	加入可能年齢	70歳まで	60歳まで (企業型は65歳まで可)
	支給方法	年金か一時金か受給権者が選択 年金支給期間等は労使が選択	年金か一時金か受給権者が選択 年金支給期間等は受給権者が選択

(出所)森戸英幸・慶應義塾大学法科大学院教授「働き方の多様化など近年の環境変化と引退後所得補償制度～「企業年金」の枠を超えて～」別冊資料（平成27年9月10日政府税制調査会総会）より作成

## 年金・一時金の選択状況

資料K-3

- DB・DCは年金制度であるものの、自由に受給権者が選択できる仕組みとなっていることもあり、直近の実態としては相当数が一時金受給を選択している。
- 特にDCでは、一時金受給選択割合が9割を超えており、この傾向が顕著。

<新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況>

	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)
年金	18%	6%
年金と一時金	10%	
一時金	72%	94%

(出所)森戸英幸・慶應義塾大学法科大学院教授「働き方の多様化など近年の環境変化と引退後所得補償制度～「企業年金」の枠を超えて～」別冊資料（平成27年9月10日政府税制調査会総会）より作成

(原典)DB制度は、厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」の特別集計により作成。

[企業年金制度のうち、DB制度のみを実施する事業所における退職者の「年金現価額」に占める「年金現価額のうち退職労働者の選択により支給された一時金額」の割合を集計することにより作成。]

DC制度は、企業型が対象。記録関連運営管理機関による調査(平成24年度)に基づき年金局で作成。

[年金と一時金双方を受給している者は、年金受給者と一時金受給者のいずれか一方に計上して集計されている。]

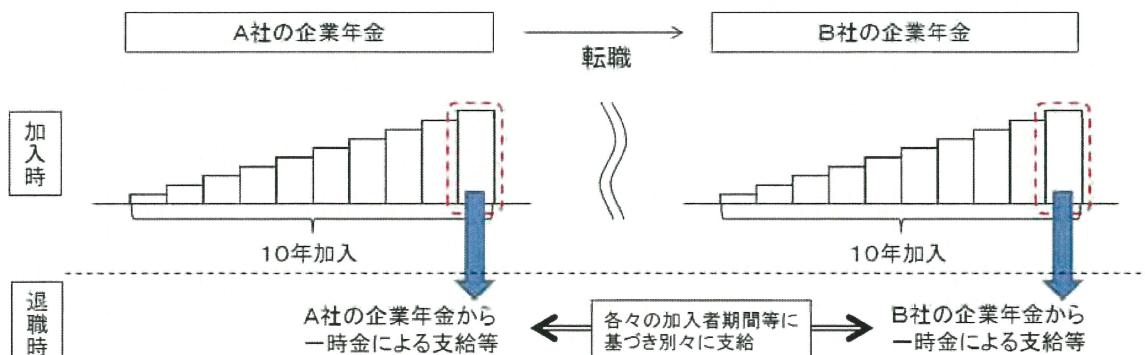
## 転職等をした場合の企業年金の年金給付

資料K-4

- 企業年金加入者が転職等をした場合には、将来の給付は、各々の企業年金に加入した期間等に応じて、それぞれの企業から別々に支給が行われる。
- この場合、転職等をしたことにより、例えば、年金として支給を受けるための加入者期間を満たさず、将来年金としての支給を受けられなくなる可能性がある。

### 〈転職等をした場合の企業年金（イメージ）〉

※ 下記はあくまでもイメージであり、個々の事例で生じる具体的な課題は、転職前後の企業が実施する制度やその設計によることに留意。



⇒ 同じ期間働いたとしても、転職したかどうかによって、将来年金としての支給を受けることができなくなる可能性があるなど、企業年金としての役割が十分に果たせない可能性がある。

(出所)森戸英幸・慶應義塾大学法科大学院教授「働き方の多様化など近年の環境変化と引退後所得補償制度～「企業年金」の枠を超えて～」別冊資料（平成27年9月10日政府税制調査会総会）より作成

## 1. 日本における「結婚と仕事」

- 日本は、キャッチアップ型で、農業・自営セクターが健在のうちに工業化したため、早期に工業化した欧米社会ほど「専業主婦化」しなかった。
- 1970年代、未婚化を主因として、出生率が人口置換水準を割り込む中、オイルショック等の不況を受け、男性稼ぎ手の所得上昇見込みが低下したことから、これを補完すべく、女性がパートとして労働市場に参入し、「男性稼ぎ手+主婦パート」体制がスタートした。
- 配偶者控除など法制度が「男性稼ぎ手+専業主婦家庭」を優遇する中、1980年代において、第3号被保険者制度、労働者派遣法など、共働き路線ではなく、男性稼ぎ手路線を方向付ける施策が採られた。
- 1990年代に入ると、不況を受けて、女性の労働は「希望」から家計維持の要件へと、社会意識の転換が生じたが、制度面の対応は追いつかず、依然として「共働き社会化」が進まなかった。

## 2. 女性の労働力参加と出生力

- 労働力不足に対応するためには、高齢者や女性の就労促進が重要であるほか、出生力上昇のタイミングは早ければ早いほど効果が高い。
- モデル推定を行うと、女性の労働力参加は出生率にプラスの効果があり、男性失業率が高いときはさらに強い効果が認められた。<資料L-1、2、3>
- 出生力上昇には、若年層の雇用の安定化も重要であるが、女性の労働力参加も重要。若年男性の失業が深刻化した1980年代において一部主要国で出生率が回復したのは、女性の労働力参加がプラスの効果をもたらしたためと考えられる。
- アメリカ、スウェーデン、フランスなど「共働き社会」への移行を経験した国と、日本、ドイツ、イタリアなど性別分業を維持した国では出生率が大きく分岐。
- 手厚い家族支援（充実した育児休業・保育制度）と公的雇用に支えられた高い女性労働率を特徴とする北欧と、公的支援はほぼ皆無で家事を移民に外部化するアメリカは、タイプは異なるが、「共働き社会への移行」という共通点があり、①職務給的働き方（ジョブ型雇用）と、それにより可能になる同一労働・同一賃金（パート労働でも賃金率が高い）、②外部労働市場が活発、雇用が流動的、③高い男女同権意識、家庭における平等な家事分担といった共通の特徴が見られる。

## 3. 政策の方向性

- 女性の労働力参加は、「共働き社会化」という条件のもとで出生力にもプラスに働く。無理のない共働き社会化には、育児期支援により女性を男性に近づけることに加え、男性的働き方を是正すること（男性の女性化）が必要。

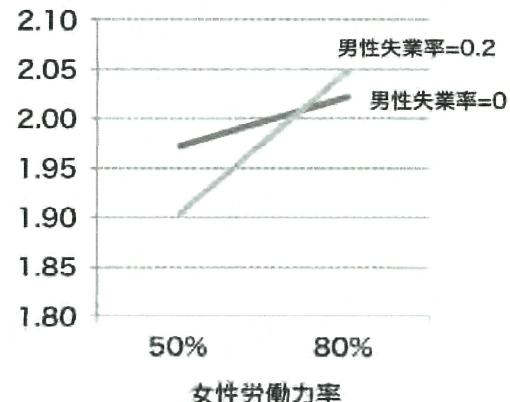
## 女性労働力参加率と出生率に関するモデル推定

資料L-1

- 女性労働力参加が出生率にプラスの効果(男性失業率が高いときはさらに強い効果)を発揮している可能性がある。

合計特殊出生率をアウトカムとした動学パネル分析 (Within推定)		
説明変数	係数	標準誤差
男性失業率 (1期前)	-1.136	0.365
女性労働力参加率 (1期前)	0.165	0.071
上記交差項	1.591	0.667
出生率 (1期前)	0.949	0.010
一人あたり実質GDP (PPP、対数)	-0.031	0.013
切片	0.300	0.116
サンプルサイズ	1010	
国数	22	
総内相関	0.157	

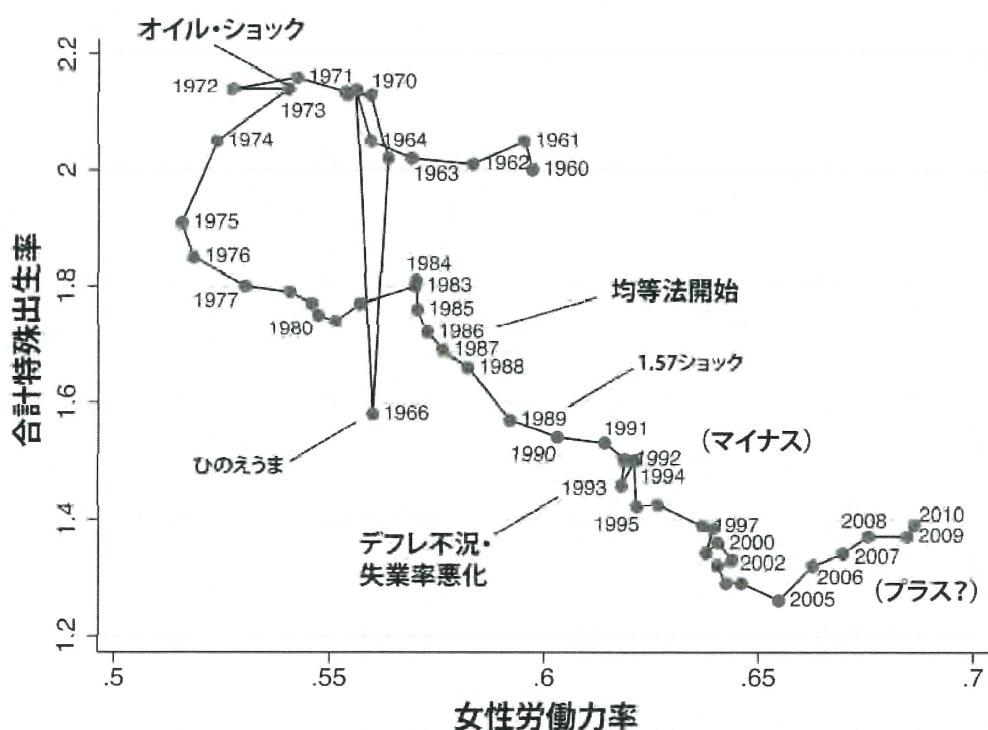
### 予測出生率



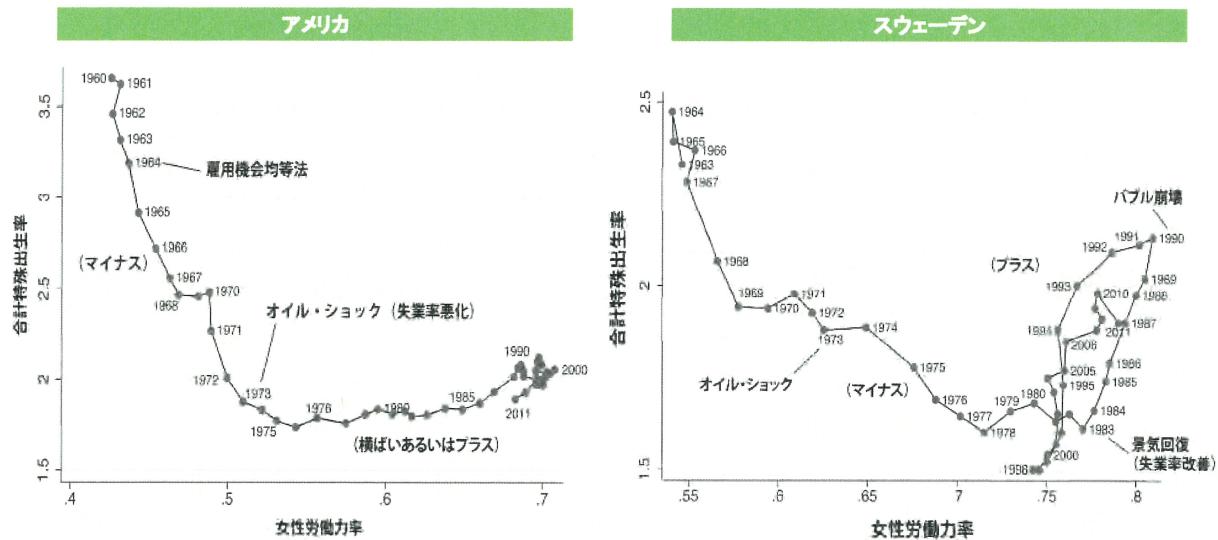
(出所) 简井淳也・立命館大学産業社会学部教授 「真的「共働き社会」に向けて:国際比較から見えてくる課題」(平成27年9月18日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典) 男性失業率はPenn World Table 8.0、女性労働力参加率はOECD Employment and Labor Force Statistics (2013)、合計特殊出生率はWorld Bank, World Development Indicators。OECD加盟国のみ。  
 (原典) 左記推定結果から、1期前失業率を2.0、対数一人あたりGDPを10に固定した時の予測値。

## 女性労働力率と出生率の関係(日本)

資料L-2



(出所) 简井淳也・立命館大学産業社会学部教授 「真的「共働き社会」に向けて:国際比較から見えてくる課題」(平成27年9月18日政府税制調査会総会)より作成  
 (原典) 女性労働力参加率はOECD Employment and Labor Force Statistics (2013)、合計特殊出生率はWorld Bank, World Development Indicators。



(出所)筒井淳也・立命館大学産業社会学部教授「眞の「共働き社会」に向けて:国際比較から見えてくる課題」(平成27年9月18日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)女性労働力参加率はOECD Employment and Labor Force Statistics (2013)、合計特殊出生率はWorld Bank, World Development Indicators.

釜野さおり・国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第2室長  
『女性のライフコースに関する意識の分析』(2015年9月18日)

### 1. 未婚女性の理想のライフコースと予想のライフコース

- 未婚女性の理想のライフコースと、予想のライフコース（実際になりそうなライフコース）の経年変化を見てみると、ともに、「両立コース」（結婚し子どもを持つが、仕事も一生続ける）が増え、「専業主婦コース」（結婚し子どもを持ち、結婚あるいは出産の機会に退職し、その後は仕事を持たない）は減少。特に大きな変化が1990年代に見られる。ただし、主流は「再就職コース」（結婚し子どもを持つが、結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ）。<資料M-1>
- 「両立コース」、「専業主婦コース」それぞれを理想とする女性について、予想ライフコースの経年変化を見てみても、「両立コース」が増加する一方、「専業主婦コース」が減少し、主流が「再就職コース」であるという傾向は同じ（「両立コース」を理想とする女性の、主流の予想ライフコースについては、2010年において「再就職コース」と両立コースが比肩）。<資料M-2>
- 理想・予想ライフコースの主流が「再就職コース」であるのは、「現状」に依存する傾向があるためと考えられる。即ち、人々が想像できる生き方は、実際に可能とみなされているものに限定される。また、家事・育児労働は依然として女性に偏っており、実際に「両立コース」を歩んでいる人は大変そうだという評価を未婚女性が持っていることも一因か。<資料M-3>

### 2. 「両立コース」や「専業主婦コース」の実現の規定要因

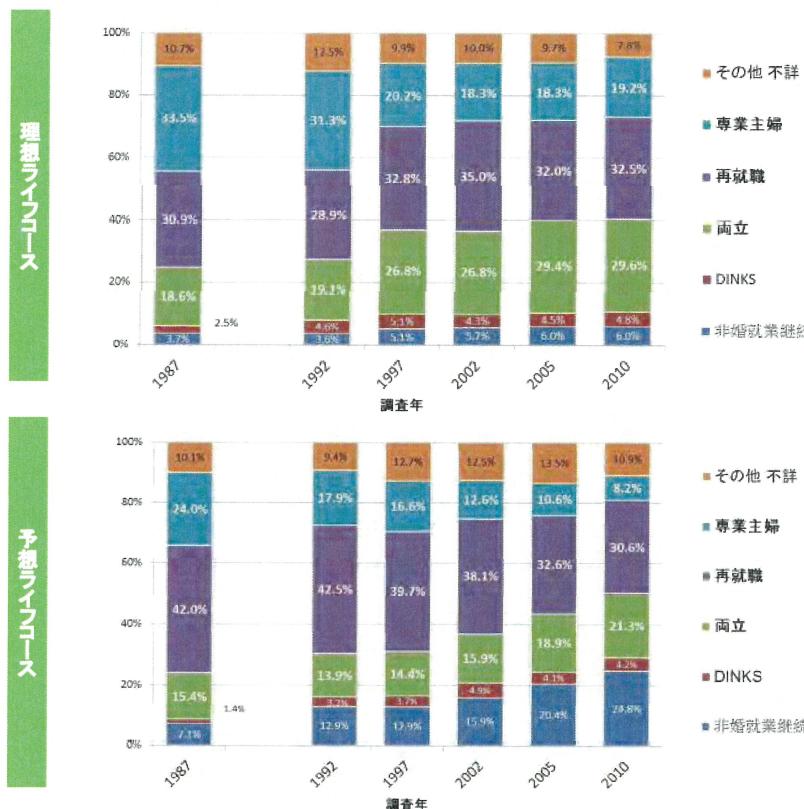
- 「両立コース」を理想とする女性が、「両立コース」が実現すると考える要因の分析を行うと、出生年が遅くなればなるほど「両立コース」が実現すると考えられているほか、大卒の方が、それ以外の学歴に比べて「両立コース」が実現すると考える傾向がある。<資料M-4>
- 「専業主婦コース」を理想とする女性が、「専業主婦コース」が実現すると考える要因の分析を行うと、性別役割分業を支持している場合に「専業主婦コース」が実現すると考える傾向がある。

### 3. 根強いジェンダー意識

- 上述の通り、女性のライフコースは「現状」に依存する傾向があるが、その「現状」においては根強いジェンダー意識がある。即ち、女性が就業しても、また収入が多くなっても家事や育児の負担の偏りがあるほか、男女の仕事が同等の価値があるとみなされていない現状がある（共働きで家事・育児のシェアが行われている家庭であっても、何かあった時に仕事を調整するのは女性であるなど）。

## 未婚女性の理想と予想ライフコースの経年変化

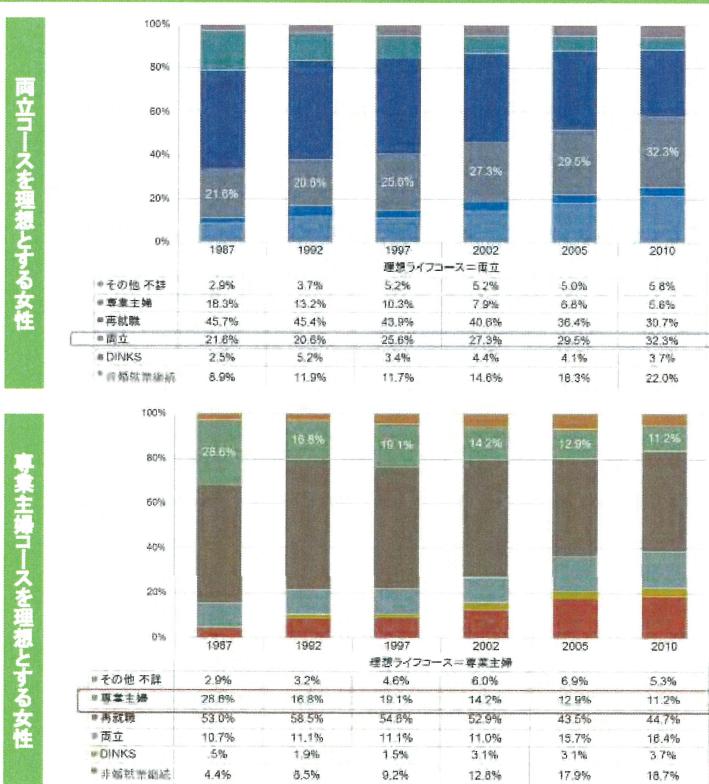
資料M-1



(出所) 釜野さおり・国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第2室長「女性のライフコースに関する意識の分析」(平成27年9月18日政府税制調査会総会)より作成  
(注)集計対象は、結婚経験がなく調査時点で異性と同様していない18~49歳の女性(1987年調査のみ18~34歳)

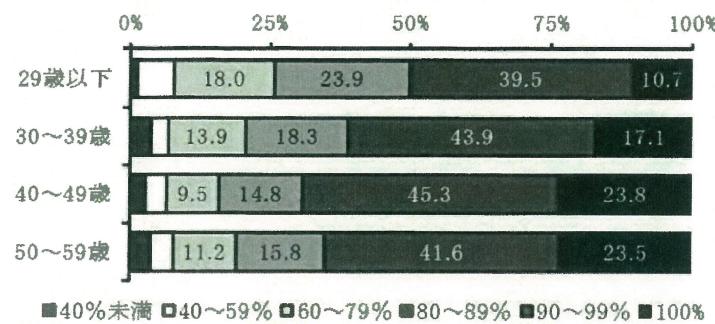
## 両立コース、専業主婦コースを理想とする女性の予想ライフコース

資料M-2



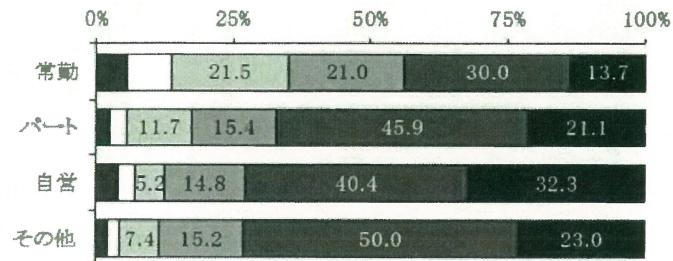
(出所) 釜野さおり・国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第2室長「女性のライフコースに関する意識の分析」(平成27年9月18日政府税制調査会総会)より作成

・妻の年齢別にみた  
妻の家事分担割合  
の分布



■40%未満 □40~59% ▨60~79% ■80~89% ■90~99% ■100%

・妻の従業上の地位  
別にみた妻の家事  
分担割合の分布



■40%未満 □40~59% ▨60~79% ■80~89% ■90~99% ■100%

(出所) 釜野さおり・国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第2室長「女性のライフコースに関する意識の分析」(平成27年9月18日政府税制調査会総会)より作成  
(原典)「第5回全国家庭動向調査」(2013年、社人研実施)

(注1)妻の年齢が60歳未満について集計。

(注2)自営には家族従業者を含む。その他の大多数は仕事を持たないいわゆる専業主婦である。

両立コース、専業主婦コースが実現すると考えるか否かのロジスティック回帰分析の結果

+ : 正 - : 負 (有意確率<.05)

	1992	1997	2002	2005	2010
出生年	+	+	+	+	+
大卒か否か	+		+	+	+
正規職員か否か					
親と同居か否か				—	
性別役割分業支持か否か					

両立コースを理想とする女性

+ : 正 - : 負 (有意確率<.05)

	1992	1997	2002	2005	2010
出生年	+	+		+	
大卒か否か					+
正規職員か否か				—	
親と同居か否か				—	
性別役割分業支持か否か	+	+	+	+	+

専業主婦コースを理想とする女性

(出所) 釜野さおり・国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第2室長「女性のライフコースに関する意識の分析」(平成27年9月18日政府税制調査会総会)より作成